

教育委員会臨時会議事日程

令和6年3月21日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について

横浜市特別支援教育推進指針（原案）について

南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について

全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

3 審議案件

教委第64号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第65号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第66号議案 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について

教委第67号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について

教委第68号議案 教職員の人事について

教委第69号議案 教職員の人事について

教委第70号議案 教職員の人事について

教委第71号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

4 その他

令和6年3月21日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

○3/18 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について

○横浜市特別支援教育推進指針（原案）について

○南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について

○全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

3 その他

横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について

平成30年の文化財保護法の一部改正により、市町村が作成する文化財保存活用地域計画が法定計画として位置付けられました。本市においても、文化財の保存・活用に関する現状や課題を整理するとともに、保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、横浜市文化財保存活用地域計画の作成を進めてきました。

令和5年第4回市会定例会こども青少年・教育委員会に御報告した横浜市文化財保存活用地域計画（素案）について、市民意見募集を実施し、貴重な御意見をいただくとともに、横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会及び横浜市文化財保護審議会において学識経験者等の意見聴取等を行いました。いただいた御意見等を踏まえ、横浜市文化財保存活用地域計画（原案）を策定しましたので御報告します。

1 市民意見募集

(1) 実施概要

ア 募集期間

令和5年12月22日から令和6年1月26日まで

イ 意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、FAX、郵送、持参

ウ 意見募集の周知方法

広報よこはま11月号、記者発表、教育委員会ホームページ、市SNS等を活用した発信、本編、概要版、チラシの配布・配架 ※本編は配架のみ

①配架・配布場所 441か所

(市・区役所、地区センター、横浜市歴史博物館等、指定等文化財所有者等)

②配架・配布数 チラシ約4,300部、概要版(点字版含む)約1,800部、本編約300部

(2) 実施結果

ア 意見の提出状況

66通、139件の御意見が寄せられました。

① 意見の提出方法・年代の内訳

提出方法	通数	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明・団体
電子申請システム	35通	2	13	4	8	7	1	0
Eメール	13通	0	0	0	2	6	1	4
FAX	7通	1	0	0	0	5	1	0
郵送	10通	0	0	0	4	4	1	1
持参	1通	1	0	0	0	0	0	0
計	66通	4	13	4	14	22	4	5

② 提出者の居住地の内訳

居住地	通数
市内	53通
市外	4通
未回答	9通
計	66通

イ 項目別意見数

項目	意見数	割合
序章について	6件	4.3%
「第1章 横浜市の概要」について	15件	10.8%
「第2章 横浜市の文化財の概要」について	9件	6.5%
「第3章 横浜市の歴史文化の特徴」について	5件	3.6%
「第4章 文化財の保存・活用の方向性と本計画で目指す姿」について	19件	13.7%
「第5章 文化財の保存・活用の方針と施策」について	30件	21.6%
「第6章 文化財の総合的・一体的な保存・活用」について	27件	19.4%
「第7章 文化財の保存・活用の推進体制」について	10件	7.2%
資料編について	1件	0.7%
全体を通して	17件	12.2%
計	139件	100%

※御意見を提出いただいた皆様が、意見提出時に選択・明記した項目に添って集計しています。明記されていなかったものは、事務局で振り分けました。複数の項目に関連する御意見は、内容に応じて各項目に分けています。

【参考】市民からの主な御意見

内容	御意見の例	意見数
個別の文化財の保存・活用に関する事	三溪園、旧長濱検疫所一号停留所、上郷深田遺跡、日吉台地下壕 等	31件
連携・協力、推進体制に関する事	・市民、学生、専門機関、ボランティア、NPO等の参加・協力が必要 ・文化財を担当する教育委員会だけでなく、色んな部署の取組で横浜の文化財を次世代に繋げていくことが重要。 ・行政の体制強化が必要 等	17件
計画全体への賛同・期待※	・横浜市の文化財の取組の全体像が体系的にまとまっていて、理解が深まった。今後の展開に期待。 ・まもる、つながる、いかすのトライアングルはいい。「横浜の歴史文化を次世代に継承していくため」に大切。 ・この計画は、まずは課題を共有するツールになると思う。 等	16件
施設に関する事	・施設の老朽化への対策、収蔵場所の確保 等	12件
関連文化財群に関する事	・開港期以前の横浜の歴史についてもわかりやすくまとまっていて、とてもいい。 ・ストーリーや構成要素の追加の提案 等	10件
情報発信の充実	・情報発信を充実させてほしい。 ・文化財について知る機会が無い。市民にもっとPRしてほしい。 等	9件
防災対策に関する事	・防災対策は貴重な文化財を保存するために大変重要。 ・発災した場合に、公的関連機関からの支援を検討してほしい。 等	6件
学び・体験の充実	横浜市内の歴史的な文化財を単に保存するだけでなく活用し、「学びや体験」に生かすという方向性は、きわめて重要で大いに期待。 等	3件
所有者・管理者への支援	文化財所有者や管理者に対して適切な支援をして頂きたい。 等	2件

※「計画全体への賛同・期待」については、個別の文化財等に関する賛同は除いています。

ウ 御意見の対応状況

対応状況	説明	意見数	割合
反映	御意見の趣旨を踏まえ、原案を修正したもの	10件	7.2%
包含・賛同	御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの	37件	26.6%
参考	取組等の参考とさせていただくもの	87件	62.6%
その他	本計画に関する質問、本計画に関連しない意見・要望等	5件	3.6%
	計	139件	100%

2 横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会及び横浜市文化財保護審議会からの主な御意見

本計画の作成にあたっては国の指針に基づき、学識経験者、文化財所有者、文化・まちづくりに関する団体、市民団体等で構成する「横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会」や、文化財に関する有識者で構成する「横浜市文化財保護審議会」から御意見をいただきながら、作成を進めてきました。素案についても、幅広い視点での御意見をいただきました。

【参考】主な御意見

- 文化財関連施設については、教育委員会所管の博物館だけでなく、他局が所管する施設や民間の施設も含めると、ネットワーク構築を考えやすくなる。
- 認定後、本計画を市民にきちんと伝えることが大事。
- 防犯についても触れた方がよいのではないかと。
- 市の地域文化財登録制度に関する説明に、「緩やかな規制で幅広く保護する登録制度」とあるが、指定制度と比べて、要件が緩やかという意図なら、「緩やかな基準で幅広く保護する」という表現がよい。

3 子どもからの主な御意見

小学校や無形民俗文化財保護団体にお伺いし、小学6年生を中心に、計画の概要を説明し、御意見をいただきました。

【参考】主な御意見

- もっと体験できる機会が増えるといいと思う。
- 楽しいと感じることが大切だと思う。実際にやってみて、体験することが大事。
- 歴史は難しい。なぜこれが文化財になったのかをわかりやすく伝えることが大事だと思う。
- 説明をきいて、横浜にいろんな文化財があることを初めて知った。文化財がどういうものなのか、知らない人は多いと思う。
- 文化財を広めるためにインターネットを使って広めるといいかもしれない。
- 簡単にできる守り方を伝えるといい。こういうことも守ることにつながるということがわかれば、意識が高まる。守りたいと思っている人は多いと思う。
- 200年も続いてきたお雛子を自分たちの代で絶やすのはもったいないと思うし、これまで続けてきた人に申し訳ないと思う。
- 昔からの伝統をつなぐっていいなと思う。
- 私たちが頑張らないと、つなぐ人がいなくなってしまう。意識しないと残せないと思う。

4 原案への反映

市民意見募集や横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会、横浜市文化財保護審議会でのいただいた御意見のほか、文化庁や神奈川県からの指導・助言等を踏まえ、素案を一部修正し、原案を策定しました。

【参考】主な変更点

(1) 序章 - 1 節計画作成の背景・目的 【原案2頁】

素案	原案	いただいた御意見
地域住民が大切に守ってきたもの及び地域を知る上で必要な文化財を緩やかな規制で幅広く保護する登録制度を運用しています。	地域住民が大切に守ってきたもの及び地域を知る上で必要な文化財を緩やかな基準で幅広く保護する登録制度を運用しています。	市の地域文化財登録制度に関する説明に、「緩やかな規制で幅広く保護する登録制度」とあるが、指定制度と比べて、要件が緩やかという意図なら、「緩やかな基準で幅広く保護する」という表現がよい。(審議会)

(2) 第1章-2 節社会的状況-⑥文化財関連施設 (図1-16:各施設の所在マップ) 【原案18頁】

素案	原案	いただいた御意見
横浜市教育委員会が所管する文化財施設を掲載	横浜市教育委員会が所管する文化財施設に加え、本計画に記載している市の関連施設や博物館法に基づく登録博物館を追加	文化財関連施設は教育委員会所管の博物館だけでなく、他局が所管する施設や民間の施設も含めると、ネットワークの構築を考えやすくなる。(協議会) 横浜市には横浜市歴史博物館をはじめ、横浜の歴史文化を学べる施設がたくさんある。計画に記載のある施設については地図に追加したほうがよいと思う。(市民)
○掲載施設 横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センター	○掲載施設(追加分) 横浜美術館、横浜みなと博物館、横浜市史料室、三溪園、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立金沢文庫、シルク博物館、馬の博物館、日本新聞博物館、そごう美術館、日吉の森庭園美術館	

(3) 第4章 4 節 目指す姿の実現に向けた課題 - 課題1 【原案46頁】

素案	原案	いただいた御意見
戦後の歴史的建造物や近代の遺跡等、調査が進んでいない分野の調査の実施	戦後の歴史的建造物や近代の遺跡(おおむね幕末開港期から第二次世界大戦終結頃までの遺跡。軍事に関する遺跡を含む)等、調査が進んでいない分野の調査の実施	本市における戦時中の動向や戦争遺跡の存在を加筆されるべき。(市民) 戦争の事実を次世代に伝えていくことは必要。そのためにきちんと遺跡調査をし、客観的事実をもとに正しく伝える事が大切(市民)

(4) 第4章 4 節 目指す姿の実現に向けた課題 - 課題9 【原案49頁】

素案	原案	いただいた御意見
所有者や管理団体といった特定の主体だけで文化財を保存・活用していくことは困難な場合もあるため、今後は、地域社会で課題を共有しながら、多様な主体の連携や子どもから大人まで幅広い世代の参画、新たな担い手や守り手の創出が必要です。	所有者や管理団体といった特定の主体だけで文化財を保存・活用していくことは困難な場合もあるため、今後は、地域社会で課題を共有しながら、多様な主体の連携や子どもから大人まで幅広い世代の参画、新たな担い手や守り手の創出が必要です。	若い世代にいかにか「つなげる」のか、その橋渡しができなければ他の「まもる」「いかす」も崩れてしまう。自分の街を愛し、誇りに思えるよう、良いイベントや勉強会を行ってほしい。(市民) 実際に体験できる機会やイベントが増えるといい。楽しいと感じることが大切。(小学生)

(5) 第7章 文化財の保存・活用の推進体制 【原案98頁】

素案	原案	いただいた御意見
本市の文化財の保存・活用を進めるには、行政や文化財の所有者のみならず、それらを取り巻く市民、関係団体、民間企業や専門機関等のそれぞれが主体となって、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。このことは、日頃の文化財の維持管理や活用などの取組のみならず、災害発生時や防犯対策としても有効です。	本市の文化財の保存・活用を進めるには、行政や文化財の所有者のみならず、それらを取り巻く市民、関係団体、民間企業や専門機関等のそれぞれが主体となって、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。このことは、日頃の文化財の維持管理や活用などの取組のみならず、災害発生時や防犯対策としても有効です。	防災だけでなく、防犯についても触れた方がよいのではないかと。(協議会) 多様な主体による連携は、防災のみならず防犯にも有効だと思う。文化財を地域で守れるような意識醸成ができるといい。(市民)

5 今後のスケジュール(予定)

令和6年 3月	市会常任委員会(原案の公表)、市民意見募集結果公表
3月末	原案を文化庁に提出 ※提出後、文化庁からの指示等による修正を行う場合があります。
6月	文化庁への認定申請
7月	文化庁による認定(予定)、公表

6 添付資料

- (1) 横浜市文化財保存活用地域計画(原案) 概要版
- (2) 横浜市文化財保存活用地域計画(原案) 本編

資料1

概要版

第1期

横浜市文化財 保存活用地域計画

Regional Plan for Preservation and Utilization of Cultural Properties
in Yokohama City, Kanagawa Prefecture, Japan
2024~2029

原案

市民意見等を踏まえた素案からの主な修正箇所について、黄色で色付けしています。(誤謬修正は除く)



横浜市

目次

1.はじめに	P.01
◆横浜市文化財保存活用地域計画とは	
◆本計画で目指す3つの姿	
◆文化財の保存・活用の方向性	
2.横浜市の歴史文化の特徴	P.02
◆5つの特徴	
3.範囲と推進体制	P.03
◆本計画での文化財と歴史文化	
◆推進体制	
4.現状と課題	P.04
◆目指す3つの姿の実現にあたっての課題の整理	
COLUMN 本市ならではの制度	
5.計画で取り組む施策	P.05-P.07
◆方針と施策	
◆施策と指標	
6.関連文化財群	P.08-P.09
◆9つのストーリーと構成する文化財	
7.文化財保存活用区域	P.10
◆各区域の特性に応じた保存活用	

1 はじめに

◆横浜市文化財保存活用地域計画とは

文化財は、長い歴史の中で生まれ、地域の人々に育まれながら、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

文化財には、社寺や民家などの建造物のみならず、仏像や絵画、祭礼や音楽、動物や植物などがあります。さらには、人々の暮らしと共に形成されてきた景観、土地に埋蔵されている遺跡等も含まれます。

これらは、地域の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことのできないものであり、将来における文化向上の基礎となるものです。

「横浜市文化財保存活用地域計画」は多様な主体がともに連携しながら、文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化を次世代に継承していくための計画です。

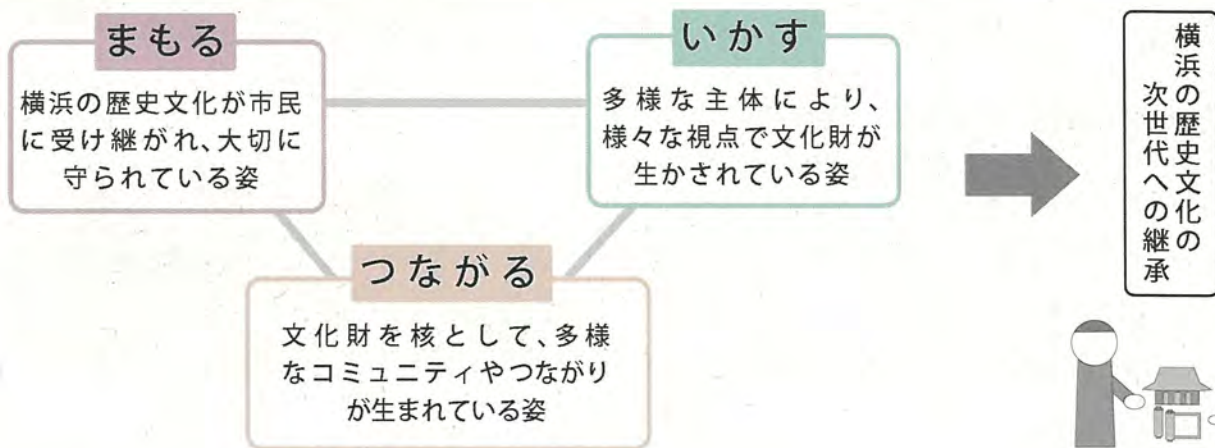


横浜市開港記念会館



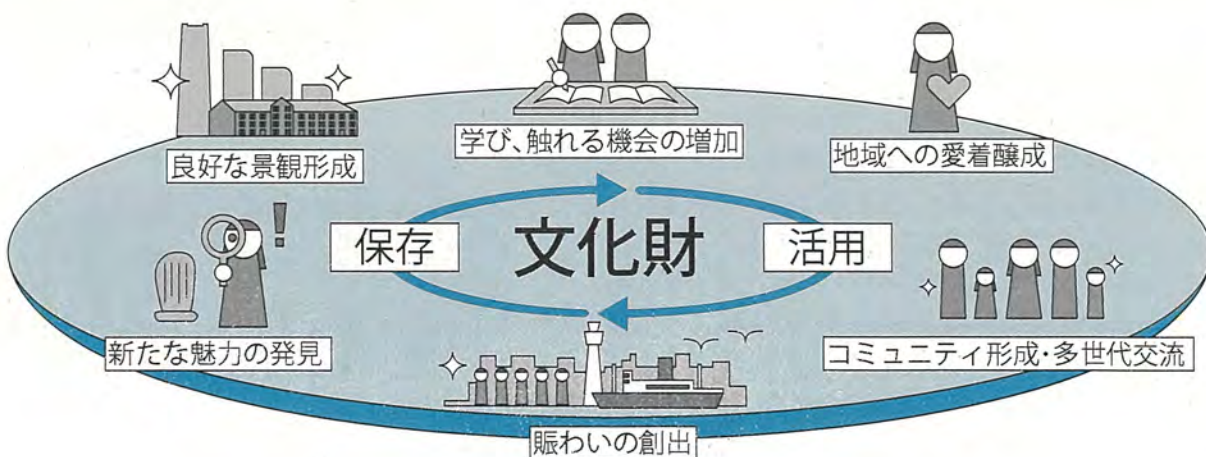
牛込獅子舞

◆本計画で目指す3つの姿



◆文化財の保存・活用の方向性

保存と活用は対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら、好循環を実現していきます。



2 横浜市の歴史文化の特徴

◆5つの特徴

横浜市には、先史時代から培われてきた文化財が継承されています。また、開港を契機に近代文明開化の地となった経緯もあり、個性的な街並みが形成されています。今日に至るまで、時代とともに積み重なり変化してきた多層的な歴史文化の特徴を、5つに分類・整理しました。

①海と川とともに暮らした先史から古代の人々

東京湾に面し、市域全体に河川がめぐる地形のため、先史から古代の人々は海と川と共に暮らしました。気候変動による海岸線の変化や稲作の始まりなどにより生活環境が変化し、それに伴い、人々の暮らす場所や様式も変わっていきました。



②鎌倉文化の広がり、戦乱と地域の再編成

鎌倉の武家政権が誕生すると、鎌倉の外港となった六浦地域(金沢区)に多くの寺社が創られ、中でも称名寺は学問の拠点となりました。一方、戦国期には小田原北条氏が地域を再編して小机城が支配拠点の1つとなり、東海道に面した神奈川湊が発展するなど、時代ごとに異なる経済的・文化的拠点が形成されていきました。



③陸路と海路が交差する江戸の玄関口

江戸時代には、江戸と上方を結ぶ大動脈である東海道が通り、神奈川・保土ヶ谷・戸塚の3つの宿場が置かれました。特に、神奈川は太平洋の重要な海路でもあり、海運の湊としても栄えました。陸と海の交差点として、多くの人や物が集散し、幕末期の開港場・横浜の礎となりました。また、庶民の旅が盛んになった18世紀後半には、金沢八景が景勝地として繁栄しました。



④開港に始まる国際性と近代性

幕末の開港を契機に、国内外の人々に移り住み、海外から様々な技術や文化が伝来しました。また、外国人向けの土産物や工芸品などが多く輸出されました。人・もの・情報が行き交う玄関口となり、国際貿易都市へと発展しました。



⑤谷戸や海辺で営まれた暮らし

都市化や生活様式の変化で、谷戸や海辺で自然とともに営まれた暮らしの様相は大きく変わりましたが、各地域には、豊作や大漁を願う行事や、厄除けなどを祈る祭礼が受け継がれています。民家や石造物、祭礼や芸能などの様々な有形・無形の文化財、田園や谷戸といった景観などを通じて、現在でもその姿を垣間見ることができます。

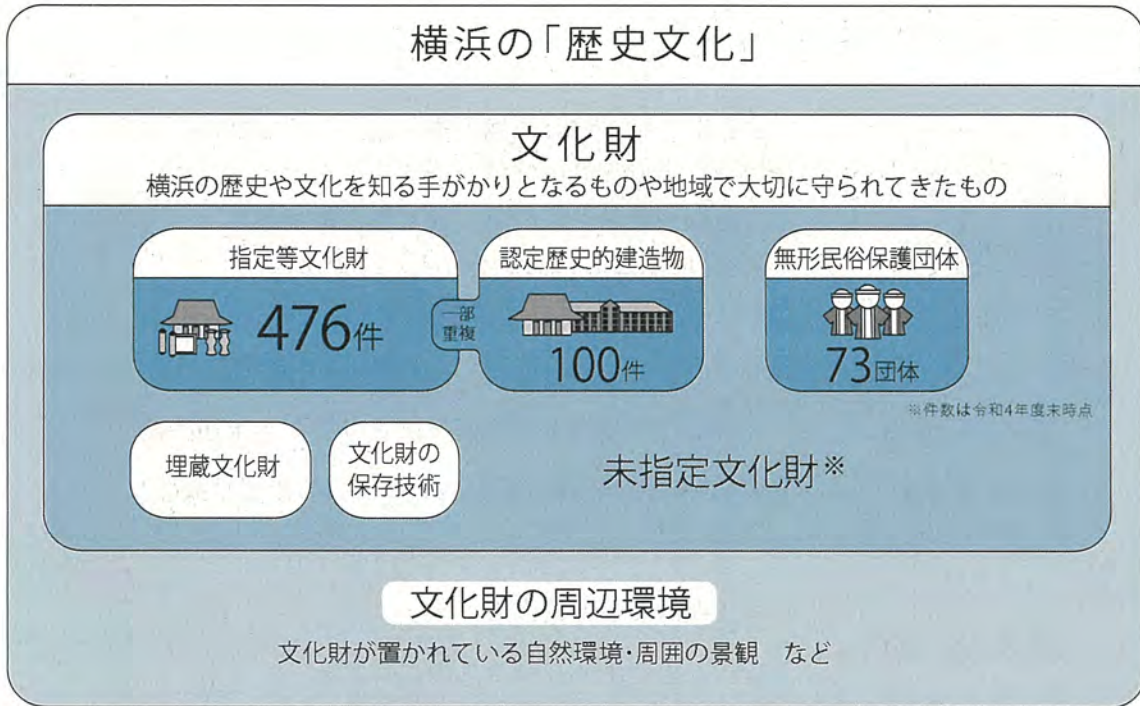


※1 景勝地(けいしょうち)…景色や風景が優れていて、観光するのに適した土地。

3 範囲と推進体制

◆本計画での文化財と歴史文化

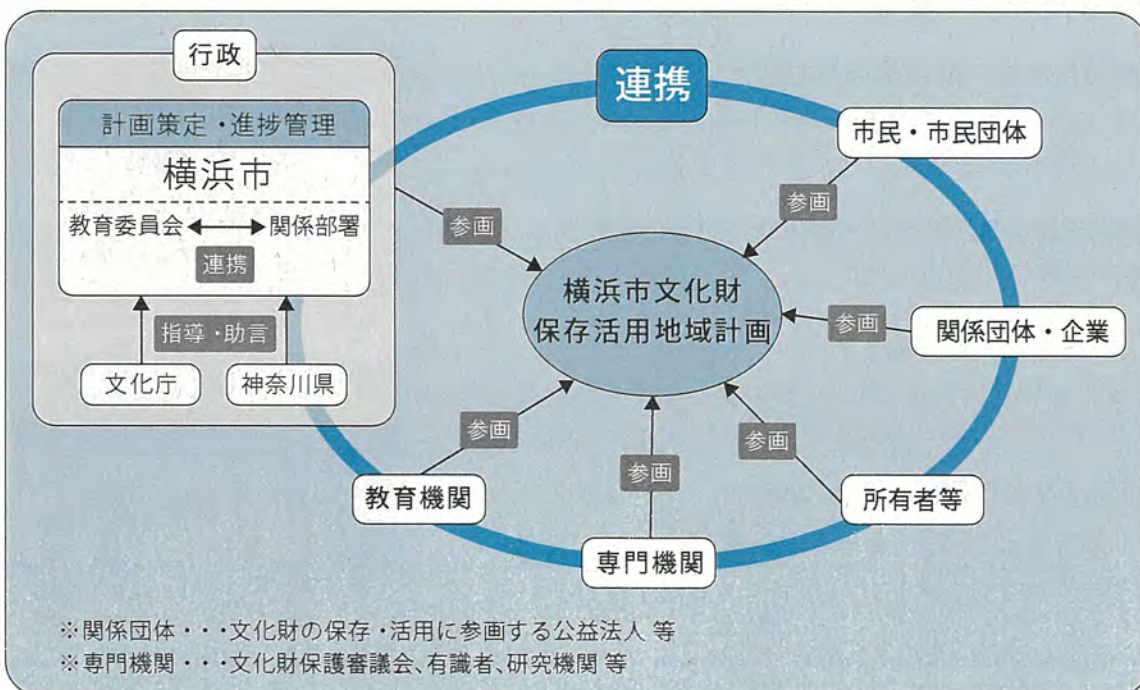
本計画では、横浜の歴史や文化を知る手がかりとなるものや地域で大切に守られてきたものを「文化財」とします。また、それらの文化財とその周辺環境も含め、文化財とそれに関わる様々な要素が一体となったものを「歴史文化」とします。



※未指定文化財…調査等により把握・整理されているもののうち、指定・登録等されていないもの

◆推進体制

文化財保護を所管する教育委員会を中心に、市内の関係部署と連携するとともに、市民、関係団体、民間企業、専門機関等のそれぞれが主体となって参画し、相互に連携しながら取り組みます。



4 現状と課題

◆目指す3つの姿の実現にあたっての課題の整理

文化財の保存・活用に関する取組は、行政のみならず多様な主体によって行われてきました。一方で、高齢化や自然災害の発生、感染症拡大などの社会状況の変化によって、人材不足や資金不足などの様々な課題も生じています。これらの課題は、行政や所有者・管理者だけで解決することは難しく、多様な主体が課題を共有し、これまで以上に連携を深めて取り組む必要があります。

まもる

に関する課題

- ・文化財の継続的な把握調査・追加調査の実施が必要
- ・埋蔵文化財調査の継続的な実施が必要
- ・文化財所有者や管理者に対する支援が必要
- ・火災、風水害等に対する防災対策が必要
- ・文化財の適切な保管・管理が必要

いかす

に関する課題

- ・文化財への理解促進と価値に配慮した活用が必要
- ・文化財に触れ、親しみを感じる機会の創出が必要

つながる

に関する課題

- ・情報発信の充実が必要
- ・新たな担い手や守り手の創出が必要
- ・相互連携・協力体制の整備が必要

COLUMN

本市ならではの制度

- 無形民俗文化財保護団体の認定制度(1977年～)
 - ✓ 地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を選考
- 横浜市文化財保護条例と歴史を生かしたまちづくり要綱の同日施行(1988年～)
 - ✓ 文化財としての「保護(保存・活用)」と、活用しながらまもる「保全活用」の両輪体制
 - ✓ 文化財の指定制度に加え、緩やかな規制で幅広く保護する地域文化財の登録制度の導入
- 横浜市の都市景観制度(2006年～)
 - ✓ 景観条例に基づき「都市景観協議地区」制度を設置
 - ✓ 歴史的な景観を大切に魅力ある都市景観の形成



無形民俗文化財保護団体によるお魔子の披露



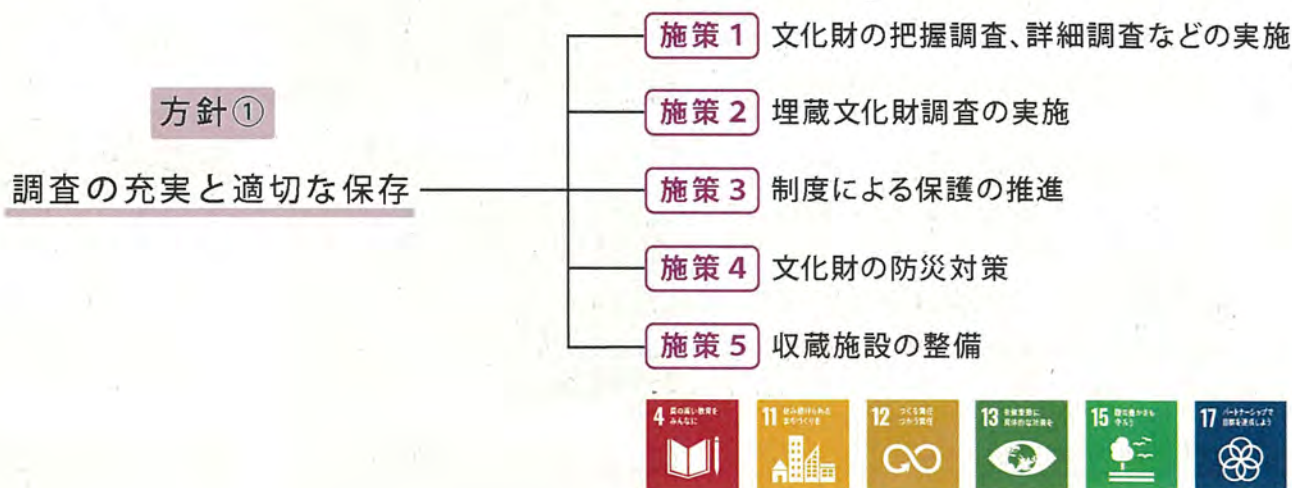
赤レンガ倉庫(横浜市認定歴史的建造物)

5 計画で取り組む施策

◆方針と施策

本計画では、文化財の所有者・管理者をはじめ、関係団体、民間企業、市民の皆様とともに保存活用を推進していくために、3つの「方針」と12の「施策」を次の通り整理しました。これまで受け継がれてきた歴史文化を次世代に継承していくため、中長期的な視点のもと施策を展開していきます。また、SDGsの基本理念も踏まえた方針や施策を通じて、教育やまちづくり、観光など様々な分野と連携を図ります。

なお、本計画での取組は『横浜市中期計画2022～2025』や『第4期教育振興基本計画』にも位置付けられており「歴史と創造性を生かしたまちづくり」や「市民の豊かな学び」につなげていきます。



◆施策と指標(主な指標:基準値→目標値)

施策1

文化財の把握調査、詳細調査等の実施

有識者や大学、博物館などと協働し、文化財の把握調査、詳細調査などを継続するとともに、指定等文化財の現況確認のための巡回調査を進めます。



主な指標

文化財の把握調査、
詳細調査件数(年間)

令和4年度 令和11年度
7件 → 10件

施策2

埋蔵文化財調査の実施

開発事業者や市民の理解を得ながら、埋蔵文化財の調査を行うとともに、出土品整理、報告書作成を進めます。また、埋蔵文化財を適切に取り扱うため、手引きを活用し、理解促進を図ります。



主な指標

土木工事等に伴う
試掘調査件数(年間)

令和4年度 令和11年度
13件 → 36件

施策3

制度による保護の推進

法令等に基づき、文化財の指定・登録、認定を進め、所有者などに対して修理・維持管理に必要な支援を行います。また、新たな財源確保にも取り組みます。



写真提供・撮影:(公財)美術院

主な指標

指定・登録文化財
の件数

令和4年度 令和11年度
476件 → 487件

施策4

文化財の防災対策

市内の指定・登録文化財を対象に、防災訓練などを通じた出火防止対策を行うほか、史跡内の崖地について、その価値を考慮しながら、安全対策を行います。



主な指標

史跡等の崖地年間
安全対策着手件数

令和4年度 令和11年度
5件 → 5件

施策5

収蔵施設の整備

博物館における資料の収集・研究事業を継続し、資料を次世代に継承していくため、収蔵品を適切に保管できる環境整備を進めます。



主な指標

出土文化財の
新たな保管場所
の確保

施策6

歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会の充実

横浜の歴史文化をわかりやすく伝え、体験や学びの機会の充実を図ります。また、博物館*を市民や子どもの学びの場として充実させるため、展示リニューアル等を検討します。



主な指標

文化財を活用した
訪問授業参加者数(年間)

令和4年度 令和11年度
1.2万人 → 1.3万人

*博物館:教育委員会が所管する横浜市歴史博物館、横浜開港資料館等

施策7 地域活動の活性化

地域の関係団体と連携・協働により地域の文化財を活用し、地域活動の活性化を図るとともに、文化財への理解促進と地域への愛着の醸成につなげます。



主な指標

文化財を活用した地域活動の推進

施策8 歴史を生かしたまちづくり

歴史的建造物の保全活用を通じて、横浜ならではの歴史文化を街の個性・魅力に転換し、横浜の歴史文化を都市の記憶として後世に引き継ぎます。



主な指標

横浜市歴史的風致維持向上計画の策定

施策9 文化財を活用した文化芸術活動

文化財や博物館等を、文化芸術の鑑賞・体験、発表等の場として活用し、歴史文化に親しむ機会を創出します。



主な指標

歴史公園等での文化芸術活動の年間実施回数

令和4年度 令和11年度
20件 → 26件

施策10 文化財を活用した賑わい創出

文化財の観光資源としての活用や文化観光拠点としての機能強化を図り、国内外からの誘客や賑わい創出につなげます。



主な指標

日本丸メモリアルパーク年間入館者数

令和4年度 令和11年度
45万人 → 50万人

施策11 情報の公開、発信の強化

博物館の所蔵資料のデジタル化、横浜の歴史文化に関する情報の発信等を強化し、多様な主体がアクセスしやすい環境を整えます。



主な指標

文化遺産オンラインで登録・公開する文化財の件数

100件

施策12 連携事業の推進と人材育成

文化財の保存・活用に関する連携・協働事業を推進し、それらに関わる人材育成、ネットワーク構築を目指します。



主な指標

市歴史博物館と区・地域との年間連携事業

令和4年度 令和11年度
11件 → 14件

6 関連文化財群

◆9つのストーリーと構成する文化財

関連文化財群は、市域に広がる多種多様な文化財を、歴史文化の特徴に基づくストーリーに沿って一体的に捉えたものです。本計画では、9つのストーリーを設定し、横浜の歴史文化の魅力や価値をわかりやすく伝え、普及活動にもつなげていきます。

①海と川とともに暮らした先史から古代の人々



東京湾に面し、市域に河川がめぐる地形により、先史から古代の人々は、海や川とともに暮らしました。海岸線の変化や稲作の始まりにより、暮らす場所や様式も変化し、その様子は市域で発見された数々の遺跡から伺えます。^{さんとのだい}三殿台遺跡、^{おおつか}大塚・^{さいかちど}歳勝土遺跡は、当時の集落が復元整備されています。



大塚遺跡復元



市ヶ尾横穴古墳群

●その他の文化財

三殿台遺跡、野島貝塚、三ツ沢貝塚、稲荷前古墳群 等

②武家社会下の交易・交通と文化



横浜市域は、12～19世紀まで続く武家社会において、常に政治や経済の中心に近接する位置にありました。湊や街道に多くのものや人が行き交い、経済や文化などが発展しました。



称名寺境内



小机城跡

●その他の文化財

朝夷奈切通、称名寺聖教、金沢文庫文書、茅ヶ崎城址、品濃一里塚 等

③横浜開港—国際貿易港のあゆみ—



日米和親条約の締結の地となった横浜村は、幕末の開港をきっかけに、国際貿易港として急速な発展を遂げました。横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本の玄関口となり、様々な海外の文物がもたらされ、横浜写真や^{まぐずやき}眞葛焼など横浜生まれの土産物や工芸品も、海外へ渡っていきました。



日米和親条約締結の地



眞葛焼

●その他の文化財

玉桶、神奈川県庁本庁舎、赤レンガ倉庫、横浜市開港記念会館、旧長濱検疫所一号停留所 等

④シルクがもたらした繁栄



開港以降、明治期を通じ、生糸が横浜の輸出業を支え、周辺の郡部では、養蚕や製糸が盛んに行われるようになりました。

生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、財を成した実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもちました。



三溪園



旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所

●その他の文化財

臨春閣、旧清水製糸場本館、蚕御霊神塔 等

⑤ コスモポリタン都市—文化の交差点—



開港を機に、国内外から多くの人々が移り住みました。外国人居留地には各国の商館が並び、山手は居留外国人の住宅地として発展しました。それにより、海外の芸術・文化は、様々な「もののはじめ」として横浜から国内に広まりました。



横浜開港資料館旧館



旧根岸競馬場一等馬見所

●その他の文化財

山手公園、プラフ 18 番館、地藏王廟、ビール製造発祥の地 等

⑥ 近代都市を支えたインフラストラクチャー



幕府の居留地改造計画で実現した日本大通りや横浜公園、日本初の鉄道開業や近代水道の敷設、フランス人実業家ジェラルドが製造販売した煉瓦・西洋瓦など、国内の他都市に先行して近代技術が導入されました。



日本大通り



西谷浄水場濾過池整水室上屋3号棟 他

●その他の文化財

横浜公園、日本最初のガス会社跡、二代目横浜駅基礎等遺構 等

⑦ 焼け跡から二度よみがえった都市



横浜は、二度にわたる災禍を乗り越え発展しました。関東大震災後は、震災復興事業と大横浜建設事業により現在の都市の骨格が作られました。終戦後の復興は、占領軍の接収により大きく遅れますが、徐々に解除され、防火帯建築や公共施設が整備されます。



山下公園



ホテルニューグランド本館

●その他の文化財

震災復興橋梁、神奈川県立図書館・音楽堂、野毛都橋商店街ビル 等

⑧ 谷戸・里山と横浜の原風景



市域には、「谷戸」と呼ばれる地形があり、古くから農業が営まれ、多様な生き物が生育・生息する環境が生まれました。人と自然が関わる谷戸の環境は「里山」と呼ばれ、横浜の歴史文化を伝える貴重な環境です。昔の民家や生活用具も、当時の暮らしを今に伝えてます。



ミヤコタナゴ



旧横溝家住宅

●その他の文化財

寺家ふるさと村、こども自然公園のゲンジボタル及びその生息地 等

⑨ 地域が育む祭礼・行事



市域には、人々が神や仏に対して豊作、大漁、厄災除け等を祈願する様々な祭礼や行事が伝えられています。また、時代を超えて受け継がれてきた神仏を敬う意識は、社寺境内の自然を保護することにつながり、市域には古木や樹叢が伝えられています。



祇園舟



金沢八景御伊勢山・権現山の樹叢

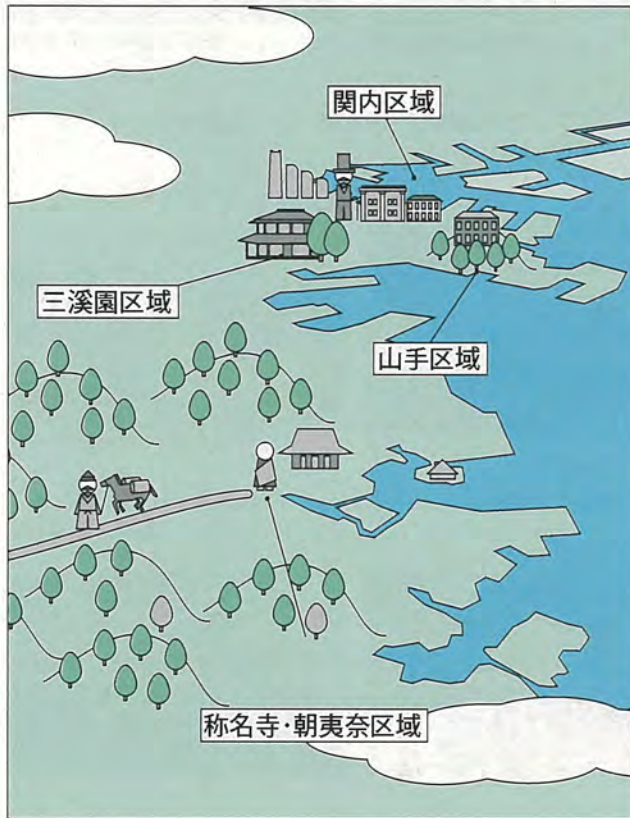
●その他の文化財

蛇も蚊も、鶴見の田祭り、お札まき、お馬流し、春日神社の社叢林 等

7 文化財保存活用区域

◆各区域の特性に応じた保存活用

文化財保存活用区域は、文化財が集積し、その周辺環境も含めて文化財を核とした文化的空間を創出するための区域です。本計画では4区域を設定し、区域内の文化財所有者や市民、行政等が連携を図りながら、取組を進めます。



関内区域

関内区域は、日米修好通商条約によって設置された開港場の中心地区です。開港場の警備のため、周囲を河川と水路で囲い、橋に関門を設けたことから、この区域を「関内」と呼ぶようになりました。幕末期の開港により、近代日本の経済や流通の中心となり、震災や戦災等の困難を乗り越えてきた歴史を伝える建造物が多く所在するとともに、行政庁舎や賑わい創出の拠点などに活用され、良好な景観が残されています。

山手区域

山手区域は、1867年に外国人居留地として開設された地区です。港や市街地を一望する丘陵地に位置し、居留外国人の住宅地として整備されたことで、異国情緒漂う街並みが形成されてきました。斜面地や公園、歩道沿いの生垣、各所に残された多くの緑のほか、今もなお残る歴史的建造物が、かつての人々の暮らしを伝えるとともに、歴史的な街並みを形成しています。

三溪園区域

三溪園は、製糸業・生糸貿易で財を成した原富太郎（三溪）が私財を投じて本牧の谷戸に整備した庭園で、その広さは約5万3千坪に及び、ひとりの実業家による文化財保護の事例として重要です。富太郎は京都をはじめとする各地の歴史的建造物を土地の起伏を生かして、庭園としての景観上の調和に配慮しながら、設計・配置しました。園内の建造物の多くが国重要文化財や市指定文化財となっているだけでなく、庭園としての優れた価値から国の名勝にも指定されています。

称名寺・朝夷奈区域

当区域は中世東国の政治・文化的な中心都市鎌倉の一部であった地域です。北条実時によって創建された称名寺は、金沢北条氏の菩提寺として広大な七堂伽藍や浄土庭園が整備され、実時が歴史・文学・宗教に関わる書籍を収めた金沢文庫とともに学問・文化の拠点となり、多くの国宝や重要文化財を所蔵しています。また、都市鎌倉の外港として物資集散の拠点となった六浦津、六浦津から鎌倉に物資を輸送するため整備された朝夷奈切通は、鎌倉を支える重要なインフラの役目を果たしました。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

横浜市

横浜市文化財保存活用地域計画(原案)

令和6年3月発行

横浜市教育委員会事務局 生涯学習文化財課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話:045-671-3284 FAX:045-224-5863

第1期

横浜市文化財 保存活用地域計画

Regional Plan for Preservation and Utilization of Cultural Properties
in Yokohama City, Kanagawa Prefecture, Japan
2024~2029

原案

市民意見等を踏まえた素案からの主な修正箇所について、黄色で色付けしています。(誤謬修正は除く)



横浜市

目次 / Contents

はじめに	1
序章	
1 節 計画作成の背景・目的	2
2 節 本計画における「文化財」と「歴史文化」	3
3 節 本計画の位置付け	4
4 節 本計画作成の体制・経過と計画期間・進捗管理	9
第1章 横浜市の概要	
1 節 自然的・地理的環境	10
2 節 社会的状況	13
3 節 歴史的背景	19
第2章 横浜市の文化財の概要	
1 節 文化財保護法・条例に基づく保護	28
2 節 その他の制度による保護	34
3 節 未指定文化財	35
第3章 横浜市の歴史文化の特徴	
1 節 海と川とともに暮らした先史から古代の人々	36
2 節 鎌倉文化の広がり、戦乱と地域の再編成	36
3 節 陸路と海路が交差する江戸の玄関口	37
4 節 開港に始まる国際性と近代性	38
5 節 谷戸や海辺で営まれた暮らし	39
第4章 文化財の保存・活用の方向性と本計画で目指す姿	
1 節 文化財の保存・活用の方向性	40
2 節 本計画で目指す3つの姿	41
3 節 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組	42
4 節 目指す姿の実現に向けた課題	46
第5章 文化財の保存・活用の方針と施策	
1 節 文化財の保存・活用に関する方針	50
2 節 文化財の保存・活用に関する施策	53
第6章 文化財の総合的・一体的な保存・活用	
1 節 総合的・一体的な保存・活用	60
2 節 関連文化財群－9つのストーリーと構成する文化財	60
3 節 文化財保存活用区域	89
第7章 文化財の保存・活用の推進体制	
1 節 推進体制	98
2 節 行政の体制	98
3 節 行政以外の主体	99
資料編	102

はじめに / Introduction

横浜は、1859(安政6)年の開港を契機に、国内外から多くの人々が集まるとともに、先駆的な日本人や伝統的な日本文化が横浜から海を渡り、日本近代化の窓口として栄えました。常に、時代を先取りしながら、国際港都として新たな魅力と活力を生み出し、我が国最大の人口を抱える基礎自治体として、これまで発展を続けてきました。

こうした背景から、横浜の歴史といえは、「開港」のイメージが先立ちますが、実際には、先史時代から現代に受け継がれてきた有形・無形の幅広い時代の文化財が、所在しています。

これらの文化財は、横浜市がこれまでおかれてきた長い歴史の中で生まれ、地域の人々に育まれながら、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。これらの文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことができないもので、将来における文化の向上の基礎となるものです。

しかしながら、高齢化や社会状況の変化の中で、文化財の継承が難しくなってきました。国では2018(平成30)年年に文化財保護法を一部改正し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことが求められるようになりました。本市においても、このような変化に対応するため、文化財の保存・活用に関する初めての総合計画となる「横浜市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

本計画では、文化財の「保存」と「活用」が、対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら好循環を実現することを基本的な考えとし、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を目指す姿として設定しています。この3つの姿の実現に向けて、3つの方針に基づく12の施策を展開していくとともに、横浜の歴史文化の特徴から、市域の文化財を9つのストーリーと4つの区域によって一体的に捉え、横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高めるための取組も進めていきます。

本計画の策定を契機に、本市の文化財の保存・活用に関する課題や方向性を、文化財の所有者のみならず、市民、関係団体、専門機関等の皆様と共有し、ともに連携しながら取り組むとともに、子どもから大人まで幅広い世代の市民の皆様、横浜の歴史文化に触れていただく機会や参画の機会が増え、これまで受け継がれてきた横浜の歴史文化を、地域社会総がかりで、次世代に継承していくことを目指しています。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力を賜りました、横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会及び横浜市文化財保護審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました皆様、心より御礼申し上げます。

2024年3月 横浜市教育委員会

序章

1 節 計画作成の背景・目的

本市では、文化財保護法等に基づき、文化財の保存・活用を進めるとともに、1987(昭和62)年に制定した「横浜市文化財保護条例」に基づき、歴史上、学術上の価値を有する文化財の指定制度の他、地域住民が大切に守ってきたもの及び地域を知る上で必要な文化財を緩やかな基準で幅広く保護する登録制度を運用しています。この他、無形民俗文化財保護団体の認定制度を運用し、地域に結びついた特色ある民俗芸能の保護団体の育成にも取り組んでいます。

文化財保護条例が施行された1988(昭和63)年には、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行し、「文化財保護」と「歴史を生かしたまちづくり」の制度を相互に補完しながら、それらの保護に努めてきました。同要綱では、景観上重要な歴史的建造物等を魅力あるまちづくりの核として保全活用する取組を進め、歴史的建造物の認定・登録制度を運用しています。この他、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(以下、「景観条例」と言う。)に基づく特定景観歴史的建造物制度の運用、公園内における歴史的建造物の公開・活用、横浜港に関する文化財を活用した賑わいの創出、各地域の歴史文化を生かしたイベントなど、他の行政分野においても様々な取組を行っています。また、関係団体、市民団体、NPO法人、市民ボランティアなど、行政以外の主体による取組も行われています。

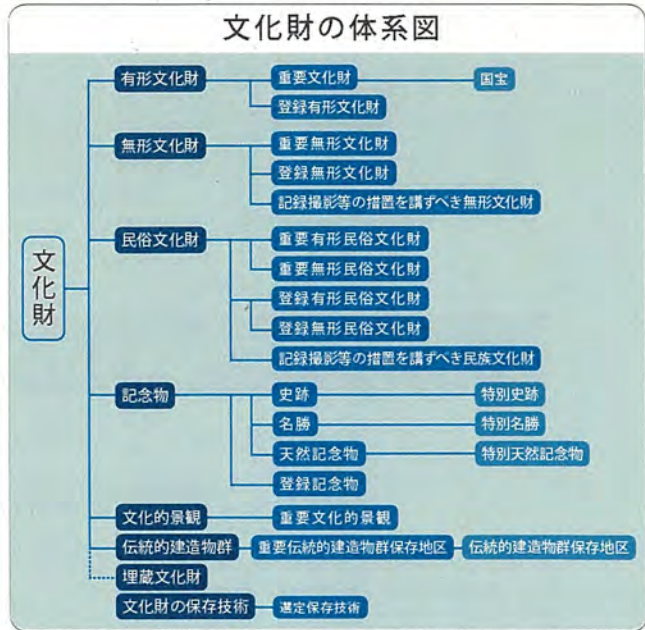
2018(平成30)年には、これまで法や条例で保護されてきた文化財と、価値付けが明確でなかった未指定文化財も含めて、まちづくりなどに生かし、地域社会総がかりでその継承に取り組むことを趣旨とした文化財保護法の改正が行われ、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村による文化財保存活用地域計画の作成が可能となりました。文化財の保存・活用を進めるにあたっては、高齢化や自然災害の増加、その他社会状況の変化に伴い、文化財の維持管理や保存・活用の担い手育成などの面で課題が生じる他、法や条例で保護された文化財の他、まだ価値付けが明確になっていないものも多くあります。

そこで、本市の文化財の保存・活用に関する現状や課題を整理するとともに、保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、2019(令和元)年に策定された神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合計画として「横浜市文化財保存活用地域計画」(以下、「本計画」と言う。)を作成することとしました。

2 節 本計画における「文化財」と「歴史文化」

◆文化財

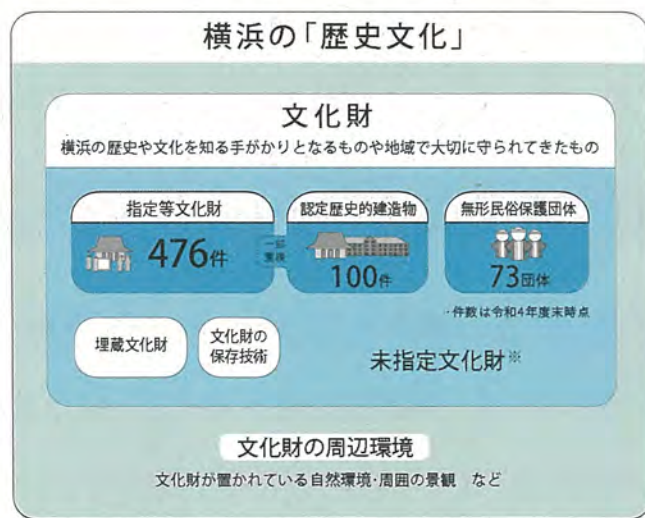
本計画における文化財とは、横浜の歴史や文化を知る手がかりとなるものや地域で大切に守られてきたものを指します。文化財保護法や条例に基づく指定等文化財だけでなく、埋蔵文化財、文化財の保存技術の他、「歴史を生かしたまちづくり要綱」で認定された「認定歴史的建造物」※1、本市で認定された無形民俗保護団体、未指定文化財※2 も含みます。



図序-1 文化財保護法に基づく文化財の種類

◆歴史文化

本計画における歴史文化とは、文化財が置かれている自然環境・周囲の景観など、文化財の周辺環境も含め、文化財とそれに関する様々な要素が一体となったものを指します。



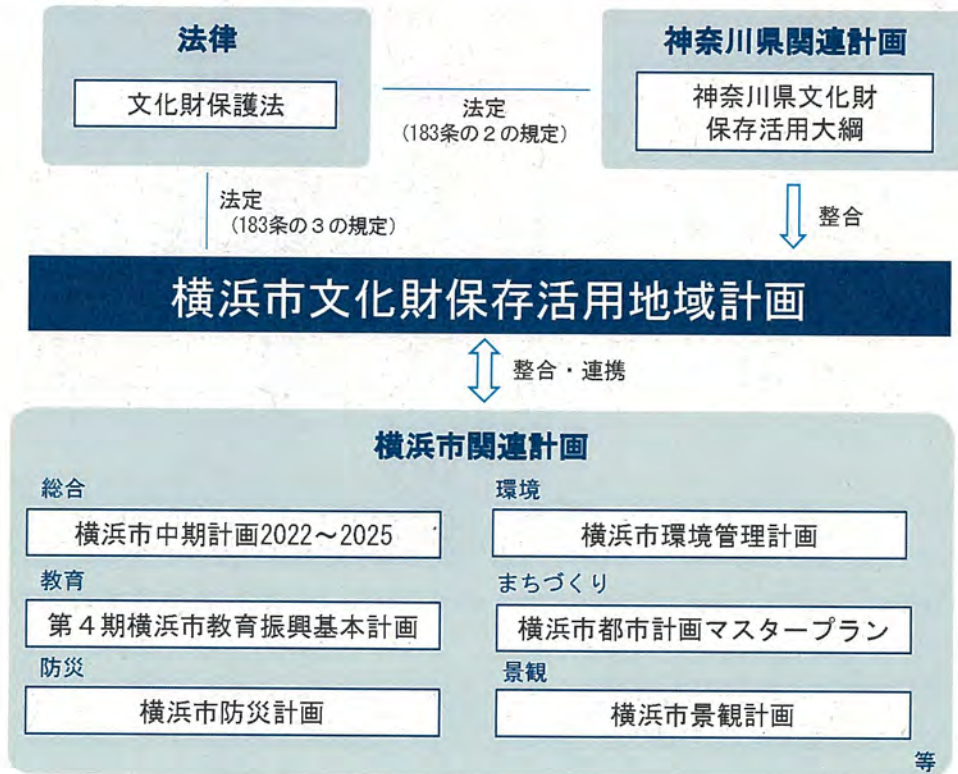
図序-2 本計画における「文化財」と「歴史文化」

※1 認定歴史的建造物の一部は、認定歴史的建造物への認定後に国の重要文化財に指定された旧横浜船渠株式会社第二号船渠のように、指定等文化財に該当するものも含む。

※2 未指定文化財は、調査により把握・整理されている文化財のうち、指定・登録等されていないものを指し、文化財保護法で規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型以外の文化財も含む。

3 節 本計画の位置付け

本計画は、本市における文化財の保存・活用に関する中長期的な目標(マスタープラン)と具体的な取組内容(アクションプラン)を示すもので、神奈川県文化財保存活用大綱と整合を図る他、本市の計画の関連する部分との整合・連携を図り、文化財保護法第183条の3で規定する法定計画として作成しました。また、個別の文化財保存活用計画についても、本計画との整合・連携を図るものとします。



① 関連計画の概要

㊦ 文化財の保存・活用に関する計画

◆神奈川県文化財保存活用大綱 [2019(令和元)年11月]

神奈川県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、県や市町村、県民など、地域全体で連携・協力しながら、文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤として策定しています。「文化財を守り、伝え、活用し、歴史や文化、自然を感じる魅力あふれる神奈川へ」を基本理念とし、「文化財の価値に関する意識の共有」、「県民が共に支える文化財の保存・継承」、「文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり」の3つを基本的方向性として示しています。

〈計画期間〉 特定の期間は設定しない。

※社会状況の変化、本県の総合計画の改定及び市町村の状況等も踏まえ、より望ましい文化財の保存・活用を図るために必要が生じた場合は、随時見直しを行う。

① 本市の総合計画

◆横浜市中期計画 2022～2025〔2022(令和4)年12月〕

2040(令和22)年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」の実現に向け、全ての政策分野の基軸に据える上位指針として、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、9つの中期的な戦略を定めるとともに、戦略をふまえて、計画期間の4年間で重点的に取り組む38の政策を取りまとめたものです。文化財の保存・活用に関する取組は、政策30の主な施策3「歴史と創造性を生かしたまちづくり」に位置付けています。

計画期間	2022(令和4)年度～2025(令和7)年度(4年間)
関連箇所	<p>政策30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進</p> <p>主な施策3 歴史と創造性を生かしたまちづくり</p> <p>…創造界隈拠点などの歴史的建造物等を活用した魅力的なまちづくりを推進します。あわせて、都心臨海部の景観を先端技術による光と音楽で演出するなど、横浜ならではの夜景をまちぐるみで創出します。また、「横浜市文化財保存活用地域計画」に基づき、横浜に残る多様な文化財等の保存・活用を効果的に進め、市民の学びの機会の充実を図ります。</p>

② 本市の教育に関する総合計画

◆第4期横浜市教育振興基本計画〔2023(令和5)年2月〕

2030(令和12)年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」(2018(平成30)年策定)のアクションプランです。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けています。計画では、「横浜教育ビジョン2030」が示す教育の方向性に基づき、8つの柱とそれに連なる各施策を示しています。

文化財の保存・活用に関する取組は、柱8の施策3「横浜の歴史に関する学習の場の充実」に位置付けています。

計画期間	2022(令和4)年度～2025(令和7)年度(4年間)
関連箇所	<p>柱8 市民の豊かな学び</p> <p>施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実</p> <p>・行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。</p> <p>・児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。</p>

㊦ 本市の防災に関する総合計画

◆横浜市防災計画

災害対策基本法に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画です。災害の種類に応じて、「震災対策編」(令和5年4月)、「風水害等対策編」(令和4年4月)、「都市災害対策編」(令和5年4月)の3編で構成しています。文化財の防災対策については、「震災対策編」に位置付けています。

計画期間	毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。
関連箇所	<p>第2部 災害予防計画(第1章 地震に強い都市づくりの推進)</p> <p>第10節 文化財等の防災対策</p> <p>過去の大震災では、多数の文化財等が被災しました。本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>文化財防火デー(毎年1月26日)を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。</p> <p>2 文化財の所在情報等の充実・整備</p> <p>横浜市文化財保護条例(昭和62年12月条例第53号)に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。</p> <p>3 歴史的建造物等の防災対策</p> <p>本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」(昭和63年4月1日実施)を定め、歴史的建造物等の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。</p>

※2024(令和6)年4月改正予定

㊧ その他の計画

◆横浜市環境管理計画 [2018(平成30)年11月]

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく環境の総合計画として、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

関連箇所	<p>5章 環境側面からの基本施策</p> <p>基本施策2 生物多様性</p> <p>～身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし～ [生物多様性横浜行動計画(ヨコハマbプラン)]</p> <p>3 取組方針</p> <p>(2)保全・再生・創造～地域の特性に応じた保全・再生・創造の取組を進めます～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生き物の生息・生育環境の保全を中心とした取組 ● 動物園における種の保全の取組(生育域外保全) ● 再生を中心とした取組 ● 創造を中心とした取組
------	--

◆横浜市都市計画マスタープラン全体構想 [2013(平成25)年 3月]

本市の都市計画に関する長期的な基本方針であり、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられています。

基本的な目標年次:2025(令和7)年

<p>関連箇所</p>	<p>目標⑥ 横浜らしい水・緑環境の実現と、都市の魅力を生かしたまちづくり 歴史的建造物や美しい街並み、海辺の倉庫等といった横浜特有の地域資源を生かした都市空間の保全・整備といった都市デザインによる魅力あふれる都市空間の形成を継続します。それとともに、それらの空間をアーティストやクリエイター等による創造的活動の拠点として活用するといった創造都市の取組を推進し、交流拠点都市としての魅力を更に高めます。多くの市民に親しまれている緑地・農地や古民家などの地域資源を生かし、各地域が持っている魅力的な景観を今後とも維持保全し、更に高めます。(一部抜粋)</p>
-------------	--

◆横浜市景観計画 [2023年(令和5)年1月]

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準(景観形成基準)等を定めています。市域全体を景観計画区域としていますが、そのうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区(景観推進地区)を、4区域指定[※]し、行為制限や必要な手続きについて定め、景観形成を図っています。

※ 景観推進地区:関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区

<p>関連箇所</p>	<p>第2 良好な景観の形成に関する方針 2 良好な景観形成の考え方 「横浜らしい景観をつくる10のポイント」と、地形や歴史、都市機能、計画上の位置づけ等から景観の特徴で6つのエリアに分類した「地域ごとの景観づくりの方向性」を手がかりに、その場所ならではの景観の将来像を考え、良好な景観形成を図ります。 【横浜らしい景観をつくる10のポイント】(一部抜粋) ③歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり ④水と緑の保全・活用と創出による景観づくり ⑩想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり</p> <p>第3 景観重要建造物の指定の方針 豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。 このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。 (1)港町や異国の文化を伝える建造物 (2)横浜の発展の歴史を伝える建造物 (3)谷戸や里山などの自然景観を構成する形態意匠の建造物 (4)地域独自の個性と魅力ある街並みを構成する形態意匠の建造物</p> <p>第4 景観重要樹木の指定の方針 豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。 このような都市景観を構成する次のような樹木を景観重要樹木として指定するものとします。 (1)公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木 (2)木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木 (3)地域の歴史を伝える樹木 (4)地域の特徴的な街並みを構成する樹木</p>
-------------	---

② SDGs(持続可能な開発目標)との関連

2015(平成27)年9月、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030(令和12)年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。同アジェンダでは、宣言に加え、169の関連ターゲットを伴う17の目標が掲げられました。

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という考え方は基礎自治体にも求められ、本市では、「横浜市SDGs未来都市計画(2022～2025)」を策定し、あらゆる施策においてSDGsの実現に向けた取組を進めています。

本計画においても、SDGsの基本理念をふまえた取組の方針や施策を通じて、教育やまちづくり、観光など様々な分野と連携を図りながら、「持続可能な文化財の保存・活用」を進めていくことを目指します。

なお、本計画の方針や施策とSDGsの目標との関連は、第5章1節に記載しています。

目標4		<p>すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
目標8		<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> <p>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>
目標11		<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p>
目標12		<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>
目標13		<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
目標15		<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p>
目標17		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

図序-4 本計画に関する主なSDGs(持続可能な開発目標) ※外務省ホームページに掲載されている、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(仮訳)」を参照し、関連する箇所を抜粋した。また、下線は本計画に関連する事項。

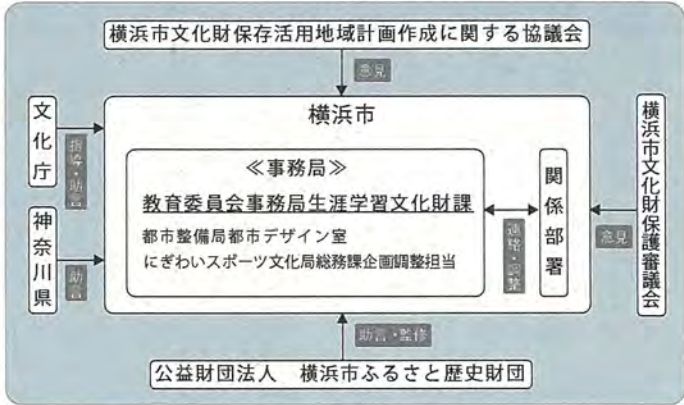
4節 本計画作成の体制・経過と計画期間・進捗管理

① 本計画作成の体制・経過

文化庁の「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に基づき、学識経験者、文化財所有者、行政関係者、文化・まちづくりに関する団体、市民団体等で構成する「横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会」(文化財保護法第183条の9)、文化財に関する有識者で構成する「横浜市文化財保護審議会」からご意見をいただくとともに、文化庁による指導・助言、神奈川県による助言、(公財)横浜市ふるさと歴史財団による専門的助言や監修のもと、作成しました。

また、2020(令和2)年に文化財の所有者・管理者向けのアンケート、2023(令和5)年12月～2024(令和6)年1月に市民意見募集を行いました。

【資料編1】横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会
【資料編2】横浜市文化財保護審議会



図序-5 計画作成の体制

② 計画期間

前述の指針では、地方公共団体が作成する文化財保存活用地域計画の計画期間を概ね5年から10年とすることとされています。本市では、「横浜市中期計画2022～2025」及び「第4期横浜市教育振興基本計画」の計画の周期(4か年)に合わせ、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度の6年間を計画期間とします。

なお、社会情勢や関連計画の内容等、本計画を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は必要に応じて見直しを行い、軽微な変更*を行う場合には県と文化庁に報告し、軽微ではない変更が必要な場合には文化庁長官による変更の認定を受けます。

*軽微な変更とは、「計画期間の変更」、「市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」以外を指す。

③ 本計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画では、文化財の保存・活用を、より効果的に進めるため、3つの方針と12の施策を設定するとともに、各施策を実現するための取組のうち主要なものを「主な取組」として提示しています。

各施策においては、主な取組によってもたらされる効果や成果を測るため、客観的・定量的に把握できるものや、施策の中で重点的に取り組む事業の実績を表すものを、指標として設定します。

これらの施策・取組については、年度ごとにその実施状況を把握・評価し、本計画の実施報告書としてまとめ、横浜市文化財保護審議会への報告等を行います。

また、計画期間の最終年度には計画期間後の取組等についても検討します。



図序-6 本計画の進捗管理の考え方

第1章 横浜市の概要

本章では、本市の文化財の保存・活用を考えるための前提となる、自然的・地理的環境と、社会的状況、歴史的背景について概観します。

1節 自然的・地理的環境

① 位置

本市は関東平野の南西部、神奈川県東部に位置し、北は川崎市、西は大和市・藤沢市・東京都町田市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接しており、東は東京湾に面しています。面積は約435.95km²で、神奈川県全体の面積の約18%を占めています【図1-1】。



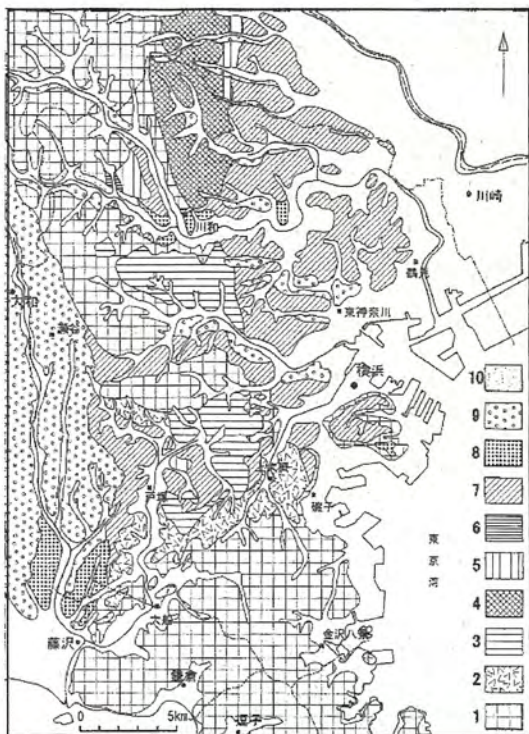
【図1-1】 横浜市の位置

② 地形・地質

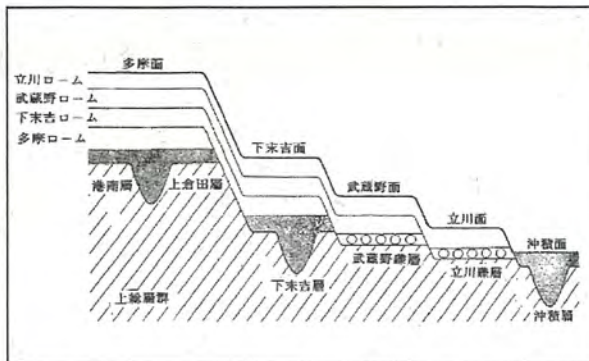
市域には、北西部に多摩丘陵、南部に三浦丘陵に連なる丘陵部があり、56の河川が流れています。坂や傾斜地が多く起伏に富んだ複雑な地形となっており、広域的に連続した水・緑環境を有しています。また、本市の地形は、丘陵地、台地、低地及び埋立地に分けられます。海岸部には埋立地が造成されており、海岸線のほとんどが人工的な地形に改変されています。

現在確認できる市域で最古の地層は、約250万年前～120万年前に形成された「上総層群」です。上総層群はかつて関東平野が海だった頃に、海底の砂や泥が堆積してできた海成層群で、東京湾を渡って千葉県まで広がっています。比較的硬い地層であるため、一般的に市内の建築物の支持層となっています。海成層では貝化石が発見されることがあり、上総層群の1つで、主に金沢区から鎌倉市にかけて分布する野島層は、良好な状態の貝化石が発見されており、野島海岸は、市内で唯一の自然海岸です。

上総層群は、約60万年前以降の気候変動による海面の下降と上昇の繰り返しで形成された地層に不整合におおわれています。海面の下降時には浸食谷が、上昇時には溺れ谷が堆積物により埋もれ、その上を火山灰が覆うサイクルを繰り返しました。約8万年前以降には、砂礫層と横浜周辺の「富士山」と「箱根山」等の火山灰が堆積した新期ローム層(武蔵野ローム、立川ローム)が形成されました。約2万年前には最終氷期最盛期以降の海面上昇により沖積層が形成され、河川の下流域や海岸低地などで沖積低地を構成しています。



【図1-2】 市域の地質略図 出典:『わかるヨコハマ』

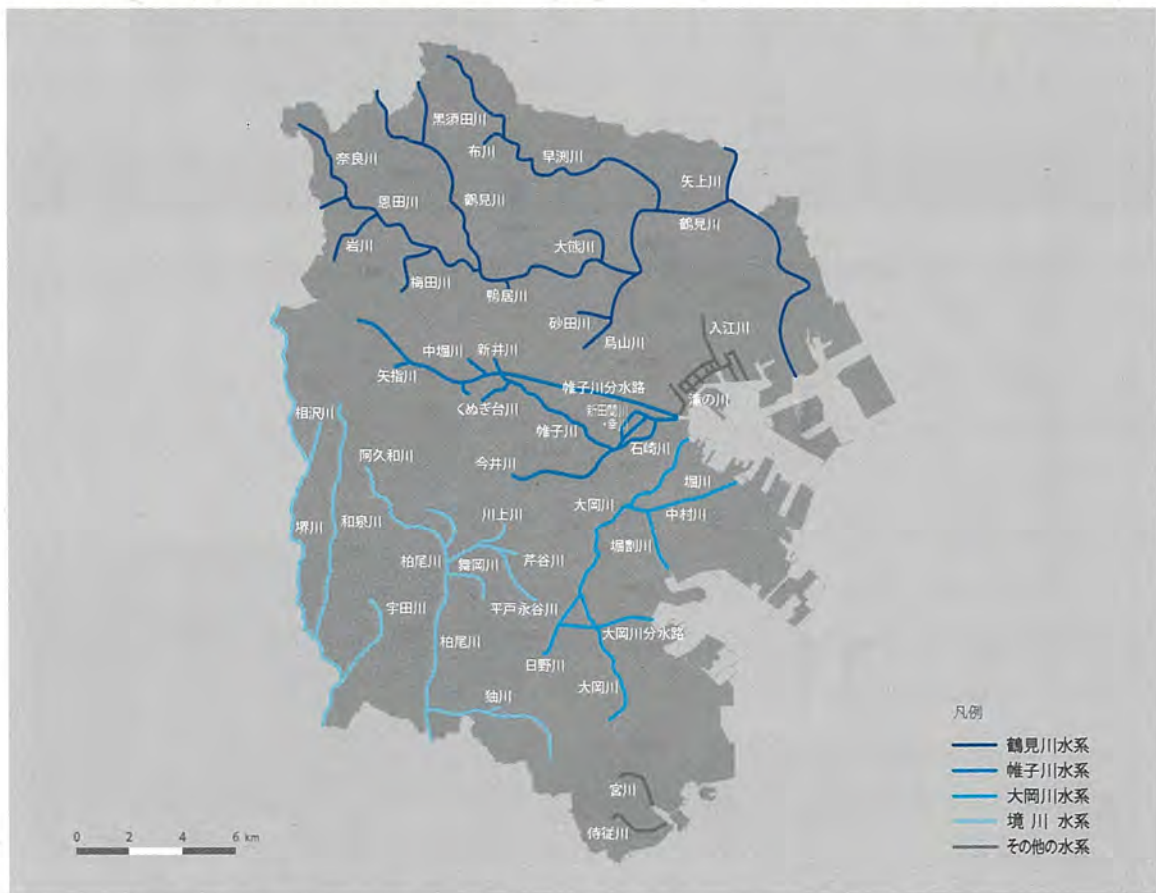


【図1-3】 市域のローム層の区分と地形面の関係 出典:『わかるヨコハマ』

- 1: 上総層群、2: 長沼層・屏風ヶ浦層
- 3: 港南層＝上倉田層、4: おし沼砂礫層
- 5: 鶴見層、6: 戸塚層、7: 下末吉層
- 8: 小原台砂礫層、9: 相模原礫層・武蔵野礫層
- 10: 立川礫層

③ 水系

本市には、一級河川が9河川、二級河川が24河川、準用河川が23河川、合計56の河川が流れます。その総延長は約215kmになり、それらの河川は4つの水系とその他の水系に分けられます。



【図1-4】 横浜の河川 出典:横浜市ホームページ「横浜の河川紹介(マップ)」より作成

④ 植生

市域では、土地本来の植生である自然草原や自然林は、全体の1%を下回っており、コナラ林を中心とする二次林は7.1%、スギやヒノキを中心とする植林は3.3%となっています。市内で見られる緑被地の大半は、自然植生になんらかの形で人間の手が入った代償植生であると言えます。また、市街地等は全市の74.1%を占めています。

本市には天然記念物に指定されている植物(樹木・樹叢)が15件(県指定6件、市指定9件)あります。また、潤いのある市民生活の確保と都市の美観風致の維持のため、古くから街の象徴として親しまれ、故事来歴などのある樹木を「名木古木」として指定しています。



【図1-5】 金沢八景御伊勢山・権現山の樹叢(市指定)



【図1-6】 正安寺のイヌマキ(市指定・名木古木)

⑤ 動物

市域では主に温帯の動物が多く確認できます。市域の大部分が低い丘陵と台地から成り立っているにも関わらず、動物の生態や環境によって生息状況は様々です。

例えば、北部だけに分布するチョウとして、クロヒカゲやヒメキマダラセセリ、ホシミスジが挙げられます。他方、南部にしか分布していないトンボとして、タカネトンボやコオニヤンマが挙げられます。

また、以前は関東地方に広く分布していたミヤコタナゴ(国指定)[図1-7]は、1976(昭和51)年に港北区勝田町(現・都筑区)の権田池で生息が確認されたのを最後に、自然水域から姿を消してしまいました。本市では、1976(昭和51)年の権田池での発見後に緊急避難させ、国や県、有識者の意見を聞きながら、保護・増殖の取組を進めています。



【図1-7】 ミヤコタナゴ(国天然記念物)

2 節 社会的状況

① 人口

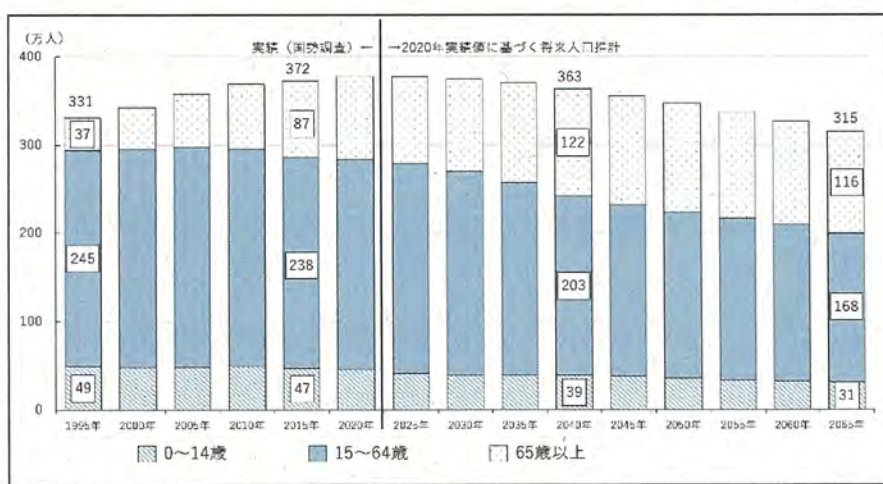
本市の人口は、2024(令和6)年2月1日現在で3,766,718人となっています。第1回国勢調査が実施された1920(大正9)年は人口422,938人、世帯数95,243世帯でしたが、その後増加が続き、1951(昭和26)年に人口100万人を超え(1,001,860人)、1968(昭和43)年に200万人を超え(2,047,487人)、1986(昭和61)年に300万人を超えています(3,049,782人)^{※3}。

しかし、近年は人口増加の幅が小さくなってきており、多い時には年10万人を超えて増加していましたが、2021(令和3)年には4,257人の減少となりました。^{※4}

また、2020(令和2)年の国勢調査を基に行った横浜市将来人口推計【図1-8】では、今後も減少が続き、2040(令和22)年に363万人、2065(令和47)年に315万人まで緩やかに減少していくことが見込まれています。

本市の人口の年齢層別割合をみると、少子高齢化が進んでいることが分かります。2012(平成24)年では15歳未満が13.1%、65歳以上が20.4%でしたが、2023(令和5)年現在では15歳未満が11.3%(1.8ポイント減少)、65歳以上が24.6%(4.2ポイント増加)となっています【図1-9】。

外国人人口は、2023(令和5)年1月1日現在で約11万人と総人口の2.8%を占めており、長期的に増加が続いています。政令市の中では、大阪市に次いで2番目に多くなっています。

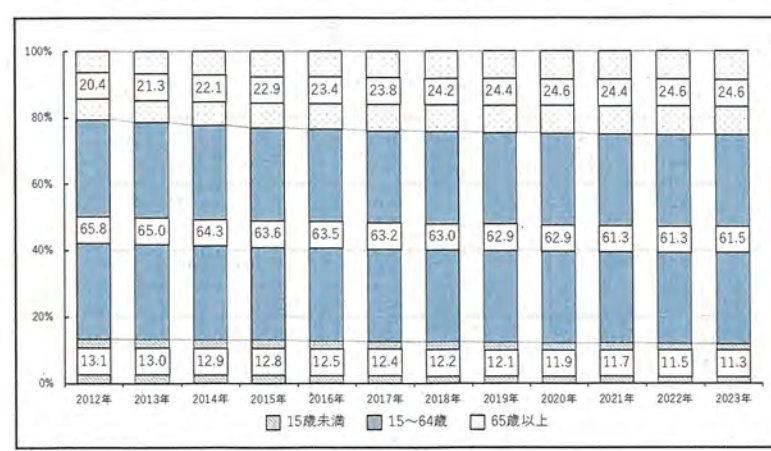


【図1-8】
横浜市の人口の推移と将来推計
(各年10月1日現在)
出典：国勢調査結果(～2020年)、横浜市「今後の人口の見通し推計(令和3年度)」「(2025年～)」

※横浜市「今後の人口の見通し推計2021(令和3)年」は、2020(令和2)年国勢調査結果を基準人口とし、2021(令和3)年12月までに公表されている数値を、「横浜市将来人口推計」(2017(平成29)年度)に簡易に反映した推計値(中位推計)。

※1995(平成7)年～2020(令和2)年の年齢層別人口の値は、「年齢不詳」を按分したものの。

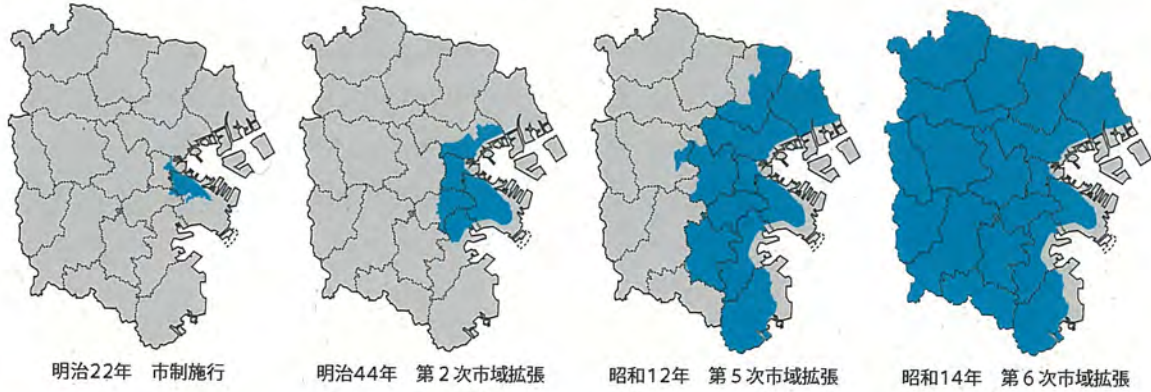
※3 いずれも、国勢調査結果及びそれを基に自然増減と社会増減を加減して推計した人口による数値。
※4 横浜市統計書より、各年10月1日時点の人口増減を参照した。



【図1-9】
横浜市の年齢層別人口比(各年1月1日現在)
出典：横浜市統計書

② 市域の変遷

1889(明治22)年に市制が施行された当時、5.4km²だった市域の面積は、1939(昭和14)年の第6次市域拡張で400.97km²に広がり、その後、海岸沿いの埋め立て等により、2022(令和4)年3月現在、435.95km²となっています[図1-10]。



[図1-10] 市域の変遷図 出典:市政記録(2022年版) ※着色部分は当時の市域

③ 産業

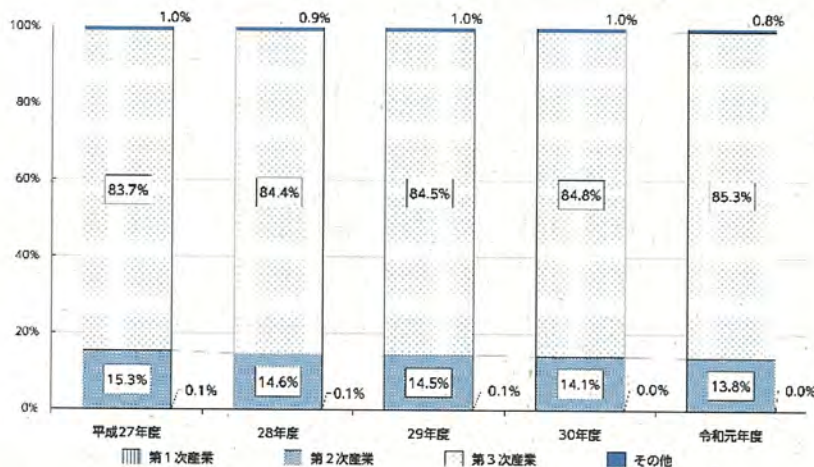
1859(安政6)年の開港以来、横浜港は日本の物流及び生産の拠点として、日本の経済の発展を支えるとともに、都市横浜の発展にも大きな役割を果たしてきました[図1-11]。

本市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきましたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、近年では、市内総生産に占める第3次産業の構成比が80%を超えています。一方で、製造業や建設業からなる第2次産業の構成比は13%~15%台で推移しています[図1-12]。

1860(万延元)年				1910(明治43)年			
輸出		輸入		輸出		輸入	
計 395万ドル		計 95万ドル		計 225百万円		計 154百万円	
生糸	65.6%	綿織物	52.8%	生糸	57.8%	練綿	15.6%
茶	7.8%	毛織物	39.5%	羽二重	12.6%	鉄類	10.3%
油	5.5%	薬品	1.9%	銅類	3.1%	薬品	7.6%
銅類	5.3%	亜鉛	1.2%	周糸	2.4%	羊毛	6.3%
種子	3.0%	蘇木	1.2%	絹手巾	2.1%	機械類	6.1%

1960(昭和35)年				2007(平成19)年			
輸出		輸入		輸出		輸入	
計 321,966百万円		計 319,600百万円		計 8,693,500百万円		計 4,083,435百万円	
電気機器類	14.7%	薬品類	9.5%	自動車	21.5%	非鉄金属	13.0%
魚介類・同調製品	12.1%	原油・粗油	7.0%	自動車の部分品	6.5%	原油・粗油	7.0%
衣類	7.0%	採油用子実	6.9%	建設用・鉱山用機械	5.1%	天然ガス・製造ガス	5.5%
鉄鋼	5.8%	小麦	6.3%	原動機	4.9%	衣類・同付属品	4.5%
光学機器	4.9%	非鉄金属鉱	6.1%	事務用機器	4.0%	事務用機器	2.6%

[図1-11] 横浜港の主要輸出入品目と構成比 出典:横浜税関「横浜開港150年の歴史—港と税関—」



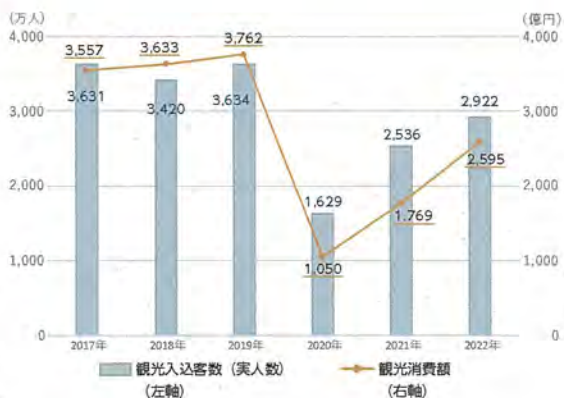
[図1-12] 市内総生産の産業分類別構成比推移 出典:横浜市ホームページ「市民経済計算」

④ 観光

◆横浜を訪れる観光入込客数・観光消費額

買い物や飲食をはじめ、様々な観光コンテンツを持つ横浜には毎年多くの観光客が訪れています。

2019(令和元)年には観光入込客3,634万人、観光消費額は過去最高となる3,762億円を記録しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、2020(令和2)年は観光入込客1,629万人、観光消費額1,050億円となりました。その後は順調に回復しつつあり、2022(令和4)年は観光入込客2,922万人とコロナ禍前の8割程度、観光消費額は2,595億円とコロナ禍前の7割程度まで回復しました。[図1-13]。



【図1-13】

観光入込客数(実人数)及び観光消費額の推移
出典：横浜市観光動態消費動向調査(各年度)

◆観光客の訪問先

多くの商業施設や音楽ホール等が集積し、夜景も楽しめる「みなとみらい・桜木町地区」をはじめ、山下公園や開港以来の歴史的建造物が多く残り、世界最大級のチャイナタウン・横浜中華街を有する「山下・関内・伊勢佐木町地区」、西洋館や外国人墓地など異国情緒あふれる街並みや名勝庭園三溪園など歴史や自然を楽しめる「山手・本牧・根岸地区」、アウトレットモールや水族館などの観光施設を有する「磯子・金沢地区」など、様々なエリアに多くの観光客が訪れています。

また、光と音楽の演出により、都市の新たな夜景をつくりだす創造的イルミネーション「ヨルノヨ」をはじめとする観光イベントにも多くの方が訪れています。コロナ禍前の2019(令和元)年には、観光イベントで年間1,790万人の方が横浜を訪れました。

◆観光客の特徴

コロナ禍前は、横浜を訪れた観光客の約4割が横浜市民を含む神奈川県内在住者で、次いで東京都や埼玉県、千葉県などが多く、首都圏で全体の約7割を占めていました。2022(令和4)年度の調査では横浜市民を含む神奈川県内在住者が約5割を占め、東京都や埼玉県、千葉県などの近県在住者も含む首都圏が全体の約6割となりました。また、横浜を訪れる目的は、「飲食」が最も多く、次に「遊園地・テーマパークなどのレジャー」、「買い物」が上位となっています[図1-14]。



【図1-14】来訪の目的

出典：令和4年度横浜市観光動態消費動向調査

◆横浜市八聖殿郷土資料館

法隆寺夢殿を模した三層楼八角形の建物で、熊本県出身の政治家安西謙蔵が建立し、1933(昭和8)年に完成。1973(昭和48)年に、横浜市八聖殿記念資料館として開館し、幕末から明治にかけての本牧、根岸の写真や、市内で使用されていた農具を中心に展示。



◆埋蔵文化財センター

埋蔵文化財に関する調査・研究等を行う機関。発掘調査報告書の刊行や調査成果の展示、公開等、埋蔵文化財の保護と継承についての理解を深める活動を行っている。常設展示室では、市内の遺跡から出土した遺物の一部を展示。



[図1-16]各施設の所在マップ

※教育委員会が所管する文化財施設の他、本計画に記載した本市所有等施設、博物館法に基づく登録博物館を記載

3 節 歴史的背景

① 先史～原史時代(旧石器・縄文・弥生・古墳時代)

◆旧石器時代の狩猟生活

冷涼な氷期にあった旧石器時代は、モミなどの針葉樹林を中心とした植生の中、人々は遊動し、石を打ち欠いて製作した石器を利用してナウマンゾウなどの大型獣を狩猟していました。横浜市域でも石器を製作した痕跡や、河原石を集積して調理を行った施設の痕跡(礫群)が発掘されており(都筑区^{ごんだっばら}権田原遺跡)、最古のものは約3万年前に降灰した始良^{あいら}Tn火山灰より古い地層からナイフ形石器が見つかっています(保土ヶ谷区^{みょうじんたい}明神台遺跡、旭区^{やさしだに}矢指谷遺跡)。

◆縄文時代のムラと営み

縄文時代への移行期には、気候が温暖となり、堅果類が実る落葉広葉樹林が広がり始めるほか、イノシシなどの中・小型獣が増え、これらを調理するために土器が使用され始めました。本市では、縄文時代草創期(約1万4,000年前)の隆線文土器や、有舌尖頭器、石鏃が出土しており、旧石器時代から縄文時代へと移り変わる時期の狩猟活動をうかがい知ることができます(都筑区^{はなみやま}花見山遺跡[図1-17]、緑区長津田遺跡群)。

縄文時代早期(約1万年前)には数件の竪穴住居跡で構成される集落がみられるようになり、市域でも定住生活が始まります(都筑区大塚遺跡)。早期後半段階になると、野営の炉穴や落とし穴による狩猟場の遺跡が多数発見され(緑区霧ヶ丘遺跡)、平潟湾ではマガキを採集していたことが確認できます(金沢区野島貝塚(市指定)[図1-18])。縄文時代前期(約7,000年前)には、気候の温暖化により海水面が上昇し、海岸線が内陸へと進入了(縄文海進)。鶴見川流域や大岡川流域、金沢区域の平潟湾など、現在は陸地となっている市域の広い範囲で海進がみられ、その台地上には貝塚が造られます。貝塚からはハマグリなどの貝類のほか、スズキやイノシシなどの骨もみられます(都筑区北川貝塚、茅ヶ崎貝塚)。

縄文時代中期(約5,400年前)になると、発見される遺跡数が急激に増加し、検出される竪穴住居跡の軒数も増えます。また、数十軒の竪穴住居跡が環状に巡り、中央には墓域を有する大規模な環状集落が形成されます(都筑区^{かみかくしまるやま}神隠丸山遺跡、三ノ丸遺跡など)。

しかし、縄文時代後期(約4,400年前)に入ると、寒冷化の影響もあり、遺跡数・集落の規模が縮減していきます。続く縄文時代晩期には、市域の遺跡はごく僅かとなり、狩猟採集を中心とした社会が終焉を迎えます(金沢区^{しょうみょうじ}称名寺貝塚、都筑区^{けしょうだい}華蔵台遺跡)。



【図1-17】 花見山遺跡出土遺物



【図1-18】 野島貝塚

◆稲作の伝播

約2,800年前、朝鮮半島から九州北部へ稲作が伝播し、全国に農耕文化が普及する中、横浜市域に本格的に波及したのは弥生時代中期後半(約2,200年前～2,000年前)でした(磯子区三殿台遺跡[図1-19]など)。周囲に大規模な空堀を巡らせた環濠集落が台地縁辺に多数成立し(都筑区大塚遺跡[図1-20]、権田原遺跡、折本西原遺跡など)、そのそばに方形周溝墓群が造られ(都筑区歳勝土遺跡[図1-21])、環濠集落の人口が増加するにつれて、周囲に小集落が成立するようになりました。



【図1-19】 三殿台遺跡(復元)



【図1-20】 大塚遺跡(復元)



【図1-21】 歳勝土遺跡(復元)

◆鉄器の普及と古墳の築造

信州ルートで日本海側からもたらされた鉄器の普及は、生産力を向上させ、人口を急増させました。3世紀中葉、古墳時代前期以降には、地域社会の階級分化や政治的統合が始まりました(港北区日吉台遺跡群など)。横浜市域では、日吉地域の首長が他地域の中小首長を統合したとみられ、市域で唯一の大型前方後円墳が造られています(港北区観音松古墳)。

また、河川の流域ごとに中小の政治権力が市域を治めたとみられ、各地に古墳が造営されました(青葉区稲荷前古墳群(県指定)[図1-22]など)。6世紀後半以降、横浜市域では崖面に直接墓室を穿つ「横穴墓」の形式で群集墳(小規模古墳の集合体)が造営されました(青葉区市ケ尾横穴墓群(県指定)[図1-23]など)。

7世紀末～8世紀初頭には古墳や横穴墓は築造されなくなり、流域ごとの政治領域は、やがて古代の「郡」へと引き継がれました。



【図1-22】 稲荷前古墳群



【図1-23】 市ケ尾横穴墓群

② 古代(飛鳥時代、奈良時代、平安時代)

有力氏族が連合して政治権力を奮ったヤマト王権は、7世紀半ば以降、律令(律は刑法、令は行政法)に基づく中央集権国家としての体制を整えていきました。地域社会の再編成に伴い設置された「評」は、8世紀には「郡」となり、「国一郡一里」の体制が構築されました。中央から派遣された国司と、地域の首長が任命した郡司が政治を担い、郡の役所は郡家ぐうけと呼ばれました。横浜市域は、武蔵国都筑郡・久良郡を中心に、武蔵国橋樹郡・相模国高座郡・鎌倉郡の各一部を加えた範囲に及んでいます。都筑郡の郡家は長者原遺跡(青葉区)にその跡が残されており、久良郡の郡家は弘明寺(南区)周辺に所在したとみられます。

9世紀以降、東国(畿内から東方の地域)で武装蜂起が相次ぐ中、国司として派遣された中・下位貴族層出身者の中には、任期終了後に土着し、力を持つ者もいました。平安時代中期(10～11世紀)には、武力による紛争調停などにより平氏や源氏が力を伸ばし、源氏は源頼義・義家父子の時代に東国武士団の礎を築きました。

③ 中世(鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代)

◆都市鎌倉の整備と横浜

治承・寿永の内乱を経て東国の支配権を固めた源頼朝は鎌倉に幕府を開き、都市の整備が進みました。執権北条氏は鎌倉市街地と外部とをつなぐ道(切通)や港湾の整備を行い、とりわけ鎌倉の東端にあたる六浦津むつらのつ(金沢区)と鎌倉を結ぶ朝夷奈切通(国指定)[図1-24]は、関東内陸部や房総半島よりもたらされた物資を鎌倉へ運ぶ重要な交通路となりました。



【図1-24】朝夷奈切通

鎌倉とその周辺地でみられる特徴的な墳墓「やぐら」は、鎌倉に近い六浦地区を中心に、六浦道や鎌倉街道などの当時の街道沿いに多く分布しています。

◆海外文化の流入

中国大陸との交易が進む中、経典や陶磁器などの中国製品や様々な文化が鎌倉に伝来しました。執権北条氏の一族である金沢北条氏は、一族の菩提寺として称名寺(国指定)[図1-25]を建立し、国内外の典籍や美術品など多くの貴重な品々を納めました。これらは後に「金沢文庫」と呼ばれる一大コレクションとなり、国宝である「絹本着色北条実時像」しょうぎよう、「称名寺聖教」といった



【図1-25】称名寺境内

絵画・典籍など、多くの文化財が現在に残されています。また人的交流も盛んに行われ、中国と日本の僧侶による学問の拠点としても発展しました。14世紀には伽藍や庭園の整備、瀬戸橋の架橋が行われ、金沢・六浦地域は鎌倉と一体的に発展し、最盛期を迎えました。

◆神奈川湊の発展と戦乱の世のはじまり

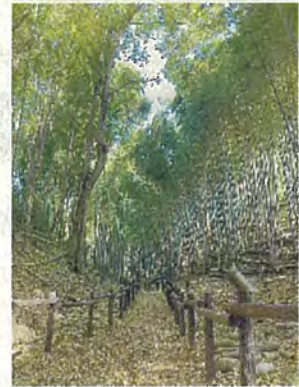
1333(元弘3)年の鎌倉幕府滅亡後、室町幕府下でも引き続き鎌倉は東国の政治の中心となり、称名寺が足利尊氏の祈祷寺としての地位を確立したほか、古東海道[※]に面する神奈川湊が繁栄しました。また、市域の耕地開発が進み、「武蔵国鶴見寺尾郷絵図」(国指定)には谷戸を開いた百姓の名が記されています。この頃初めて「横浜村」の地名が文献資料に登場し始めました。

しかし鎌倉公方と室町幕府将軍や関東管領との対立で政治的緊張が高まり、鎌倉公方が鎌倉を離れると関東一帯で戦乱が続き、各地で城郭が築られました。観応の擾乱を契機とする武蔵野合戦では、南朝方の新田義宗・義興軍が鎌倉を攻め、足利尊氏が「狩野川城」(神奈川城、後に権現山城)に逃れ、南朝方に味方した水野致秋が鶴見宿から関戸に向かって戦いに参加しました。

※ 徳川幕府によって再整備される東海道以前の道を指し、鎌倉道(下道)に重なる。

◆小田原北条氏の支配

15世紀末、小田原北条氏が相模国に侵攻し、武蔵国・相模国を支配していた山内・扇谷両上杉氏との権現山の合戦(1510(永正7)年)を経て江戸城を奪取すると、広く関東一帯を支配しました。横浜市域は、北条氏のもとで小机城(港北区)[図1-26]と玉縄城(鎌倉市)のもとに編成されました。



[図1-26] 小机城跡

④ 近世(江戸時代)

◆陸路と海路が交差する江戸の玄関口

豊臣秀吉の死後、関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康は江戸幕府を開き、豊臣氏を滅ぼした大坂の陣以降、長く泰平の時代となりました。

日本の政治・文化・経済の中心として繁栄した江戸は、人口100万人を超える世界最大の都市となりました。江戸から各地へと向かう街道も整備され、江戸と上方(京都・大坂)を結ぶ東海道は重要な幹線道路となり、横浜市域には神奈川宿、保土ヶ谷宿、戸塚宿という3つの宿場が置かれました。江戸日本橋から約42kmに位置する戸塚宿は、朝、江戸を発った当時の旅人の最初の宿泊地として最適でした。十返舎一九の「東海道中膝栗毛」に出てくる弥次郎兵衛と喜多八も、初日に宿泊しています。また、矢倉沢往還、中原街道も整備され、東海道など幹線道路の脇街道としての役割を果たしました。

海路は、商業都市大坂と江戸を結ぶ太平洋海運が発展し、横浜市域の六浦・神奈川の湊が中世から引き続き重要な役割を果たしていました。湊であり宿場でもあった神奈川は、陸と海の交差点として多くのものや人が集散し、海を望む景勝の地としても栄えました。金沢もまた、金沢八景と称される景勝地[※]として知られ、保土ヶ谷で東海道から分岐する金沢道を通して人々が訪れました。

※ 景色や風景が優れていて、観光するのに適した土地。

宿場や湊には、江戸をはじめ各地から文化人が訪れ、狂歌師の太田南畝が神奈川宿の旅籠「羽沢屋」を詠んだ歌が残されています。宿場やその周辺に住む人々は、訪れた文化人と交流したり、地元での和歌会などの活動を活発に行ったりしました。こうした人々によって建立された芭蕉句碑や筆子塚(市登録)などが、街道沿いを中心に多数残されています。

◆江戸時代の市域の村々

横浜市域の村々の大半は、江戸幕府の直轄地と旗本知行所であり、陣屋を構えた大名は武州金沢藩(六浦藩)米倉氏のみでした。幕府直轄地を治める代官や知行所を治める旗本などの村の領主は江戸に居住し、村への命令や村からの届出・訴願は文書を介して行われていたことが、関家住宅(都筑区・国指定)[図1-27]や飯田家住宅(港北区・市指定)[図1-28]などに所蔵されていた文書からうかがわれます。村役人は、このような文書の作成とやり取り、年貢の納入などを行い、村の取りまとめと領主支配の末端を兼ねていました。



【図1-27】 関家住宅



【図1-28】 飯田家住宅

◆海岸部の新田開発

江戸時代、横浜市域の新田開発が進みました。1656(明暦2)年から1667(寛文7)年にかけて、江戸の商人吉田勤兵衛によって入海が干拓されて開発された吉田新田[図1-29、30]が特に大きく、現在の市域にすると大岡川・中村川・JR根岸線に挟まれたエリアで、広さは約115



【図1-29】 吉田新田開墾前図
(吉田興産株式会社提供)



【図1-30】 吉田新田開墾図
(吉田興産株式会社提供)

万5,000㎡にもなりました。ほかにも、帷子川河口や金沢区の平潟湾・内川入江、吉田新田の地先の入海などが新田として開発され、いずれも近代以降は住宅地や繁華街として発展していきました。

⑤ 近代(明治期・大正期)

◆横浜開港

19世紀、産業革命を経た西欧諸国は海外に市場を求めて進出し、日本沿岸にも相次いで外国船が来航しました。江戸幕府は海岸部に台場(砲台)を築造して海防強化に努め、神奈川沿岸でも神奈川台場が築造されました。

1853(嘉永6)年にアメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが浦賀に来航し、最新鋭の軍艦を背景に開港を要求、翌年の再来航時の交渉により、横浜開港資料館敷地内に現存する「玉楠」(市登録)のそばで、日米和親条約が締結されました[図1-31、32]。1858(安政5)年にアメリカと日米修好通商条約を結ぶと、オランダ・ロシア・イギリス・フランスと同様の条約を結び、神奈川を含む5港の開港が決まりました。

神奈川は、対岸の「横浜村」が開港場と定められ、開港期日の1859年7月1日(安政6年6月2日)を目指し、開港場の建設が始まりました。開港場は運上所(税関)を中心に、東側(現在の山下町一帯)に外国人居留地、西側に日本人市街が建設され、商人を中心に国内外から集まった人々が住むようになりました。居留地の商業地区に各国の領事館や外国商館が建ちならび賑わう様子は、当時大量に製作された「横浜浮世絵」にみることができます。1867(慶応3)年には、山手地区が居留地に編入され、居留外国人の住宅地区として発展しました。居留地を通じて、衣食住の様々な分野で海外の生活文化がもたらされ、横浜を発祥とする多くの「もののはじめ」が誕生しました。



【図1-31】
玉楠(たまぐす)



【図1-32】
日米和親条約締結の碑

◆開港場のまちづくり

開港当初の波止場は2本の平行な突堤でしたが、1866年10月(慶応2年9月)の大火の後、東側の突堤が防波堤の役割を果たすために「象の鼻」のように湾曲した形状となりました[図1-33]。1871(明治4)年に欧米諸国へ派遣された岩倉使節団も、この「象の鼻」から出港しました。「象の鼻」は、関東大震災で防波堤の大部分が沈んでしまったものの、2009(平成21)年の開港150周年事業で、明治20年代の形状に復元整備されています。

明治期に入り、居留地の整備は英人技師ブラントンに引き継がれました。防火性能を高めるため、ブラントンは居留地と日本人市街とを隔てる防火帯(現在の日本大通り)を設計し、大火で焼失した港崎遊郭の跡地に横浜公園(国登録)を配しました。公園と港を日本大通りで結ぶことで、居留地と日本人市街のゾーニングはより明確になり、現在の関内地区の骨格が完成しました。また、明治初年には、実業家高島嘉右衛門の活躍などにより、鉄道・街路・ガス灯・上下水道など近代的な都市インフラが導入されました。



【図1-33】 横浜海岸通之図(象の鼻)

◆港湾都市の基盤整備

横浜港は、明治10年代まで国内最大の輸出入総額を誇る港となり、輸出に関しては生糸をほぼ独占、輸入に関しては綿製品・毛織物・砂糖などの輸入拠点となりました。生糸貿易で財をなした実業家の一人である原富太郎(原三溪)は、古美術の収集や新鋭作家への支援をするとともに、京都や鎌倉などから移築した古建築を配置した日本庭園を三溪園(国指定)として1906(明治39)年に開放し、横浜の美術・文化の発展に寄与しました。三溪園には、旧燈明寺三重塔・旧東慶寺仏殿・臨春閣などの国指定重要文化財10件や、鶴翔閣(旧原家住宅)などの横浜市指定有形文化財3件が現存しています[図1-34、35]。

1889(明治22)年4月、市制が施行され、横浜市が誕生しました。市域は約5.4km²、人口は約12万人でしたが、段階的な市域拡張により、面積・人口ともに増加していきました[14ページ、図1-10「市域の変遷図」]。横浜には、当時の在日外国人の約半数にあたる約5,000人が居住しており、横浜在住外国人人口の6割以上を占めた中国人により、現在まで続く中華街が形成されました。

明治20年代、英人技師パーマーの設計により、鉄製栈橋(現在の大さん橋国際客船ターミナル)と防波堤の建設を中心とした第一期築港工事が進められました。1891(明治24)年には横浜船渠株式会社が設立され、船舶を修繕するための石造の船渠(ドック)が築造されました。現在、第一号ドック(1898(明治31)年完成。現在、帆船日本丸が係留、国指定)、第二号ドック(1896(明治29)年完成。現在のドックヤードガーデン、国指定・市認定)が現存しています[図1-36、37]。

続く第二期築港工事では、万トンクラスの船舶が接岸できる岸壁の建設が計画され、1914(大正3)年に新港埠頭(現在の赤レンガパーク一帯)が完成しました。埠頭内には鉄道の貨物線が引



【図1-34】 三溪園



【図1-35】 旧燈明寺三重塔



【図1-36】 旧横浜船渠株式会社第一号船渠



【図1-37】 旧横浜船渠株式会社第二号船渠

き込まれ、ハンマーヘッドクレーン(現在、ハンマーヘッドパークに所在)などを備えた近代的な港湾設備は、当時「東洋一」と呼ばれました。1909(明治42)年には、当時埋め立て工事が進んでいた新港埠頭で横浜開港50年祭が開催され、記念事業として開港記念横浜会館(現在の横浜市開港記念会館、国指定)が建設されました[図1-38]。



【図1-38】 横浜市開港記念会館

◆関東大震災による壊滅

1923(大正12)年9月1日に関東大震災が発生し、マグニチュード7.9の激震と火災の発生により、開港以来の街並みは一日にして灰燼に帰しました。当時人口45万人だった横浜市内では、35,000棟を超える家屋が倒壊・焼失し、死者・行方不明者は26,000人を数えました。しかし、前述の開港記念横浜会館や、旧横浜正金銀行本店本館(現在の神奈川県立歴史博物館、国指定)のように、耐震技術が導入されていた煉瓦造建築の中には、大きな被害を受けながらも倒壊を免れ、現存するものもあります[図1-39]。



【図1-39】 旧横浜正金銀行本店本館

⑥ 現代(昭和期以降)

◆震災復興と「大横浜」建設

関東大震災後、横浜市は政府による帝都復興事業の対象として、土地区画整理・街路整備・公園新設などからなる復興事業が進められ、現在につながる都市の骨格が形づくられました。関内地区では道路拡幅を中心とした土地区画整理が実施され、山下町の海岸部では、震災で生じた瓦礫を埋め立てて、1930(昭和5)年に山下公園(国登録)が開園しました(図1-40)。野毛山では、実業家の原・茂木両家の別邸跡地をもとに、野毛山公園が新設されました。現在、横浜港周辺に残る歴史的建造物の多くは、この震災復興期に建設されたものです。

横浜の震災復興事業を軌道に乗せたのは、1925(大正14)年5月に横浜市長に就任した有吉忠一で、1927(昭和2)年6月2日、復旧工事を終えた開港記念横浜会館で開催された「大横浜建設記念式」にて、横浜市が生糸貿易に依存していた体質を脱却し、本格的な工業都市へと発展するための方策として、「横浜港の拡充」、「臨海工業地帯の造成」、「市域拡張」の3つの柱からなる「大横浜」建設事業を宣言しました。



【図1-40】 山下公園

◆海と陸に広がる横浜

1927(昭和2)年、横浜港では外防波堤の建設工事とともに、子安から生麦にかけて地先の市営埋立事業が始動しました。1937(昭和12)年には外防波堤の築造及び市営埋立事業が完成し、日産自動車・日本電気工業などの新興企業が埋立地に進出、横浜港は従来の商業港としての機能に加え、工業港としての機能も合わせもつようになりました。他方で、1927(昭和2)年には、隣接する9町村を編入し(第3次市域拡張)、約3.6倍の市域となりました。1939(昭和14)年の第6次市域拡張を経て、周辺の郡部(橋樹郡・都筑郡・久良岐郡・鎌倉郡)を市域に取り込み、現在とほぼ同じ市域にまで広がりました。加えて、震災後の新しい交通計画の中で横浜駅が現在地に移転し、現在の東急電鉄・相模鉄道・京浜急行が乗り入れることで、横浜駅を中心とした放射線状の鉄道網が形成されました。鉄道会社は乗客誘致のために郊外部の沿線開発を進め、大規模遊園地として開園・拡張が進む花月園(鶴見区)や、沿線に点在する海水浴場・観光地への利便性を高めました。このように昭和戦前期を通じて、郊外部に住宅地や農村・工場が包含された複合的な広域都市として発展していきました。

◆戦後の復興

1945(昭和20)年5月の大空襲で再び焼け野原となった市の中心部では、終戦後、焼け残った施設の多くが占領軍によって接収され、戦災復興は他都市と比べて大きく遅れました。1952(昭和27)年4月にサンフランシスコ講和条約が発効すると、ようやく接収解除が進み始めますが、土地区画を戦前の「原型」に復旧する方針から、復興はスムーズに進まず、柵で区画され草が生い茂った空き地が広がる景観は、「関内牧場」と呼ばれました。昭和30年代以降、「国際港都建設」をキーワードに、港湾施設の拡充と埋め立てによる臨海工業地帯の造成を大きな柱として、戦後横浜の都市づくりが進められました。1958(昭和33)年には、横浜開港100周年の記念事業が開催され、高度経済成長を迎えた横浜を盛り上げました。同年1月、記念事業の1つとして『横浜市史』の刊行がスタートし、翌1959(昭和34)年には、港町1丁目に村野藤吾氏の設計による7代目市庁舎が建設されました。

◆あらたな都市づくりへ

戦後横浜の都市づくりを一層進めたのが、1963(昭和38)年に横浜市長に当選した飛鳥田一雄で、米軍施設の接収解除に精力的に取り組むとともに、1965(昭和40)年にあらたな都市づくりとして、都心部強化、金沢地先埋立、港北ニュータウン建設、高速鉄道建設、高速道路網建設、横浜港ベイブリッジ建設からなる「六大事業」の構想を発表します。六大事業は、互いに関連した都市整備事業により横浜の都市構造を将来的に強固にすることを目的に、庁内横断的に設置された企画調整室が中心となり実施されました。六大事業で実現された街並みは、現在も市民の暮らしを支えています。

第2章 横浜市の文化財の概要

本市では、様々な制度に基づいて文化財を保存・活用しています。本章では、本計画で保存・活用の対象となる文化財の概要を、制度の枠組みの観点から整理します。

1 節 文化財保護法・条例に基づく保護

① 指定等文化財

◆指定等文化財とは

本市では、横浜市文化財保護条例に基づき、横浜の歴史、文化、自然を理解する上で重要なものを市指定文化財として指定し、保存・活用を図っています。また、同条例では本市独自の制度として、登録制度を設け、地域住民が守ってきた地域性を知る上で必要な文化財を広く顕彰し、所有者や地域住民が大切に保存・活用に努められるようにしています。市内には文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例、横浜市文化財保護条例に基づく指定等文化財が、476件所在します【表2-1】。これまでの文化財調査が寺社を主な対象としていたため、社寺建築や社寺にある絵画・彫刻・工芸品等の指定・登録件数が多くなっています。

類型	種別	国指定・選定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	31	39	1	93
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術 工芸品	絵画	11(1)	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	36	0	0	60
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17(2)	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	7	0	0	11
		考古資料	1	9	7	0	1	18
		歴史資料	5	0	6	0	4	15
無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術等)	1	0	0	0	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形の民俗文化財	0	4	9	0	3	16	
記念物	遺跡(史跡)	5	3	7	0	75	90	
	名勝地(名勝)	2	0	1	3	0	6	
	動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)	1	6	12	0	0	19	
	文化的景観	0	-	-	-	-	0	
	伝統的建造物群	0	-	-	-	-	0	
	計	88(3)	78	169	42	99	476	

【表2-1】 指定等文化財総数(2023(令和5)年3月末現在)

※()は内数で国宝。

※無形文化財の国指定・選定の数は保持者。

◆本市に所在する指定等文化財の特徴

有形文化財

有形文化財は、本市の指定等文化財の約7割となる323件が所在しています。種別では一般建造物が最も多く、旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、神奈川県庁舎等、明治期以降の近代の建造物が多数を占めていること、三溪園や總持寺に集中していることが特徴です。また、関家住宅は、関東地方で現存する最古級の民家といわれ、国指定重要文化財となっています。

主要な街道の周辺や鎌倉に近接する地域の寺社に多くの絵画、彫刻、書跡・典籍等が残されており、^{瓦彫}鉦彫りが特徴的な弘明寺の十一面観音立像(国指定)や、金沢北条氏一門の菩提寺である称名寺に伝わる絹本着色北条実時像ほか3幅(国宝)などが挙げられます。考古資料では、埴輪の出土が目された北門1号墳出土遺物一括(市指定)、花見山遺跡縄文時代草創期出土品一括(市指定)などがあります。また、開港の地横浜の歴史を伝える文化財として、地藏王菩薩坐像や地藏王廟(いずれも市指定)があるほか、船の修繕用に建設された旧横浜船渠株式会社第一号船渠、旧横浜船渠株式会社第二号船渠、海上に係留されている船舶である氷川丸と日本丸(いずれも国指定)は、港横浜の景観を象徴する存在です。

無形文化財

本市の無形文化財は1件で、国重要無形文化財「能シテ方」の保持者(いわゆる「人間国宝」)が該当します。

民俗文化財

民俗文化財は37件で、そのうち市の指定・登録が31件とほとんどを占めています。有形の民俗文化財は、荏田宿まねき看板(市指定)や金沢横町道標四基(市登録)など、街道に関するもののほか、浦島太郎伝説関係資料(市登録)のように地域にゆかりのあるものがあります。

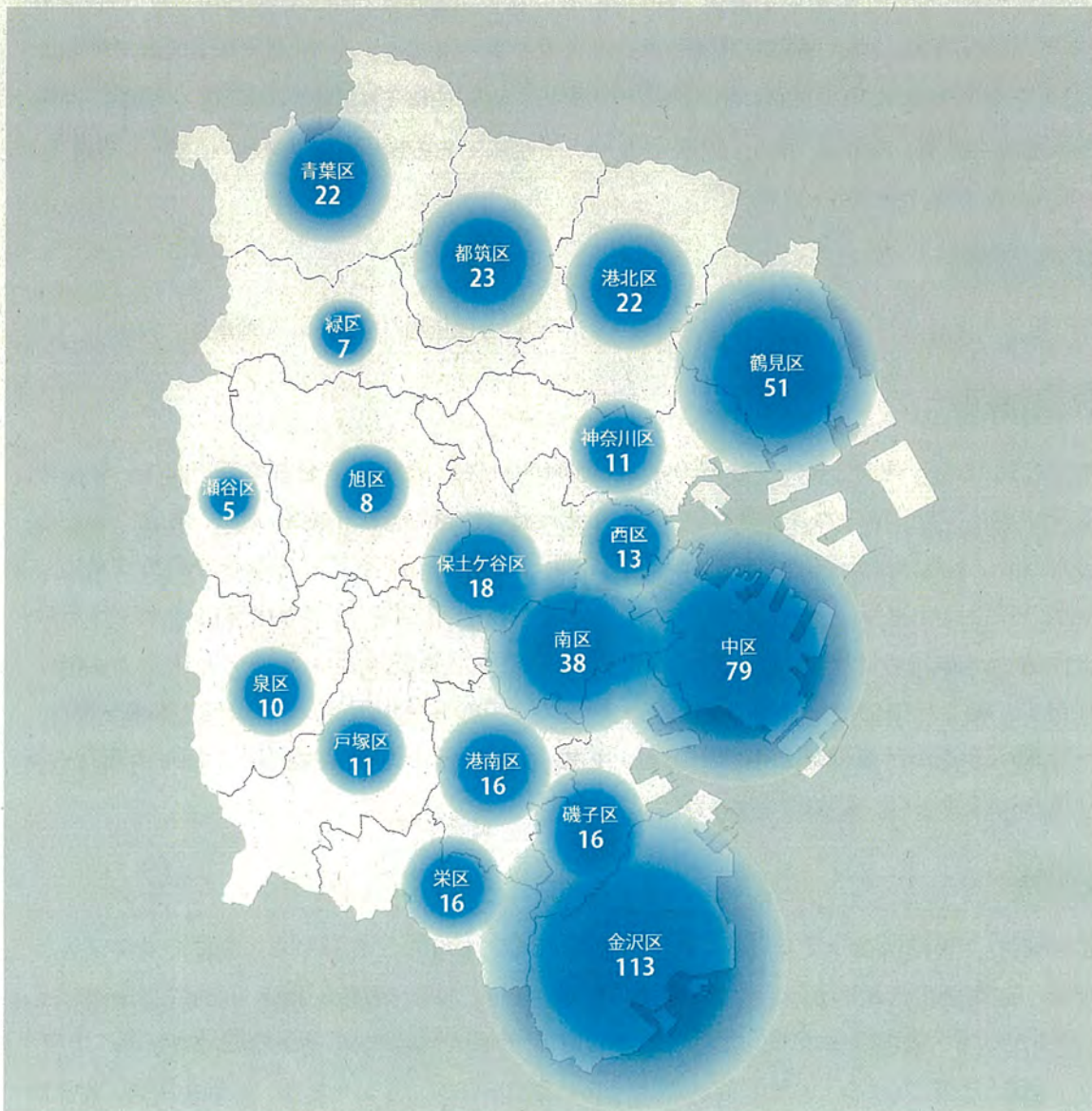
無形の民俗文化財は、「お馬流し」(県指定)、「祇園舟」(市指定)など海岸部に伝承される漁民の厄霊疫神放流の行事、「蛇も蚊も」(市指定)のような悪疫放逐や豊作を祈念する行事があります。また、「牛込の獅子舞」、「鉄の獅子舞」(いずれも県指定)などの芸能、地藏を順次、家から家へと送る行事「鶴見川流域の廻り地藏」、「下飯田の廻り地藏」(いずれも市指定)などが現在に伝えられ、各地域で行われています。

記念物

記念物は、115件所在しており、そのうち遺跡(史跡)は90件と種別では2番目に多くなっています。国指定は称名寺境内、三殿台遺跡、朝夷奈切通、大塚・歳勝土遺跡、旧横浜正金銀行本店、県指定は市ヶ尾横穴古墳群、稲荷前古墳群等、市指定は綱島古墳、茅ヶ崎城址等があります。また、遺跡(史跡)のうち、8割以上が市登録文化財(75件)となっており、生麦事件碑、旗本笠原家の墓所、日本最初の洋式公園(山手公園)など、様々な種類の旧跡等から、本市の地域性を知ることができます。名勝地(名勝)は三溪園、山下公園など、いずれも近代以降のもので、天然記念物は、動物が2件、植物が16件(樹木5件、^{じゅそう}樹叢11件)、地質鉱物が1件あり、ミヤコタナゴは、市内で唯一の国指定天然記念物です。

◆指定等文化財の分布

指定等文化財は市内の広範囲に所在しています。現存する遺跡(史跡)は市北部に多く、大塚・歳勝土遺跡(都筑区)、市ヶ尾横穴古墳群や稲荷前古墳群(いずれも青葉区)、綱島古墳(港北区)等があります。美術工芸品は称名寺や六浦津が所在する金沢区がある市南部に集中しており、絹本墨画淡彩十六羅漢像(国指定)等の絵画、厨子入金属製愛染明王坐像(国指定)等の彫刻、銅鐘(国指定)等の工芸品があります。開港後の近代建造物は市東部に集中しています。



【図2-1】 指定等文化財の分布

※複数区に所在するものもあるため、指定等文化財数と一致しない

② 埋蔵文化財

◆埋蔵文化財とは

埋蔵文化財は「土地に埋蔵されている文化財」(文化財保護法第92条)とされ、一般的には「遺跡」として認識されているものです。文字のない時代はもとより、中世や近代においても、文献資料や伝承では捉えられない昔の生活や文化を復元するための貴重な手がかりとなります。

埋蔵文化財を分類すると、土地に構築された建物等の跡である「遺構」と、当時使用していた土器や石器などの「遺物」に分けられます。

「遺物が散布している」、「遺構が目視で確認できる」、「埋蔵文化財の存在が伝承等で伝えられている」等の情報を総合し、埋蔵文化財が存在する可能性が高い範囲として地図上(33ページ参照)に示したものを、「周知の埋蔵文化財包蔵地」(以下、「遺跡」と言う。)といいます。

◆本市に所在する埋蔵文化財の特徴

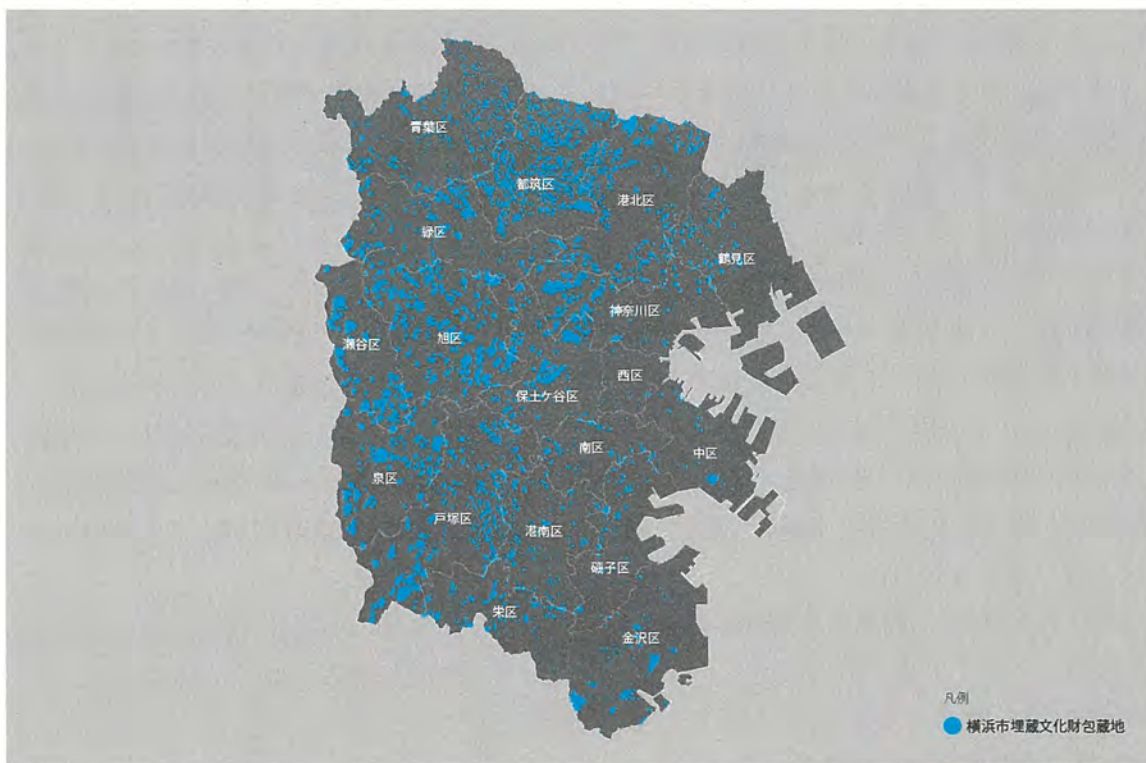
本市は市域の広さや地形の特性などから、区ごとに遺跡の分布範囲や時代・種類に特徴がみられます。

<p>鶴見区 (遺跡数：111か所)</p>	<p>鶴見川右岸の樹枝状に広がる台地を中心に各時代の遺跡が分布しています。斜面部では二本木貝塚等の縄文時代の貝塚が多くみられ、台地上では、縄文・弥生時代の集落や中世の城跡である寺尾城跡が所在します。</p>
<p>神奈川区 (遺跡数：76か所)</p>	<p>台地状の丘陵が広がっており、海面が高かった縄文時代には多くの集落が存在しました。生活の痕跡である縄文時代の貝塚を伴う遺跡が多く、三ツ沢貝塚が代表的です。</p>
<p>西区 (遺跡数：15か所)</p>	<p>北の帷子川と南の大岡川に挟まれた台地上に、縄文～古墳時代の遺跡が多く分布しています。区域南部では紅葉ヶ丘遺跡のような弥生時代の竪穴住居跡が発見され、区域北部では古墳時代の横穴墓群や前方後円墳が分布していました。</p>
<p>中区 (遺跡数：34か所)</p>	<p>区域の沿岸部で元町貝塚のような縄文時代の貝塚が所在している他、明治～大正時代の外国人居留地に関わる遺跡も非常に多くみられます。近年調査された例として、山下居留地遺跡や洲干島遺跡^{しゅうかんじま}が挙げられます。</p>
<p>南区 (遺跡数：45か所)</p>	<p>市域中央部に位置し、中心部は東西に低地が広がります。北部と南部は低地と並行するように台地がのびており、台地上に遺跡が分布しています。縄文時代の遺跡が多く把握されていますが、一部発掘調査が実施された山谷稻荷山貝塚は、縄文時代後期に位置付けられる重要な貝塚で、出土品も遺存度が高いものが多いです。また、瑞鷹山蓮華院と号する古刹弘明寺の古代にさかのぼる遺構・遺物も重要です。</p>
<p>港南区 (遺跡数：134か所)</p>	<p>西部の丘陵に縄文・弥生時代の遺跡が多く、弥生時代の環濠集落がある殿屋敷遺跡が代表的です。東部の笹下川左岸には縄文時代の雑色杉本遺跡などがあります。</p>
<p>保土ヶ谷区 (遺跡数：90か所)</p>	<p>帷子川兩岸の台地に遺跡が多く、縄文～平安時代の集落跡である仏向町遺跡が代表的です。戸塚区との区境付近にも遺跡が点在しており、古墳時代の集落跡である入ノ谷遺跡などが所在します。</p>
<p>旭区 (遺跡数：157か所)</p>	<p>帷子川兩岸の台地に遺跡が多くみられます。帷子川源流域にあたる区域西部では縄文～古墳時代の集落跡である笹峰遺跡、中流域にあたる区域東部では縄文～平安時代の集落跡である市ノ沢団地遺跡等が所在します。</p>

<p>磯子区 (遺跡数：59 か所)</p>	<p>海岸線に沿って南北に伸びる丘陵に縄文時代の遺跡、急峻な斜面に横穴墓、東京湾に臨む低地部に古墳が存在しています。三殿台遺跡は、丘陵頂上部という住環境に最適な選地から、時代を越えて集落が営まれていたことが確認されています。</p>
<p>金沢区 (遺跡数：68 か所)</p>	<p>区域北部から西部にかけて広がる台地に縄文時代～中世の遺跡が存在します。沿岸部には縄文時代の標識遺跡である称名寺貝塚や、起伏に富んだ地域では上行寺東遺跡のような崖を利用した鎌倉～室町時代の「やぐら」が多く存在します。</p>
<p>港北区 (遺跡数：251 か所)</p>	<p>鶴見川両岸及び早淵川両岸の台地に遺跡が多く存在するほか、矢上川右岸の台地の一部にも点在しています。鶴見川流域には、代表的な中世城郭の小机城跡が存在するほか、右岸の台地には、縄文時代の篠原大原遺跡等が存在します。</p>
<p>緑区 (遺跡数：148 か所)</p>	<p>青葉区・都筑区との区界を流れる恩田川右岸、鶴見川右岸の台地上、鶴見川支流の岩川や梅田川両岸に遺跡が存在します。町田市との市境には、縄文～弥生時代の、なすな原遺跡が存在するほか、恩田川右岸台地上には、北門古墳群が存在します。</p>
<p>青葉区 (遺跡数：358 か所)</p>	<p>遺跡は、区界にあたる恩田川左岸沿い、鶴見川両岸の台地縁辺部に多く存在するほか、鶴見川と早淵川に挟まれた台地上にも点在します。鶴見川左岸台地上には、主に縄文～古墳時代の赤田遺跡群や閑耕地遺跡、恩田川左岸には、稲ヶ原遺跡などが存在します。</p>
<p>都筑区 (遺跡数：431 か所)</p>	<p>鶴見川と早淵川に挟まれた台地上、早淵川左岸の台地上に数多く遺跡が存在します。港北ニュータウンの大規模な開発に際して、大塚遺跡等の多くの遺跡の調査が行われ、鶴見川左岸の台地上には、縄文～平安時代の藪根不動原遺跡、主に弥生時代の折本西原遺跡などが存在しています。また、早淵川右岸の台地上には、矢崎山西遺跡などが存在します。</p>
<p>戸塚区 (遺跡数：194 か所)</p>	<p>中心部は南北に低地が広がり、低地の東部には丘陵、西部には台地がのび、地形を縫うように東海道が縦走しています。丘陵及び台地上に、縄文・弥生・古墳の各時代の遺跡が多く把握されています。上矢部富士山古墳は、多くの形象埴輪が出土している重要な古墳です。</p>
<p>栄区 (遺跡数：112 か所)</p>	<p>中心部は東西に低地が広がり、北部には丘陵、南部には急峻な丘陵塊がのびています。丘陵上及び斜面に、縄文・弥生・古墳の各時代の遺跡が多く把握されています。上郷深田遺跡は神奈川県内唯一の製鉄遺跡であり、律令制における地方鉄製品生産の実態を把握できる重要な遺跡です。</p>
<p>泉区 (遺跡数：78 か所)</p>	<p>区域の中央を縦断する和泉川と、藤沢市との市境である境川の流域に縄文時代～中世の遺跡が多く存在しています。縄文時代の堅穴住居跡が集中して発見された泉警察遺跡の例もあります。</p>
<p>瀬谷区 (遺跡数：56 か所)</p>	<p>東部から西部にかけて河岸段丘となっており、南北に長い台地上に、主に縄文・古墳の各時代の遺跡が多く把握されています。阿久和宮腰遺跡は、縄文時代中期の大規模な集落跡であり、この時代の景観や営みを考察する上で重要な遺跡です。</p>

◆埋蔵文化財の分布

市域には、2,417か所(2022(令和4)年4月現在)という多くの遺跡が把握・周知されています。特に、港北ニュータウン建設時に多くの発掘調査が行われた都筑区には、400か所以上の遺跡が所在しています。



【図2-2】 横浜市埋蔵文化財包蔵地 出典:文化財ハマSiteより作成

③ 文化財の保存技術

◆文化財の保存技術とは

文化財保護法では、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能である「文化財の保存技術」のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度を設けています。この制度は、文化財を支え、その存続を左右する重要な技術を保護することを目的としており、技術者の確保のための伝承者養成とともに、技術の向上、技術の記録作成などを行うものです。

横浜市文化財保護条例では、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを「横浜市選定保存技術」として選定することができます。

◆本市に所在する文化財の保存技術

市内には、国の選定保存技術「甲冑修理」の保持者が1名います。

2 節 その他の制度による保護

① 歴史を生かしたまちづくり要綱

◆歴史を生かしたまちづくり要綱とは

本市では、横浜市文化財保護条例と同時に施行した「歴史を生かしたまちづくり要綱」を運用し、文化財行政とまちづくり行政の両輪で歴史的建造物の保全活用を推進しています。

本要綱は、維持の困難さや床の低未利用等による歴史的建造物の滅失や、横浜の歴史的建造物の一部である西洋館や近代建築が文化財的価値を認められなかった等の背景を受け、1988(昭和63)年に制定されました。建造物の凍結的な保存ではなく、外観を保全の対象とし、内部は積極的な活用を目指すことで柔軟な保全活用を可能とするように制度設計されています。

本要綱では、歴史的建造物の登録・認定、歴史的景観地区の指定、助成制度、歴史的景観保全委員について定めています。この運用として、専門家の調査により価値が高いとされた建造物を「登録」し、中でもさらに価値があると判断されたものを所有者による同意を得た上で「認定」しています。歴史的建造物の認定にあたっては、「歴史的景観保全委員」へ意見聴取を行い、所有者とともに建造物の保全すべき部位や方向性等をまとめて「保全活用計画」を定めています。認定された場合、保全のための改修等に必要な費用の一部について、市の助成を受けることが可能です。

1997(平成9)年に耐震改修助成制度の新設、2015(平成27)年に特定景観形成歴史的建造物制度への対応、2016(平成28)年にリノベーション助成制度の新設、2018(平成30)年に歴史的建造物の「評価の考え方」明記など、時代の情勢に併せて改正を行っています。

◆登録・認定歴史的建造物

2023(令和5)年3月末現在で、登録歴史的建造物は209件、認定歴史的建造物は100件です。赤レンガ倉庫やクイーンの塔として知られる横浜税関本関庁舎、ホテルニューグランド本館といった近代建築、エリスマン邸や山手133番館のような西洋館、木村家住宅主屋(旧円通寺客殿)や旧金子家住宅主屋などの古民家、第二代目横浜駅駅舎基礎遺構や護岸、橋梁などの土木遺産など、幅広い建造物が対象となっています。

なお、認定歴史的建造物は、指定等文化財や未指定文化財を一部含んでいます。

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	合計
認定件数	0	14	32	23	2	29	100
登録件数	23	29	55	39	6	57	209

【表2-2】「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づく歴史的建造物件数(2023(令和5)年3月末現在)

※認定件数には、指定等文化財3件(国指定有形文化財(建造物)1件、市指定有形文化財(建造物)1件、市登録記念物(史跡)1件)を含む。

② 無形民俗文化財保護団体の保護育成

◆無形民俗文化財保護団体とは

本市では、「横浜市無形民俗文化財保護団体育成要領」を運用し、地域に結び付きのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等に保存継承に熱意のある市内の無形民俗文化財保護団体を「認定団体」と選定し、団体の保護育成に取り組んでいます。

◆無形民俗文化財保護団体の特徴

無形民俗文化財保護団体の認定にあたっては、前年度の団体の活動状況等をふまえ、毎年度選考を行っています。2022(令和4)年度の認定団体は73団体で、そのうち「祭囃子」を継承する団体が52団体と最も多くなっています。

祭囃子	念仏芸	古民謡	祈年	神楽	雅楽	太鼓芸	総計
52	7	6	3	3	1	1	73

【表2-3】 【参考】横浜市無形民俗文化財保護団体が継承する民俗芸能の内訳(2022(令和4)年度)

3 節 未指定文化財

◆未指定文化財とは

存在が把握・整理されている文化財の中には、指定・登録等がされていないものもあります。本計画では、それらを総称して「未指定文化財」としています。

なお、存在は把握されているものの、文化財として整理されていないものや、今後、調査等により存在が把握・整理されていくものもあります。

◆本市に所在する未指定文化財の特徴

本市では、1984(昭和59)年に設立された横浜市文化財総合調査会により、市域の文化財の悉皆調査が進められ、現在は横浜市文化財保護審議会の各部会を中心に調査が行われています。調査等の結果、把握・整理された未指定文化財は16,696件あります。

類型	種別	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	95
		石造建造物	1,962
	美術 工芸品	絵画	801
		彫刻	2,010
		工芸品	226
		書跡・典籍	2,641
		古文書	8,606
		考古資料	23
		歴史資料	0
	無形文化財		0
民俗文化財	有形の民俗文化財	186	
	無形の民俗文化財	93	
記念物	遺跡(史跡)	33	
	名勝地(名勝)	1	
	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	0	
文化的景観		0	
伝統的建造物群		0	
その他		19	
計		16,696	

【表2-4】 未指定文化財(2022(令和4)年3月末現在)

●有形文化財

未指定文化財のうち、最も多いのが有形文化財です。特に、これまでの調査が寺社を主な対象としていたことから、石碑や石塔等の石造建造物、彫刻、書跡・典籍、古文書の件数が多くなっています。

●民俗文化財

有形の民俗文化財は、寺社で所蔵している奉納絵馬や、行事で使用される用具が多くを占めています。無形の民俗文化財は、寺社や地域で行われている民俗芸能や行事があり、中でも祭囃子が多くなっています。

●記念物

記念物のうち、遺跡(史跡)がほとんどを占め、名勝地(名勝)は1件です。遺跡(史跡)は、鎌倉とその周辺でみられる墳墓「やぐら」が多くなっています。

●その他

現時点では、文化財保護法に基づく6類型に分類できていないものをその他に分類しています。主に、寺社にある棟札などがあげられます。

第3章 横浜市の歴史文化の特徴

本市には、先史時代から現代に至るまで脈々と受け継がれてきた文化財が、市域にわたり残されています。時代とともに積み重なり、変化しながら現代に至っている多層的な横浜市の歴史文化の特徴を、5つに分類・整理しました。

1節 海と川とともに暮らした先史から古代の人々



約3万年前の旧石器時代の遺跡は市域西側に点在し、その後の狩猟採集生活の痕跡が、鶴見川流域を中心とした東側へと広がります。

恩田川から谷本川を臨む段丘面上には縄文時代草創期の遺跡が集中しており、有舌尖頭器などの旧石器～縄文時代の過渡的な石器群に加えて、新たに土器の使用がみられます。温暖化により海水面が上昇した縄文時代前期には、海浜部や河川流域に貝塚や墓域を伴う定型的な集落が形成されました。縄文時代中期は市域全体で遺跡数が激増し、その中には大規模な環状集落も含まれます。しかし、縄文時代後期に入ると寒冷化もあり、集落の規模や数が縮減していきます。

稲作が普及した弥生時代は、河川流域の低地が水稻耕作の舞台になり、それらを臨む台地上に環濠集落等が形成されました。横浜市域には、弥生時代中期に東海地方から稲作が伝播し、弥生時代後期には長野～群馬系の人々が市域北西部(鶴見川上流域)に移住・定着していました。

古墳時代は、河川流域の地域社会単位で古墳群が築かれました。特に広大な沖積地を擁する多摩川・鶴見川両下流域の日吉地域(後の武蔵国橋樹郡の一部)には、南武蔵を統括する大首長の前方後円墳が築かれました。その他、鶴見川上流域は武蔵国都筑郡、大岡川流域は武蔵国久良郡、唯一、相模湾側に流れる柏尾川流域は相模国鎌倉郡に属することになるなど、稲作農耕社会成立後、河川流域ごとに地域社会が成立・発展していきました。

このように、先史から古代の人々のくらしは、海や川と深い関わりがありました。

2節 鎌倉文化の広がり、戦乱と地域の再編成



鎌倉に幕府が開かれたことで、12世紀以降、市域に鎌倉文化が広がりました。鎌倉の北に広がる山内庄は、栄区・港南区・戸塚区に及んで御家人領や鶴岡八幡宮領などが点在し、証菩提寺や光明寺(ともに栄区)には、平安・鎌倉期の仏像が伝わります。また鎌倉の外港として発展した六浦津(金沢区)には、金沢北条氏が称名寺を創建し、国内外から多くの僧侶が集う学問の拠点となりました。ここに集められた書物や文物は金沢文庫として現在まで伝わります。

しかし15世紀半ばに鎌倉が政治的求心力を失って関東に戦乱が広がると、茅ヶ崎城(都筑区)や長尾砦(栄区)などの多くの城や砦が造られ、また関東に侵攻した戦国大名北条氏によって、小机城(港北区)や玉縄城(鎌倉市)などの支城を中心とした地域再編が行われました。流通面では鎌倉への道よりも江戸から小田原に抜ける東海道が主要ルートとなり、神奈川湊が栄えました。伝心寺(金沢区)や雲松院(港北区)など、北条氏の保護する禅宗系寺院が多く創建され、郷村には北条氏と村とのやり取りを示す古文書が遺されています。

横浜の中世は、このような鎌倉の政治や文化に影響を受けた時期と、戦乱の中で戦国大名権力による地域再編とや支配の影響を受けた時期の、大きく2つに分けられます。

3節 陸路と海路が交差する江戸の玄関口



江戸時代の横浜は、幕府が置かれた江戸と政治・経済面で密接につながっており、吉田新田を開発した吉田勤兵衛も、江戸の材木商でした。

横浜には江戸と上方を結ぶ大動脈の東海道が通り、神奈川宿、保土ヶ谷宿、戸塚宿の3つの宿場が置かれました。また、東海道の脇街道の中原往還と矢倉沢往還が通り、これらの街道を結ぶ様々な道が網の目のように通っていました。

18世紀後半には、庶民の旅が盛んになり、市域では金沢八景が景勝地として知られ、東海道などを経由して多くの人々が訪れました。矢倉沢往還は大山道として知られ、大山参詣の人々で賑わいました。また、富士山の信仰も盛んになり、市内の各所に富士塚が作られました。

一方、海路では、海の関所・浦賀に近い金沢に、武州金沢藩米倉氏の陣屋が置かれました。神奈川宿から保土ヶ谷宿にかけて広がる神奈川湊は中世から続く湊であり、江戸時代には西日本や東北各地から多くの商船が出入りし、物資の集散地となりました。

陸路の神奈川宿、海路の神奈川湊、さらに東海道から分岐する神奈川道(八王子道)等が集まる神奈川の地は、江戸に近接する陸上交通・海上交通の結節点として、周辺地域の経済・文化の中心となりました。この地域構造と繁栄が、幕末期の開港場・横浜の基礎となりました。

4節 開港に始まる国際性と近代性



幕末の開港を契機に、国際貿易都市として歩み始めた横浜には、国内外から多くの人々が移り住みました。外国人居留地には欧米諸国や中国の人々が進出し、様々な外国系の技術や文化が伝来しました。山下居留地には貿易の拠点となる各国商館が建ちならび、山手居留地には、居留外国人のコミュニティを支える教会・学校・病院・墓地・公園等が整備されました。港灣や鉄道・街路等の交通インフラ、ガス・上下水道等の生活インフラの整備に近代的な技術が導入され、煉瓦やジェラール瓦等西洋伝来の材料を用いた洋風建築が建設されました。また地蔵王廟(市指定文化財)にみられる中国系の建築・工芸技術も伝わり、横浜は移住者によって大きな発展を遂げました。

また、海外文化の窓口となった横浜からは、洋画・音楽・演劇等の芸術、競馬・ボート・テニス等のスポーツ、西洋料理・ビール等の食文化が、国内へと広がっていきました。横浜港は、国内外の人・もの・情報が行き交う日本の玄関口でした。特に、明治期の主要な輸出品であった生糸は、横浜発展の大きな原動力となり、周辺部でも養蚕や製糸が盛んに行われ、生糸貿易で財をなした実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもつようになりました。

横浜からは、日本各地の風景や風俗を写した「横浜写真」が海外への土産物として好評を博し、芝山漆器や真葛焼^{まくずやき}・横浜焼のように、従来の技術を発展させ横浜独自の工芸品が海外に輸出され、高評価を得ました。多様なルーツを持つ人々が織り成す国際性と近代性に富む点が、横浜の歴史文化の特徴の1つです。

5節 谷戸や海辺で営まれた暮らし



市域の人々の暮らしは、その土地の自然環境と密接に結びついてきました。内陸部には、多摩丘陵や相模野台地に源流をもつ鶴見川や帷子川、大岡川や柏尾川等の河川が流れ、各流域には谷戸と呼ばれる複雑に入り組む谷筋が数多くありました。人々は谷戸の微高地に屋敷を構え、谷筋の低地を田んぼに、丘陵上の平地や緩斜面には畑や共同の茅場を拓き、里山では筍を栽培し、雑木林から薪や炭を得たほか、養蚕や養畜、天然製氷等、様々な生産活動を組み合わせて暮らしを営んできました。

東京湾に面した沿岸部は漁業が中心となり、豊かな東京湾の恵みが海辺の人々の暮らしを支えていました。遠浅の海では地引き網をはじめ、貝を取るまきかごりょう捲籠漁や海苔の養殖が行われ、沖合では帆をいっぱい膨らませた打瀬船による打瀬網漁をはじめ、うたせぶね巻網漁や延縄漁も盛んでした。

自然とともに暮らしていた人々は、豊作や大漁、大雨・日照り・大風といった厄災除けを神や仏に願い、横浜市域の里や海で、様々な祈りを込めた行事や祭礼を行いました。また信仰や相互扶助のために「講」が組織され、定期的に寄り合って念仏を唱えたり、地域の共同作業や葬儀の手伝い等を行ったりしました。

高度経済成長期以降の開発や埋め立て、生活様式の変容によって、谷戸や海辺で営まれた暮らしは大きく変わりました。しかしその姿は、多くの市民や地域の理解・協力によって伝えられてきた民家や石造物、祭礼や芸能といった様々な有形・無形の文化財、田園や谷戸といった景観等を通じて現在でも垣間見ることができます。

第4章 文化財の保存・活用の方向性と 本計画で目指す姿

文化財は、これまでの長い歴史の中で、生まれ、育まれ、今に伝えられてきた市民共有の財産です。また、日本や地域の歴史文化を正しく理解するために欠くことができないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となります。

本章では、横浜の歴史文化を次世代に継承していくため、文化財の保存・活用の基本的な考え方と方向性、本計画を進める際の「目指す姿」を設定し、目指す姿の実現に向けた課題を整理します。

1 節 文化財の保存・活用の方向性

① 「保存」と「活用」の基本的な考え方

文化財保護法では、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)と規定しており、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱です。

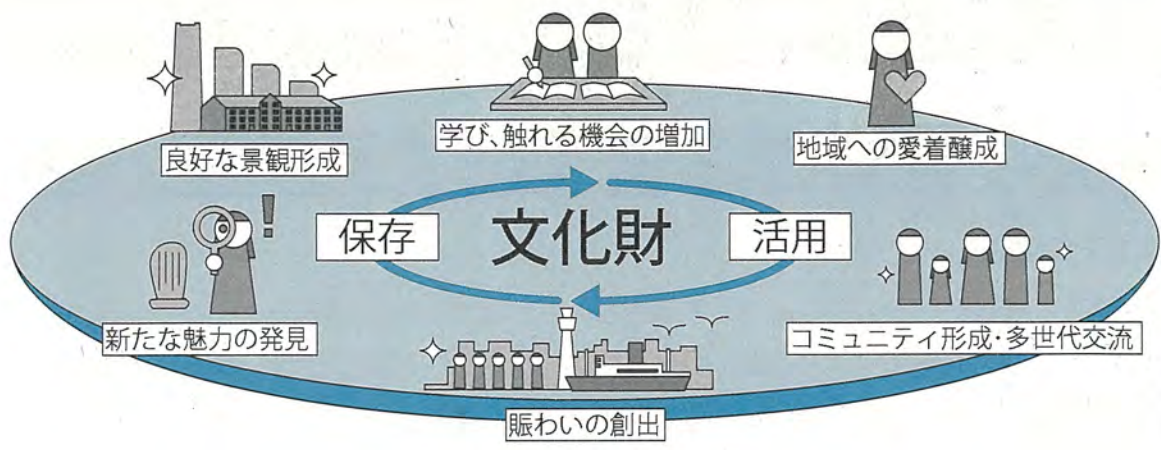
文化財は、損傷や改変により価値を喪失しやすく、一度失われた価値を取り戻すことは非常に困難であるため、文化財の特性についての正しい認識のもとに、適切な取扱いが必要である一方で、社会の中で適切に活用されることでその継承が図られる文化財もあり、文化財の「保存」と「活用」は、ともに、次世代に継承するために必要なものです。

② 「保存」と「活用」の方向性

本市には、多種多様な文化財が市域にわたり所在しており、それぞれの価値に応じて適切に保存するとともに、その特性に応じた活用を進め、「保存」と「活用」の均衡を図りながら、取組を進めていきます。

また、「適切に保存し継承されていることで展示や公開等の活用ができる」、「活用を通じて認知度が高まることで、文化財への理解が深まり、参画者が増え、引き続き保存し継承される」といったように、「保存」と「活用」の循環を実現していきます。

取組にあたっては、文化財の所有者をはじめ、市民、関係団体、民間企業等がともに課題を共有しながら連携して取り組むとともに、文化財を通じた学びや体験する機会の創出、地域への愛着醸成、新たなまちの魅力の発見、良好な景観形成などの効果を生み出しながら、文化財の保存と活用の取組を持続的に行っていきます。

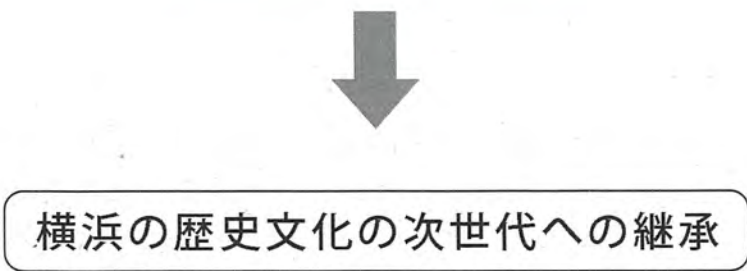
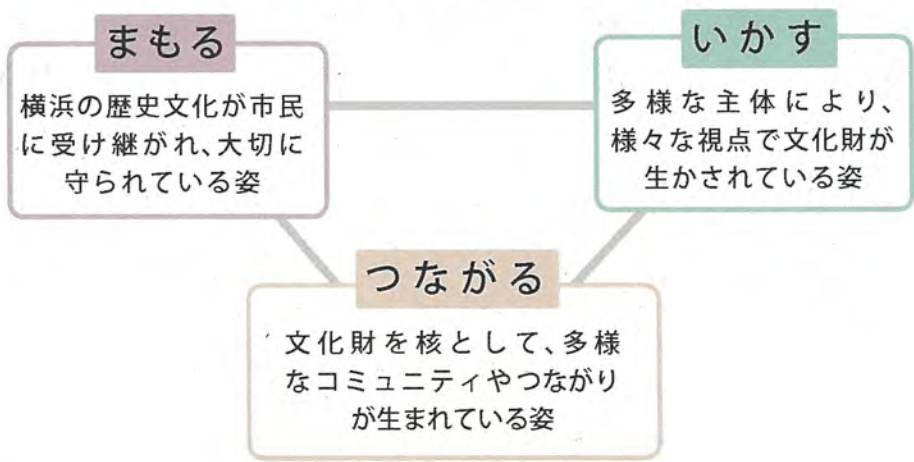


【図4-1】本市における保存・活用のイメージ

2 節 本計画で目指す3つの姿

本計画では、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を共有しながら取組を進め、多様な主体がともに連携しながら、横浜の歴史文化を次世代に継承していきます。

「まもる」は、横浜の歴史文化が市民に受け継がれ、大切に守られている姿、「いかす」は、多様な主体により、様々な視点で文化財が活かされている姿、「つながる」は、文化財を核として、多様なコミュニティやつながりが生まれている姿とします。



【図4-2】目指す姿

3 節 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

① 調査に関する取組

◆文化財調査

横浜市における文化財調査は、市内有識者を中心に構成された「横浜市文化財研究調査会」(1962(昭和37)年設立)による調査が始まりです。調査範囲は寺院・神社、旧家所蔵の文書からこうしんとう庚申塔まで幅広く、その成果は、『横浜市文化財調査報告書』として刊行されました。

1969(昭和44)年に、文化財保護措置要綱が施行され、横浜市教育委員会社会教育課に文化財係が新設された後、1975(昭和50)年に結成された「横浜市文化財現況調査団」は、市内に所在する文化財の現況把握のための総合調査を行い、その成果を、『横浜の文化財—横浜市文化財総合調査概報—』(1977(昭和52)年初刊。一巻～五巻)として刊行しました。

その後、1984(昭和59)年に、「横浜市文化財研究調査会」と「横浜市文化財現況調査団」が統合し、「横浜市文化財総合調査会」による調査が継続して行われますが、市域の悉皆調査が概ね完了したことから、活動を終了しました。現在は、横浜市文化財保護審議会を中心とした調査・研究が行われ、その成果を『横浜の文化財—横浜市文化財調査概報—』として刊行しています。また、市内に所在する文化財の現状や管理状況を把握するため、「横浜市文化財巡回調査」も実施しています。

その他、民俗、近代建築や土木遺産、民家等の分野別の調査も行われており、それらの調査は、文化財保護業務を所管する本市教育委員会事務局生涯学習文化財課のみならず、歴史を生かしたまちづくりを所管する都市整備局都市デザイン室や、横浜市歴史的資産調査会等の関係団体によっても行われています。

【資料編5】既存調査一覧

◆埋蔵文化財調査

埋蔵文化財の調査は、大きく「学術調査」と「記録保存調査」または「緊急調査」に分けられます。

学術調査は、学術的な研究や遺跡の活用を第一の目的として、考古学的な資料の充実を図ることを目的としたものです。一方、記録保存調査または緊急調査は、土木工事等を前提としたもので、工事等により埋蔵文化財が破壊されるために、その工事着手前に適切に記録保存を行うものです。

明治30年代に発見され、「屏風ヶ浦岡村貝塚」の名称で注目されていた三殿台遺跡では、その後、隣接する市立岡村小学校の校地拡張予定地となったため、1961(昭和36)年に、多くの研究者や中・高・大学生、市民ら延べ5,000人が参加して、遺跡全体の発掘調査が行われました。調査の結果、縄文・弥生・古墳時代の大岡川流域のムラの様子や生活がわかる重要な遺跡として、1966(昭和41)年に国指定史跡となり、翌年には三殿台考古館が開館し、遺跡とともに

に公開されています。

また、港北ニュータウンの造成工事の本格化に伴い、1970(昭和45)年に、「港北ニュータウン埋蔵文化財調査団」を結成し、発掘調査を実施しました。約20年に及ぶ調査となり、縄文時代の三の丸遺跡や弥生時代の大塚・歳勝土遺跡をはじめとする多数の遺跡が明らかになるとともに、大塚・歳勝土遺跡は可能な限りの範囲で現状保存され、1986(昭和61)年に国の史跡に指定されました。

これらの調査の進展とともに、市民から考古資料館及び歴史博物館設立の要望が高まり、1995(平成7)年に「横浜市歴史博物館」を開館しました。

現在、埋蔵文化財発掘の届出及び通知の件数は、年間1,090件(2022(令和4)年度)にのぼり、届出者との協議等により埋蔵文化財の保存に努めていますが、工事等によって埋蔵文化財の破壊が免れない場合には、工事主体者の理解と協力のもと、発掘調査による記録保存を行っています。これらの調査成果は、発掘調査報告書として刊行されています。

◆市史編纂事業

本市では、1954(昭和29)年に横浜開港100年を記念して、第一期『横浜市史』の編集に取り組みました。原始・古代～関東大震災の復興期(昭和初期)までを対象とし、編集に際し収集した資料を公開する施設として、1981(昭和56)年に「横浜開港資料館」を開館しました。

1985(昭和60)年には、市政100周年・開港130周年を記念して、第二期『横浜市史』の編集に取り組みました。昭和初期～高度成長期までを対象とし、収集した資料は、横浜市史資料室が所蔵する横浜市の歴史的公文書とともに、市民の利用に供しています。

② 制度による保護の取組

◆無形民俗文化財保護団体の育成(1977(昭和52)年～)

本市では、文化財保護条例が制定される前の1977(昭和52)年から、市内に伝わる民俗芸能のうち、地域に結び付いた特色のある民俗芸能を選び、これらの保存団体を育成する事業を進めてきました。

現在、横浜市無形民俗文化財保護団体育成要領に基づき、地域に結び付きのある民俗芸能を継承し、後継者育成等の保存継承に熱意のある市内の無形民俗文化財保護団体を「認定団体」に選定し、保存継承に必要な経費の一部補助等を行っています。

◆横浜市文化財保護条例と歴史を生かしたまちづくり要綱(1988(昭和63)年～)

本市では、横浜市文化財保護条例と歴史を生かしたまちづくり要綱を同日施行し、文化財としての「保護(保存・活用)」と、歴史的建造物を活用しながらまもる「保全活用」の両輪体制を構築し、相互に補完しながら、それらの保護を進めています。

文化財保護条例に基づく文化財の保存

文化財保護を所管する教育委員会(生涯学習文化財課)では、文化財保護条例に基づき、歴史上、学術上等の価値を有する文化財を指定するほか、地域住民が守ってきたもの及び地域を知る上で必要な文化財を、緩やかな規制で幅広く保護する登録制度を導入しています。指定等文化財の所有者や管理団体に対する管理奨励金や保存修理、防災に関する補助金等を交付するほか、文化財保存修理に関する相談対応、防火訓練等を通じた出火防止対策や出火時の初期対応の指導等を行っています。

歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく歴史的建造物の保全活用

歴史を生かしたまちづくりを所管する都市整備局(都市デザイン室)では、開港以来の近代建築や西洋館、土木遺産、郊外部に残る農村の風情を伝える古民家や社寺など、市内に残る歴史的建造物を再評価し、まちづくりの資源として位置付け、その保全と活用を積極的に図っていくため、1988(昭和63)年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行しました。所有者の協力を得て、主に建築物の外観を保全しながら活用を図ることを目的としており、要綱に基づいて「登録」、「認定」を進めています。認定を受けた歴史的建造物については、外観の保全改修や維持管理等に対して助成を行っています。

◆景観制度(2006(平成18)年～)

良好な景観の形成を進めるため、景観法に基づく「横浜市景観計画」を策定し、景観条例に基づく「都市景観協議地区」内では、建築物や工作物の新設、改築、外観の変更等を行う場合は、協議が必要である旨を定めています。また、上記のような景観制度に基づき、山手地区の歴史・異国情緒を感じる景観や樹木・緑の保全(山手地区都市景観協議地区)や、日本大通りのイチョウ並木の保護(景観重要樹木)等が制度化され、歴史的な景観を大切にしたい魅力ある都市景観の形成に取り組んでいます。また、2013(平成25)年に景観条例の一部を改正し、「特定景観形成歴史的建造物制度」を新設し、歴史的景観の魅力を生かした、文化・観光施設や飲食店など都市の魅力向上や活力創出に資する施設への利活用を推進しています。

③ 文化財の活用に関する取組

◆歴史文化に関する普及啓発・理解促進

教育委員会では、時代領域の異なる博物館5施設(横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)、八聖殿郷土資料館や埋蔵文化財センター、称名寺境内や稲荷前古墳群等の史跡などの管理・運営等を通じて、市民が横浜の歴史文化を学び、触れる機会を創出しています。

また、「市史資料室」や「横浜みなと博物館」のほか、民間の博物館においても、各施設が所蔵する歴史資料等を活用し、横浜の歴史文化に関する普及啓発等を行っています。各地にある説明板や由来板も、その文化財や歴史を伝えるツールの1つです。

市内では、市民が各地域の魅力や歴史を伝える取組も行われています。例えば、市歴史博物館での市民ボランティアによる展示解説、市民ボランティアガイドによる地域の歴史の変遷や見どころ等の案内、市民講師による講座の開催など、市民が主体となって、地域の歴史を伝える活動も行われています。

◆歴史的建造物の公園内での公開

市が所有する古民家や西洋館などの歴史的建造物を、NPO法人や民間企業等の活力を活用しながら、公園内で広く市民に公開しています。各施設では、主に指定管理者制度によって管理・運営するとともに、季節に応じたイベントなどを通じて、市民や来場者が親しむ機会を提供しています。

◆文化芸術創造都市施策

2000年代前半当時、都心臨海部では、歴史的建造物が少しずつ姿を消し、オフィスビルの空室率が上昇するなど、都市の活力が失われつつありました。これに対して、横浜市では、文化芸術振興や産業振興施策(ソフト)とまちづくり施策(ハード)を融合した一体的な施策として「文化芸術創造都市施策」を導入しました。

開港当時の歴史を今に伝える西洋建築・近代建築などの歴史的建造物や公共空間を、アーティスト・クリエイターの活動の場として活用する等、創造性を生かしたまちづくりによって、文化・経済の両面で都市の活力を生み出し、国内外から選ばれる都市として持続的に発展していくことを目指し取組を進めています。

◆横浜港に関する文化財の活用、賑わい創出

横浜の最大の観光資源である港をより質の高い魅力的な空間とするため、文化財や特徴のある景観を活用したウォーターフロントの形成を進めるとともに、客船の寄港促進に努め、賑わいと国際性あふれる横浜港の形成に取り組んでいます。みなとみらい21中央地区と中華街・山下地区を結ぶ中間点に位置する臨海部では、横浜港に関する文化財を賑わい創出の要素の1つとして活用し、水際線沿いを歩く人々の流れをつくり、両地区の結節点となるとともに、人々の快適な憩いの場、交流の場となっています。

4 節 目指す姿の実現に向けた課題

文化財の保存・活用に関する取組は、行政のみならず、多様な主体によって行われてきましたが、高齢化、自然災害の発生、感染症拡大などの社会状況の変化によって、人材不足や資金不足、活動の機会の減少など、様々な課題が取組の中で生じています。

本節では、本計画で目指す3つの姿の実現にあたっての課題を整理しました。

①「まもる」に関する課題

◆課題1：文化財に関する継続的な把握調査と追加調査の実施が必要

市域の文化財に関する把握調査が概ね完了してから30年以上経過しており、経年劣化や維持管理の人手不足等の社会状況の変化をふまえ、過去の調査対象に関する現状確認や追加調査を継続的に行う必要があります。特に無形の民俗文化財は、人から人へ伝えられるという性質上、高齢化や感染症拡大に伴う活動の機会の減少等により、継承が困難になる状況も生じており、現状の確認や対策の検討の必要性が高まっています。

また、無形文化財や記念物等の類型[表4-1]や、戦後の歴史的建造物や近代の遺跡(おおむね幕末開港期から第二次世界大戦終結頃までの遺跡。軍事に関する遺跡を含む)等、これまで調査が十分に行われていない分野の調査や、これまで様々な主体による調査で把握された文化財の整理を進め、必要に応じて追加調査を実施するなど、未指定文化財の把握も継続して進める必要があります。

類型	種別	実施状況	
有形文化財	建造物	一般建造物	○
		石造建造物	○
	美術 工芸品	絵画	○
		彫刻	○
		工芸品	○
		書跡・典籍	○
		古文書	○
		考古資料	○
		歴史資料	○
		無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術等)
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	
	無形の民俗文化財	○	
記念物	遺跡(史跡)	△	
	名勝地(名勝)	△	
	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	△	
	文化的景観	-	
	伝統的建造物群	△	

【表4-1】 類型ごとの調査実施状況

○：調査が進んでいる、△：調査が進んでいない、-：調査を行っていない

◆課題2：埋蔵文化財の調査の継続的な実施が必要

埋蔵文化財は地中に埋没した状態にあることから、その範囲や内容の全てが把握されているわけではなく、既に周知されている埋蔵文化財包蔵地でも、その範囲や内容が明確でないことがあります。

発掘調査によって出土した、当時の建物の跡などの遺構や、当時の生活状況を明らかにする石器や土器などの遺物は、本市の歴史文化を解明する上で重要な資料となります。開発等により、未記録のまま破壊されないよう、適切な埋蔵文化財の取扱いを進めるとともに、過去に実施した発掘調査の出土品や調査報告書の整理・刊行、新たな学術調査にも取り組み、横浜市の歴史文化を後世に継承していく必要があります。

◆課題3：適切な保存のための文化財所有者や管理者に対する支援が必要

指定等文化財については、日常管理に対する管理奨励金を交付するほか、保存修理、防犯設備や防災施設の整備、公開等に対する補助金を交付していますが、これらの補助制度は経費の一部を補助するもので、所有者が費用を負担できないと、日常の維持管理や適切な修繕等を行うことは難しくなります。

2020(令和2)年度に実施した、指定等文化財の所有者・管理者向けのアンケート調査では、アンケートに回答した所有者・管理者のうち、35.9%は「保管や修理等に要する費用負担」について、25.6%は「日常の維持管理」について困っていると回答しました。

所有者・管理者の状況を定期的に把握し、必要に応じて、補助金制度の見直しや、民間の補助金制度の情報提供、修繕への技術的支援、活用に関する相談等の支援のほか、各文化財の保存・活用の方針や基準等を定めた保存活用計画の作成も必要です。



【図4-3】 所有又は管理されている文化財の保存・活用にあたって、困っていること(複数回答、n=117)
出典：文化財所有・管理者向けアンケート(令和2年度)

◆課題4：火災、風水害等に対する防災対策が必要

2019(令和元)年、パリ・ノートルダム大聖堂や沖縄・首里城が火災による甚大な被害を受け、文化財の防火対策への関心が高まりました。また、台風による風水害等、自然災害による文化財への被害も発生しています。

本市においても、集中豪雨や猛暑等、近年頻発する気候変動の影響が顕著になっており、風水害による被害や、倒木や落石等の被害も報告されています。気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避するため、適応策を推進していくことは喫緊の課題となっており、文化財の保存・活用においても、それらをふまえて自然災害に備えておく必要があります。

年度	住家被害	非住家被害
2017(平成29)年度	36	23
2018(平成30)年度	520	94
2019(令和元)年度	2,570	850
2020(令和2)年度	1	0
2021(令和3)年度	7	4
2022(令和4)年度	3	0

【表4-2】 横浜市の住家被害及び非住家被害の件数 出典：「横浜の災害」
※住家：現実に居住のために使用している建築物、非住家：住家以外の建築物

本市では、文化財を火災等の災害から守るため、毎年1月の文化財防火デーを中心に、文化財関係者による通報、初期消火、避難誘導などの訓練や、消防隊・消防団による放水訓練等を実施するほか、市指定有形文化財の収蔵庫や放水銃等の防災施設設置に対する相談対応や補助金交付を行っています。

これらの取組を継続して行うとともに、所有者等が対策を講じているかの実態把握や、発災時に適切に対応できるような支援も必要です。

また、本市が管理団体となっている史跡・名勝等で土砂災害特別警戒区域となっている崖が約40か所あり、それらの対策を計画的に実施していく必要があります。

◆課題5：文化財の適切な保管・管理が必要

文化財を適切に保存し、次世代に継承していくためには、それらを保管する場所、スペースが必要です。また、文化財の特性に応じて、温湿度管理や、防虫・防カビなど適切な保管環境を整えることも不可欠です。

教育委員会が所管する、横浜市歴史博物館、横浜市開港資料館、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館、三殿台考古館が所蔵する資料は約57万点に上り、今後の資料収集・調査研究等により所蔵資料の増加が見込まれています。資料の増加にともない、適切な管理に向けた整理スペースの確保も必要となっています。

また、市内の発掘調査による出土品等を保管する埋蔵文化財センターは、開発に伴い増加し続ける出土品の保管場所が不足している状況が続いており、保管場所の確保が喫緊の課題です。

②「いかす」に関する課題

◆課題6：文化財への理解の促進と価値に配慮した活用が必要

文化財を、様々な視点で生かしていくためには、文化財の公開や普及啓発をはじめ、生涯学習、学校教育、地域活動、まちづくりや観光など、多様な分野において活用が図られていくことが重要です。加えて、文化財の本質的な価値を生かし、活用によってその価値を損なうことのないよう、その特性に応じた活用を進めることが必要です。例えば、宗教活動のある社寺や個人所有の文化財は、宗教的な空間や環境への配慮、所有者の個人情報の保護などへの十分な配慮が求められています。このような文化財の特性に配慮するためには、文化財の調査等によってその価値を明らかにするとともに、市民に対して情報を発信し、文化財への理解促進を図る必要があります。

◆課題7：文化財に触れ、親しみを感じる機会の創出が必要

これまで、個々の文化財を調査・把握、指定・登録等を行いながら、各分野で理解促進・普及啓発、公開を進めることで、学びや地域活動の活性化、歴史を生かしたまちづくりや賑わい創出にも寄与してきました。しかし、これらの取組は個々の文化財、いわゆる「点」としての保存・活用が中心となっていました。

本市の文化財や歴史文化の価値・魅力をさらに高めるには、複数の文化財を関連付けて一体的に捉え、共通のテーマやストーリーとともに保存・活用に取り組むことで、横浜の歴史文化をより一層わかりやすく伝えるなど、多くの市民や来訪者が文化財に触れ、親しみを感じる機会を創出していくことが必要です。

③「つながる」に関する課題

◆課題8：情報発信の充実が必要

現在は、文化財の情報が個々に記録・管理されている事例も多く、文化財に関する情報の集約・発信も進んでいないのが現状です。

文化財の保存・活用に様々な主体が参加し、連携できる体制を構築するためには、文化財に関する情報、保存・活用の課題や取組等が可視化され、それらの情報に、アクセスしやすい環境となっている必要があります。また、広報媒体や各種SNS等の活用や、計画的な発信等により、それらの情報を国内外問わず効果的に発信していくことも必要です。

◆課題9：新たな担い手や守り手の創出が必要

昨今の全国的な傾向と同様、本市においても少子高齢化が進んでいます。それに伴い、文化財の所有者を中心とした守り手、継承を支えてきた担い手の高齢化も進み、後継者不足につながると、文化財を次世代に継承することが難しくなります。

特に、神楽やお囃子、祭事等の無形の民俗文化財は、人から人へと伝えられる性質上、後継者不足は継承に大きな影響を与えます。

建造物や美術工芸品などの有形文化財でも、維持管理の負担や、後継の所有者がいないことにより、継承が困難になるケースもあります。

所有者や管理団体といった特定の主体だけで文化財を保存・活用していくことは困難な場合もあるため、今後は、地域社会で課題を共有しながら、多様な主体の連携や子どもから大人まで幅広い世代の参画、新たな担い手・守り手の創出が必要です。

◆課題10：文化財の保存・活用に関する相互連携・協力体制の整備が必要

文化財の保存・活用に関する取組は、行政や所有者のみならず、市民、関係団体、専門機関、民間企業等によって行われてきましたが、活動している主体やその取組内容の実態把握、活動主体が相互に連携する体制は十分に整っていません。

これまで取組を行ってきた様々な主体が、それぞれの強みを生かし連携するとともに、新たな主体が参画しやすい環境づくり、協働の体制づくりが不可欠です。

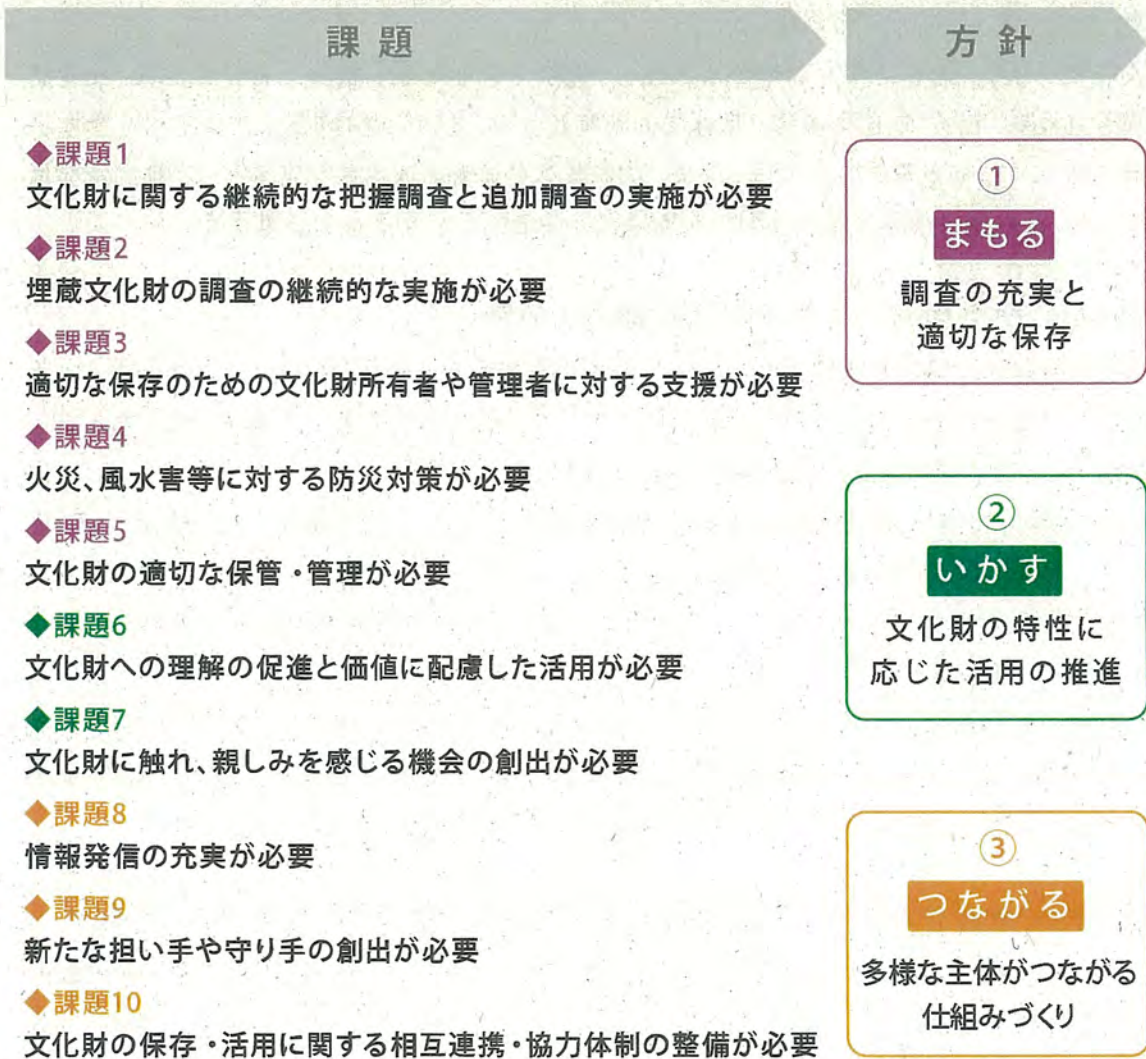
第5章

文化財の保存・活用の方針と施策

本章では、前章で示した「目指す姿」の実現に向けた3つの方針と12の施策を設定します。

1節 文化財の保存・活用に関する方針

文化財の保存・活用に関するこれまでの取組や課題をふまえ、本計画では、3つの方針に基づく施策を計画的・持続的に実施し、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿の実現を図ります。



【図5-1】 課題と方針の関係性

ア【方針①】まもる 調査の充実と適切な保存

課題1～課題5をふまえ、本計画では、市内の未指定文化財の把握や価値の検証等を各種調査を通じて、継続して行うとともに、文化財の指定・登録、歴史的建造物の認定等、制度による文化財の保存を進めます。

また、近年多発する自然災害への対応として、文化庁が発行する「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を活用するとともに、防災訓練等の実施、貴重な文化財の保管場所の確保等により、自然災害に備えます。発災時には、独立行政法人国立文化財機構の本部施設である文化財防災センターとの連携や支援の要請などを行い、初動対応の迅速化と連携・情報共有を図ります。



①【方針②】いかす 文化財の特性に応じた活用の推進

課題6及び7をふまえ、本計画では、多様な主体が、それぞれの文化財の価値や特性に配慮しながら、様々な視点で活用を進めることを目指します。

また、活用にあたっては、市民が横浜の歴史文化に親しみ、楽しむ機会を増やし、文化財保護への理解促進につなげていきます。



⑦【方針③】つながる 多様な主体がつながる仕組みづくり

教育委員会では、時代領域ごとに、市歴史博物館等を設置しており、横浜の歴史文化に関する専門的な知識やネットワークを有する(公財)横浜市ふるさと歴史財団が管理・運営しています。2022(令和4)年の博物館法の改正では、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や、他の博物館等との連携、地域の多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上など、博物館にも新たな役割が求められています。

また、第32期横浜市社会教育委員会議提言(本市における社会参加のすそ野の拡大)では、市民の社会参加を促す方策として、①社会参加につながる情報の見える化、②市民の社会参加のきっかけづくりを担う人材の育成と活用が示されました。

計画では、この2つの動向や課題8～課題10をふまえ、市歴史博物館等を中心として、他の博物館をはじめ、多様な主体の連携事業を推進しながら、文化財の保存・活用に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、参加のきっかけづくりを担う人材の育成を目指し、多様な主体がつながる仕組みを構築します。



⑤ 3つの方針に連なる12の施策

本計画では、3つの方針に連なる12の施策を体系化するとともに、各施策における主な取組を設定しました。12の施策と、各施策の主な取組については、次節にて詳しくまとめられています。

まもる

横浜の歴史文化が市民に受け継がれ、大切に守られている姿

いかす

多様な主体により、様々な視点で文化財が生かされている姿

つながる

文化財を核として、多様なコミュニティやつながりが生まれている姿

実現



【図5-2】 課題・方針・施策の関係性

2 節 文化財の保存・活用に関する施策

文化財の保存・活用に関する基本的な3つの方針に基づき、本計画では計画期間である2024(令和6)年度から2029(令和11)年度にかけての中長期的な視点のもと、目指す姿の実現に向けて12の施策を展開していきます。

次ページ以降に、各施策の指標、各施策において実行する「主な取組」を掲載しています。各取組には、重点取組、取組内容、実施主体、実施期間について記載していますが、いずれも年度ごとの予算編成を通じて実施していきます。

◆指標

各施策において、主な取組によってもたらされる効果や成果を測るため、客観的・定量的に把握できるものや、重点的に取り組む事業の実績を表すものを設定しています。

◆重点取組

主な取組のうち、重点的に行う取組に「★」を付しています。重点取組については、次のいずれかに該当するものを設定しています。

- ① 課題や社会状況などにより、緊急性の高いもの
- ② 国庫補助金等を活用して戦略的に取り組んでいるもの、または今後取り組むもの

◆実施主体

実施主体(表中◎)及び参画者(表中○)を掲載していますが、必要に応じてその他の主体とも連携・協力しながら事業を行うこととします。

種別	定義
◎：実施主体	取組の実施にあたり、取組内容の検討や、財源確保・執行などに主体的に取り組むもの
○：参画者	実施主体との連携や協力、支援などを行うことで、取組の推進に寄与するもの、又は、寄与を期待するもの

[表5-1] 実施主体と参画者の定義

表記	表中の表記	定義
所有者等	所有	文化財の所有者(行政含む)、保存団体、管理団体、技術者・技能者等
専門機関	専門	各分野を専門とする有識者、専門家で構成される専門機関、大学等の研究機関
市民・市民団体	市民	横浜市居住者、市内在学・在勤者、歴史文化の保存・活用に参画する市民団体(NPO法人、市民ボランティア団体等)
関係団体・企業	団体	文化財の保存・活用に参画する公益法人、民間企業 等
教育機関	教育	市民が歴史文化を学ぶ機会を提供する教育機関
行政	行政	国、県、市

[表5-2] 各主体の表記と定義

◆実施期間

主な取組を実施する期間を記載しています。継続的に実施するものは「R6-11」と記載し、計画期間の中で新たに実施するものは「R6-11(新)」と記載しています。

◆財源

取組の実施にあたっては、所有者等が負担する財源や市費だけでなく、県費・国費(文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等)、その他民間資金等を積極的に活用し、幅広い財源確保に努めます。

(1)方針① 調査の充実と適切な保存

◆施策1:文化財の把握調査、詳細調査などの実施

文化財保護審議会をはじめとする有識者や大学、博物館施設等と協働し、文化財の把握調査や詳細調査等を進めます。また、指定等文化財の現況を確認するための巡回調査を行います。

指標	専門機関等と連携した文化財の把握調査、詳細調査件数	令和4年度	→	令和11年度
		無形民俗文化財保護団体の現況調査件数	7件/年	→
	指定等文化財の巡回調査件数	1件/年	→	5件/年
		8件/年	→	10件/年

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
1-1		市内の文化財の把握調査・詳細調査等の実施	文化財保護審議会等の専門機関と連携し、市内の文化財の把握調査、詳細調査等を進めます。特に、近代遺跡や近代建造物など、調査が進んでいない分野の調査も進めます。	○	◎		○		◎	R6-11
1-2	★	無形民俗文化財保護団体の現況調査	活動の機会が減少し、継承が困難な状況にある無形民俗文化財保護団体の現況調査を進めます。		◎		○		◎	R6-11
1-3		指定等文化財の巡回調査	指定等文化財の現況を把握するため、巡回調査を行います。	○	◎				◎	R6-11
1-4		国天然記念物ミヤコタナゴ保護育成(個体数調査、生育環境調査等の実施)	国指定天然記念物ミヤコタナゴの個体数減少を防ぐため、保護・増殖を行うとともに、野生復帰を目的とした生育環境調査を実施します。		◎	○			◎	R6-11

◆施策2:埋蔵文化財調査の実施

開発事業者や市民の理解を得ながら、埋蔵文化財の調査を実施するとともに、出土品の整理、調査報告書の作成を進めます。また、埋蔵文化財を適切に取り扱うため、必要な手続き等を示した手引きなどを作成・活用し、周知を行います。

指標	土木工事等に伴う試掘調査件数	令和4年度	→	令和11年度
			13件/年	→

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
2-1	★	工事等に伴う発掘調査の実施と出土文化財の再整理	土木工事等により現状保存することが困難な埋蔵文化財については、発掘調査による記録保存を行います。また、出土文化財を適正に保管するため、出土文化財の再整理を行います。	○				◎	◎	R6-11
2-2		個人住宅建築に伴う発掘調査の実施	個人住宅建築に伴い、発掘調査を実施します。	○			○		◎	R6-11
2-3		埋蔵文化財包蔵地外の試掘・確認調査の実施	土木工事等の施工中、埋蔵文化財が不時発見されることがないように、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外についても、試掘・確認調査を実施します。	○			○		◎	R6-11
2-4		重要遺跡等の試掘・確認調査の実施	市内に遺存する保存が良好で、学術的に重要な遺跡に対して、保存目的の試掘・確認調査を実施します。	○	○				◎	R6-11
2-5		埋蔵文化財の取扱いに関する周知	埋蔵文化財保護に関する必要な手続き等の手引書を作成し、周知します。						◎	R6-11

◆施策3：制度による保護の推進

文化財保護法や条例、その他本市が定める要綱等に基づき、文化財の指定・登録、認定を進めます。また、文化財などの所有者・管理者に対して、修理や維持管理に必要な支援を行います。特に財政的支援については、国や民間の補助金などの情報を収集・提供するとともに、クラウドファンディング等、新たな財源確保を進めます。

指標	文化財保護法・条例に基づく指定・登録文化財の指定・登録数	令和4年度	→	令和11年度
		476件		487件
	歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物の認定数	100件	→	105件

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体						実施期間	
				所 有	専 門	市 民	団 体	教 育	行 政		
3-1	★	文化財保護法・条例と歴史を生かしたまちづくり要綱の連携した運用による保護の推進	文化財行政を所管する教育委員会と歴史を生かしたまちづくりを所管する都市整備局で相互連携・補完しながら制度運用を行うことで、市内の文化財の保護を進めます。また、所有者・管理者に対して、修理や維持管理等に必要な支援を行います。	○	○					◎	R6-11
3-2		名木古木の保存	潤いある市民生活の確保と都市の美観風致の維持のため、古くから街の象徴として親しまれ、故事来歴などのある樹木を指定し、維持管理を支援します。	◎						◎	R6-11
3-3		保存(保全)活用計画の作成の推進	文化財の現状や課題を把握し、その保存・活用に必要な事項、方針等を定めた保存活用計画等の作成を進めます。	◎	○					◎	R6-11
3-4	★	新たな財源確保	国や民間の補助金などの情報収集、所有者等への情報提供を行うとともに、クラウドファンディングなどの新たな財源確保に取り組みます。	◎			○			◎	R6-11
3-5		所有者アンケート等による定期的な現状把握	指定等文化財の所有者・管理者に対して、定期的な情報提供、注意喚起等を行うとともに、アンケートを実施し、現状把握と必要な支援策の検討につなげます。	○						◎	R6-11 (隔年) (新)

◆施策4：文化財の防災対策

市内の国・県及び市の指定等文化財を対象に、防災訓練等を通じた出火防止対策や出火時の初期対応等の指導等を行い、防災意識を高めます。また、史跡等内の崖地について、その価値を損傷しないよう考慮しながら、崖地の安全対策を行います。

指標	文化財を対象とした消防訓練の実施件数	令和4年度	→	令和11年度
		22件/年		22件/年
	史跡等の崖地の安全対策着手件数	5か所/年	→	5か所/年

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体						実施期間	
				所 有	専 門	市 民	団 体	教 育	行 政		
4-1	★	文化財を対象とした防災訓練の実施	指定等文化財を対象として、防災訓練等を通じた出火防止対策や出火時の初期対応等の指導を行います。	◎		○				◎	R6-11
4-2	★	文化財防災マニュアルの作成	文化庁が発行する防火対策ガイドラインや神奈川県文化財防災対策マニュアルに基づき、市の指定等文化財の所有者・関係者向けのマニュアル等を作成します。							◎	R6-7
4-3	★	市内の史跡等の崖地対策工事等の実施	史跡等範囲内において、土砂災害警戒区域に指定された崖地の安全対策を計画的に進めます。							◎	R6-11

◆施策5：収蔵施設の整備

博物館における資料の収集・研究事業を継続し、資料を次世代に継承していくため、十分な収蔵スペースの確保や、収蔵場所の防災対策等、収蔵品を適切に保管できる環境を整えます。

指標	出土文化財の新たな収蔵場所の確保	令和4年度	→	令和11年度
		-		確保

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体						実施期間	
				所 有	専 門	市 民	団 体	教 育	行 政		
5-1	★	出土文化財の収蔵場所と博物館の収蔵スペースの確保	埋蔵文化財センターに保管する発掘調査等による出土文化財の保管場所、博物館*の収蔵場所の確保に向けた検討を進めます。また、博物館*が収蔵する歴史的資料を水害等から守るため、所蔵資料の整理や移動等の対策を行います。	◎				◎		◎	R6-11

※ 博物館*… 横浜市教育委員会が所管する、横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センターを指す。以下、同様の場合に「博物館*」と記載。

(2)方針② 文化財の特性に応じた活用の推進

◆施策6：歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会の充実

横浜の歴史文化をわかりやすく伝え、体験する機会や、学ぶ機会の充実を図ります。また、博物館を市民や子どもの体験・学びの場として充実させるため、三殿台考古館の再整備検討や、博物館の展示のリニューアル等の検討も進めます。

指標	令和4年度		令和11年度	
	令和4年度	令和11年度	令和4年度	令和11年度
博物館*に来館した児童・生徒数	80,913人/年	82,000人/年	→	
文化財を活用した訪問授業の参加者数	12,317人/年	13,000人/年	→	
博物館*における講演会・講座の実施件数	44回/年	48回/年	→	

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体					実施期間		
				所 有	専 門	市 民	団 体	教 育		行 政	
6-1		博物館等の管理・運営	横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜市三殿台考古館の5施設について、指定管理者制度により管理・運営を行うとともに、埋蔵文化財センター、横浜市八聖殿郷土資料館の管理・運営を行います。					◎	◎	R6-11	
6-2		市内の史跡等の公開・管理	史跡等の維持管理や必要な整備を行い、適切に公開します。(国史跡大塚・歳勝土遺跡、国史跡称名寺境内、県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群、県指定史跡稻荷前古墳群、南堀貝塚、上行寺東遺跡復元整備地等)				○		◎	R6-11	
6-3		文化財を活用した学校教育への支援	市内の発掘調査等によって出土した土器・石器や天然記念物ミヤコタナゴの活用等、様々な文化財の活用を通じて、子どもが歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会を創出します。また、市立学校用副読本で市内に所在する文化財をわかりやすく伝えます。		○		○	◎	◎	R6-11	
6-4		市史資料等の保存活用	市民共有の歴史的文化資産として、横浜市史資料室が所蔵する横浜市の歴史的公文書及び「横浜市史Ⅱ」編集事業の成果である昭和期以降の横浜の歴史に関する資料等を、広く市民の利用に供します。					○	◎	R6-11	
6-5		地域の歴史講座、講演会等の実施	地域の歴史講座や、講演会などにより、地域の歴史文化を学び、知る機会を提供します。		○	○	○		◎	R6-11	
6-6		国指定重要文化財の特別公開	通常非公開の国指定重要文化財について、所有者の協力のもと、特別公開を行います。	◎					◎	R6-11	
6-7	★	博物館における普及啓発、体験事業の充実	博物館等において、土器や勾玉づくり、火起こし体験などを通して、子どもが歴史文化を身近に感じる機会を創出します。また、令和4年6月にリニューアルオープンした「横浜みなと博物館」では、日本初の常設体験型VR(仮想現実)シアターなどの最新の映像技術を活用し、横浜港の歴史を体感できる機会を提供します。				○	◎	○	◎	R6-11
6-8	★	横浜市歴史博物館の展示リニューアル検討	開館後30年が経過して展示機器や設備の老朽化が進み、またその間進んだ学術的成果をふまえて、展示内容の更新が必要な歴史博物館の常設展示リニューアルに向けた検討を行います。					◎	◎	R6-11 (新)	
6-9		史跡三殿台遺跡の再整備にむけた検討	開館後50年が経過し、施設の老朽化、国指定史跡三殿台遺跡の保護に対応するため、再整備に向けた検討を行います。		○		◎		◎	R6-11	

◆施策7：地域活動の活性化

地域や関係団体等との連携・協働による各地域の文化財の活用を通じて、地域活動の活性化や多世代交流を図るとともに、文化財への理解促進、地域への愛着の醸成につなげます。

令和4年度 令和11年度
— → 推進

指標 文化財を活用した地域活動の推進

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体					実施期間	
				所有	専門	市民	団体	教育		行政
7-1		地域、関係団体等の協働による文化財の活用	地域の文化財を、地域・関係団体等の連携・協働により活用します。	◎		○	○		◎	R6-11
7-2		文化財に関する活動への支援	地域固有の文化財を活用した取組に対する支援(補助金交付、情報提供等)を通じて、文化振興や地域活性化につなげます。	○		○	○		◎	R6-11
7-3		地域の文化財を活用したイベント等の実施、散策ルートの設定や案内板の整備	地域の文化財を活かしたイベント等の実施、散策ルートの設定・活用や案内板の整備などを行います。			○	◎		◎	R6-11

◆施策8：歴史を生かしたまちづくり

歴史的建造物の保全活用を通じて、横浜ならではの歴史文化を街の個性・魅力に転換し、総合的な街の魅力の1つに織り込み、都市の記憶として後世に引き継ぎます。

令和4年度 令和11年度
— → 策定

指標 歴史的風致維持向上計画の策定

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体					実施期間	
				所有	専門	市民	団体	教育		行政
8-1		歴史を生かした都市空間の形成	歴史を生かしたまちづくり要綱や景観制度の運用等を通じ、地域の歴史資産に光をあてた都市空間の形成に係る総合調整を行い、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。						◎	R6-11
8-2		谷戸の原風景の保全	ふるさと村、舞岡公園、新治里山公園を良好に維持し景観の保全を進めます。	◎		○	◎		◎	R6-11
8-3		歴史的建造物の保全活用に係る支援	歴史的建造物に関する助成制度や歴史を生かしたまちづくり相談室の運営等により、歴史的建造物の保全活用に係る支援を行います。				○		◎	R6-11
8-4		公園内における歴史的建造物の公開・活用	古民家や西洋館などの歴史的建造物を、民間の活力を活用しながら公園内で公開し、公園の魅力とともに、地域の歴史や自然を感じる機会を創出します。				◎		◎	R6-11
8-5		震災復興橋梁の保全	1923(大正12)年の関東大震災後、復興の礎として架けられた橋梁の文化財的価値を考慮し、計画的に保全していきます。						◎	R6-11
8-6		遊休不動産の創造的活用(芸術不動産)	主に関内・関外地区の遊休不動産のオーナーの方々と協働し、民設民営型の活動拠点を創造する芸術不動産事業を進めます。また、2022(令和4)年3月に改定した「芸術不動産ガイドブック」等により、遊休不動産の魅力的な活用事例を伝えます。				◎	○		R6-11
8-7		創造界隈拠点としての活用	関内・関外地区をはじめとする都心臨海部の歴史的建造物等を活用し、まちの賑わいづくりを進めます。			○	◎		◎	R6-11
8-8	★	歴史的風致維持向上計画の策定検討	横浜の歴史を生かしたまちづくりの推進に向け、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、「歴史的風致維持向上計画」の策定を検討します。						◎	R6-11(新)

◆施策9：文化財を活用した文化芸術活動

文化財や博物館等を文化芸術の鑑賞や体験、発表等の場として活用し、歴史文化に親しむ機会を創出します。

		基準値	令和11年度
指標	横浜能楽堂及び大倉山記念館の年間来館者数合計	9.4万人/年	→ 17万人/年
	※基準値は平成28年度から令和元年度の平均		
		令和4年度	令和11年度
	博物館や歴史公園で開催する文化芸術活動の実施回数	20回/年	→ 26回/年

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体					実施期間	
				所 有	専 門	市 民	団 体	教 育		行 政
9-1		文化財を活用した文化芸術活動	市指定文化財旧染井能舞台(横浜能楽堂)において、歴史文化の魅力を感じつつ、能や狂言の鑑賞や体験などの古典芸能に親しむ機会を創出します。市指定文化財大倉山記念館において、施設の魅力発信とともに、市民の身近な文化活動の場を通じて、地域における文化交流の発展につなげます。その他、歴史公園や博物館*、歴史的建造物等を、文化芸術活動の鑑賞、体験、発表の場として活用し、歴史文化に親しむ機会を創出します。	◎			○	○	◎	R6-11

◆施策10：文化財を活用した賑わい創出

文化財を観光資源としても活用を進め、文化観光拠点としての機能を強化し、国内外からの誘客や賑わい創出につなげます。

		令和4年度	令和11年度
指標	市指定文化財 横浜開港資料館(旧英国総領事館)の来館者数	32,000人/年	→ 112,000人/年
	日本丸メモリアルパークの入館者数	45万人/年	→ 50万人/年
	国指定名勝 三溪園の有料来園者数	247,415人/年	→ 313,000人/年
			基準値
	横浜美術館の来館者数	670,112人/年	→ 100万人/年

※基準値は平成27年度から令和元年度の平均

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体					実施期間	
				所 有	専 門	市 民	団 体	教 育		行 政
10-1	★	横浜開港資料館における文化観光拠点としての機能強化	日米和親条約締結の地に立地し、約27万点の資料を収蔵する横浜開港資料館において、隣接する大棧橋、山下公園、元町・中華街などの集客施設等と連携し、文化観光拠点としての機能強化を一層進め、「歴史文化」を観光資源として定着させることを目指します。				○	○	◎	R6-11
10-2	★	横浜美術館における文化観光拠点としての機能強化	横浜美術館には、横浜の歴史に根差した美術品をはじめ、約12,000点にのぼる多ジャンルの美術資料を収集しています。これらの資料のデータベース化やストーリー性をもった展示などにより、コレクションの文化資源としての磨き上げを行い、国内外の観光客が常に訪れ、横浜由来の「美の世界」を体感する美術館を目指します。				○	○	◎	R6-11
10-3	★	横浜港に関する文化財を活用した賑わい創出	1859(安政6)年の開港を契機に、都心臨海部に集積する横浜港に関する文化財の活用を通じて、市民や来街者が、横浜港の様々な魅力について、見て、触れ、学び、楽しめる機会を創出するとともに、街歩きを楽しみながら港の歴史を感じられる機会を創出し、港周辺の回遊性を高めます。				○		◎	R6-11
10-4	★	三溪園における観光資源としての磨き上げ	17万5千平米に及ぶ園内に、国の重要文化財等の歴史的に価値の高い建造物が巧みに配置され、国の名勝にも指定されている「三溪園」において、季節に応じた催事の創意工夫や新たな魅力創出などに取り組み、観光資源としての磨き上げを行います。				○	○	◎	R6-11

(3)方針③ 多様な主体がつながる仕組みづくり

◆施策11:情報の公開、発信の強化

博物館が所蔵する資料のデジタル化の推進や、横浜の歴史文化に関する情報、関連する取組の収集・発信を強化し、多様な主体がアクセスしやすく、情報を共有できる環境を整えます。

指標	本計画に基づく実施報告書の作成と公開	令和4年度	→	令和11年度
	文化遺産オンラインで登録・公開した文化財件数	-	→	100件

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体 主体:◎ 参画:○						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
11-1		調査成果の公表、普及啓発	市内の文化財の把握調査や詳細調査等の成果を「横浜市文化財調査概報」等の発行や、「指定・登録文化財展」の開催、説明板の設置・更新等などにより、市民に公開します。	○	○				◎	R6-11
11-2		歴史文化に関する情報発信、広報	広報誌をはじめ、SNSやホームページ、地域の歴史文化を紹介するガイドブック・ガイドマップ、動画等を活用し、横浜市の歴史文化に関する情報公開・発信を行います。	○	○	○	◎		◎	R6-11
11-3		関連文化財群を活用した情報発信、広報	市域の文化財を一體的に捉えた関連文化財群を活用し、横浜の歴史文化の特徴や市域の様々な文化財をわかりやすく伝えるための普及啓発と情報発信を進めます。	○				○	◎	R6-11 (新)
11-4		博物館の収蔵資料のデジタル化と公開	博物館が収蔵する歴史資料のデジタル化を進め、文化庁が管理運営する「文化遺産オンライン」など、他の機関のサイトとも連携しながら、国内外に発信します。	◎			◎		◎	R6-11
11-5	★	文化財に関するホームページの充実	文化財に関する情報、必要な手続き、その他関連情報などを発信するため、市ホームページの充実を図ります。また、市内に所在する指定等文化財の情報及び周知の埋蔵文化財包蔵地の情報を閲覧できる「文化財ハマSite」の内容の充実を図るほか、文化庁が管理運営する「文化遺産オンライン」を活用するなど、市域の文化財の情報発信を効果的に進めます。	○					◎	R6-11

◆施策12:連携事業の推進と人材育成

文化財の保存・活用に関する連携・協働事業を推進し、それらに関わる主体の把握や人材育成、ネットワーク構築を目指すとともに、庁内においても連携を図りながら事業を推進し、文化財の保存・活用の体制を構築します。

指標	市歴史博物館における区・地域との連携事業実施数	令和4年度	→	令和11年度
		11件/年	→	14件/年

番号	重点取組	主な取組	内容	実施主体 主体:◎ 参画:○						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
12-1	★	博物館における連携事業の推進と人材育成	横浜の歴史文化に関する専門性やノウハウ、ネットワークなどを有する博物館*を中心に、多様な主体との連携や幅広い世代の方が参画しやすい事業を進め、歴史文化に関わる人材の育成や相互につながるネットワーク構築を目指します。	○	○	○	◎	○	◎	R6-11
12-2		地域の歴史文化を次世代に伝える連携事業の推進と人材育成	市民が主体となって、地域の歴史文化やまちの魅力を発信する企画講座の開催等を通して、地域の歴史文化を次世代に伝える人材を育成します。	○			◎	◎	◎	R6-11
12-3	★	文化財行政を担う職員の人材育成	文化財を担当する職員が、国や県が実施する文化財に関する研修の受講等を通して、文化財の保存・活用に必要な知識・スキルを身に付け、文化財の保存・活用や各主体との連携を円滑に行えるよう、人材育成を進めます。			○		○	◎	R6-11

第6章 文化財の総合的・一体的な保存・活用

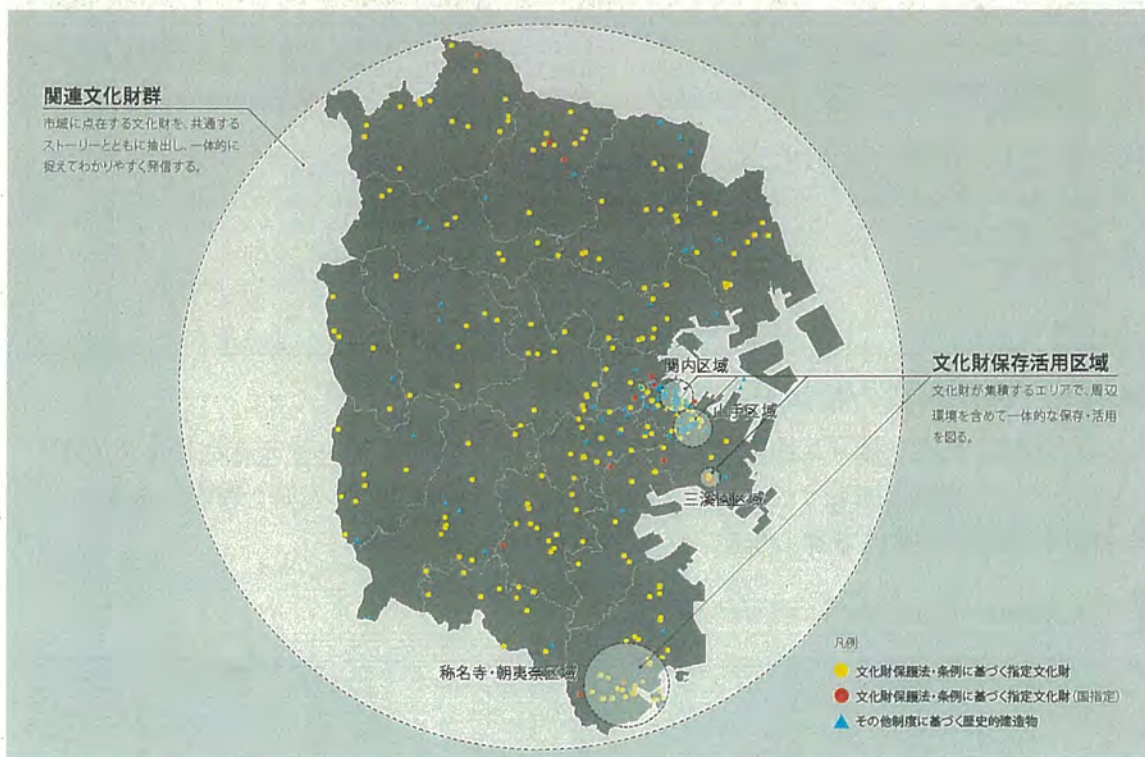
本章では、文化財の総合的な保存・活用を進めるため、横浜の多種多様な文化財を、特定のテーマごとに捉えた「関連文化財群」と、文化財が集中する特定の区域において、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図る「文化財保存活用区域」について記述します。

1 節 総合的・一体的な保存・活用

市域には、幅広い時代の多様な文化財が所在しています。これまでの文化財の保存・活用の取組は、法や条例に基づく文化財の指定・登録や、個々の建造物の活用、遺跡(史跡)の整備など、それぞれの分野において、文化財をいわば「点」として捉えたものが中心でした。

本計画では、第5章で示した、文化財の保存・活用に関する施策に加え、本市の文化財や歴史文化の価値や魅力をさらに高め、効果的に保存・活用を進めるため、市域の文化財を一体的に捉えた総合的な保存・活用にも取り組んでいきます。

取組を進めるにあたっては、市域の文化財や各地域の特性などをふまえて「関連文化財群」と「文化財保存活用区域」を設定します。



[図 6-1] 関連文化財群と文化財保存活用区域

2 節 関連文化財群 - 9つのストーリーと構成する文化財 -

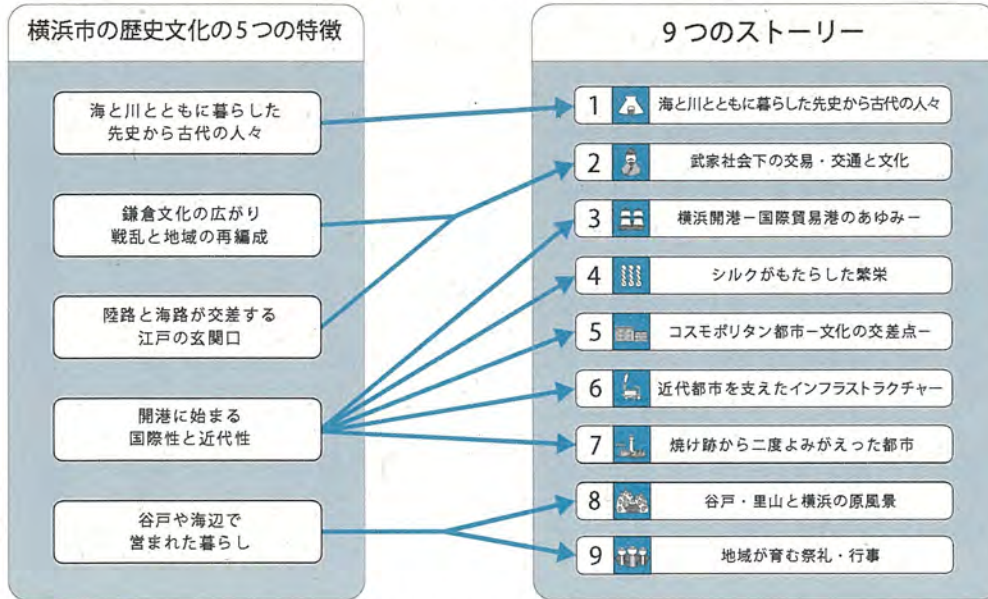
① 関連文化財群の目的

関連文化財群とは、横浜の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って、一定のまとまりとして捉えたものです。本計画では、この関連文化財群を設定し、それぞれがもつストーリーを通じて横浜の魅力や価値をわかりやすく示すことを目的とします。

② 関連文化財群の設定の考え方

◆ 歴史文化の特徴と9つのストーリー

横浜市の歴史文化の特徴をわかりやすく伝えていくための手法として、「9つのストーリー」を設定しました。ストーリーによって、市域に点在する文化財に一体性が生まれ、普及啓発や情報発信などを総合的・一体的にすすめることが期待できます。



【図6-2】 歴史文化の特徴と9つのストーリーの関連

◆ 9つのストーリーを構成する文化財

各ストーリーでは、そのストーリーを語る上で必要となる文化財を構成要素として設定します。構成要素の設定にあたっては、次の1～3のいずれかを満たすものとします。

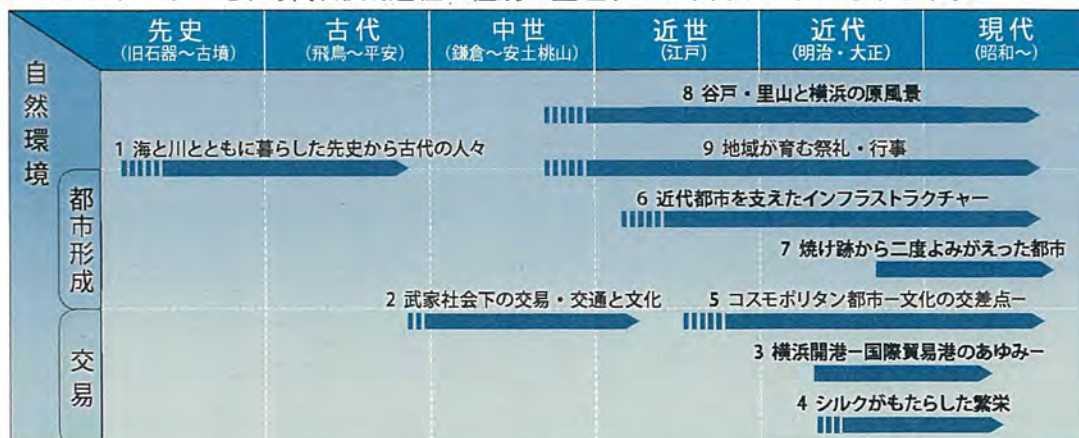
本計画に記載する構成要素は、計画作成時(2023(令和5)年度時点)に抽出したものを資料編に掲載していますが、今後行われる調査や、指定・登録等により、随時更新していくこととします。

構成要素として抽出する条件

- 1 文化財保護法や条例に基づく指定等文化財で、各ストーリーに関連性の高いもの
- 2 歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物で、各ストーリーに関連性の高いもの
- 3 上記1、2のように指定等の価値づけがされていないものの、調査等により、歴史的背景や価値、存在が把握され、各ストーリーに関連性の高いもの

◆ 9つのストーリーの分類

9つのストーリーを、時代、形成過程の種別で整理すると、次のようになります。



【図6-3】 9つのストーリー間の関係

1 海と川とともに暮らした先史から古代の人々

◆ストーリー

縄文時代の人々が貝殻を含む食料の残りや生活道具などを捨てたものが積み重なった遺跡である「貝塚」は、横浜でも多く発見されています。横浜で発見された「貝塚」を訪れると、海から離れた場所であることに、多くの人が驚きます。これは、約7,000年前に地球の温暖化で海水面が上昇したことで、海岸線が内陸に進入し、現在の港北区、都筑区、緑区、戸塚区にまでも海岸線が入り込んでいたためです。その後の寒冷化で海は引き、弥生時代以降は、河川流域の沖積低地に水田が営まれ、生活の場が川沿いに移っていきます。その後、川の流域ごとにできた集落が、政治的に統合されながら、古墳時代が始まり、やがて古代律令社会へと移行していきます。

横浜市では、「海」や「川」とともに暮らした先史・古代の人々の様子を、発掘調査によって発見された数々の遺跡から知ることができます。また、国指定史跡である三殿台遺跡、大塚・歳勝土遺跡では、当時の集落が復元整備され、2,000年前の稲作開始期の歴史を身近に感じることができる場所として市民に親しまれています。

○貝塚からみた縄文時代の集落

横浜で最も古い縄文時代早期の野島貝塚では干潟に生息するマガキが主に出土することから、当時の平潟湾で多く採集されていたことがわかります。縄文海進以降、鶴見川流域の南堀貝塚に代表されるように墓域を中心として居住域が巡る集落が出現し、縄文時代中期の環状集落へと展開していきます。縄文時代後期には集落が減少する中、平潟湾を臨む称名寺貝塚では埋葬された人骨が多数発見されています。

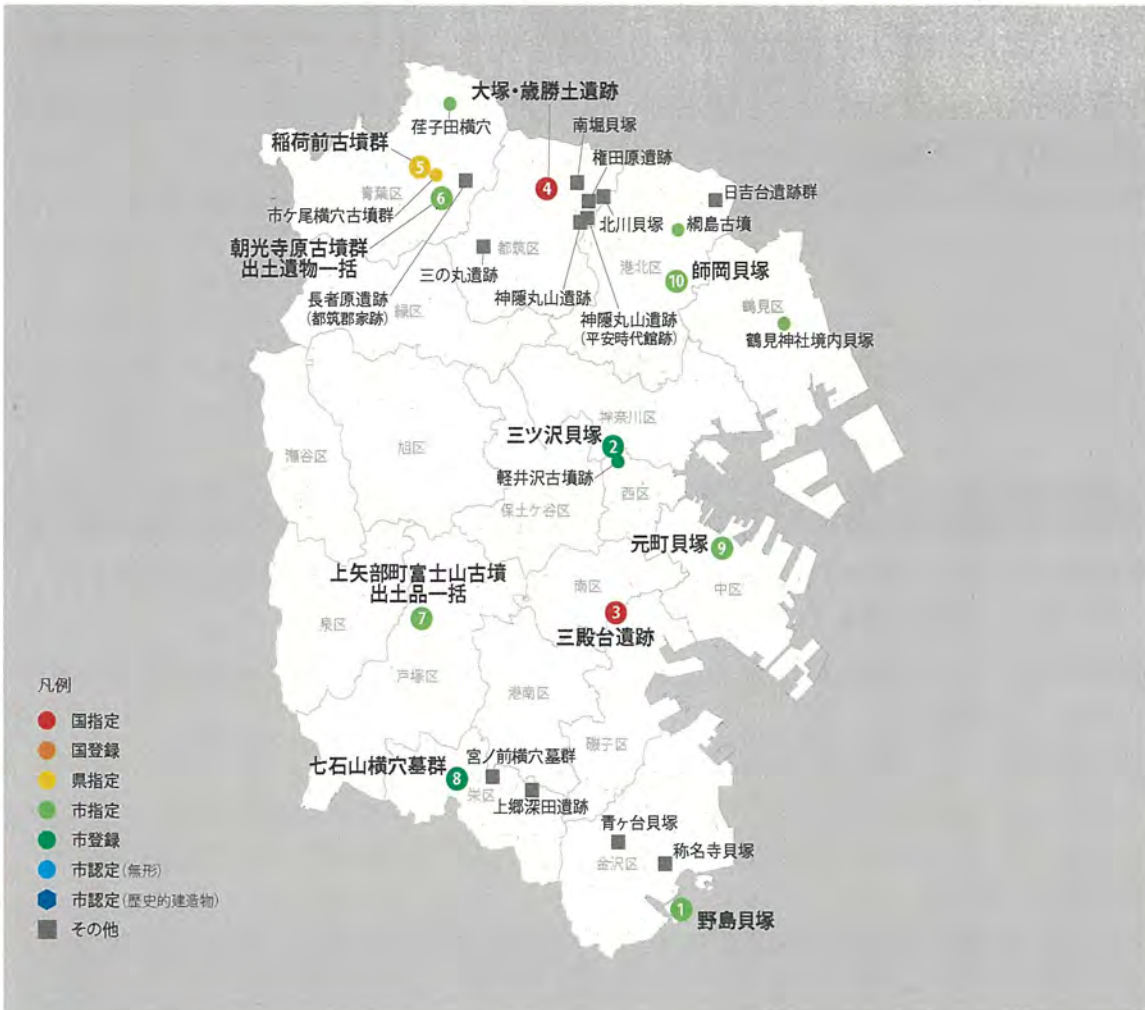
○稲作の伝播と農耕社会の成立

横浜では弥生時代中期に稲作が伝播し、集落が増加します。国指定史跡である三殿台遺跡と大塚・歳勝土遺跡は、稲作導入期の集落景観が保存・復元され、市民の歴史学習に役立てられています。弥生時代後期以降、鉄器が普及して集落が激増し、市北東部の日吉台遺跡群のような巨大集落へと拡大します。こうした中核地域に、古墳時代前期に南武蔵を治めた大首長の墓、観音松古墳が築造されます。

○河川流域ごとの政治統合と古墳の築造

古墳時代は流域ごとに政治領域が形成され、鶴見川下流域には観音松古墳や駒岡古墳群、鶴見川上流域には稲荷前古墳群や朝光寺原古墳群、南西部の相模の領域には、上矢部富士山古墳や七石山横穴古墳群などが築造されています。これらの政治領域はのちの古代の郡の領域に発展しますが、このうち北西部の武蔵国都筑郡については発掘調査によって郡家跡が明らかになっています(長者原遺跡)。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	野島貝塚	市指定	遺跡(史跡)	縄文時代早期の遺跡。縄文時代早期後半に位置付けられる野島式土器の標式遺跡。
②	三ツ沢貝塚	市登録	史跡	縄文時代後期の遺跡。明治38(1905)年、N.G. マンローによりトレンチ調査が行われる。
③	三殿台遺跡	国指定	遺跡(史跡)	縄文・弥生・古墳の三時代にまたがる集落の複合遺跡。1961(昭和36)年という早い時期に全面発掘調査された、学史に残る横浜を代表する集落遺跡。
④	大塚・歳勝土遺跡	国指定	遺跡(史跡)	港北ニュータウンの開発に伴って全面発掘調査され、稲作開始期の環濠集落がほぼ完全な形で発見された。
⑤	稲荷前古墳群	県指定	遺跡(史跡)	鶴見川上流域に築造された、古墳時代前期～後期の古墳群。珍しく様々な墳形が1つの古墳群の中に集まっており、「古墳の博物館」と呼ばれた。
⑥	朝光寺原古墳群出土遺物一括	市指定	考古資料	朝光寺原遺跡の中に築造された5～6世紀の3基の大型円墳。甲冑や兜など武人的な性格を表す副葬品が良好な状態で出土した。
⑦	上矢部町富士山古墳出土品一括	市指定	考古資料	柏尾川流域に築造された後期古墳。人物埴輪など多くの形象埴輪が出土し、横浜の古墳の埴輪で最も充実した内容を備える。
⑧	七石山横穴墓群	市登録	史跡	横浜最南部のいたち川流域の横穴墓群。鎌倉地域に特徴的な棺室構造をもつ。7群75基を数える、横浜最大規模の横穴墓群。
⑨	元町貝塚	市指定	遺跡(史跡)	アメリカ山公園内に良好な状態で保存されており、市内で、数少ない縄文時代前期から中期初頭にかけての貝塚として貴重。
⑩	師岡貝塚	市指定	遺跡(史跡)	縄文海進によって形成された古鶴見湾岸に分布する縄文時代前期貝塚群のうち保存状態が良好で、市域で類例の少ない中期前半の貝塚。

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■ 発掘調査の成果を十分に活用できていない。 ■ 遺跡や史跡の公開に必要な施設・設備等の老朽化への対応、適切な維持管理が必要。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 先史から古代の人々の暮らしを、発掘調査等で発見された出土品や遺跡の公開、情報発信等を通じて、市民や来街者に分かりやすく伝えます。 ■ 発掘調査によって記録保存された遺構のデータや出土品を学校教育等で活用し、学びの充実につなげます。 ■ 遺跡や史跡の公開に必要な整備・維持管理を継続的に行います。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間
				主体	◎	◎	◎	◎	◎	
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
2-1-1	★	出土文化財の再整理	発掘調査等による出土文化財を適正に保管するため、出土文化財の再整理を進めます。				◎		◎	R6-11
3-3-1		保存(保全)活用計画の作成の推進	国史跡三殿台遺跡の保存活用計画の策定に向けて検討をすすめます。	◎	○				◎	R6-11
6-2-1		市内の史跡等の公開・管理	国史跡大塚・歳勝土遺跡、県指定史跡市ケ尾横穴古墳群、県指定史跡稲荷前古墳群、南堀貝塚、上行寺東遺跡復元整備地等史跡等の維持管理や必要な整備を行い、公開します。				○		◎	R6-11
6-3-1		文化財を活用した学校教育への支援	市内の発掘調査等による出土文化財、様々な文化財の活用を通じて、子どもが歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会を創出します。		○		○	○	◎	R6-11
11-3-1		関連文化財群を活用した情報発信、広報	「海と川とともに暮らした先史から古代の人々」に関連する文化財をストーリーと共にわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○		◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

2 武家社会下の交易・交通と文化

◆ストーリー

12世紀から19世紀まで続く武家社会の中で、鎌倉が東国の中心地となった鎌倉時代、小机城(港北区)が小田原北条氏の支配下に入った戦国時代、江戸が日本社会の実質的中心地となった江戸時代等、横浜市域は常に政治や経済の中心に近接し続けました。

各時代には、中心地と地方を結ぶ「道」(海の道、川の道、陸の道)や「駅」(津、河岸、宿場)が繁栄し、横浜でも、鎌倉時代は鎌倉道や六浦津、室町・戦国時代には神奈川湊が盛んに利用されていきました。

その後、江戸時代に入り社会が安定したことで、東海道をはじめとする街道を多くの物や人が行き交い、経済や文化などが発展しました。

○鎌倉開府による文化の伝播と六浦津を通じた交易・文化の隆盛

鎌倉開府以降、関東各地から鎌倉に向かう道は繁栄し、鎌倉と六浦津をつなぐ「六浦道(金沢道)」は、海を越えて人や物を鎌倉に運びました。道や津は周辺地域にも様々な影響をもたらし、鎌倉北側の栄区や戸塚区、東側の金沢区など鎌倉道沿いには、平安末から鎌倉初期の仏像彫刻や仏教絵画が多く伝わります。また鎌倉時代に金沢北条氏が創建した称名寺(金沢区)には、鎌倉時代以後も国内外から僧侶や文化人が多く集い、学問と文化の拠点となりました。一方、鎌倉道は戦いの舞台にもなり、「畠山重忠古戦場(旭区)」などが今に伝わります。

○鶴見川流域に展開された城郭

15世紀半ば以降、戦乱の常態化する戦国時代に、鶴見川流域には茅ヶ崎城(都筑区)をはじめとする多くの城郭が造られます。中でも小机城は玉縄城(鎌倉市)等とともに、小田原北条氏の支配拠点の1つとなりました。小机城は、神奈川湊(神奈川区)から神奈川道や鶴見川を経由して各地に物資が運搬される要衝に位置しており、小机城を中心とした領域は、小机領と称されて、現代に至るまで、小机三十三観音巡りなどの宗教文化として残っています。

○江戸時代における街道・湊の発展と人々の賑わい

江戸時代の市域には主要幹線道路である五街道の1つの東海道、それに次ぐ脇往還の中原街道、矢倉沢往還が通っていました。各街道には東海道の3宿(神奈川宿、保土ヶ谷宿、戸塚宿)をはじめ宿場が置かれました。当初は政治的に整備された街道ですが、社会の安定により交通、交易が活発になりました。湊であり宿場でもあった神奈川は、陸と海の交差点として発展し、開港期以降の横浜の礎となりました。また、保土ヶ谷宿からは名勝地金沢八景へ続く道が、戸塚宿付近では鎌倉や大山へ向かう道が分岐し、それぞれ道標が残ります。矢倉沢往還は大山街道とも称され、大山に参詣する信仰・行楽の道となります。街道や宿場には庶民の旅文化を示す文化財が伝わります。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	称名寺境内	国指定	遺跡(史跡)	金沢北条氏一門の菩提寺。北条実時が居館内に建てた持仏堂が起源といわれる。発掘調査成果と「称名寺絵図」を元に、平橋・反橋が復元され、庭園の復元的整備が行われた。
②	朝夷奈切通	国指定	遺跡(史跡)	鎌倉七口の1つである峠道(道路遺構)。鎌倉と金沢(六浦津)をつなぐ。
③	絹本着色北条実時像、絹本着色北条顕時像、絹本着色金沢実顕像、絹本着色金沢貞将像、附 絹本着色顕弁像	国指定(国宝)	絵画	四将像の名で金沢北条氏の菩提寺、称名寺に伝わったもので、歴史上有名な武人の一門四代にわたる肖像画として、文化的にもきわめて価値が高い。
④	文選集注	国指定(国宝)	書跡・典籍	金沢文庫に保管されている、称名寺伝来の「文選集注」19巻本。日本で平安時代に書写されたものとみられる。
⑤	茅ヶ崎城址	市指定	遺跡(史跡)	15世紀後半に築城された。1590(天正18)年の小田原北条氏滅亡とともに廃城となったとみられる。
⑥	小机城跡	—	遺跡※	正確な築城年代は不明。1590(天正18)年、豊臣秀吉による小田原攻め後、徳川家康の開東移封によって廃城となる。
⑦	東海道戸塚宿見付跡	市登録	遺跡(史跡)	見付は宿の入り口の標識。市域に現存するのは上方見付のみ。
⑧	品濃一里塚	県指定	遺跡(史跡)	日本橋から9番目の一里塚で、保土ヶ谷宿と戸塚宿の間に位置する。旧東海道をほさんでほぼ東西に2つの塚があり、地元では一里山と呼ばれていた。
⑨	境木地藏境内	市登録	史跡	東海道のうち保土ヶ谷宿に属する。保土ヶ谷宿・戸塚宿どちらからも難所の坂を登った先の平地に地藏堂があり、憩いの場となって地藏信仰でにぎわった。地藏堂は再建されたが昔の面影が残る。
⑩	長津田宿常夜燈	市登録	史跡	矢倉沢往還(大山街道)にある長津田宿にある。うち上宿常夜燈は1843(天保14)年に宿中の秋葉山講中によって、下宿常夜燈は、1817(文化14)年に、宿中の大山講中によって建てられた。

※種別にて「※」を記載の種別は、計画作成時点で想定できるもの

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■ 史跡の公開に必要な施設・設備等の老朽化への対応、適切な維持管理が必要。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 開港期以降の横浜の発展の基盤となった、12世紀から19世紀に続いた武家社会下の繁栄を、取組を通じてわかりやすく伝え、地域の歴史文化を身近に感じる機会を創出します。 ■ 文化財と道に関連付けた取組等を通じて、地域活動の活性化につなげます。 ■ 記録保存された遺構のデータや出土品を、学校教育等に活用し、学びの充実につなげます。 ■ 史跡の保存・活用に必要な整備・維持管理を継続的に行うとともに、調査成果をふまえた保存・活用の方向性についての検討も進めます。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
2-4-1		小机城跡の保存・活用の方向性の検討	令和3年度、4年度に実施した小机城跡の発掘調査の成果をふまえ、今後の保存・活用の方向性について検討を進めます。	○	○	○	○	○	◎	R6-11
4-3-1	★	国史跡称名寺境内、国史跡朝夷奈切通の崖地対策工事等の実施	国史跡称名寺境内、国史跡朝夷奈切通の範囲において、文化財的価値に配慮しながら、崖地の安全対策を計画的に進めます。	○	○				◎	R6-11
6-2-2		国史跡称名寺境内の公開・管理	国史跡称名寺境内の維持管理や必要な整備を行い、公開します。	○			○		◎	R6-11
6-3-1		文化財を活用した学校教育への支援	市内の発掘調査等による出土文化財や、様々な文化財の活用を通じて、子どもが歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会を創出します。		○		○	◎	◎	R6-11
7-3 (再)		地域の文化財を活用したイベント等の実施、散策ルートの設定や案内板の整備	地域の文化財を活かしたイベント等の実施、散策ルートの設定・活用や案内板の整備などを行います。			○	◎		◎	R6-11
11-3-2		関連文化財群を活用した情報発信、広報	「武家社会下の交易・交通と文化」に関連する文化財をストーリーと共にわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○		◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

3 横浜開港 — 国際貿易港のあゆみ —

◆ストーリー

日米和親条約の締結地となった横浜村は、1859年7月1日(安政6年6月2日)の開港をきっかけに、国際貿易都市として急速な発展を遂げていきます。開港場には、波止場を中心に運上所(税関)や町会所(行政機関)、銀行、外国商館などが次々と建設され、関内地区は横浜の政治・経済の中心地として発展していきました。

開港当初、小さな二本の突堤から始まった横浜港は、明治時代に実施された二度の築港工事を経て、大正時代初めには鉄製棧橋や繫船岸壁、船渠(ドック)、クレーンなどの近代設備を備えた港湾へと発展し、関東大震災後も拡張を続けました。

横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本の玄関口となり、海外の様々な文物がもたらされる一方で、横浜写真や眞葛焼など外国人向けの土産物や工芸品も、横浜港から海外へ渡っていきました。

○政治・経済の中心地、関内

国際貿易に携わる内外貿易商たちの商館や倉庫をはじめ、税関・行政機関・銀行などが建設された関内地区は、政治・経済の中心地として発展します。これらの施設のうち横浜税関(1934(昭和9)年、市認定)、神奈川県庁舎(1928(昭和3)年、国指定)、旧横浜正金銀行本店本館(現・神奈川県立歴史博物館、1905(明治38)年、国指定)などが現存するほか、横浜町会所(1874(明治7)年)の跡地には、開港50周年記念事業として開港記念横浜会館(現・横浜市開港記念会館、1917(大正6)年、国指定)が建設されました。

○波止場から近代港湾へ

国際貿易を支える港の機能は、開港当初の小さな波止場から、大正時代初めには、東洋一と称されるまでに大きく発展しました。幕末に築造された象の鼻防波堤(2009(平成21)年復元)のほか、旧横浜船渠株式会社第一号船渠・旧横浜船渠株式会社第二号船渠(1896～1898(明治29～31)年、国指定)、赤レンガ倉庫(1911(明治44)～1913(大正2)年、市認定)、旧臨港線護岸(市認定)、ハンマーヘッドクレーン(1914(大正3)年)などの文化財が、当初の役割を終えたあとも商業施設や遊歩道などの形で活用されています。

○横浜から世界へ

横浜は、西洋の技術・文化と在来の技術・文化が出会う場所でした。西洋の写真技術に伝統的な蒔絵や絵付けの技術が融合した「横浜写真」は、海外への横浜土産として好評を博し、また芝山漆器や眞葛焼などの横浜独自の美術工芸品も花開いて、海外へと輸出されました。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	日米和親条約締結の地	市登録	史跡	1854(安政元)年にペリーが幕府と日米和親条約を締結した応接所の一帯。現在は開港広場として整備。
②	玉楠(日米和親条約締結の地に残るタブノキ)	市登録	史跡	横浜開港資料館の中庭に残るタブノキ。日米和親条約が締結された応接所近傍に所在し、二度の大火を経ながらその都度再生して現在に至る。
③	神奈川県庁舎	国指定	建造物	関東大震災で焼失した旧庁舎を再建。中央に寺院風の塔をもつ。横浜三塔の「キングの塔」。設計小尾嘉郎。1928(昭和3)年竣工。
④	横浜税関本関庁舎	市認定	近代建築	関東大震災により先代庁舎が焼失したため現在地へ移転された、イスラム風のドーム屋根の塔をもつ税関庁舎。横浜三塔の「クイーンの塔」。設計は大蔵省宮内省管財局(担当:吉武東里)。1934(昭和9)年竣工。
⑤	横浜市開港記念会館	国指定	建造物	開港50周年記念事業として建設された煉瓦造の公会堂。横浜三塔の「ジャックの塔」。関東大震災の揺れにも耐え、平成元年に創建当時のドーム屋根を復元。1917(大正6)年竣工。
⑥	旧横浜正金銀行本店本館	国指定	建造物・遺跡(史跡)	貿易金融を専門として設立された銀行。現在の建物は1905(明治38)年竣工の煉瓦造建築で角にドームを冠したネオバロック様式。設計妻木頼黄。現在は神奈川県立歴史博物館として活用。敷地は国指定史跡。
⑦	旧長濱検疫所一号停留所(厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)	国登録	建造物	日本の検疫施設最古の遺構の1つ。旧長濱検疫所の上等船客用の停留施設として1895(明治28)年に完成。
⑧	旧横浜船渠株式会社第一号船渠・旧横浜船渠株式会社第二号船渠	国指定	建造物	船舶の修繕施設として築造された2基の石造ドック。基本設計はイギリス人技師パーマーで、実施設計は恒川柳作。第二号船渠は一度解体ののち現在地に再現したもの。
⑨	赤レンガ倉庫	市認定	近代建築	新港埠頭の保税倉庫として建設された2棟の煉瓦造倉庫。「赤レンガ倉庫活用事業について(方針決定)」にて「港の賑わいと文化を創造する空間」と定め、2002(平成14)年4月に文化・商業施設として生まれ変わった。1号倉庫は主に文化施設、2号倉庫は商業施設、2棟間広場は倉庫と一体的な賑わいの演出空間として活用している。
⑩	横浜税関遺構鉄軌道及び転車台	市認定	土木産業遺構	かつての税関構内に敷かれていた荷役用の鉄道遺構。1895~96(明治28~29)年に竣工したが関東大震災後に廃棄され、2008(平成20)年の象の鼻パーク整備中に遺構が発見され保全整備された。

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■ 文化財の価値に応じた保存、価値に配慮した活用が必要。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 1859(安政6)年の開港を契機に国際貿易都市として発展を遂げた横浜港のあゆみを、市民や来街者にわかりやすく伝え、横浜の歴史文化を身近に感じる機会を創出します。 ■ 多様な主体と連携した活用を進め、歴史を生かした都市空間の形成や賑わいの創出につなげます。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間
				主体	◎	◎	◎	◎	◎	
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
8-1 (再)		歴史を生かした都市空間の形成	歴史を生かしたまちづくり要綱や景観制度の運用等を通じ、地域の歴史資産に光をあてた都市空間の形成に係る総合調整を行い、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。						◎	R6-11
10-1 (再)	★	横浜開港資料館における文化観光拠点としての機能強化	日米和親条約締結の地に立地し、約27万点の資料を収蔵する横浜開港資料館において、隣接する大横橋、山下公園、元町・中華街などの集客施設等と連携し、文化観光拠点としての機能強化を一層進め、「歴史文化」を観光資源として定着させることを目指します。				◎	◎	◎	R6-11
10-3 (再)	★	横浜港に関する文化財を活用した賑わい創出	1859(安政6)年の開港を契機に、都心臨海部に集積する横浜港に関する文化財の活用を通じて、市民や来街者が、横浜港の様々な魅力について、見て、触れ、学び、楽しめる機会を創出するとともに、街歩きを楽しみながら港の歴史を感じられる機会を創出し、港周辺の回遊性を高めます。				◎	◎	◎	R6-11
11-3 -3		関連文化財群を活用した情報発信、広報	「横浜開港」に関連する文化財をストーリーと共にわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	◎			◎	◎	◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

4 シルクがもたらした繁栄

◆ストーリー

開港以降、明治期を通じて横浜の輸出貿易を支えたのが生糸でした。信州や上州を中心に各地で生産された生糸は、「絹の道」と呼ばれた街道や鉄道を通じて横浜港へと運ばれ、国内の売込商たちを通じて海外へと輸出されました。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、生糸貿易で財をなした実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力を持つようになります。

また生糸貿易の発展は、貿易に携わる実業家たちだけでなく、周辺部の農家にも大きな影響を及ぼし、鎌倉郡・橘樹郡・都筑郡など当時の郡部では、明治10年代以降、養蚕や製糸が盛んに行われました。

○生糸検査所とその関連施設

開港当初、産地から横浜へ運ばれた生糸は、国内の売込商を介して外国商館に直接持ち込まれていました。1896(明治29)年には、輸出生糸の品質管理のため、国の機関である横浜生糸検査所が本町通りに設けられますが、関東大震災で被災してしまいます。震災後、生糸検査所とその関連施設(事務所・倉庫)は北仲通に新築移転し、一帯は一大シルクセンターの様相を呈しました。現在、これらの施設の一部は、北仲通北地区の再開発事業の中で保存・活用されています。

○実業家原富太郎と三溪園

生糸貿易で財をなした実業家の一人が原富太郎(1868-1939)です。本牧三之谷(中区)の地に設けた自邸の庭園に、京都や鎌倉などから古建築を移築し、1906(明治39)年に「三溪園」として市民に公開しました。現在、臨春閣や聴秋閣などの国指定重要文化財をはじめ、17棟の古建築が点在しています。また三溪の雅号をもつ原は、自らも美術品を蒐集し、若い美術家たちの活動を支援するなど、近代日本の芸術文化の振興に大きな役割を果たしました。

○周辺郡部への養蚕・製糸業の広がり

生糸貿易の発展により、当時の郡部(鎌倉郡・橘樹郡・都筑郡)の農家では、養蚕や製糸が盛んに行われるようになりました。瀬谷区・泉区などには、養蚕・製糸業に携わっていた農家の古民家や蚕の供養塔など、当時の郡部への生糸貿易の影響を示す養蚕関係の文化財が残されています。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	旧横浜生糸検査所 附属倉庫事務所	市指定	一般建造物	震災後に北仲通に建設された横浜生糸検査所の関連施設群の1つ(事務所棟)。一連の施設と同じく、設計は遠藤於菟。
②	三溪園	国指定	名勝地 (名勝)	実業家原富太郎が本牧三之谷の広大な邸内に整備した庭園。園内には京都や鎌倉から古建築が移築された。「三溪」は富太郎の雅号。
③	臨春閣	国指定	建造物	1649(慶安2)年に建設された紀州徳川家の庵出御殿と推定される数寄屋風書院造の秀作。大阪に移築されていたものを、1917(大正6)年に三溪園に移築。
④	聴秋閣	国指定	建造物	1623(元和9)年に二条城内に建てられ、のちに春日局に与えられたとされる楼阁建築の秀作。1922(大正11)年に三溪園に移築。
⑤	旧燈明寺三重塔	国指定	建造物	1914(大正3)年に京都の燈明寺(現・木津川市)から移築。1457(康正3)年建築で、三溪園内の古建築で最も古い。
⑥	旧東慶寺仏殿	国指定	建造物	縁切寺として知られる鎌倉の東慶寺にあった禅宗様の仏殿。江戸時代初め頃の建設。1907(明治40)年に三溪園へ移築。
⑦	旧原家住宅	市指定	一般建造物	原三溪の自邸として1902(明治35)年に建築。若い芸術家たちの創造の場としても利用された。2000(平成12)年に「鶴翔閣」として復元整備。
⑧	白雲邸	市指定	一般建造物	原三溪が夫人と暮らす隠居所として1920(大正9)年に建築。鉄筋コンクリート造の倉が併設される。
⑨	旧清水製糸場本館 (天王森泉館)	市認定	古民家	市内に残る唯一の製糸工場の遺構。元は清水一三が興した清水製糸場の本館として1911(明治44)年に竣工。この一部が移築され住宅となっていたが、1995(平成7)年に市が譲り受け屋敷地全体を公園として整備した。
⑩	蚕御霊神塔	市登録	有形民俗	泉区の神明社内にある石造の慰霊碑。養蚕農家が蚕の供養として建てたもの。

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■ 歴史文化を身近に感じる機会の創出が必要。 ■ 貴重な和の資源である三溪園において、新たな活用への需要が高まっている。 ■ 三溪園等、ストーリーを構成する文化財の老朽化から、将来世代への継承という観点で長期的な視点での維持管理が必要。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 生糸貿易の発展がもたらした繁栄に関する文化財をストーリーとともに一体的に捉え、市民や来訪者にわかりやすく伝えます。 ■ 古民家の公開や三溪園内での取組を通じて、横浜の歴史文化を身近に感じる機会や魅力を創出します。 ■ 貴重な和の観光資源である三溪園を磨き上げ、国内外からの誘客を促進します。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
8-4-1		公園内における歴史的建造物の公開・活用	旧清水製糸場本館を公園内で公開し、公園の魅力とともに、地域の歴史や自然を感じる機会を創出します。				◎		◎	R6-11
10-4 (再)	★	三溪園における観光資源としての磨き上げ	17万5千平米に及ぶ園内に、国の重要文化財等の歴史的に価値の高い建造物が巧みに配置され、国の名勝にも指定されている「三溪園」において、季節に応じた催事の創意工夫や新たな魅力創出などに取り組み、観光資源としての磨き上げを行います。				◎		◎	R6-11
11-3-4		関連文化財群を活用した情報発信、広報	「シルクがもたらした繁栄」に関する文化財をストーリーとともにわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○		◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

5 コスモポリタン都市 —文化の交差点—

◆ストーリー

開港をきっかけに、横浜には国内外から多くの人々が移り住みました。

外国人の居住と商売が認められた外国人居留地には、欧米諸国や中国から人々が進出しました。山下居留地には各国の商館が建ちならび、華僑の人々が集まり住んだ一画には、中心に関帝廟が設けられ、現在の中華街へと大きく発展しました。そして欧米系外国人の住宅地として発展した山手居留地では、彼らのコミュニティを支える諸施設(教会・学校・病院・墓地・公園など)が整備されました。

彼らの暮らしを通じてもたらされた海外の芸術・文化は、様々な「もののはじめ」として、横浜から国内へと広がっていきました。

○居留外国人たちのコミュニティ

居留外国人の住宅地として発展した山手居留地には、公園(山手公園、1870(明治3)年)や墓地(横浜外国人墓地、1861(文久元)年)、病院(ジェネラル・ホスピタル、1867(慶応3)年)、学校(フェリス・セミナリー、1875(明治8)年)などが整備され、山手から続く根岸の丘には、社交場として競馬場(根岸競馬場、1866(慶応2)年)が設けられました。当初山下居留地に設けられていた教会(カトリック教会、1861(文久元)年12月)や劇場(パブリックホール、1870(明治3)年)も、明治半ばには山手へと移転します。これらの施設が建ちならぶ文教地区としての山手の景観は、震災等の被害を経ながらも、現在まで継承されています。

華僑のコミュニティを支える施設では、中国人墓地である中華義荘に地藏王廟(1892(明治25)年)が現存しており、中国系の建築・工芸技術を伝えています。また戦後の1955(昭和30)年に、中華街で最初の牌楼(善隣門)が建てられ、ここに掲げられた「中華街」から現在の街の呼び名が定着しました。

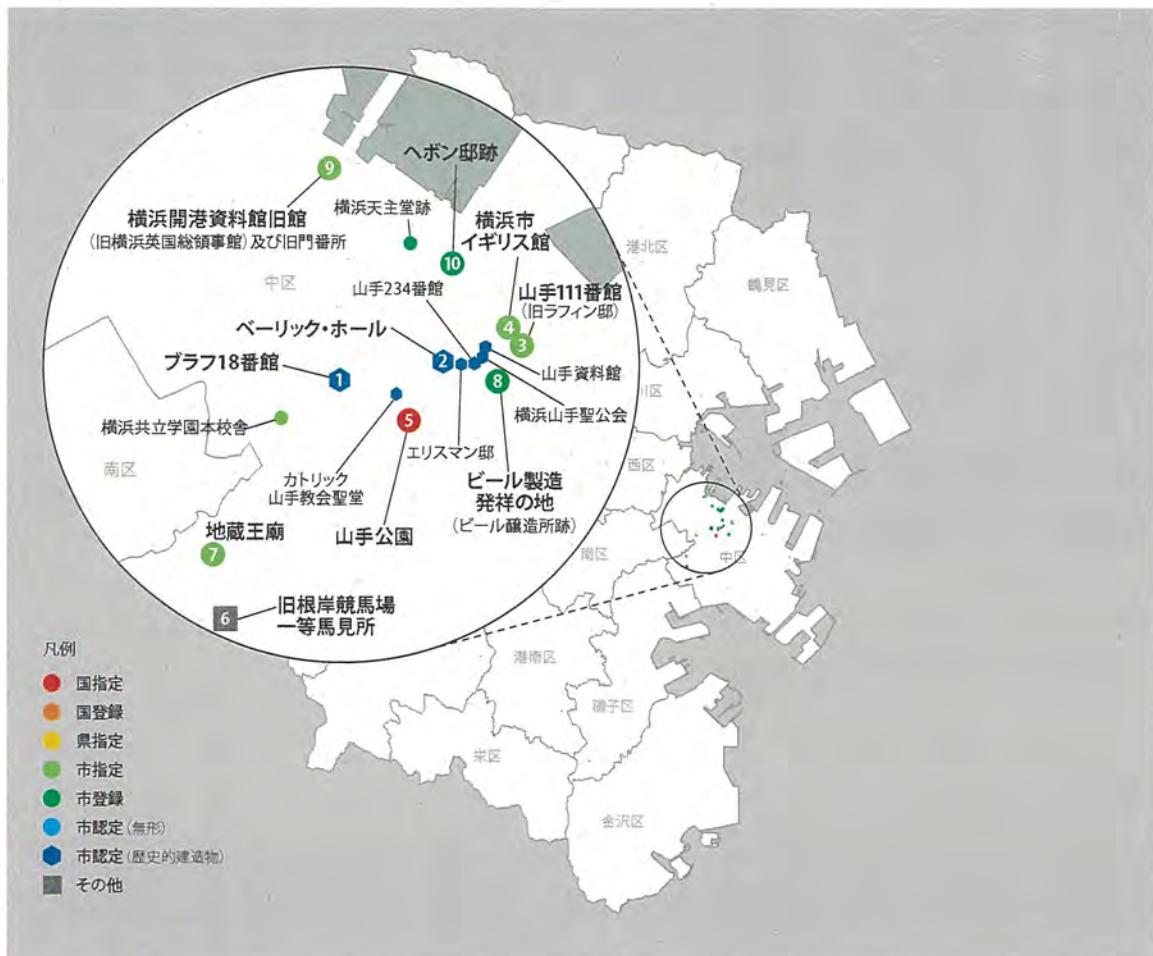
○横浜もののはじめ

海外文化の窓口となった横浜では、洋画・音楽・演劇などの芸術、テニス・競馬などのスポーツ、西洋料理・ビールなどの食文化など様々な分野で「もののはじめ」が誕生しました。これらの文化が摂取される過程では、堤磯右衛門による石けん製造のように、国産化されて広まったものもあります。

○海外生活を支えた領事館

多国籍の人々が暮らす横浜には、海外での自国民の暮らしを支える各国の領事館施設が集まっていました。そのうち震災後に建てられた旧英国総領事館(現・横浜開港資料館旧館、1931(昭和6)年)や、英国総領事の住まいである総領事公邸(現・横浜市イギリス館、1937(昭和12)年)などが現存しています。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	ブラフ18番館	市認定	西洋館	関東大震災後の1924(大正13)年に山手町45番地に建てられたオーストラリアの貿易商パウデン氏邸。1992(平成4)年に山手イタリア山庭園内に移築復元。
②	ベーリック・ホール	市認定	西洋館	英国人貿易商ベーリック氏の自邸としてJ.H. モーガンの設計で1930(昭和5)年に建てられた、スパニッシュスタイルの西洋館。山手の洋館では最大級の規模で、クリーム色の壁面やアーチ・飾り窓等が特徴。2002(平成14)年から元町公園の一部として公開。
③	山手111番館 (旧ラフィン邸)	市指定	一般建造物	アメリカ人両替商のラフィン氏邸。設計者モーガンが得意としたスパニッシュ・スタイルの西洋館。1926(大正15)年竣工。
④	横浜市イギリス館	市指定	一般建造物	イギリス総領事の公邸として1937(昭和12)年に竣工。鉄筋コンクリート2階建て。設計は上海の大英工部総署。
⑤	山手公園	国指定	名勝地(名勝)	1870(明治3)年に居留外国人によってつくられた洋式公園。テニス発祥の地となったほか、国内で初めてヒマラヤスギが植えられた。
⑥	旧根岸競馬場一等馬見所	—	建造物※	居留外国人たちの社交場として根岸に設けられた競馬場の馬見所。現存する馬見所は1929(昭和4)年にモーガンの設計により再建されたもの。2棟の馬見所のうち1棟が残る。
⑦	地藏王廟	市指定	一般建造物	華僑の墓地である中華義荘内に建てられた煉瓦造の廟。外壁には、螞蝗攀(まこうはん)と呼ばれる中国流の鋸が各所に打ち込まれる。1892(明治25)年竣工。
⑧	ビール製造発祥の地 (ビール醸造所跡)	市登録	史跡	明治3年に設立されたビール醸造所であるスプリング・ヴァレー・ブルワリーの跡地。現・横浜市立北方小学校内。
⑨	横浜開港資料館旧館 (旧横浜英国総領事館)及び旧門番所	市指定	一般建造物	英国工務省の設計で建てられた旧英国総領事館。1931(昭和6)年竣工。旧門番所もあわせて現存。
⑩	ヘボン邸跡	市登録	史跡	ヘボンは幕末開港期に来日したアメリカ人。医師、宣教師、教育者として文明開化の日本に貢献。横浜居留地39番の邸跡に記念碑がある。

※種別にて「※」を記載の種別は、計画作成時点で想定できるもの

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■ まちづくり等と連携した取組が必要。 ■ 西洋館に代表される歴史的建造物の減少への対応が必要。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 開港を契機に、海外文化の交差点として発展した歴史を、市民や来街者にわかりやすく伝えます。 ■ 歴史を生かしたまちづくり等とも連携し、山手地区や関内地区の歴史的な建造物等の保存・活用を進め、歴史的な景観形成、魅力の維持向上を進めます。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間	
				所有	専門	市民	団体	教育	行政		
8-1 (再)		歴史を生かした都市空間の形成	歴史を生かしたまちづくり要綱や景観制度の運用等を通じ、地域の歴史資産に光をあてた都市空間の形成に係る総合調整を行い、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。							◎	R6-11
8-4-2		公園内における歴史的建造物の公開・活用	西洋館などの歴史的建造物を、民間の活力を活用しながら公園内で公開し、公園の魅力とともに、地域の歴史や自然を感じる機会を創出します。				◎			◎	R6-11
10-1 (再)	★	横浜開港資料館における文化観光拠点としての機能強化	日米和親条約締結の地に立地し、約27万点の資料を収蔵する横浜開港資料館において、隣接する大棧橋、山下公園、元町・中華街などの集客施設等と連携し、文化観光拠点としての機能強化を一層進め、「歴史文化」を観光資源として定着させることを目指します。				◎ ○			◎	R6-11
11-3-5		関連文化財群を活用した情報発信、広報	「コスモポリタン都市ー文化の交差点ー」に関連する文化財をストーリーと共にわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○			◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

6 近代都市を支えたインフラストラクチャー

◆ストーリー

横浜は、道路、上下水道、ガス、鉄道など都市インフラの整備において、国内の他都市に先行して近代技術が導入されてきました。

1866(慶応2)年の大火事(慶応の大火)を受けて、幕府は外国人居留地の改造計画に着手し、この計画は技師ブラントンの手によって、日本大通りや横浜公園として実現します。また1872(明治5)年には、日本で初めての鉄道が新橋－横浜間で開通し、横浜の街にガス灯が点灯しました。そして1887(明治20)年には、技師パーマーの設計により、鉄管給水による日本初の近代水道が創設されます。

洋風建築が多く建てられた横浜では、建設材料の近代化も進みました。山手居留地では、実業家ジェラルが煉瓦や西洋瓦の製造販売を手がけ、中でもジェラル瓦と呼ばれた西洋瓦は横浜や東京を中心に流通しました。

○ブラントンと都市インフラの近代化

近代都市横浜の発展を支えたのは、近世の新田開発によって生まれた吉田新田でした。開港以降、多くの商人・職人や港湾労働者が移り住んだ横浜は、港の後背地に広がる新田を埋め立てることで市街地を拡大し、現在の関内・関外が形成されました。

関内地区の原形は、明治時代初めに形づくられます。技師ブラントンの設計により、外国人居留地にマカダム舗装道路(碎石を締め固めて舗装した道路)と下水道が整備され、さらに防火道路である日本大通りと横浜公園が完成することで、これらを境に外国人居留地と日本人市街が二分される都市構造が生まれました。

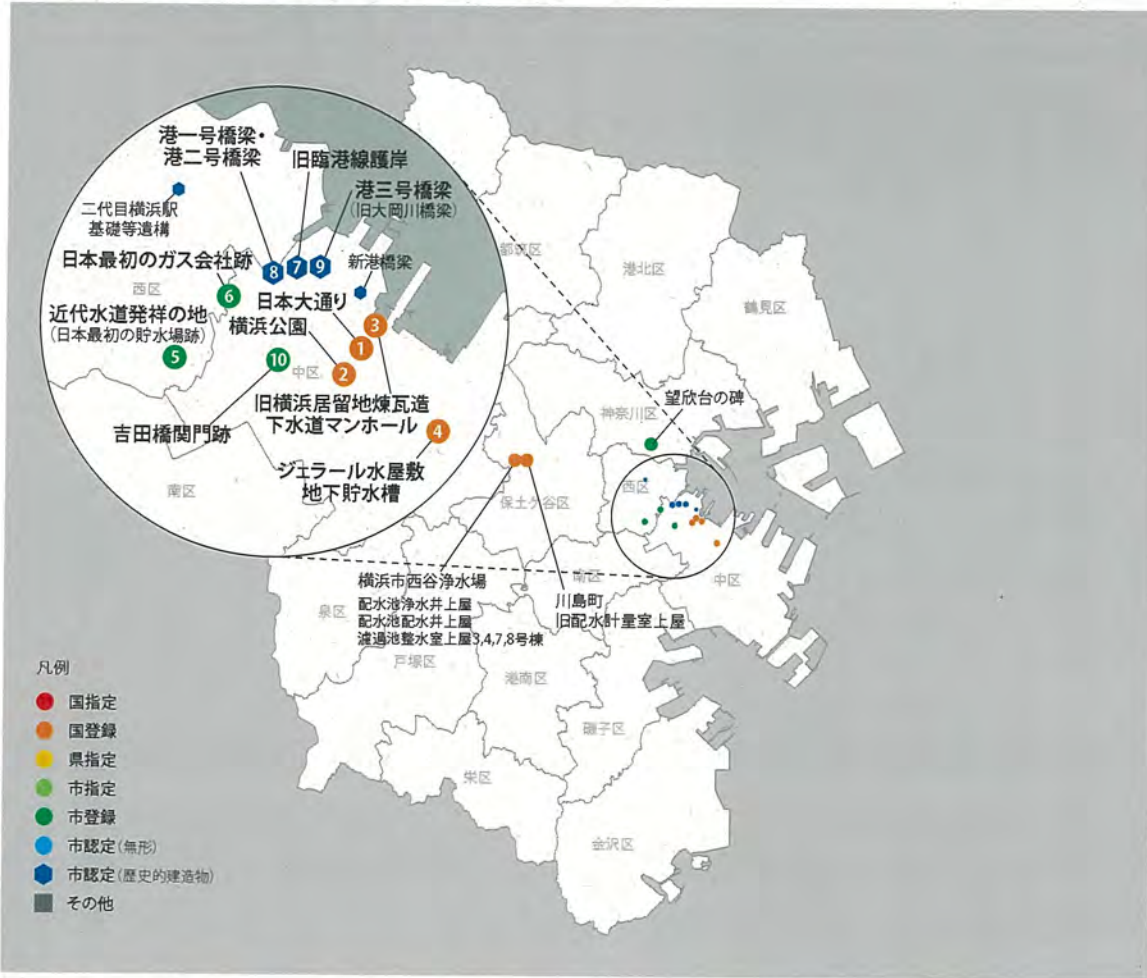
○文明開化のまちづくり

1872(明治5)年10月14日、日本で最初の鉄道が新橋－横浜間に開通し、同じ年の10月31日、日本で最初のガス会社が横浜で操業を開始し、横浜の街にガス灯がともされました。この2つの事業に関わっていたのが、実業家の高島嘉右衛門です。高島は鉄道用地の埋立てやガス工場の建設を手がけるなど、文明開化期の横浜のまちづくりに大きな役割を果たしました。その功績は高島町や高島台などの地名に残されています。

○横浜生まれの西洋瓦

幕末に横浜で開業したフランス人実業家のジェラルは、山手の湧き水をもとに船舶給水事業を興すとともに、建設材料である煉瓦や瓦、土管などの製造販売を手がけていました。中でも洋風建築の屋根瓦として用いられた西洋瓦(ジェラル瓦)は、横浜や東京を中心に流通していたことが、出土遺物等から判明しています。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	日本大通り	国登録	名勝地	1866(慶応2)年の大火で日本人街から外国人居留地へ燃え広がったことを受け延焼遮断帯として整備された国内初の西洋式街路。設計はR.H.プラントン。2002(平成14)年に再整備され、歩道拡幅やストリートファニチャー設置等が行われた。
②	横浜公園	国登録	名勝地	プラントン設計。居留外国人と日本人の双方が使用できる「彼我公園」として整備。
③	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	国登録	建造物	明治10年代半ばに神奈川県技師三田善太郎の設計により外国人居留地に敷設された煉瓦造下水道設備の1つ。
④	ジェラルール水屋敷地下貯水槽	国登録	建造物	瓦製造業と船舶給水業を営んでいた実業家ジェラルールの瓦工場に設けられていた煉瓦造の地下貯水槽。
⑤	近代水道発祥の地(日本最初の貯水場跡)	市登録	史跡	技師パーマーの設計により近代水道が開通した際に建設された野毛山貯水池の跡地。現・野毛山公園内。
⑥	日本最初のガス会社跡	市登録	史跡	実業家高島嘉右衛門が興した横浜瓦斯会社の跡地。現・横浜市立本町小学校に所在。
⑦	旧臨港線護岸	市認定	土木産業遺構	明治初期に横浜駅(現・桜木町駅)と新港埠頭をつなぐ臨港貨物線を渡すために建造された人工島。1910(明治43)年竣工。1997(平成9)年に遊歩道「汽車道」として整備。
⑧	港一号橋梁・港二号橋梁	市認定	土木産業遺構	7の臨港貨物線の人工島を渡すための鉄道橋。1907(明治40)年にアメリカン・ブリッジ社により製作され、1909(明治42)年に架設された。1997(平成9)年に遊歩道「汽車道」の一部として活用するよう整備。
⑨	港三号橋梁(旧大岡川橋梁)	市認定	土木産業遺構	元は1906(明治39)年に北海道の夕張川に架設された橋梁。旧横浜生糸検査所の引込線架設に伴い1928(昭和3)年に大岡川へ移設された。1997(平成9)年の遊歩道「汽車道」整備に際し、現在位置へ移設保全された。
⑩	吉田橋関門跡	市登録	史跡	1869(明治2)年にプラントンの設計により開港場への関門として架けられた鉄橋「吉田橋」の跡地。

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■ まちづくり等と連携した取組が必要。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内の他都市に先行して近代技術が導入され、近代都市の基盤となった歴史を、市民や来街者にわかりやすく伝えます。 ■ 歴史を生かしたまちづくり等と連携し、歴史的な景観形成、魅力の維持向上を進めます。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間	
				所有	専門	市民	団体	教育	行政		
8-1 (再)		歴史を生かした都市空間の形成	歴史を生かしたまちづくり要綱や景観制度の運用等を通じ、地域の歴史資産に光をあてた都市空間の形成に係る総合調整を行い、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。							◎	R6-11
11-3-6	★	関連文化財群を活用した情報発信、広報	「近代都市を支えたインフラストラクチャー」に関連する文化財をストーリーと共にわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○			◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

7 焼け跡から二度よみがえった都市

◆ストーリー

横浜は、1923(大正12)年の関東大震災、1945(昭和20)年の横浜大空襲という二度にわたる災禍を乗り越えて、発展してきました。

関東大震災では、開港以来の街並みが一日にして瓦礫の山と化しましたが、その後の震災復興事業と「大横浜」建設事業を通じて、昭和戦前期には現在につながる広域な都市の骨格が形成されます。都心部では耐震性と耐火性を備えた鉄筋コンクリート造の復興建築や復興橋梁の建設が進み、周辺部では鉄道各社の沿線開発によって郊外住宅が広がりました。

1945(昭和20)年の終戦後、中心部の施設の多くが占領軍による接收を受けたことで、横浜の戦災復興は大きく立ち遅れますが、昭和30年代には、国内の高度経済成長を背景に、横浜開港100周年を契機としてマリントワーや横浜市庁舎、横浜文化体育館など公共施設の建設が進みました。

○震災復興遺産

区画整理・街路整備・公園新設などからなる震災復興事業では、都心部の多くの建築が鉄筋コンクリートで復興され、横浜の都市景観を一変させました。現在横浜港周辺に残る多くの歴史的建造物は、この震災復興の時代に建てられたものです。1927(昭和2)年には、貿易再興のための外国人ホテルとしてホテルニューグランドが開業し、1930(昭和5)年には、震災の瓦礫を埋め立てて造成された山下公園が開園しました。

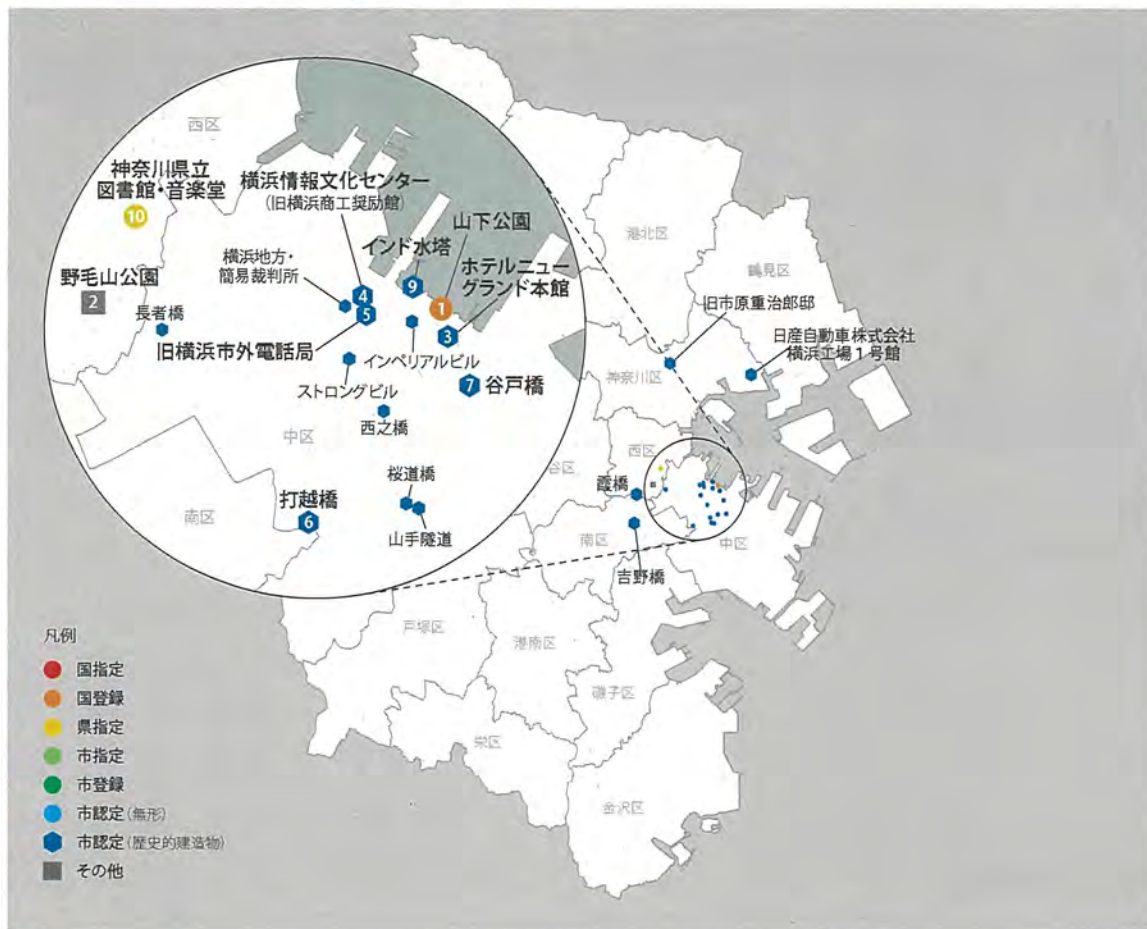
○郊外住宅の誕生

昭和戦前期には、横浜駅が現在地へと移転したことを契機として、私鉄各線が横浜駅への乗り入れを果たし、横浜駅を拠点に郊外へと路線網を拡大します。沿線では住宅地開発が行われ、郊外から都心へ通勤するサラリーマン層の生活様式が確立するとともに、一間洋館を備えた郊外住宅が広がっていきました。

○戦後の建築遺産

昭和20年代後半から徐々に接收解除が進む中、関内・関外地区では、街区全体の防火性能を高める防火建築帯(共同住宅+店舗・事務所)の建設が進みました。現在、これらは横浜固有の戦後建築遺産として、アーティストの活動拠点として活用する芸術不動産事業の取組が進められています。また戦後の露店商収容施設として建設された野毛都橋商店街ビル(1964(昭和39)年)は、戦後建築として初めて横浜市の歴史的建造物に登録されました。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	山下公園	国登録	名勝地	関東大震災の瓦礫を埋め立てて造成された震災復興公園。日本最初の臨海公園。1930(昭和5)年開園。設計内務省復興局。
②	野毛山公園	—	名勝地※	原家・茂木家の邸宅跡地に新設された震災復興公園。西洋式・日本式庭園を備える。1926(大正15)年一部開園。設計内務省復興局。
③	ホテルニューグランド本館	市認定	近代建築	横浜を離れた外国人を呼び戻すため、震災後の復興事業の一環で1927(昭和2)年に設立されたホテル。国内でも希少なクラシックホテルであり、マッカーサーやペープ・ルースが宿泊したことで有名。設計は渡辺仁。
④	横浜情報文化センター(旧横浜商工奨励館)	市認定	近代建築	震災後に横浜の商工業界の復興を目指して設立され、商工業製品の展示場や商工会議所として使われた。横浜市の設計で1929(昭和4)年に竣工、2000(平成12)年に横浜情報文化センター増築にあたり一部保存。
⑤	旧横浜市外電話局	市認定	近代建築	1923(大正12)年竣工予定であった横浜中央電話局が震災で被災し再建されたものでタイルや大オーダー等が特徴。設計は横浜生まれの通信技師の中山広吉。1929(昭和4)年竣工。現横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館。
⑥	打越橋	市認定	土木産業遺構	関東大震災後の復興事業として架けられた復興橋梁の1つ。市道(横浜駅根岸線)と立体交差する跨道橋。1928(昭和3)年竣工。設計横浜市土木局。
⑦	谷戸橋	市認定	土木産業遺構	関東大震災後の復興事業として架けられた復興橋梁の1つ。1927(昭和2)年竣工。設計横浜市土木局。
⑧	中澤高枝邸	市認定	西洋館	東急東横線日吉駅周辺の郊外住宅地に立つ洋風住宅。施主は外国航路客船の船員で日本郵船の客船浅間丸の機関長を務めたという。1933(昭和8)年竣工。
⑨	インド水塔	市認定	近代建築	関東大震災時の救済への感謝の意として、インド商会組合から横浜市に寄贈された水塔。山下公園内に所在。1939(昭和14)年竣工。設計鷲巢昌。
⑩	神奈川県立図書館・音楽堂	県指定	建造物	戦後まもない物資の乏しい時期に建設された公共文化施設。戦後モダニズム建築の最初期の代表作。設計前川國男。1954(昭和29)年竣工。

※種別にて「※」を記載の種別は、計画作成時点で想定できるもの

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■まちづくり等との連携が必要。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■1923(大正12)年の関東大震災と1945(昭和20)年の横浜大空襲の二度にわたる災禍から復興を遂げた歴史を、市民や来街者にわかりやすく伝えます。 ■歴史を生かしたまちづくり等と連携し、歴史的な景観形成、魅力の維持向上を進めます。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間	
				所有	専門	市民	団体	教育	行政		
8-1 (再)		歴史を生かした都市空間の形成	歴史を生かしたまちづくり要綱や景観制度の運用等を通じ、地域の歴史資産に光をあてた都市空間の形成に係る総合調整を行い、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。							◎	R6-11
8-5 (再)	★	震災復興橋梁の保全	1923(大正12)年の関東大震災後、復興の礎として架けられた橋梁の文化財的価値を考慮し、計画的に保全していきます。							◎	R6-11
8-6 (再)		遊休不動産の創造的活用(芸術不動産)	主に区内・関外地区の遊休不動産のオーナーの方々と協働し、民設民営型の活動拠点を創造する芸術不動産事業を進めます。また、令和4年3月に改定した「芸術不動産ガイドブック」等により、遊休不動産の魅力的な活用事例を伝えます。				◎	○			R6-11
11-3-7		関連文化財群を活用した情報発信、広報	「焼け跡から二度よみがえった都市」に関連する文化財をストーリーと共にわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○			◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

8 谷戸・里山と横浜の原風景

◆ストーリー

市域には、「谷戸」と呼ばれる丘陵地が複雑に入り組んだ地形が多くみられます。谷戸では古くから農業が営まれ、地形を生かした水田や農業用のため池及び水路がつくられてきました。

丘陵地を覆う竹林や雑木林は、肥料、燃料、生活用品を生産する場として活用され、人々が谷戸の環境と密接に関わりながら生活をし、多様な生き物が生育・生息する環境が生まれました。このような人と自然が関わる谷戸の環境は、「里山(里地里山)」と呼ばれ、谷戸の織り成す里山景観は横浜の魅力の1つとなっています。

現在は、生活様式の変化や、都市化によって、旧来の里山の多くは姿を消していますが、市内に残る里山は土地所有者や様々な市民活動によって支えられ、横浜の歴史文化を伝える貴重な環境となっています。

また、市内各所には、人々が暮らしてきた民家や、人々が使ってきた生活用具も伝えられています。

○かつての暮らしと自然環境 — 谷戸・里山の景観 —

市域には、市街地に身近な農地がある景観、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観など、多様な農景観が広がっています。青葉区の寺家ふるさと村・寺家ふるさとの森や、戸塚区の舞岡ふるさと村・舞岡ふるさとの森・舞岡公園、新治市民の森・新治里山公園をはじめ、里山景観が残る地域があり、こうした空間は、生物多様性を保全するだけでなく、横浜の魅力的な景観の1つとして、市民生活に潤いをもたらす場にもなっています。

谷戸田の稲作を支える湧水やため池、小川は、様々な生き物が生息する場所であり、かつて生息していたミヤコタナゴは国の天然記念物として保護をしています。また、生物の多様性を伝える場所として各所で市民によって環境の保全が進められ、旭区のこども自然公園に生息しているゲンジボタルは、その生息地とともに横浜市天然記念物に指定されています。

○横浜の民家と民具

市域には、昔の暮らしを伝える民家や民具も多く残っています。約400年前に建てられた東日本で現存する最古級の民家といわれている関家住宅は、附属する建物のほか、周囲の山林や墓地、屋敷林などの敷地を含め、景観とともに国重要文化財に指定されています。また、江戸時代中期から近代にかけての多様な民家が市内で保存・活用されています。

横浜市歴史博物館には、火打ち石やツケギ等の発火具から、江戸時代のろうそくや灯明皿、明治時代のガス灯やランプ、そして電球に至るまで、あかりの変遷を伝える灯火具コレクション(市指定文化財)があります。同館の港北ニュータウン民俗資料や市内の学校資料館、横浜市八聖殿郷土資料館等にある民具は、農具や漁具をはじめ、衣食住等の様々な生活用具で構成され、谷戸と里山、海辺など、市域で営まれたかつての暮らしを現在に伝えています。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	寺家ふるさと村・寺家ふるさと村の森	—	横浜ふるさと村	1983(昭和58)年に「横浜ふるさと村」に指定。青葉区寺家町の里山と谷戸の水田、ため池等を生かして整備された。横浜の原風景と言える自然環境と農業の振興を進めている。
②	舞岡ふるさと村・舞岡ふるさとの森・舞岡公園	—	横浜ふるさと村	1990(平成2)年に「横浜ふるさと村」に指定。戸塚区舞岡の里山と谷戸の景観を保全するとともに、農業の振興、自然環境保護が進められている。舞岡公園内には戸塚区品濃町にあった「旧金子家住宅」(市認定)が移築され、活用されている。
③	旧金子家住宅主屋	市認定	古民家	土台がすべてにまわり、整形四ツ間取りの明治後期の典型的な民家。戸塚区品濃町から舞岡公園内に移築復元され、農家の原風景の景観を醸し出している。
④	新治市民の森・新治里山公園	—	市民の森	緑区新治町の里山と谷戸を生かし、豊かな植生の保護や景観保全が進められている。新治里山公園内には、旧奥津家長屋門並びに土蔵(市認定)が所在し、主屋とともに活用されている。
⑤	旧奥津家長屋門並びに土蔵	市認定	古民家	新治市民の森の北側に位置し、今でも里山の生活風景をよくとどめている。奥津氏が名主を勤めていた江戸末期に建てられた長屋門は当時の特徴である収納的機能を高めた形態をしている。
⑥	ミヤコタナゴ	国指定	天然記念物(動物)	関東地方の一部に生息する日本固有種で、湧水を水源とする小河川や池に棲む。市内では絶滅したものとされていたが、1976(昭和51)年に都筑区勝田町で発見され、現在保護増殖を行っている。
⑦	こども自然公園のゲンジボタル及びその生息地	市指定	天然記念物(動物)	日本固有の大型のホタルで、幼虫は水中に棲む。かつては市内各地で見られた。こども自然公園のゲンジボタルと生息地を市の天然記念物として指定している。
⑧	関家住宅	国指定	建造物	関家は勝田村の名主や代官を務めた。主屋は東日本でも最古級。主屋、書院、長屋門のほか、周囲の敷地も指定され、景観保全がなされている。
⑨	旧長沢家住宅主屋及び馬屋	市指定	一般建造物	江戸時代中期に用いられた広間型の間取りを持つ牛久保村の名主の住宅で、18世紀後半の建築と推定される。
⑩	飯田家住宅	市指定	一般建造物	飯田家は北綱島村の名主を務めた。主屋は1889(明治22)年、長屋門は江戸時代後期の建築である。南側に山を配し、周囲に濠をめぐるせた屋敷構えを持つ。

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題	
■	個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。
■	かつての生活や自然を身近に感じる機会の創出が必要。



方針	
■	緑豊かな自然環境の中で営まれてきた暮らしをわかりやすく伝えます。
■	昔のくらしや自然に触れる機会を創出し、学びの充実、地域の歴史文化への理解や愛着の醸成につなげます。
■	生き物の生息・生育環境の保全のほか、歴史文化、景観などの観点からも貴重な谷戸環境の保全を進めます。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間	
				所有	専門	市民	団体	教育	行政		
1-4 (再)		国天然記念物ミヤコタナゴ保護育成(個体数調査、生育環境調査等の実施)	国指定天然記念物ミヤコタナゴの個体数減少を防ぐため、保護・増殖を行うとともに、野生復帰を目的とした生育環境調査を実施します。		◎ ○	○				◎ ○	R6-11
6-3-2		文化財を活用した学校教育への支援	地域に残る昔の民具等を活用し、子どもが地域の歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会を創出します。		○		○	○	◎		R6-11
8-1 (再)		歴史を生かした都市空間の形成	歴史を生かしたまちづくり要綱や景観制度の運用等を通じ、地域の歴史資産に光をあてた都市空間の形成に係る総合調整を行い、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。						◎		R6-11
8-2 (再)		谷戸の原風景の保全	ふるさと村、舞岡公園、新治里山公園を良好に維持し景観の保全を進めます。	◎ ○		○	◎		◎		R6-11
8-4-3		公園内における歴史的建造物の公開・活用	古民家を、民間の活力を活用しながら公園内で公開し、公園の魅力とともに、地域の歴史や自然を感じる機会を創出します。				◎		◎		R6-11
11-3-8		関連文化財群を活用した情報発信、広報	「谷戸・里山と横浜の原風景」に関連する文化財をストーリーと共にわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○		◎		R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

9 地域が育む祭礼・行事

◆ストーリー

自然は豊作や大漁といった恵みを与えてくれる一方、時には大雨や日照り、大風などの厄災をもたらします。人々は神や仏に豊作や大漁、平穏無事を祈り、また災い除けや厄除けを願い、祭礼や行事を行ってきました。一年の農作物や天候を占う筒粥、厄災を海に流すお馬流しや祇園舟、歌に合わせて踊る厄災除けのお札まきなど、横浜市域には里に、海に、また街に、様々な祭礼や行事が伝えられています。神に奉納する神楽や豊作を祈る田祭りなど、神仏への祈願から誕生した様々な芸能は、人々を結びつけ、楽しませました。祈願や信仰が起源となる遊びや、信仰から生まれた行事も、暮らしの中に位置付けられてきました。

また、神社や寺院は神や仏を敬う人々にとって特別な場所でした。時代を越えて受け継がれてきたその意識は、境内の自然を長い間守り、保護することにつながり、市内には樹齢が数百年に及ぶ古木や、自然の姿を残す樹叢が伝えられています。

○祭礼と行事

地域の厄災を海に流す中区本牧神社のお馬流しや金沢区富岡八幡宮の祇園舟は、東京湾が舞台となる漁師の祭りです。鶴見区生麦の蛇も蚊もは、かつては厄災を茅でつくった蛇に託して海に流しました。厄災を塞ぐため藁蛇を村境にかける港北区新羽町の注連引きしめひき百万遍ひゃくまんべん、稲の害虫を村の外に追い払う都筑区南山田の虫送りなど、人々が厄や災いをいかに厭うかが伝わります。27種類の作物の一年間の豊凶を占う師岡熊野神社の筒粥、開運招福を願う人で賑わう南区大鷲神社の酉の市、また家々を廻る地藏に子どもの成長や平穏を祈る鶴見川流域の廻り地藏や下飯田の廻り地藏、喘息などの咳除けを祈るオシャモジサマなど、豊年や平穏無事、病気の治療も人々の願いでした。

○芸能と遊び

大釜に煮えたお湯で吉兆を占い、厄災を祓う湯立と神楽が結びついた金沢区瀬戸神社の湯立神楽は、祈祷の要素が表れた厳かな所作で進められます。日本神話を題材にした神代神楽は3社中が継承し、華やかな仮面の黙劇が見る者を楽しませます。東日本に分布する一人立三頭獅子舞は青葉区牛込の獅子舞や鉄の獅子舞として伝わるほか、お正月に親しまれている獅子舞も、お囃子とともに市内各地に伝わっています。ホンチ(くも合戦)は黒潮によって伝播した漁師の豊漁祈願という説があります。街頭紙芝居の源流は中世に盛んであった仏教説話画の絵解きです。庚申講や地神講などの信仰は、共同飲食を伴うお日待ちが人々のつながりを高める娯楽の場でもありました。

○古木と樹叢

戸塚区の永勝寺にあるイヌマキは、横浜市で最も古い樹齢1,050年の古木です。瀬谷区日枝社の御神木であるケヤキは樹齢300年以上とされ、自然の樹形を保ってきました。また、久良岐山と呼ばれる南区宝生寺・弘誓院の寺林や日野中央公園の樹叢と一体をなす港南区春日神社の社叢林など、市街地化が進む中でも、神仏を敬う人々の意識によって貴重な自然林や樹叢が残されてきました。

◆ストーリーを構成する文化財の分布



◆主な文化財

地図上掲載番号	名称	区分	種別	概要
①	師岡熊野神社の筒粥	市指定	無形民俗	師岡熊野神社に伝わる粥を用いた年占で1月14日に行われる。早朝境内に据えた大釜に27本の葎の筒と米一升で粥を炊き、筒に入った粥の分量で豊凶を見る。
②	お馬流し	県指定	無形民俗	8月上旬の土日に本牧神社で行われる。茅製で馬首亀体のお馬6体に旧本牧6か村の厄災を託し、東京湾に流す。2艘の木造祭礼船は厄災から逃れるように競争で戻る。
③	祇園舟	市指定	無形民俗	7月15日前後の日曜日に富岡八幡宮で行われ、青茅の舟に厄災を託し、東京湾の沖合に流す。麦秋の時期、初穂の麦を海に供え、五穀豊穡と豊漁に感謝する。
④	お札まき	市指定	無形民俗	7月14日に戸塚町八坂神社の夏の例祭に行われる。歌に合わせて踊り、洗うちわで五色のお札を天高くまきあげる。
⑤	蛇も蚊も	市指定	無形民俗	6月第1日曜日に生麦地区の原にある神明社と本宮にある道念稻荷社で行われる。「蛇も蚊も出たけ、日よりの雨け」と唱えながら、村中を回り、厄災除けと豊年大漁を祈願した。
⑥	鶴見川流域の廻り地蔵	市指定	無形民俗	一体の地蔵を地域の家から家へ順番に回し、各家で祀る行事。家での滞在期間は1週間から3年と、地区により違いがある。港北区新羽町三谷戸、都筑区池辺町敷根、同町八所谷戸、緑区白山で行われている。
⑦	湯立神楽	市指定	無形民俗	瀬戸神社天王祭の3日目にあたる7月第2火曜日に行われ、瀬戸神社では「三つ目神楽」と呼ぶ。大釜に煮えたお湯で厄災を祓う湯立と、祈禱の要素が表れた厳かな所作の神楽が奉納される。
⑧	牛込の獅子舞	県指定	無形民俗	青葉区あざみ野の神明社と新石川の驚神社で10月上旬の土日に行われる一人立三頭獅子舞。元禄年間に疫病流行の際伝えられたといわれている。
⑨	春日神社の社叢林	市指定	天然記念物(植物)	神社の裏山には馬蹄形にみえる照葉樹林が発達。横浜市内に残された郷土樹林、すなわち斜面、急斜面地の照葉樹林の典型的な樹林。
⑩	街頭紙芝居 附 舞台・拍子木	市指定	有形民俗	昭和30年代まで盛んであった子どもたちの娯楽の1つ。舞台を載せた自転車で、子どもに駄菓子等売りながら、空き地や広場などを移動して演じられていた。横浜市歴史博物館保管。

◆関連文化財群に関連する課題と方針

課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の文化財をストーリーで関連づけ、わかりやすく伝えきれていない。 ■ 高齢化や社会状況の変化に伴う担い手不足、活動の機会の減少。 ■ 人から人へと伝えられるという無形の民俗文化財の性質上、一度途切れると継承が難しくなる。



方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域で受け継がれてきた祭礼や行事を、関連する樹叢などとともにわかりやすく伝えます。 ■ 無形民俗文化財保護団体への支援や現況調査、指定等文化財の巡回調査等を進め、地域で育まれた歴史文化を次世代に継承します。

◆関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間	
				主体	◎	参画	○	所有	専門		市民
1-2-1	★	無形民俗文化財保護団体の現況調査	地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を「認定団体」として選定し、必要な支援を行います。また、活動の機会が減少し、継承が困難な状況にある無形の民俗文化財保護団体の現況調査を進めます。		◎		○			◎	R6-11
1-3 (再)		指定等文化財の巡回調査	指定等文化財の現況を把握するため、巡回調査を行います。	○	◎					◎	R6-11
11-3-9		関連文化財群を活用した情報発信、広報	地域で受け継がれてきた祭礼・行事を、関連する自然林や樹叢とともにわかりやすく伝え、市域の様々な文化財についての普及啓発と情報発信を進めます。	○			○			◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

3節 文化財保存活用区域

① 文化財保存活用区域の目的

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め、当該文化財を核として文化的な空間を創出するための計画区域です。

本計画では、文化財保存活用区域を設定し、次の①～②を設定の目的とします。

- ① 区域内の文化財について、特性をふまえつつ、それらの積極的な活用に向けた取組の検討を行います。
- ② 区域内の文化財所有者や諸団体などの市民、庁内関係者等との連携強化を図り、必要な取組を行うことができる体制構築を目指します。

② 文化財保存活用区域の設定の考え方

次の①～③を満たすものを文化財保存活用区域として設定します。

- ① 横浜固有の歴史文化を物語る指定等文化財や歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物が近隣に集積して存在し、一体で歴史的景観を形成するとともに、市民がそれらに触れるための仕組み(案内、ガイダンス施設等)が機能していること。
- ② 区域内に存する文化財のうち、少なくとも1つ以上が一般に公開されている、若しくは公共的な利用が行われていること。
- ③ 文化財の活用、調査、保存保全等を担い活動する団体・企業等が複数存在すること。

③ 本計画で設定する区域

文化財保存活用区域の目的及びその設定の考え方をふまえ、4つの区域を「文化財保存活用区域」として設定します。



- 1 関内区域
- 2 山手区域
- 3 三溪園区域
- 4 称名寺・朝夷奈区域

1 関内区域

概要

関内区域は、幕末期の開港により、近代日本の経済や流通の中心となり、震災や戦災等の困難を乗り越えてきた歴史を伝える建造物が多く所在しています。その一部は、行政庁舎や賑わい創出の拠点などに活用され、良好な景観が残されています。関内区域は、日米修好通商条約によって1859(安政6)年に設置された開港場の中心地区です。開港場の警備のため、周囲を河川と水路で囲い、橋に関門(関所の一種)を設けたことから、この区域を「関内」と呼ぶようになりました。

開港後、横浜は国際性を有する近代都市として発展し、経済・文化の中心地として多くの人々が行き交いました。外国の文化を日本でいち早く取り入れたことから、アイスクリーム、ビール、ガス灯等横浜発祥といわれるものが数多くあります。

その後、関東大震災や横浜大空襲によって多くの街並みが失われましたが、人々の不断の努力により都市としての復興を果たしました。その過程を経て形成された都市基盤や、苦難を乗り越え現代にも残る戦前の歴史的建造物は、横浜の街並みを特徴付けています。特に、関東大震災によって焼失・再建された経緯を有する神奈川県庁舎(国指定)[図6-6]、横浜税関本関庁舎(市認定)[図6-7]、横浜市開港記念会館(旧開港記念横浜会館、国指定)[図6-8]は、「キングの塔」、「クイーンの塔」、「ジャックの塔」と呼ばれ、「横浜三塔」として親しまれています。横浜第二合同庁舎(旧横浜生糸検査所、市認定)、赤レンガ倉庫(市認定)等と合わせて、震災や戦災をくぐり抜けた歴史的建造物が今現在も活用されています。



【図6-4】
日米和親条約締結の碑(再掲)



【図6-5】
旧横浜正金銀行本店本館(再掲)



【図6-6】
神奈川県庁舎



【図6-7】
横浜税関本関庁舎



【図6-8】
横浜市開港記念会館(再掲)

関内区域 文化財MAP



課題

- 近代建築や土木産業遺構に代表される歴史的建造物の減少に伴い、保全が必要。
- 歴史的建造物の積極的な活用及び普及啓発を通じた地区の魅力向上が必要。

方針

- 策定検討中の歴史的風致維持向上計画において重点区域に位置付け、地区全体の歴史を生かしたまちづくりの方針検討を行う。
- 居留地文化や二度の被災からの復興といった複合的な歴史に紐づく歴史資産の保全を行う。
- 歴史的景観の保全や景観計画との連携を図り、地区の一体的な景観形成を推進する。
- 歴史的建造物の個性や地域特性を生かして活用し、エリア一体の魅力向上、市民に身近な文化芸術創造都市を推進する。

関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
8-6 (再)		遊休不動産の創造的活用(芸術不動産)	主に関内・関外地区の遊休不動産のオーナーの方々との協働し、民設民営型の活動拠点を創造する芸術不動産事業を進めます。また、令和4年3月に改定した「芸術不動産ガイドブック」等により、遊休不動産の魅力的な活用事例を伝えます。				◎	○		R6-11
8-7 (再)		創造界隈拠点としての活用	関内・関外地区をはじめとする都心臨海部の歴史的建造物等を活用し、まちの賑わいづくりを進めます。			○	◎	○	◎	R6-11
8-8 (再)	★	歴史的風致維持向上計画の策定検討	横浜の歴史を生かしたまちづくりの推進に向け、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、「歴史的風致維持向上計画」の策定を検討します。						◎	R6-11 (新)
10-1 (再)	★	横浜開港資料館における文化観光拠点としての機能強化	横浜開港資料館において、隣接する大棧橋、山下公園、元町・中華街などの集客施設等と連携し、文化観光拠点としての機能強化を一層進めます。				◎	○		R6-11

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

2 山手区域

概要

山手地区は、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、本市では、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めています。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承され、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は市民に広く親しまれています。

山手区域は、1867(慶応3)年に外国人居留地として開設されました。港や市街地を一望する丘陵地に位置し、居留外国人の住宅地として整備されたことで異国情緒漂う街並みが形成されてきました。斜面地や公園、歩道沿いの生垣、家々の庭等、各所に残された多くの緑が、かつての人々の暮らしを伝えています。日本初の洋式公園である山手公園【図6-9】は、1870(明治3)年に居留外国人によってつくられた外国人専用の公園で、テニス発祥の地となったほか、国内で初めてヒマラヤスギが植えられました。日本における西洋風の近代スポーツ・レジャーの原点とも言えるこの公園は、開国とともに日本に暮らした外国人達の生活様式と洋式公園として造作された風致景観が一体となって調和しているのが特徴的であり、2004(平成16)年に国の名勝に指定されました。



【図6-9】
日本最初の洋式公園
(山手公園)

また、関東大震災以降に建設されたミッションスクール校舎やキリスト教会堂、外国人住宅等の歴史的な建造物も残っています。山手資料館には、居留地時代や関東大震災までの横浜や山手に関する資料が展示されています。



【図6-10】 山手111番館

その他、関東大震災で倒壊後、再建された戦前のキリスト教会堂であるカトリック山手教会や、港の見える丘公園内の山手111番館(市指定)【図6-10】、横浜市イギリス館(旧イギリス総領事公邸、市指定)のほか、山手イタリア山庭園には外国人住宅「ブラフ18番館」(市認定)、東京都渋谷区から移築した塔屋付西洋館「外交官の家」(国指定)など、個性あふれる歴史的建造物が歴史的な街並みを形成しています。

山手区域 文化財MAP



課題

- 西洋館に代表される歴史的建造物の減少に伴い、保全が必要。
- 地区の良好な景観の維持及び形成が必要。
- 住宅地としての質・環境と共存した歴史資源の活用が必要。

方針

- 策定検討中の歴史的風致維持向上計画において重点区域に位置付け、地区全体の歴史を生かしたまちづくりの方針検討を行う。
- 西洋館に代表される歴史資産を極力保全し、山手ならではの魅力を維持・向上する。
- 歴史的景観の保全や景観計画との連携を図り、地区の一体的な景観形成を推進する。
- 西洋館等を多様な主体と連携して活用し、エリアとしての魅力向上を図る。

関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体					実施期間	
				所有	専門	市民	団体	教育		行政
8-1 (再)		歴史を生かした都市空間の形成	歴史を生かしたまちづくり要綱や景観制度の運用等を通じ、地域の歴史資産に光をあてた都市空間の形成に係る総合調整を行い、個性と魅力ある都市空間の形成を目指します。						◎	R6-11
8-4-2		公園内における歴史的建造物の公開・活用	西洋館などの歴史的建造物を、民間の活力を活用しながら公園内で公開し、公園の魅力とともに、地域の歴史や自然を感じる機会を創出します。				◎		◎	R6-11
8-8 (再)	★	歴史的風致維持向上計画の策定検討	横浜の歴史を生かしたまちづくりの推進に向け、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、「歴史的風致維持向上計画」の策定を検討します。						◎	R6-11 (新)

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

3 三溪園区域

概要

三溪園は、横浜市中区本牧三之谷に位置し、明治末から大正末にかけて実業家・原富太郎(三溪)によって造られた庭園です。私庭でありながら1906(明治39)年からその敷地の一部を一般市民に公開するなど、地域に開かれた存在でした。戦後、原家から横浜市への寄附の申し出をきっかけに、三溪園を維持管理するために「財団法人(現在:公益財団法人)三溪園保勝会」が設立され、財団所有のもと、管理運営、公開を行っています。

三溪園の敷地は、富太郎の養祖父・原善三郎が明治初年頃に購入した本牧にある谷戸で、その広さは約175,000㎡にも及びます。自らも茶人・美術品収集家であり、書画や漢詩を嗜んだ富太郎は、京都をはじめ様々な地域から歴史的建造物を集め、この敷地に移築しました。庭園としての景観上の調和に配慮しながら設計・配置されており、優れた近代和風庭園となっています。移築された歴史的建造物の中には荒廃して滅失の危機に晒されていたものも含まれており、この点において歴史的建造物の保存に大いに貢献しました。

建造物自体の価値が認められて、園内にある歴史的建造物17棟のうち、10件が国重要文化財に、3件が横浜市指定有形文化財に指定されている点は特筆すべきと言えるでしょう。これら歴史的建造物とランドスケープデザインとの調和、歴史的な観点と芸術的な観点が見事に融合した庭園となっています。そしてその優れた価値が認められて、2007(平成19)年に国の名勝に指定されました。

富太郎は、製糸・生糸貿易で大いに財をなした大実業家でしたが、その財力を生かし、三溪園の歴史的建造物のほか、仏画や茶道具などの古美術を多く収集しました。多くの文化人と交流し、若い美術家たちを支援し育てたパトロンとしても、日本近代美術史の興隆に大いに貢献しました。また関東大震災後には、横浜市復興会会長や横浜貿易復興会の理事長を務め、私財を投じて地域や文化に貢献した人でもありました。

富太郎の膨大な古美術コレクションは、現在そのほとんどが三溪園を離れてしまいましたが、庭園と園内の歴史的建造物群は、こうした富太郎の文化的・社会的貢献の高さを物語っており、ひとりの実業家による文化財保護の事例として重要です。さらに歴史的建造物と庭園との一体的調和が醸し出す風致景観に優れた文化財としても重要です。



【図6-11】 三溪園外苑(再掲)

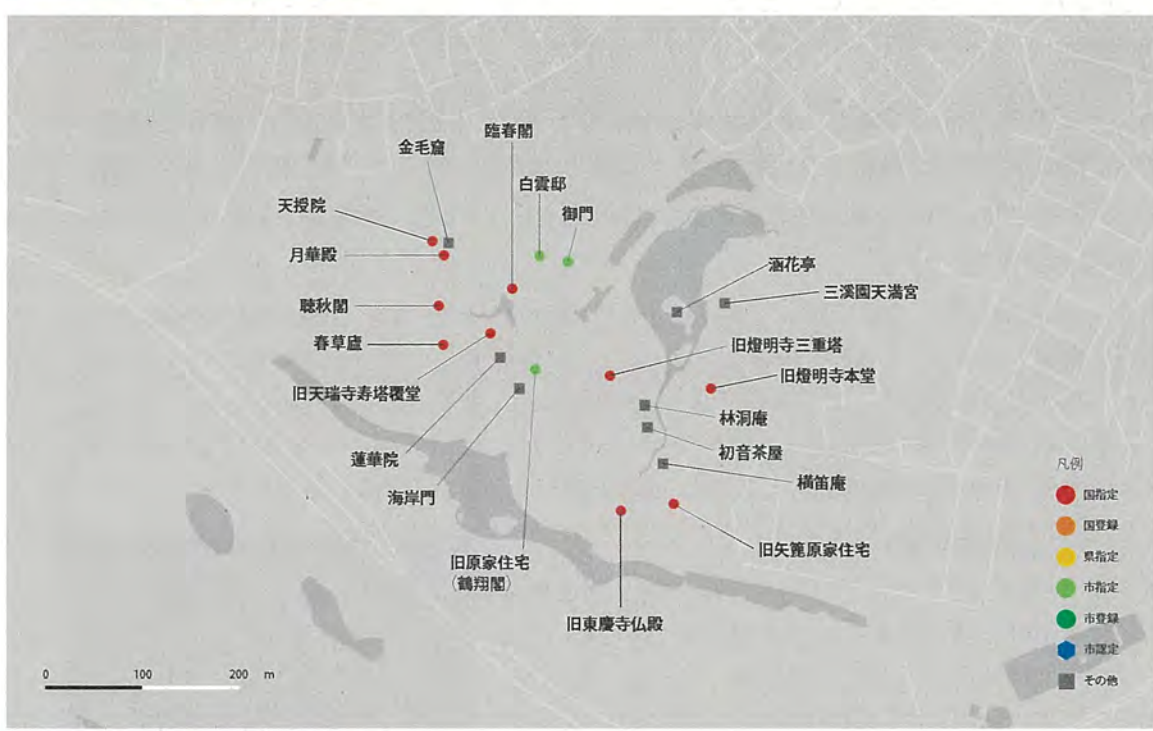


【図6-12】 旧燈明寺三重塔(再掲)



【図6-13】 木製多宝塔

三溪園区域 文化財MAP



課題

- 文化財や建造物等の修繕及び維持管理費の財源の確保が必要。
- 未指定の歴史的建造物に対する調査・評価が必要。
- 庭園や重要文化財等の活用が主に観覧に限定されており、新たな活用方法・形態に関する需要の高まりへの対応が必要。

方針

- 本市における歴史・文化財の保存・活用のあり方を伝える貴重な資源として、保全・情報発信を強化し将来の世代に確実に継承する。
- 未指定の歴史的建造物等の、文化財の指定・登録、歴史的建造物の認定等を推進する。
- 庭園や重要文化財等の観覧以外の機能を導入・強化し、観光資源として魅力を向上させ、国内外からの誘客を促進する。

関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
10-4-1	★	重要文化財等の大規模修繕、耐震対策工事	大規模修繕、耐震対策工事等を計画的に実施します。(三溪園内の建造物の計画的修繕・耐震対策工事等)				◎		◎	R6-11
10-4-2	★	観光資源として整備、機能強化	名勝や建造物を貴重な和の観光資源として整備し、機能強化を進めます。また、国内外に対して、三溪園の魅力や日本文化を積極的に発信します。				◎		◎	R6-11
10-4-3	★	三溪園における飲食・物販機能の拡充や新たな活用機能の導入	観光機能強化に伴う周辺環境への影響等を考慮した施設計画・運営方法を検討します。また、都市計画で定められた用途制限について、活用に必要な緩和等を検討します。				◎		◎	R6-11
10-4-4	★	文化財の学術調査、把握調査の充実	未指定の歴史的建造物等について、文化財の指定・登録、歴史的建造物の認定等を進めます。				◎		◎	R6-11

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

4 称名寺・朝夷奈区域

概要

国指定史跡である称名寺境内と朝夷奈切通を含む一帯は、古代・中世にかけて鎌倉と結びつきが強く、特に中世では、鎌倉に含まれて、その東端に位置付けられました。称名寺境内と朝夷奈切通は、世界遺産の暫定一覧に掲載の「古都鎌倉の寺院・社寺ほか」を構成する文化遺産です。

◆中世の港湾都市「六浦」

六浦津は、東京湾に面して深く入り江が入り込んだ天然の良港で、中世には都市鎌倉の繁栄を支える物資を供給する湊として繁栄しました。河川によって東京湾とつながる関東平野や、対岸の房総半島から集積された物資がここで陸揚げされ、朝夷奈切通などを経て鎌倉へもたらされました。また中国から直接船が着岸した伝承として「三艘(さんぞう)」という地名も残ります。この一帯には、古くからの寺社、史跡、旧跡等が数多くみられ、往時の様子をうかがい知ることができます。

◆朝夷奈切通(国指定史跡)

いわゆる「鎌倉七口」の1つで、現在の鎌倉市十二所と横浜市金沢区朝比奈町を結ぶ峠道です。『吾妻鏡』には1241(仁治2)年に執権北条泰時が御家人たちを指揮して、道を造ったと記されています。南に広がる相模湾を除く三方を山に囲まれた鎌倉を陸路で結ぶ切通のうち、この朝夷奈切通は、鎌倉と六浦津を結び、軍事的かつ、関東一円からの物資を運ぶ経済的に重要なルートになりました。



【図6-14】朝夷奈切通

◆称名寺境内(国指定史跡)

鎌倉時代に執権を代々務めた北条氏の一族である金沢北条氏の実時によって創建された寺院です。金沢北条氏の菩提寺として受け継がれ、実時の子孫によって伽藍や浄土庭園が整備されました。交通の要衝に位置し、多くの学僧や文人が行き交い、東国有数の学問寺として知られていました。

また、境内の南側に広がる称名寺貝塚は、関東地方一円に分布する縄文時代後期初頭の土器型式「称名寺式」の標式遺跡として学術上有名です。



【図6-15】称名寺境内

◆金沢文庫

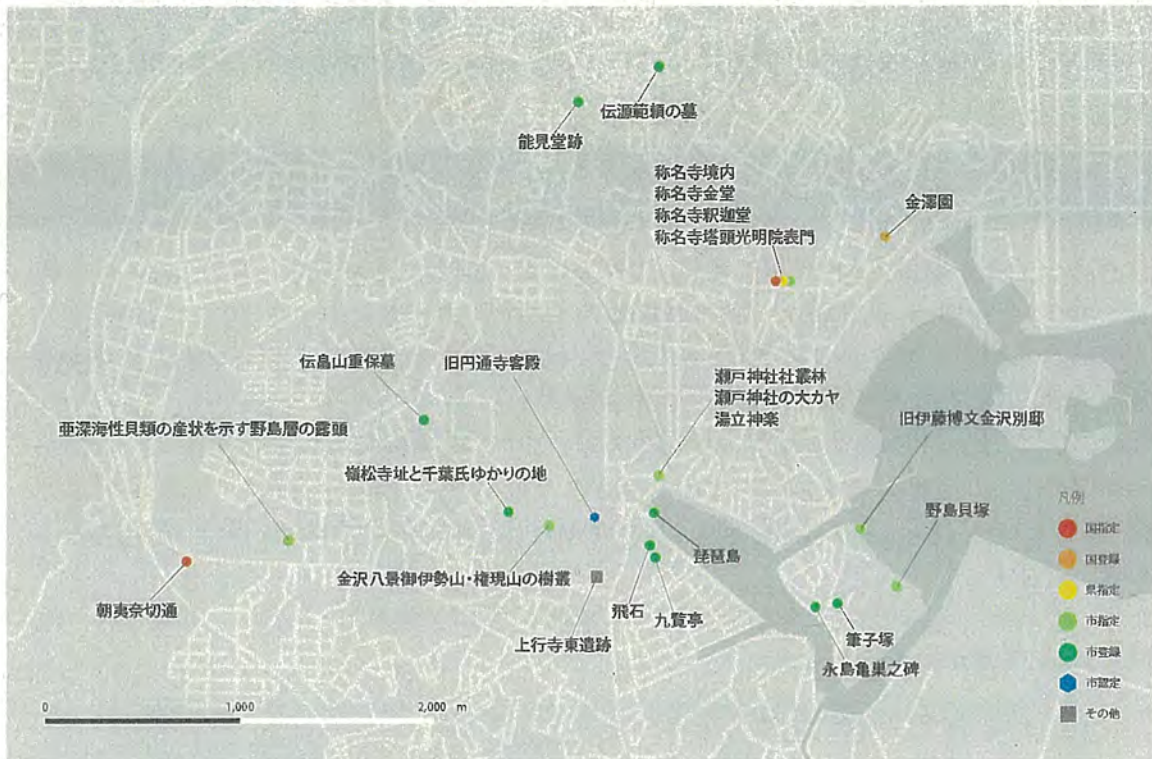
鎌倉幕府執権の北条時頼から時宗の時代に権力の中樞にいた北条実時は、勉強家としても知られています。政治や法律・文学等に関わる書物を収集して学び、それらを金沢の別邸に文庫(ふみくら)を作って保管したと考えられています。これが金沢文庫の始まりです。鎌倉幕府崩壊後、金沢文庫の管理は称名寺に任せられ、次第に衰退して、蔵書も散逸しました。

その後1897(明治30)年には、初代内閣総理大臣・伊藤博文の肝いりで再興されましたが、関東大震災で大きな被害を受けました。

神奈川県立金沢文庫は、この由緒ある金沢文庫に起源をもち、1930(昭和5)年に県立の機関として復興されました。歴史博物館として活動し、所蔵する資料の多くは、金沢文庫・称名寺ゆかりの国宝をはじめとする文化財となっています。



【図6-16】金沢文庫



課題

- 史跡等において、樹林の成長、自然的環境の変化による地形の崩壊や危険木等への対応が必要。
- 史跡等において、歴史的価値が損なわれないような自然災害への対応、適切な管理・公開が必要。
- 区域内において、身近にある自然、歴史、文化等の地域の資源の活用促進が必要。

方針

- 称名寺、朝夷奈切通等において適切な管理や保護の取組を行い、自然と調和した歴史的な空間を保全する。
- 称名寺・朝夷奈区域内に所在する文化財について、多様な主体と連携し、歴史的価値の発信や、文化芸術活動の機会創出を推進する。

関連する取組

番号	重点取組	取組	内容	実施主体						実施期間
				所有	専門	市民	団体	教育	行政	
4-3-2	★	市内の史跡等の崖地対策工事等の実施	称名寺境内、朝夷奈切通、御伊勢山・権現山において、文化財的価値に配慮しながら、崖地の安全対策を計画的に進めます。						◎	R6-11
6-2-3		市内の史跡等の公開・管理	国史跡称名寺境内、上行寺東遺跡復元整備地の維持管理、必要な整備を行い、適切に公開します。				○		◎	R6-11
7-3-1		地域の文化財を活用したイベント等の実施、散策ルートの活用や案内板の整備	区域内の文化財を活用した散策ルートの活用や案内板の整備、称名寺のライトアップなどを行います。						◎	R6-11
9-1-1		文化財を活用した文化芸術活動	称名寺境内において、歴史文化の魅力を感じつつ、能や狂言の鑑賞などの古典芸能に親しむ機会を創出します。			◎			○	R6-11

※第5章に記載した取組のうち関連するものを掲載しています。

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

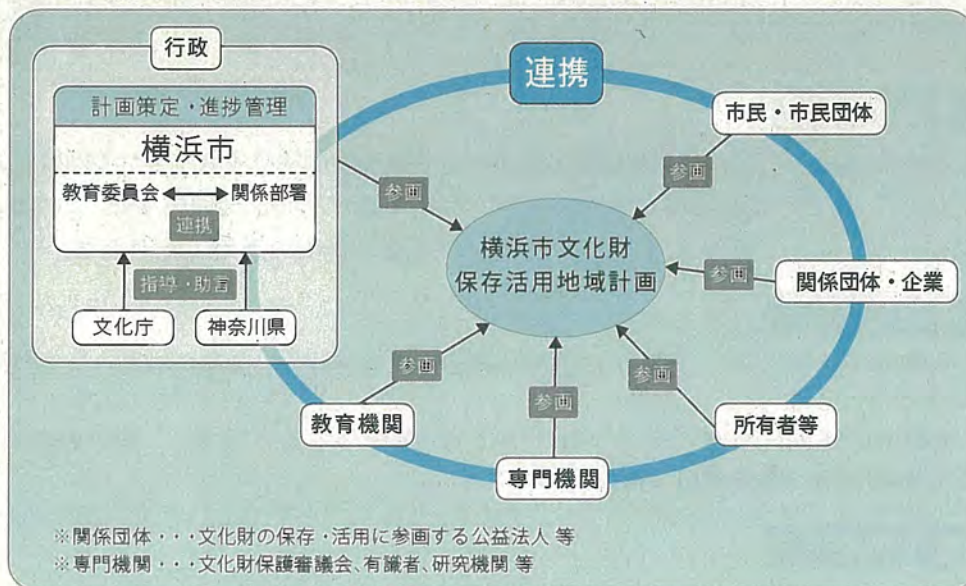
本章では、本計画を推進するにあたり、行政の体制とその他関係者との連携について整理しました。

1 節 推進体制

本市の文化財の保存・活用を進めるには、行政や文化財の所有者のみならず、それらを取り巻く市民、関係団体、民間企業や専門機関等のそれぞれが主体となって、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。このことは、日頃の文化財の維持管理や活用などの取組のみならず、災害発生時や防犯対策としても有効です。

本計画では、文化財保護を所管する教育委員会と庁内の関連部署との連携を図るとともに、市民や関係団体、民間企業等のそれぞれが主体となって参画、相互に連携し、必要に応じて他都市との連携も図り、国の指導・助言、県の助言のもと、本市の文化財の保存・活用に取り組んでいきます。

なお、発災時には、文化財防災センターとの連携や支援の要請なども行い、初動対応の迅速化と連携・情報共有を図ります。



【図7-1】 推進体制

2 節 行政の体制

① 文化財保護主管課

教育委員会事務局
生涯学習文化財課

【事務分掌】

- 文化財の調査、保存、管理その他文化財の保護等に関すること。
- 文化財に関する資料の収集及び刊行に関すること。
- 文化財施設に関すること。
- 博物館の登録等に関すること。
- 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に関すること。
- 横浜市文化財保護審議会に関すること。

【体制】 職員10名(うち埋蔵文化財専門職員4名)

② 歴史を生かしたまちづくり主管課

都市整備局
都市デザイン室

【事務分掌】

- 都市デザインに係る企画及び調整に関すること。
- 横浜市都市美対策審議会に関すること。
- 歴史的建造物の保全活用等歴史を生かしたまちづくりに関すること。
- 景観形成に係る基本的な方針に関すること。
- その他都市デザイン等に関すること。

③ 関係部署

本計画で実施する取組について、連携する主な部署を記載します。その他の部署においても、関連する取組において連携を図ります。

関係局	所管する文化財
環境創造局	旧内田家住宅、横浜市イギリス館、山手111番館、茅ヶ崎城址 等
港湾局	旧横浜船渠株式会社第一号船渠、日本丸
にぎわいスポーツ文化局	三溪園、旧染井能舞台、横浜市大倉山記念館、旧日本綿花横浜支店事務所棟 等
水道局	横浜市西谷浄水場濾過池整水室上屋3号棟 等

【表7-1】 指定等文化財を所有・所管する主な関係局

関係局	本計画に掲載した主な取組
消防局	文化財を対象とした防災訓練
教育委員会事務局	文化財を活用した学習支援
都市整備局	歴史を生かした都市空間形成
にぎわいスポーツ文化局	三溪園の観光資源としての磨き上げ、横浜美術館の文化観光拠点としての機能強化、遊休不動産の創造的活用、文化財を活用した文化芸術活動 等
港湾局	横浜港に関する文化財を活用した賑わい創出
環境創造局	名木古木の保存、公園内における歴史的建造物の公開・活用、谷戸の原風景の保全
道路局	震災復興橋梁の保全
総務局	市史資料等の保存活用
各区局	歴史文化に関する情報発信、地域の文化財を活用したイベント等の実施、情報発信 等

【表7-2】 文化財の保存・活用に関連する事業・取組を実施する主な関係局

3 節 行政以外の主体

本節では、本計画で実施する取組について、連携・協力が必要となる主な主体を記載します。具体的な取組を進める上で、必要に応じてその他の主体との連携・協力も行います。

① 所有者等

所有者等とは、文化財の所有者、保存団体、管理団体、技術者・技能者等を指します。

② 専門機関

専門機関とは、各分野を専門とする有識者で構成される文化財保護審議会、大学等の研究機関等を指します。主なものとして、次のような専門機関があります。

◆文化財保護に関する機関

横浜市文化財
保護審議会

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について建議する教育委員会の諮問機関。

横浜市無形民俗文化財
保護団体育成検討会

横浜市無形民俗文化財保護団体の認定団体の選考等にあたり、教育長に必要な助言を行う。

横浜市ミヤコタナゴ
保護育成検討会

国指定天然記念物ミヤコタナゴの本市域における保護育成事業の推進に関し、次の事項について教育長に必要な助言を行う。

- (1)ミヤコタナゴの生息環境調査に関すること。
- (2)ミヤコタナゴの保護増殖に関すること。
- (3)ミヤコタナゴの保護育成に係る市民への普及啓発に関すること。
- (4)その他ミヤコタナゴの保護育成に関すること。

横浜市文化財
巡回調査員

横浜市内に所在する指定・登録文化財等の現状と管理状況の把握を目的として現地を巡回し、各物件の実態を調査する。

◆歴史を生かしたまちづくりに関する機関

横浜市都市美対策
審議会

国際港都横浜にふさわしい都市の美観を高め、及び魅力ある都市景観の創造を図るための市長の諮問機関。

歴史的景観保全委員

専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るために設置。

◆大学等

文化財の保存・活用、横浜の歴史文化に関する研究・取組を行う大学や研究機関。なお、本市と神奈川大学は2020(令和2)年3月に包括連携協定を締結し、「共同研究等の充実や教育全般に係る支援・協力に関すること」として、市の歴史資料、文化財等の保存や普及啓発、調査研究を共同で実施することとしている。

③ 市民・市民団体

市民・市民団体とは、横浜市居住者や市内在学・在勤者、歴史文化の保存・活用に参画する市民団体(NPO法人、市民ボランティア等)といった主体を指します。

④ 関係団体・企業

関係団体・企業とは、文化財の保存・活用に参画する公益法人や民間企業等を指します。主なものとして、次のような関係団体があります。

◆公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

横浜に関係した歴史の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、先人たちの歩みや積み上げてきた文化を市民共有のものとし、さらに次世代へ継承していくことで、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的に設立。

時代領域ごとに設置された横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館等の管理運営を行うとともに、施設同士との連携のほか、本市をはじめとする行政、大学との連携、市民との協働事業、学校訪問授業等も実施。

◆公益財団法人 三溪園保勝会

国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等及び名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、潤いある地域社会づくりに寄与するとともに、日本の文化を世界に発信することを目的に設立。

庭園及び歴史的建造物(国重要文化財10件、市指定文化財3件を含め、計17件)を所有し、それらの維持管理、公開、貸出しのほか、それらを活用した日本の伝統・文化の紹介、各種イベント等を実施。

◆公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団

芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的に設立。

横浜美術館コレクションの国内巡回展、横浜能楽堂等での企画公演等のほか、横浜美術館・横浜能楽堂による教員向けプログラム、若手アーティスト、クリエイターの支援事業等を実施。

◆公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

横浜市及び神奈川県を中心とする産業・技術等の情報資源や歴史的・文化的資源を活用し、国内外からの観光客の誘致・コンベンションの誘致及び開催支援等を行うことにより、横浜市及びその周辺地域における観光・コンベンションの振興を図ることを目的に設立。

「横浜観光情報」公式ウェブサイトや各種SNSの運営、外国人来訪者が滞在しやすい環境整備(多言語対応等)のほか、歴史的建造物を観光に活用するなど、市内の地域資源を生かした高付加価値コンテンツ開発等も実施。

◆公益財団法人 帆船日本丸記念財団

海国日本の船員養成に輝かしい功績を遺した練習帆船日本丸を国際港都横浜において永く保存し、同船を公開するとともに青少年の錬成の場として活用し、併せて博物館等において、海と港と船に関する理解と知識の増進を図ることを目的に設立。

国重要文化財である帆船日本丸の保存、公開、普及啓発事業を行うほか、2022(令和4)年にリニューアルオープンした「みなと博物館」では、横浜港の歴史を体験できる、常設の体験型VR施設等を導入。

◆公益社団法人 横浜歴史資産調査会(YOKOHAMA HERITAGE:ヨコハマヘリテイジ)

「歴史を生かしたまちづくり」の推進に資することを目的に設立。

歴史的資産の保全活用に関する調査研究、セミナーや見学会等の普及啓発を行うとともに、本市と連携し、歴史建造物の所有者支援を行うための「歴史を生かしたまちづくり相談室」を設置。

歴史的建造物を取得し、その保全活用の取組も進めており、「野毛都橋商店街ビル」を公益財団法人横浜市建築助成公社から寄贈を受け、所有している。

⑤ 教育機関

教育機関とは、市民が歴史文化を学ぶ機会を提供する学校、博物館、図書館等を指します。

資料編

① 横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会

◆委員名簿

	分野	所属等	氏名	
委員	文化財有識者	工学院大学 理事長	後藤 治	
	文化財有識者	大正大学 名誉教授・特遇教授	御堂島 正	
	文化財有識者	上智大学 文学部 特任教授	西岡 芳文	
	主要な文化財所有者	公益財団法人三溪園保勝会	総務課長	古屋 義方 (令和2年度～4年12月)
			副園長	村田 和義 (令和5年1月～3月)
				今富 雄一郎 (令和5年度)
	観光関係団体	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 事務局長	池田 博美	
	商工関係団体	横浜商工会議所 総務部担当部長	兼平 嗣慈郎	
	文化財、文化、まちづくりに関する団体	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 専務理事	恵良 隆二	
	文化財、文化、まちづくりに関する団体	公益社団法人横浜歴史資産調査会常務理事・事務局長	米山 淳一	
	市民活動団体	NPO法人横浜シティガイド協会理事	嶋田 昌子 (令和2年度～4年6月)	
	市民活動団体	NPO法人横浜シティガイド協会会長	小金 眞 (令和5年1月～)	
	博物館学芸員	横浜市歴史博物館 副館長	井上 攻 (令和2年度～3年度)	
			刈田 均 (令和4年度～)	
	博物館学芸員	横浜開港資料館 副館長兼横浜都市発展記念館 副館長	青木 祐介	
	行政	神奈川県教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課 副課長	谷口 肇	
	行政	横浜市都市整備局 都市デザイン室長	梶山 祐実 (令和2年度～3年度)	
光田 麻乃 (令和4年度～)				
行政	横浜市文化観光局 企画課長	貝田 泰史 (令和2年度～3年度)		
		荒木 慎二 (令和4年度)		
		渡邊 裕之 (令和5年度)		
委員事務局	行政	横浜市教育委員会事務局 生涯学習文化財課長	宮田 純一 (令和2年度～4年度)	
			小野寺 紀子 (令和5年度)	

◆開催経過

回	開催日	内容
第1回	2020(令和2)年11月11日	地域計画について、協議会について、地域計画(案)について
第2回	2021(令和3)年3月3日	地域計画(案)第3章4以降について
第3回	2021(令和3)年8月26日	関連文化財群、保存活用区域について
第4回	2022(令和4)年1月19日	地域計画(案)について
第5回	2023(令和5)年2月6日	地域計画(案)について、これまでの意見反映状況について
第6回	2023(令和5)年11月1日	地域計画(案)について、市民意見募集の実施について
第7回	2024(令和6)年2月28日	地域計画(案)について、市民意見募集の実施結果について

② 横浜市文化財保護審議会

◆委員名簿

分野	所属等	氏名	任期
絵画	成城大学教授	相澤 正彦	17期・18期
考古(古墳・歴史)	立正大学教授	池上 悟	17期
近代史	國學院大學名誉教授	上山 和雄	17期
建築	横浜国立大学大学院教授	大野 敏	17期・18期
民俗	昭和女子大学教授	大谷津 早苗	17期・18期
工芸(金工)	大正大学名誉教授・特遇教授	加島 勝	17期・18期
歴史(中世)	神奈川大学教授	久留島 典子	18期
中世史	横浜市ふるさと歴史財団理事長	五味 文彦	17期
民俗	シルク博物館副館長	高橋 典子	18期
考古(中世)	青山学院大学名誉教授	手塚 直樹	17期・18期
民俗	元神奈川大学特任教授	中村 ひろ子	17期
歴史(中世)	上智大学特任教授	西岡 芳文	17期・18期
庭園	東京農業大学教授	服部 勉	17期・18期
歴史(古代)	日本大学教授	平野 卓治	18期
植物	横浜国立大学特任教授	藤原 一繪	17期・18期
保存科学	鶴見大学教授	星野 玲子	17期・18期
建築	関東学院大学名誉教授	水沼 淑子	17期・18期
考古(旧石器～縄文)	大正大学名誉教授・特遇教授	御堂島 正	17期・18期
民俗	神奈川大学教授	安室 知	17期・18期
彫刻	鎌倉国宝館長・半蔵門ミュージアム館長	山本 勉	17期・18期
建築	横浜国立大学名誉教授	吉田 綱市	17期・18期

※任期が17期のみ委員の所属等は、就任時のもの

◆開催経過

回	開催日	内容	任期
第1回	2022(令和4)年1月25日	地域計画(案)について	17期
第2回	2023(令和5)年2月15日	地域計画(案)について、これまでの意見反映状況について	18期
第3回	2023(令和5)年11月8日	地域計画(案)について、市民意見募集の実施について	18期
第4回	2024(令和6年)年2月29日	地域計画(案)について、市民意見募集の実施結果について	18期

③ 指定等文化財一覧

◆指定等文化財総数 ※再掲

2023(令和5)年3月末現在

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	31	39	1	93
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術 工芸品	絵画	11(1)	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	36	0	0	60
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17(2)	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	7	0	0	11
		考古資料	1	9	7	0	1	18
		歴史資料	5	0	6	0	4	15
無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術)	1	0	0	0	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形の民俗文化財	0	4	9	0	3	16	
記念物	遺跡(史跡)	5	3	7	0	75	90	
	名勝地(名勝)	2	0	1	3	0	6	
	動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)	1	6	12	0	0	19	
	文化的景観	0	-	-	-	-	0	
	伝統的建造物群	0	-	-	-	-	0	
	計	88(3)	78	169	42	99	476	

※()は内数で国宝

このほか、国の選定保存技術(甲冑修理)の保持者1名が所在。

◆指定等文化財一覧

建造物(一般建造物)

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地	
国指定	重要文化財	建造物	旧燈明寺本堂	1棟	T10.04.30	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	旧天瑞寺寿塔覆堂	1棟	S06.12.14	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	旧東慶寺仏殿	1棟	S06.12.14	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	旧燈明寺三重塔	1棟	S06.12.14	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	月華殿	1棟	S06.12.14	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	春草廬	1棟	S06.12.14	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	聴秋閣	1棟	S06.12.14	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	臨春閣	3棟	S06.12.14	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	旧矢籠原家住宅	1棟	S31.06.28	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	天授院	1棟	S35.06.09	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	建造物	関家住宅	3棟	S41.06.11	個人	都筑区
国指定	重要文化財	建造物	旧横浜正金銀行本店本館	1棟	S44.03.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
国指定	重要文化財	建造物	横浜市開港記念会館	1棟	H01.09.02	横浜市	中区
国指定	重要文化財	建造物	旧内田家住宅(外交官の家)	1棟	H09.05.29	横浜市(山手イクリア山庭園)	中区
国指定	重要文化財	建造物	旧横浜船渠株式会社第二号船渠	1基	H09.12.03	三菱地所㈱	西区
国指定	重要文化財	建造物	旧横浜船渠株式会社第一号船渠	1基	H12.12.04	横浜市	西区

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地	
国指定	重要文化財	建造物	神奈川県庁舎	1棟	R01.12.27	神奈川県	中区
国登録	有形文化財	建造物	横浜市西谷浄水場濾過池貯水室上層3号棟	1棟	H09.06.12	横浜市水道事業管理者	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	横浜市西谷浄水場濾過池貯水室上層4号棟	1棟	H09.06.12	横浜市水道事業管理者	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	横浜市西谷浄水場濾過池貯水室上層7号棟	1棟	H09.06.12	横浜市水道事業管理者	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	横浜市西谷浄水場濾過池貯水室上層8号棟	1棟	H09.06.12	横浜市水道事業管理者	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	横浜市西谷浄水場配水池浄水井上層	1棟	H09.06.12	横浜市水道事業管理者	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	横浜市西谷浄水場配水池配水井上層	1棟	H09.06.12	横浜市水道事業管理者	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	1棟	H10.09.02	横浜市(開港広場公園)	中区
国登録	有形文化財	建造物	川島町旧配水計量室上層	1棟	H10.09.02	横浜市水道事業管理者	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	市立港中学校門柱(旧花園橋親柱)	1基	H11.11.18	横浜市	中区
国登録	有形文化財	建造物	横浜国立大学名教自然碑	1基	H12.04.28	国立大学法人横浜国立大学	保土ヶ谷区
国登録	有形文化財	建造物	横浜国立大学教育人間科学部附属中学校校舎(旧横浜高等工業学校本館)	1棟	H12.12.04	国立大学法人横浜国立大学	南区
国登録	有形文化財	建造物	ジェラール水屋敷地下貯水槽	1基	H13.04.24	横浜市	中区
国登録	有形文化財	建造物	関戸家住宅主屋	1棟	H13.08.28	個人	青葉区
国登録	有形文化財	建造物	関戸家住宅文庫蔵	1棟	H13.08.28	個人	青葉区
国登録	有形文化財	建造物	関戸家住宅穀蔵	1棟	H13.08.28	個人	青葉区
国登録	有形文化財	建造物	金澤園	1棟	H16.03.02	個人	金沢区
国登録	有形文化財	建造物	光明寺書院	1棟	H17.07.12	光明寺	南区
国登録	有形文化財	建造物	山口家住宅主屋	1棟	H17.07.12	個人	港北区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺鐘樓	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺百間廊下及び門	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺三宝殿	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺放光堂	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺鐘鼓樓	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺衆寮	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺大僧堂	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺向唐門	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺放光観音台座	1基	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺三松閣	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺香積台	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺待鳳館	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺紫雲台	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺御霊殿	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺仏殿(大雄宝殿)	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	總持寺虎嘯窟	1棟	H17.07.12	總持寺	鶴見区
国登録	有形文化財	建造物	角田家住宅主屋	1棟	H18.11.29	個人	栄区
国登録	有形文化財	建造物	角田家住宅道具蔵	1棟	H18.11.29	個人	栄区
国登録	有形文化財	建造物	角田家住宅石垣	1所	H18.11.29	個人	栄区
国登録	有形文化財	建造物	田畑家住宅主屋	1棟	H22.01.15	個人	神奈川区
国登録	有形文化財	建造物	旧長濱検疫所一号停留所(厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)	1棟	H30.05.10	厚生労働省	金沢区
県指定	重要文化財	建造物	東漸寺釈迦堂	1棟	S46.09.17	東漸寺	磯子区
県指定	重要文化財	建造物	旧太田家住宅	1棟	S48.12.21	横浜市	栄区
県指定	重要文化財	建造物	称名寺金堂 附 天和3年祈祷礼(1枚)	1棟	H07.02.14	称名寺	金沢区
県指定	重要文化財	建造物	旧横浜居留地48番館	1棟	H13.02.13	神奈川県	中区
県指定	重要文化財	建造物	神奈川県立図書館・音楽堂	2棟	R03.08.13	神奈川県	西区
市指定	有形文化財	一般建造物	宝生寺本堂(灌頂堂)	1棟	S63.11.01	宝生寺	南区
市指定	有形文化財	一般建造物	横浜共立学園本校舎	1棟	S63.11.01	横浜共立学園	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧横溝家住宅	5棟	S63.11.01	横浜市	鶴見区

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
市指定	有形文化財	一般建造物	白雲邸	2棟	H01.12.25 [追加指定] H15.11.04	(公財)三溪園保勝会	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	御門	1棟	H01.12.25	(公財)三溪園保勝会	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	地藏王廟	1棟	H02.11.01	(公財)中華義荘	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	横浜市イギリス館	1棟	H02.11.01	横浜市	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	横浜市大倉山記念館	1棟	H03.11.01	横浜市	港北区
市指定	有形文化財	一般建造物	山田神社本殿	1棟	H03.11.01	山田神社	都筑区
市指定	有形文化財	一般建造物	称名寺塔頭光明院表門	1棟	H04.11.01	称名寺	金沢区
市指定	有形文化財	一般建造物	山手214番館	1棟	H06.11.01	横浜共立学園	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	春日神社本殿・幣殿・拝殿	1棟	H06.11.01	春日神社	港南区
市指定	有形文化財	一般建造物	飯田家住宅	2棟	H06.11.01	個人	港北区
市指定	有形文化財	一般建造物	雲松院本堂及び山門	2棟	H07.11.01	雲松院	港北区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧染井能舞台	1棟	H08.05.20	横浜市	西区
市指定	有形文化財	一般建造物	總持寺茶室倚松庵	3棟	H08.11.05	總持寺	鶴見区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧長沢家住宅主屋及び馬屋	2棟	H09.11.04	横浜市(都筑民家園)	都筑区
市指定	有形文化財	一般建造物	西方寺本堂、山門、鐘楼 附 内陣板戸、外陣板戸	3棟	H09.11.04	西方寺	港北区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧原家住宅	8棟	H10.11.09	(公財)三溪園保勝会	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	山手111番館(旧ラフィン邸)	1棟	H11.11.01	横浜市	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	横浜開港資料館旧館(旧横浜英国 総領事館)及び旧門番所	2棟	H12.11.06	横浜市	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧柳下家住宅	4棟	H14.11.01	横浜市(根岸なつかし公園)	磯子区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧小岩井家住宅主屋並びに表門	2棟	H14.11.01	横浜市(本郷ふじやま公園)	栄区
市指定	有形文化財	一般建造物	称名寺釈迦堂	1棟	H15.11.04	称名寺	金沢区
市指定	有形文化財	一般建造物	横浜地方気象台庁舎	1棟	H17.11.01	東京管区気象台	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧露亜銀行横浜支店	1棟	H18.11.01	(株)大和地所	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧伊藤博文金沢別邸	3棟	H18.11.01	横浜市	金沢区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	1棟	H19.11.01	三井不動産リアルティ(株) 丸紅(株)	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	旧日本綿花横浜支店事務所棟	1棟	H25.11.15	横浜市	中区
市指定	有形文化財	一般建造物	永勝寺如来堂	1棟	R04.09.05	永勝寺	戸塚区
市指定	有形文化財	一般建造物	岩田家住宅	1棟	R04.12.15	個人	中区
市登録	地域有形文化財	一般建造物	旧居留地91番地塀	1基	H13.11.01	(株)合人社計画研究所 (リシェ横浜山下公園管理組合)	中区

建造物(石造建造物)

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
県指定	重要文化財	建造物	東漸寺五輪塔	3基	S47.11.24	東漸寺	磯子区
市指定	有形文化財	石造建造物	岩船地藏像	1基	H04.11.01	宝心寺	泉区
市指定	有形文化財	石造建造物	俗体男女並坐像浮彫墓標	1基	H06.11.01	個人(東観寺)	緑区
市指定	有形文化財	石造建造物	石造龍吐水手鉢	1基	H06.11.01	本法寺	港北区
市指定	有形文化財	石造建造物	女神像地神塔	1基	H08.11.05	個人	緑区
市指定	有形文化財	石造建造物	石造庚申幢	1対	H09.11.04	宗英寺	青葉区
市指定	有形文化財	石造建造物	石造庚申塔	1基	H13.11.01	御霊神社	泉区
市登録	地域有形文化財	石造建造物	永島亀巢之碑	1基	H01.12.25	横浜市	金沢区
市登録	地域有形文化財	石造建造物	杉田八幡神社狛犬	1対	H01.12.25	八幡神社	磯子区

美術工芸品(絵画)

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国宝	重要文化財 (国宝)	絵画 絹本着色北条実時像 絹本着色北条頼時像 絹本着色金沢貞顕像 絹本着色金沢貞将像 附 絹本着色頼弁像	4幅 附: 1幅	S41.06.11	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	絵画 紙本着色提婆達多像	1幅	M33.04.07	總持寺	鶴見区
国指定	重要文化財	絵画 絹本着色前田利家夫人像	1幅	M38.04.04	總持寺	鶴見区
国指定	重要文化財	絵画 絹本着色十二神将像	12幅	M43.08.29	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	絵画 絹本着色紹瑾和尚像	1幅	S10.04.30	總持寺	鶴見区
国指定	重要文化財	絵画 ・板絵著色弥勒来迎図 ・板絵著色弥勒浄土図 附 板絵著色弥勒浄土図断片 (金堂来迎壁)	1面 1面 附)1面	S30.02.02	称名寺	金沢区
国指定	重要文化財	絵画 絹本着色十王図	10幅	S38.02.14	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
国指定	重要文化財	絵画 絹本墨画淡彩十六羅漢像	16幅	S48.06.06	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	絵画 絹本着色伝北条実泰像	1幅	H01.06.12	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	絵画 絹本着色審海像	1幅	H07.06.15	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	絵画 絹本着色忍性像	1幅	H11.06.07	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 板絵著色山桜図 安藤広重筆	8面	S33.01.14	泉谷寺	港北区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色千手観音二十八部衆像	1幅	S34.03.06	弘明寺(県立歴史博物館)	南区 (中区)
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色両界曼荼羅図	2幅	S36.04.18	宝生寺(県立歴史博物館)	南区 (中区)
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色焰魔天曼荼羅図	1幅	S42.02.03	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色種子愛染明王図	1幅	S42.02.03	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色僧形八幡神像	1幅	S42.02.03	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色伝靈芝和尚像	1幅	S42.02.03	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色三千佛像	1幅	S42.02.03	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色千体佛像	2幅	S42.02.03	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色伝南山和尚像	1幅	S42.02.03	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色石清水八幡宮図	1幅	H07.02.14	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	絵画 紙本墨画淡彩一遍上人像	1幅	H07.02.14	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	絵画 紙本着色花鳥図 賢江祥啓筆	1幅	H10.02.17	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	絵画 絹本着色高僧像	1幅	H11.02.12	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色八幡神像	1幅	S63.11.01	富岡八幡宮	金沢区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色融辯和尚像	1幅	S63.11.01	龍華寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色羅漢図	1幅	H01.12.25	宝生寺(県立歴史博物館)	南区 (中区)
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色釈迦十六善神図	1幅	H01.12.25	東光禅寺	金沢区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色法華宝塔曼荼羅	1幅	H02.11.01	本興寺	泉区
市指定	有形文化財	絵画 紙本着色仏涅槃図	1幅	H04.11.01	高松寺	戸塚区
市指定	有形文化財	絵画 紙本着色雲岫和尚像	1幅	H04.11.01	高松寺	戸塚区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色光明本尊図	1幅	H05.11.01	東福寺	港南区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色徐芸和尚像	1幅	H06.11.01	總持寺	鶴見区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色前田利家像	1幅	H06.11.01	總持寺	鶴見区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色種子両界曼荼羅図	2幅	H07.11.01	薬王寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	絵画 紺紙金泥両界曼荼羅図	2幅	H10.11.09	弘明寺(県立金沢文庫)	南区 (金沢区)
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色不動明王立像	1幅	H12.11.06	龍華寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	絵画 絹本着色五髻文殊菩薩像	1幅	H15.11.04	宝生寺(県立歴史博物館)	南区 (中区)

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
市指定	有形文化財	絵画	絹本着色法華曼荼羅図	1 幅	H15. 11. 04	宝生寺 (県立歴史博物館)	南区 (中区)
市指定	有形文化財	絵画	絹本着色十六羅漢図	12 幅	H18. 11. 01	總持寺	鶴見区
市指定	有形文化財	絵画	絹本着色仏涅槃図	1 幅	H23. 11. 01	宝生寺 (県立歴史博物館)	南区 (中区)
市指定	有形文化財	絵画	絹本着色釈迦十八天像	1 幅	H29. 11. 02	龍華寺 (県立金沢文庫)	金沢区

美術工芸品(彫刻)

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	重要文化財	彫刻	厨子入金属製愛染明王坐像	1 軀	M43. 08. 29	称名寺 (県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	T04. 08. 10	弘明寺	南区
国指定	重要文化財	彫刻	木造弥勒菩薩立像	1 軀	T14. 04. 24	称名寺	金沢区
国指定	重要文化財	彫刻	木造釈迦如来立像 (釈迦堂安置)	1 軀	T14. 04. 24	称名寺 (県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍像	3 軀	T14. 04. 24	證菩提寺	栄区
国指定	重要文化財	彫刻	・木造十一面観音立像 ・木造不動明王毘沙門天立像	・1 軀 ・2 軀	S02. 04. 25	称名寺 (県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	彫刻	木造釈迦如来立像運度作	1 軀	S08. 01. 23	真福寺	青葉区
国指定	重要文化財	彫刻	木造舞楽面 (陵王、抜頭)	2 面	H12. 12. 04	瀬戸神社	金沢区
国指定	重要文化財	彫刻	木造大威徳明王像	1 軀	H20. 7. 10	光明院 (県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造彩色僧形八幡坐像	1 軀	S29. 07. 27	称名寺 (県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造十大弟子立像	10 軀	S29. 07. 27	称名寺 (県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造十一面観音半跏像	1 軀	S33. 06. 17	慶珊寺	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	S34. 03. 06	宝生寺 (県立歴史博物館)	南区 (中区)
県指定	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S39. 12. 15	證菩提寺	栄区
県指定	重要文化財	彫刻	木造千手観音立像	1 軀	S41. 07. 19	真福寺	青葉区
県指定	重要文化財	彫刻	木造聖徳太子立像	1 軀	S41. 07. 19	永勝寺	戸塚区
県指定	重要文化財	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	S41. 07. 19	光傳寺	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S44. 12. 02	西方寺	港北区
県指定	重要文化財	彫刻	木造金剛力士立像	2 軀	S53. 11. 17	称名寺	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	S53. 11. 17	東漸寺	磯子区
県指定	重要文化財	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	S58. 02. 08	保木薬師信徒会 (県立歴史博物館)	青葉区 (中区)
県指定	重要文化財	彫刻	木造方崖元圭坐像	1 軀	S59. 11. 22	金龍院	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀三尊像 頭部内納 入品	3 軀	H04. 11. 20	宝樹院	金沢区
県指定	重要文化財	彫刻	木造菩薩半跏像 附 胎内納入 品 (布製五臓六腑等)	1 軀	H10. 02. 17	神奈川県 (県立歴史博物館)	中区
市指定	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S63. 11. 01	向導寺 (市歴史博物館)	泉区 (都筑区)
市指定	有形文化財	彫刻	木造神像	7 軀	S63. 11. 01	瀬戸神社	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造伽藍神倚像	1 軀	H01. 12. 25	東漸寺	磯子区
市指定	有形文化財	彫刻	木造達磨大師坐像	1 軀	H01. 12. 25	東漸寺	磯子区
市指定	有形文化財	彫刻	木造日蓮上人坐像	1 軀	H01. 12. 25	妙法寺	戸塚区
市指定	有形文化財	彫刻	塑造弘法大師坐像	1 軀	H02. 11. 01	称名寺	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造聖徳太子立像	1 軀	H02. 11. 01	大誓寺	栄区
市指定	有形文化財	彫刻	木造弥勒菩薩坐像	1 軀	H03. 11. 01	龍華寺 (県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	H03. 11. 01	龍華寺	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	銅造阿弥陀如来立像	1 軀	H05. 11. 01	千手院	港南区
市指定	有形文化財	彫刻	脱活乾漆造地藏王菩薩坐像	1 軀	H06. 11. 01	(公財) 中華義荘	中区

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地	
市指定	有形文化財	彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	H07.11.01	長源寺	旭区
市指定	有形文化財	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	H07.11.01	遍照寺	保土ヶ谷区
市指定	有形文化財	彫刻	木造金剛力士立像	2 軀	H10.11.09	弘明寺	南区
市指定	有形文化財	彫刻	脱活乾漆造菩薩坐像	1 軀	H10.11.09	龍華寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	H11.11.01	龍華寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造守門神坐像	2 軀	H13.11.01	瀬戸神社	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	H14.11.01	東光禅寺	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	H16.11.05	太寧寺	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造日光・月光菩薩立像	2 軀	H16.11.05	太寧寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	H18.11.01	薬王寺	磯子区
市指定	有形文化財	彫刻	木造菩薩立像	1 軀	H19.11.01	清林寺	都筑区
市指定	有形文化財	彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	H20.11.20	真照寺	磯子区
市指定	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3 軀	H21.11.02	正安寺	栄区
市指定	有形文化財	彫刻	木造菩薩立像	1 軀	H22.11.01	光明寺	南区
市指定	有形文化財	彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	H22.11.01	龍華寺	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	3 軀	H22.11.01	宝蔵院	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造観音菩薩立像	1 軀	H26.11.05	光明寺	港南区
市指定	有形文化財	彫刻	木造日蓮聖人坐像 附 紙本墨 書法華経および法華経書写目録	1 軀	H27.11.13	上行寺	金沢区
市指定	有形文化財	彫刻	木造方外宏遠坐像	1 軀	H27.11.13	海蔵院	戸塚区
市指定	有形文化財	彫刻	銅造如来坐像(伝阿弥陀如来像)	1 軀	H28.11.04	松蔭寺(東京国立博物館)	鶴見区 (台東区)
市指定	有形文化財	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	H29.11.02	西方寺	港北区
市指定	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	H30.11.05	光明寺	南区
市指定	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来および両脇侍像	3 軀	R01.11.05	真照寺	磯子区
市指定	有形文化財	彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	R03.11.05	證菩提寺	栄区
市指定	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	R04.12.15	薬王寺	金沢区

美術工芸品(工芸品)

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地	
国指定	重要文化財	工芸品	刺繍獅子吼文大法被	1 枚	M33.04.07	總持寺	鶴見区
国指定	重要文化財	工芸品	銅鐘	1 口	T10.04.30	称名寺	金沢区
国指定	重要文化財	工芸品	太刀 銘 秀近	1 口	S25.08.29	個人	青葉区
国指定	重要文化財	工芸品	梵鐘	1 口	S28.11.14	東漸寺	磯子区
国指定	重要文化財	工芸品	太刀 銘 守次 革包太刀拵	1 口	S30.02.02	個人	金沢区 (愛媛県)
国指定	重要文化財	工芸品	二十八間四方白星兜鉢	1 頭	S31.06.28	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
国指定	重要文化財	工芸品	二十四間四方白星兜鉢	1 頭	S32.02.19	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
国指定	重要文化財	工芸品	太刀 銘 来国光	1 口	S33.02.08	個人	鶴見区
国指定	重要文化財	工芸品	金銅装宝篋印塔	1 基	S35.06.09	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	工芸品	色々威腹巻壺袖付	1 領	S37.02.02	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
国指定	重要文化財	工芸品	木製多宝塔	1 基	S38.07.01	(公財)三溪園保勝会	中区
国指定	重要文化財	工芸品	葛箱	1 合	S41.06.11	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	工芸品	玉華鬘	3 面	S41.06.11	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	重要文化財	工芸品	玉簾	1張	S41.06.11	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	工芸品	鉞子	1双	S41.06.11	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	工芸品	黒漆須弥壇 黒漆大壇 黒漆礼盤 黒漆机 黒漆磬架 附 黒漆鉦架	1基 1基 1基 2基 1基	H01.06.12	称名寺	金沢区
国指定	重要文化財	工芸品	張良図沈金鞍	1背	H08.06.27	(公財)馬事文化財団	中区
県指定	重要文化財	工芸品	刀 銘 康継	1口	S28.12.22	個人	中区
県指定	重要文化財	工芸品	刀 銘 肥前国佐賀住橋本新左衛門尉忠吉	1口	S29.12.03	個人	鶴見区
県指定	重要文化財	工芸品	刀 銘 加卜	1口	S30.05.10	個人	鶴見区
県指定	重要文化財	工芸品	刀 銘 長曾禰興正	1口	S30.05.10	個人	鶴見区
県指定	重要文化財	工芸品	太刀 銘 信国	1口	S31.08.17	個人	鶴見区
県指定	重要文化財	工芸品	刀 無銘 伝則重	1口	S32.02.19	個人	神奈川区
県指定	重要文化財	工芸品	刀 無銘 伝元重	1口	S34.03.06	個人	保土ヶ谷区
県指定	重要文化財	工芸品	わきざし 銘 相模国住人広光 康安二年八月日	1口	S34.12.04	個人	鶴見区
県指定	重要文化財	工芸品	太刀 銘 備前国長船住左近将 監長光造 正応二年己丑六月日	1口	S35.05.17	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	工芸品	わきざし 銘 肥前国忠吉	1口	S36.07.04	個人	金沢区
県指定	重要文化財	工芸品	刀 無銘 伝兼光	1口	S41.07.19	個人	港南区
県指定	重要文化財	工芸品	銅鐘	1口	S44.12.02	妙光寺	瀬谷区
県指定	重要文化財	工芸品	銅鐘	1口	S44.12.02	龍華寺	金沢区
県指定	重要文化財	工芸品	金銅装笈	1基	H11.02.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	工芸品	椿彫木朱漆笈	1基	H11.02.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
市指定	有形文化財	工芸品	木造黒漆花瓶	2口	S63.11.01	弘明寺	南区
市指定	有形文化財	工芸品	銅造不動明王坐像懸仏	1面	H01.12.25	杉山神社	都筑区
市指定	有形文化財	工芸品	木造密教法具類	一括	H02.11.01	宝生寺	南区
市指定	有形文化財	工芸品	地藏王厨子 前机	各1基	H06.11.01	(公財)中華義荘	中区
市指定	有形文化財	工芸品	梵鐘	1口	H06.11.01	富岡八幡宮	金沢区
市指定	有形文化財	工芸品	金銅不動明王種子懸仏	一面	H07.11.01	總持寺	鶴見区
市指定	有形文化財	工芸品	大梵鐘	1口	H07.11.01	總持寺	鶴見区
市指定	有形文化財	工芸品	弘明寺梵鐘	1口	H09.11.04	弘明寺	南区
市指定	有形文化財	工芸品	酸漿蒔絵鞍	1具	H13.11.01	東光禅寺	金沢区
市指定	有形文化財	工芸品	刺繍諸尊集会像	1面	H16.11.05	龍華寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	工芸品	木造龍頭・鶴首	9個	H17.11.01	龍華寺(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	工芸品	須弥壇 附後屏	1基	H19.11.01	(公財)三溪園保勝会	中区

美術工芸品(書跡・典籍)

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国宝	重要文化財 (国宝)	書跡・典籍 文選集注	19巻	S30.02.02	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国宝	重要文化財 (国宝)	書跡・典籍 ・称名寺聖教 ・金沢文庫文書	・16,692点 ・4,149通	H28.08.17	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 紙本墨書円覚経	2巻	T03.04.17	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 紙本墨書明儒願文集 (/=紙=湛容トアリ)	1冊	T11.04.13	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 紙本墨書観音堂縁起紹瑾筆	1巻	S10.04.30	總持寺	鶴見区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 紙本墨書観音堂縁起紹瑾筆	1帖	S10.04.30	個人	神奈川県 (東京都)
国指定	重要文化財	書跡・典籍 紙本墨書続古今集(巻下ノ)	1帖	S11.05.06	神奈川県(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 注大般涅槃経卷第十九	1巻	S24.02.18	西方寺	港北区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 弘決外典鈔 卷第一、二、三	3帖	S34.06.27	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 古今和歌集第一、二残闕(片仮名本)	1巻	S36.02.17	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 卜筮書卷第廿三断簡	1巻	S36.02.17	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 連歌懐紙	5帖	S36.02.17	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 三浦梅園遺稿	30種	S44.06.22	個人(三浦梅園資料館)	都筑区 (大分県)
国指定	重要文化財	書跡・典籍 宋版一切経	3,486帖	H09.06.30	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 法曹類林断簡	1巻	H14.06.26	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 宋版南史	3帖 6紙	H18.06.09	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	書跡・典籍 新古今和歌集竟宴和歌	1巻	H27.09.04	公立大学法人横浜市立大学	金沢区
県指定	重要文化財	書跡・典籍 清拙正澄墨蹟	1幅	H11.02.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	書跡・典籍 石室善玖墨蹟	1幅	H11.02.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 天童小参抄(下巻)	1冊	H01.12.25	雲松院	港北区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 和漢朗詠集	2巻	H03.11.01	總持学園	鶴見区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 栄花物語断簡	1巻	H04.11.01	神奈川県(県立歴史博物館)	金沢区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 大般若波羅蜜多経	5巻	H05.11.01	總持学園	鶴見区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 大般若波羅蜜多経卷第 二百八十五 (東大寺八幡宮経)	1巻	H07.11.01	總持学園	鶴見区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 天童如浄和尚録	4冊	H07.11.01	總持寺	鶴見区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 紺紙金字法華経	8巻	H08.11.05	法性寺(市歴史博物館)	保土ヶ谷区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 龍華寺聖教	4,686点	H19.11.01	龍華寺	金沢区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 曼荼羅本尊 日祐筆	1幅	H26.11.05	上行寺	金沢区
市指定	有形文化財	書跡・典籍 宝生寺聖教	1,910点	H28.11.04	宝生寺(県立金沢文庫)	南区 (金沢区)
市指定	有形文化財	書跡・典籍 紙本墨書 大般若経 附 旧経 箱残欠	330帖 附1点	R01.11.05	法華寺(県立金沢文庫)	港北区

美術工芸品(古文書)

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	重要文化財	古文書 称名寺絵図並びに結界記	2幅	M42.04.05	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	古文書 武蔵国鶴見寺郷絵図	1幅	H28.08.17	神奈川県(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	古文書 源頼朝袖判下文	1幅	H11.02.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	古文書 源頼朝袖判下文	1幅	H11.02.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
市指定	有形文化財	古文書 宝生寺文書(成巻文書25通)	4巻	S63.11.01	宝生寺(県立歴史博物館)	南区 (中区)

分類		種別	名称	数量	指定等年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
市指定	有形文化財	古文書	宝生寺印信集	1巻	H01.12.25	宝生寺	南区
市指定	有形文化財	古文書	證菩提寺文書(成巻文書11通)	2巻	H08.11.05	證菩提寺	栄区
市指定	有形文化財	古文書	服部家文書(成巻文書4通)	1巻	H10.11.09	個人	南区
市指定	有形文化財	古文書	山口家文書	1巻	H12.11.06	神奈川県(県立金沢文庫)	金沢区
市指定	有形文化財	古文書	上原家文書	12通	H12.11.06	個人(市歴史博物館)	青葉区 (都筑区)
市指定	有形文化財	古文書	鎌倉時代仮名消息	1巻	H17.11.01	横浜市(市歴史博物館)	都筑区

美術工芸品 (考古資料)

分類		種別	名称	数量	指定等年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	重要文化財	考古資料	青磁壺	1合	S43.04.25	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
県指定	重要文化財	考古資料	人面付土器	1箇	S59.03.30	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
県指定	重要文化財	考古資料	綾瀬市宮久保遺跡出土土木簡	1点	H13.02.13	神奈川県(神奈川県埋蔵文化財センター)	南区
県指定	重要文化財	考古資料	海老名市上浜田遺跡出土土状耳飾	6点	H13.02.13	神奈川県(神奈川県埋蔵文化財センター)	南区
県指定	重要文化財	考古資料	秦野市砂田台遺跡出土の石器・鉄器及び弥生土器	42点	H13.02.13	神奈川県(神奈川県埋蔵文化財センター)	南区
県指定	重要文化財	考古資料	山北町尾崎遺跡出土の石斧製作に關連する石器	1,081点	H13.02.13	神奈川県(神奈川県埋蔵文化財センター)	南区
県指定	重要文化財	考古資料	綾瀬市寺尾遺跡出土品	368点	H13.02.13	神奈川県(神奈川県埋蔵文化財センター)	南区
県指定	重要文化財	考古資料	三浦市間口洞窟遺跡出土品	450点	H13.02.13	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
県指定	重要文化財	考古資料	綾瀬市吉岡遺跡群B区と藤沢市用田鳥居前遺跡出土の旧石器時代の遺跡間接合石器	455点	H16.02.10	神奈川県(神奈川県埋蔵文化財センター)	南区
県指定	重要文化財	考古資料	鎌倉市下馬周辺遺跡出土の鎧	一括	H28.03.29	神奈川県(神奈川県埋蔵文化財センター)	南区
市指定	有形文化財	考古資料	朝光寺原古墳群出土遺物一括	229点	S63.11.29	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形文化財	考古資料	上矢部町富士山古墳出土品一括	30点	H03.11.01	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形文化財	考古資料	板碑(寛元銘)	1基	H04.11.01	千秋文化財	青葉区
市指定	有形文化財	考古資料	板碑	1基	H06.11.01	笠のぎ稲荷神社	神奈川区
市指定	有形文化財	考古資料	花見山遺跡縄文時代草創期出土品一括	一括	H07.11.01	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形文化財	考古資料	西八朔遺跡1号墳出土遺物一括	一括	H12.11.06	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形文化財	考古資料	北門1号墳出土遺物一括	一括	H18.11.01	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市登録	地域有形文化財	考古資料	板碑(嘉暦銘)	1基	H04.11.01	正応寺	港南区

美術工芸品 (歴史資料)

分類		種別	名称	数量	指定等年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	重要文化財	歴史資料	日本図(遠江、越後以東欠)	1枚	S62.06.06	称名寺(県立金沢文庫)	金沢区
国指定	重要文化財	歴史資料	銀板写真(石塚官蔵と従者像) エリファレット・フ・ラウン・シ・ェア撮影 一八五四年	1枚	H18.06.09	個人 (市立函館博物館)	旭区 (函館市)
国指定	重要文化財	歴史資料	銀板写真(遠藤又左衛門と従者像) エリファレット・フ・ラウン・シ・ェア撮影 一八五四年	1枚	H18.06.09	横浜市(横浜美術館)	西区

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	重要文化財	歴史資料	氷川丸 昭和五年、横浜船渠株式会社製 附一、航海日誌・諸記録類 附一、図類	1艘 附一、8点 附一、455点	H28.08.17	日本郵船(株)	中区
国指定	重要文化財	歴史資料	日本丸 昭和五年、株式会社川崎造船製 附一、文書・記録類 附一、図面類	1艘 附一、181点 附一、351点	H29.09.15	横浜市	西区
市指定	有形文化財	歴史資料	誠拙和尚関係資料	一括	H03.11.01	玉泉寺	栄区
市指定	有形文化財	歴史資料	東輝庵諸師資料	一括	H03.11.01	宝林寺	南区
市指定	有形文化財	歴史資料	宝篋印塔(壬辰銘)	1基	H08.11.05	上行寺	金沢区
市指定	有形文化財	歴史資料	大倉精神文化研究所建設関係資料	一括	H16.11.05	(公財)大倉精神文化研究所	港北区
市指定	有形文化財	歴史資料	東漸寺詩板	2面	H24.11.22	東漸寺	磯子区
市指定	有形文化財	歴史資料	板曼荼羅 日祐筆	1面	H26.11.05	上行寺	金沢区
市登録	地域有形文化財	歴史資料	石けん製造資料一括 (堤家伝来)	63点	S63.11.01	個人 (横浜開港資料館)	中区
市登録	地域有形文化財	歴史資料	美濃口春鴻関係資料一括	23件	H11.11.01	個人	泉区
市登録	地域有形文化財	歴史資料	平野玉城と永野地区学校教育の 成り立ちを示す資料群	3点	H24.11.22	横浜市	港南区
市登録	地域有形文化財	歴史資料	木村坦乎先生の碑	1基	H27.11.13	横浜市(浅間車庫前公園愛護会)	西区

無形文化財

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	重要無形文化財	能楽	能シテ方 大坪 近司 (芸名:大坪 喜美雄)	1人	R04.10.31	個人	港南区

有形の民俗文化財

分類		種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
県指定	有形民俗文化財	有形民俗	舞楽面(陵王、抜頭)	2面	H07.02.14	瀬戸神社	金沢区
県指定	有形民俗文化財	有形民俗	「神奈川の職人の道具」コレクション	1,982点	H11.02.12	神奈川県(県立歴史博物館)	中区
市指定	有形民俗文化財	有形民俗	灯火具コレクション	980件	H07.11.01	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形民俗文化財	有形民俗	御神酒棹	2基	H07.11.01	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形民俗文化財	有形民俗	荏田宿まねき看板	42枚	H07.11.01	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形民俗文化財	有形民俗	荏田真福寺奉納絵馬および奉納額等一括	208点	H15.11.04	真福寺 (一部市歴史博物館)	青葉区
市指定	有形民俗文化財	有形民俗	街頭紙芝居 附 舞台・拍子木	253巻 (2,700点) [追加指定] 2,442巻 (21,870点)	H27.11.13 [追加指定] H30.11.05	横浜市(市歴史博物館)	都筑区
市指定	有形民俗文化財	有形民俗	オシャモジサマ(奉納杓子)	1,367点	R3.11.15	個人/本法寺 (市歴史博物館)	青葉区 港北区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	道標(武相国境の道)	1基	S63.11.01	個人	港南区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	金沢横町道標四基	4基	H01.12.25	不明(帷子町二丁目自治会)	保土ヶ谷区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	北向地蔵	1基	H01.12.25	不明(岩井町原第一町内会)	保土ヶ谷区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	藤原増地歌碑	1基	H05.11.01	神奈川県(三ツ池公園)	鶴見区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	蚕御霊神塔	1基	H05.11.01	神明社	泉区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	南谷戸のおおわらじ	1基	H05.11.01	南谷戸和楽路会	戸塚区

分類	種別	名称	数量	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地	
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	浦島太郎伝説関係資料	1軀 6基	H07.11.01	慶運寺 蓮法寺	神奈川区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	車地藏	1基	H08.11.05	本覚寺	鶴見区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	横浜道の道祖供養塔	1基	H11.11.01	横浜市(鍛冶ヶ谷町内会)	栄区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	寺尾稲荷道道標	1基	H18.11.01	鶴見神社	鶴見区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	旧馬洗橋庚申塔道標	1基	H18.11.01	不明(丸山台自治会)	港南区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	五輪塔形式の庚申塔	1基	H18.11.01	個人	青葉区
市登録	地域有形民俗文化財	有形民俗	横浜道の堅牢地神塔	1基	H21.11.02	不明(丸山台自治会)	港南区

無形の民俗文化財

分類	種別	名称	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地	
県指定	無形民俗文化財	無形民俗	お馬流し	S53.06.23	本牧お馬流し保存会 場所:本牧神社	中区
県指定	無形民俗文化財	無形民俗	善部妙蓮寺の曲題目	H03.02.08	善部妙蓮寺曲題目保存会 場所:妙蓮寺	旭区
県指定	無形民俗文化財	無形民俗	牛込の獅子舞	H13.02.13	牛込獅子保存会 場所:鷲神社・神明社	青葉区
県指定	無形民俗文化財	無形民俗	鉄の獅子舞	H13.02.13	鉄古典獅子舞保存会 場所:鉄神社	青葉区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	祇園舟	H02.11.01	祇園舟保存会	金沢区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	お札まき	H03.11.01	お札まき連中 (八坂神社)	戸塚区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	蛇も蚊も	H04.11.01	生妻蛇も蚊も保存会 本宮蛇も蚊も保存会	鶴見区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	湯立神楽	H05.11.01	湯立神楽保存会	金沢区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	師岡熊野神社の筒粥	H06.11.01	筒粥行事保存会	港北区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	南山田の虫送り	H17.11.01	虫送り行事保存会	都筑区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	根岸の禰神輿	H24.11.22	根岸禰神輿保存会	中区 磯子区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	鶴見川流域の廻り地藏	H26.11.05	①白山町廻り地藏講 ②池辺町藪根廻り地藏講 ③新羽町三谷戸廻り地藏講 ④池辺町八所谷戸自治会	緑区 都筑区 港北区
市指定	無形民俗文化財	無形民俗	下飯田の廻り地藏	H25.11.15	下飯田廻り地藏講	泉区
市登録	地域無形民俗文化財	無形民俗	西の市	H03.11.01	金刀比羅神社 大鷲神社	南区
市登録	地域無形民俗文化財	無形民俗	鶴見の田祭り	H29.11.02	鶴見田祭り保存会 (鶴見神社内)	鶴見区
市登録	地域無形民俗文化財	無形民俗	ホンチ(くも合戦)	R01.11.05	横浜ホンチ保存会	横浜市域

遺跡(史跡)

分類	種別	名称	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地	
国指定	史跡名勝天然記念物	史跡	称名寺境内	T11.10.12	称名寺・横浜市 他	金沢区
国指定	史跡名勝天然記念物	史跡	三殿台遺跡	S41.04.02	横浜市	磯子区
国指定	史跡名勝天然記念物	史跡	朝夷奈切通	S44.06.05	横浜市 他	金沢区
国指定	史跡名勝天然記念物	史跡	大塚・歳勝土遺跡	S61.01.31	横浜市	都筑区
国指定	史跡名勝天然記念物	史跡	旧横浜正金銀行本店	H07.06.27	神奈川県 (神奈川県立博物館)	中区
県指定	史跡名勝天然記念物	史跡	市ヶ尾横穴古墳群	S32.02.19	横浜市	青葉区
県指定	史跡名勝天然記念物	史跡	品濃一里塚	S41.07.19	横浜市	戸塚区
県指定	史跡名勝天然記念物	史跡	稲荷前古墳群	S45.03.24	横浜市	青葉区

分類		種別	名称	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
市指定	史跡名勝天然記念物	史跡	綱島古墳	H01.12.25	横浜市	港北区
市指定	史跡名勝天然記念物	史跡	野島貝塚	H02.11.01	横浜市	金沢区
市指定	史跡名勝天然記念物	史跡	荇子田横穴	H05.11.01	横浜市	青葉区
市指定	史跡名勝天然記念物	史跡	師岡貝塚	H06.11.01	熊野神社	港北区
市指定	史跡名勝天然記念物	史跡	鶴見神社境内貝塚	H20.11.20	鶴見神社	鶴見区
市指定	史跡名勝天然記念物	史跡	茅ヶ崎城址	H21.11.02	横浜市	都筑区
市指定	史跡名勝天然記念物	史跡	元町貝塚	H25.11.15	横浜市	中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	三ツ沢貝塚	S63.11.01	神奈川県	神奈川区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	印融法印墓	S63.11.01	観護寺	緑区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	いの池(いのちの池の一つ)	S63.11.01	熊野神社(いの池保存会)	港北区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	境木地藏境内	S63.11.01	見光寺	保土ヶ谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	泉小次郎伝承地	S63.11.01	個人	泉区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	能見堂跡	S63.11.01	横浜市	金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	七石山横穴古墳群	S63.11.01	横浜市	栄区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	玉桶(日米和親条約締結の地に残るタブノキ)	S63.11.01	横浜市(横浜開港資料館)	中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	生麦事件碑	S63.11.01	横浜市(生麦事件碑顕彰会)	鶴見区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	伝御所五郎丸墓	S63.11.01	横浜市(御所山町会)	西区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	井土ヶ谷事件の跡	S63.11.01	横浜市(井土ヶ谷下町第一町内会)	南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	二ツ橋由来の地	S63.11.01	横浜市(相沢第一町内会)	瀬谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	東海道戸塚宿見付跡	S63.11.01	横浜市(戸塚区老人クラブ連合会)	戸塚区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	畠山重忠古戦場跡	S63.11.01	横浜市(旭区観光協会)	旭区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	長津田宿常夜燈二基	H01.12.25	大石神社外(長津田常夜燈保存会)	緑区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	市場一里塚	H01.12.25	熊野神社(市場一里塚保存会)	鶴見区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	荇田宿常夜燈	H01.12.25	個人	青葉区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	柏尾の大山道道標	H01.12.25	個人	戸塚区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	豊島明重父子供養塔	H02.11.01	慶瑞寺	金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	田谷山瑜伽洞(田谷の洞窟)	H02.11.01	定泉寺	栄区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	永谷天満宮境内	H02.11.01	天神社	港南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	吉田新田鎮守(日枝神社)境内	H02.11.01	日枝神社	南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	望欣台の碑	H02.11.01	横浜市(高島山公園)	神奈川区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旗本久志本家歴代の墓所	H03.11.01	常倫寺	鶴見区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	琵琶島	H03.11.01	瀬戸神社	金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	鶴亀橋跡	H03.11.01	横浜市(松本上町自治会)	神奈川区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	御所台の井戸	H03.11.01	横浜市(岩井町自治会)	保土ヶ谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	弁玉歌碑	H04.11.01	横浜市(高島山公園)	神奈川区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旗本岡野家歴代の墓所	H04.11.01	大林寺	緑区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	和田村道橋改修碑	H04.11.01	横浜市(釜台町自治会)	保土ヶ谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	白根村道橋改修碑	H04.11.01	個人	旭区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	岡本橋記念碑	H05.11.01	笹下連合町内会	港南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	吉良家の供養塔	H05.11.01	勝国寺	南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	白根不動の境内	H05.11.01	白根神社	旭区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	筆子塚	H05.11.01	染王寺	金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	神奈川の大井戸	H05.11.01	宗興寺	神奈川区

分類	種別	名称	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	吉田橋関門跡	H05. 11. 01	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	井伊掃部頭ゆかりの地	H05. 11. 01	横浜市 西区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旗本笠原家の墓所	H06. 11. 01	雲松院 港北区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	神奈川運上所跡	H06. 11. 01	神奈川県 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	神奈川奉行所跡(戸部役所)	H06. 11. 01	神奈川県(神奈川県立 青少年センター内) 西区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旗本宅間家歴代の墓所	H06. 11. 01	三佛寺 旭区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旗本石丸家歴代の墓所	H06. 11. 01	松岳院 青葉区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	根本武夷の墓	H06. 11. 01	定光寺 南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	伝源範頼の墓	H06. 11. 01	太寧寺 金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	石巻康敬の墓	H06. 11. 01	中田寺 泉区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	九覧亭	H07. 11. 01	金龍院 金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	飛石	H07. 11. 01	金龍院 金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	英一番館跡	H07. 11. 01	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	山田富士	H08. 11. 05	横浜市 都筑区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	日本最初のガス会社跡	H08. 11. 05	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	ヘボン邸跡	H08. 11. 05	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	日本最初の洋式公園(山手公園)	H08. 11. 05	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	近代水道発祥の地(日本最初の貯水場跡)	H09. 11. 04	市水道事業管理者 西区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	寺尾城址	H09. 11. 04	横浜市 鶴見区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	ビール製造発祥の地(ビール醸造所跡)	H09. 11. 04	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	二カ領用水路地跡	H10. 11. 09	横浜市 鶴見区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	内務省地理寮水準点(高低几号標)	H10. 11. 09	中村八幡宮 南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旧帷子橋跡	H10. 11. 09	横浜市(天王町駅前公園) 保土ヶ谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	横浜開港・開国に伴い寺院に設置された領事館跡 ・アメリカ領事館跡 ・イギリス領事館跡 ・フランス領事館跡 ・オランダ領事館跡	H11. 11. 01	本覚寺 浄瀧寺 慶運寺 横浜市 神奈川区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	軽井沢古墳跡	H12. 11. 06	㈱KANTOモータースクール 西区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旗本安藤家の墓所(お墓山)	H12. 11. 06	観音寺 瀬谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	横浜町会所跡	H12. 11. 06	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	横浜天主堂跡	H13. 11. 01	横浜市(横浜天主堂跡 記念碑保存会) 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	義民建功の碑	H14. 11. 01	徳善寺 瀬谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	権太坂	H15. 11. 04	横浜市 保土ヶ谷区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	鎌倉街道の餅井坂	H16. 11. 05	横浜市(別所三丁目東 町内会) 南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	鶴見橋関門旧跡	H17. 11. 01	個人・横浜市 鶴見区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	印融法印の墓	H21. 11. 02	三会寺 港北区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	日米和親条約締結の地	H21. 11. 02	横浜市 中区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	伝昌山重保墓	H25. 11. 15	禅林寺 金沢区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	旗本能見松平家の墓	H26. 11. 05	宝心寺 泉区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	松ヶ崎横穴墓群	H27. 11. 13	神奈川県(県立明朋高 等学校) 港南区
市登録	地域史跡名勝天然記念物	史跡	嶺松寺址と千葉氏ゆかりの地	H29. 11. 02	上行寺 金沢区

名勝地（名勝）

分類	種別	名称	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	史跡名勝天然記念物	名勝	山手公園	H16.02.27	横浜市 中区
国指定	史跡名勝天然記念物	名勝	三溪園	H19.02.06	(公財)三溪園保勝会 中区
国登録	登録記念物	名勝地	山下公園	H19.02.06	国 中区
国登録	登録記念物	名勝地	日本大通り	H19.02.06	横浜市・国 中区
国登録	登録記念物	名勝地	横浜公園	H19.02.06	国 中区
市指定	史跡名勝天然記念物	名勝	旧川合玉堂別邸(二松庵)庭園	H28.11.04	横浜市 金沢区

動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

分類	種別	名称	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	ミヤコタナゴ	S49.06.25	横浜市 西区
県指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	日野のシイ	S36.03.14	個人 港南区
県指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	旧城寺の寺林	S55.02.15	旧城寺 緑区
県指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	宝生寺・弘誓院の寺林	S55.02.15	宝生寺・弘誓院 南区
県指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	根岸八幡神社の社叢林	S55.02.15	根岸八幡神社 磯子区
県指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	師岡熊野神社の社叢林	H03.02.08	熊野神社 港北区
県指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	森浅間神社とその周辺の樹叢	H06.02.15	森浅間神社・横浜市 磯子区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	富岡八幡宮の社叢林	S63.11.01	富岡八幡宮 金沢区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	こども自然公園のゲンジボタル及びその生息地	H04.06.08	横浜市 旭区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	春日神社の社叢林	H04.11.01	春日神社 港南区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	日枝社のケヤキ	H04.11.01	日枝社 瀬谷区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	日野中央公園の樹叢	H05.11.01	横浜市 港南区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	長王寺の大イチョウ	H05.11.01	長王寺 都筑区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	亜深海性貝類の産状を示す野島層の露頭	H06.11.01	横浜市 金沢区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	瀬戸神社の大カヤ	H06.11.01	瀬戸神社 金沢区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	瀬戸神社社叢林	H07.11.01	瀬戸神社 金沢区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	住吉神社の社叢林	H09.11.04	住吉神社 青葉区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	金沢八景御伊勢山・権現山の樹叢	H09.11.04	横浜市 金沢区
市指定	史跡名勝天然記念物	天然記念物	正安寺のイヌマキ	R04.12.15	正安寺 栄区

④ 選定保存技術一覧

(2023(令和5)年3月末現在)

分類	種別	名称	指定等 年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)	所在地
国選定	選定保存技術	-	甲冑修理 西岡文夫	R04.10.31	個人 鶴見区

⑤ 認定歴史的建造物一覧

(2023(令和5)年3月末現在)

種別	名称	認定時期	所在地
近代建築	損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル	1988(昭和63)年度	中区
近代建築	横浜指路教会	1988(昭和63)年度	中区
近代建築	カトリック山手教会聖堂	1988(昭和63)年度	中区
土木産業遺構	旧横浜船渠第2号ドック	1989(平成元)年度	西区
近代建築	横浜海岸教会	1989(平成元)年度	中区
近代建築	横浜山手聖公会	1989(平成元)年度	中区
西洋館	岩田健夫邸	1989(平成元)年度	中区
近代建築	横浜第2合同庁舎(旧生糸検査所)	1990(平成2)年度	中区
古民家	旧澤野家長屋門	1990(平成2)年度	鶴見区
西洋館	石橋邸	1991(平成3)年度	中区
古民家	旧藤本家住宅主屋及び東屋	1991(平成3)年度	鶴見区
近代建築	関東学院中学校	1991(平成3)年度	南区
近代建築	ホテルニューグランド本館	1992(平成4)年度	中区
近代建築	綜通横浜ビル(旧本町旭ビル)	1993(平成5)年度	中区
近代建築	旧東伏見邦英伯爵別邸	1993(平成5)年度	磯子区
西洋館	松原邸	1994(平成6)年度	中区
西洋館	宇田川邸	1994(平成6)年度	中区
西洋館	B E A T T Y 邸(ビーティ邸)	1994(平成6)年度	中区
西洋館	エリスマン邸	1994(平成6)年度	中区
西洋館	ブラフ18番館	1994(平成6)年度	中区
西洋館	中澤高枝邸	1994(平成6)年度	港北区
西洋館	カトリック横浜司教館別館	1994(平成6)年度	中区
西洋館	カトリック横浜司教館(旧相馬永胤邸)	1995(平成7)年度	中区
古民家	旧安西家住宅主屋	1995(平成7)年度	瀬谷区
古民家	旧大岡家長屋門	1995(平成7)年度	瀬谷区
古民家	旧金子家住宅主屋	1995(平成7)年度	戸塚区
古民家	旧円通寺客殿(旧木村家住宅主屋)	1996(平成8)年度	金沢区
古民家	新川家住宅主屋	1996(平成8)年度	旭区
土木産業遺構	旧臨港線護岸	1996(平成8)年度	中区
土木産業遺構	港一号橋梁	1996(平成8)年度	西区・中区
土木産業遺構	港二号橋梁	1996(平成8)年度	中区
土木産業遺構	港三号橋梁(旧大岡川橋梁)	1996(平成8)年度	中区
近代建築	長浜ホール (横浜検疫所長浜措置場旧細菌検査室、横浜検疫所長浜措置場旧事務棟)	1997(平成9)年度	金沢区

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

種別	名称	認定時期	所在地
古民家	旧清水製糸場本館(天王森泉館)	1997(平成9)年度	泉区
近代建築	横浜情報文化センター(旧横浜商工奨励館)	1998(平成10)年度	中区
西洋館	岡田邸	1998(平成10)年度	中区
近代建築	横浜地方・簡易裁判所(旧横浜地方裁判所)	1998(平成10)年度	中区
西洋館	山手資料館	1999(平成11)年度	中区
西洋館	山手234番館	1999(平成11)年度	中区
古民家	せせらぎ公園古民家(旧内野家住宅主屋)	2000(平成12)年度	都筑区
土木産業遺構	東隧道	2000(平成12)年度	保土ヶ谷区
土木産業遺構	大原隧道	2000(平成12)年度	南区
土木産業遺構	浦舟水道橋	2000(平成12)年度	南区
近代建築	馬車道大津ビル(旧東京海上火災保険ビル)	2000(平成12)年度	中区
近代建築	旧横浜市外電話局	2000(平成12)年度	中区
近代建築	横浜税関	2000(平成12)年度	中区
近代建築	旧英国七番館(戸田平和記念館)	2000(平成12)年度	中区
西洋館	ペーリック・ホール	2001(平成13)年度	中区
西洋館	山手76番館	2001(平成13)年度	中区
古民家	中丸家長屋門	2001(平成13)年度	泉区
土木産業遺構	響橋	2001(平成13)年度	鶴見区
土木産業遺構	昇龍橋	2001(平成13)年度	栄区
土木産業遺構	山手隧道	2001(平成13)年度	中区
近代建築	赤レンガ倉庫	2001(平成13)年度	中区
近代建築	日産自動車株式会社横浜工場1号館(旧本社ビル)	2002(平成14)年度	神奈川区
古民家	旧奥津家長屋門並びに土蔵	2002(平成14)年度	緑区
土木産業遺構	新港橋梁	2002(平成14)年度	中区
近代建築	旧東京三菱銀行横浜中央支店	2003(平成15)年度	中区
近代建築	旧富士銀行横浜支店(元安田銀行横浜支店)	2003(平成15)年度	中区
近代建築	旧横浜銀行本店別館(元第一銀行横浜支店)	2003(平成15)年度	中区
近代建築	伊東医院	2003(平成15)年度	戸塚区
西洋館	旧ウイトリッヒ邸	2003(平成15)年度	戸塚区
土木産業遺構	旧居留地消防隊地下貯水槽	2003(平成15)年度	中区
土木産業遺構	打越橋	2003(平成15)年度	中区
近代建築	旧横浜松坂屋西館	2004(平成16)年度	中区
土木産業遺構	桜道橋	2004(平成16)年度	中区
土木産業遺構	霞橋	2004(平成16)年度	西区・南区
近代建築	インド水塔	2005(平成17)年度	中区

種別	名称	認定時期	所在地
土木産業遺構	谷戸橋	2005(平成17)年度	中区
土木産業遺構	西之橋	2005(平成17)年度	中区
西洋館	旧バーナード邸	2006(平成18)年度	中区
西洋館	山手89-8番館	2006(平成18)年度	中区
土木産業遺構	旧平沼専蔵別邸亀甲積擁壁及び煉瓦塀	2006(平成18)年度	西区
土木産業遺構	二代目横浜駅基礎等遺構 (第二代横浜駅駅舎基礎遺構および横浜共同電燈会社裏高島発電所遺構)	2006(平成18)年度	西区
近代建築	フェリス女学院10号館(旧ライジングサン石油会社社宅)	2007(平成19)年度	中区
近代建築	ストロングビル	2007(平成19)年度	中区
土木産業遺構	旧灯台寮護岸	2008(平成20)年度	中区
土木産業遺構	横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台	2009(平成21)年度	中区
近代建築	インペリアルビル	2010(平成22)年度	中区
近代建築	慶應義塾大学(日吉)寄宿舎(南寮及び浴場棟)	2011(平成23)年度	港北区
土木産業遺構	井伊直弼像台座及び水泉	2011(平成23)年度	西区
西洋館	フェリス女学院6号館別館	2012(平成24)年度	中区
西洋館	河合邸	2012(平成24)年度	中区
近代建築	旧神奈川県産業組合館	2012(平成24)年度	中区
近代建築	旧神奈川労働基準局(元日本綿花横浜支店倉庫)	2013(平成25)年度	中区
西洋館	山手26番館	2013(平成25)年度	中区
土木産業遺構	霞橋(旧江ヶ崎跨線橋)	2013(平成25)年度	中区
近代建築	旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用B号倉庫及びC号倉庫	2013(平成25)年度	中区
古民家	鈴木家長屋門	2014(平成26)年度	旭区
古民家	田邊家住宅(日吉の森庭園美術館)	2015(平成27)年度	港北区
西洋館	俣野別邸	2016(平成28)年度	戸塚区
近代和風建築	旧市原重治郎邸	2017(平成29)年度	神奈川区
古民家	中山恒三郎家店蔵及び書院	2017(平成29)年度	都筑区
近代和風建築	井土ヶ谷上町第一町内会館(旧井土ヶ谷見番)	2018(平成30)年度	南区
土木産業遺構	吉野橋	2018(平成30)年度	南区
土木産業遺構	旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台	2019(令和元)年度	鶴見区・中区
西洋館	山手133番館	2021(令和3)年度	中区
土木産業遺構	長者橋	2021(令和3)年度	中区
土木産業遺構	杉沢堰	2022(令和4)年度	緑区
土木産業遺構	山手133番ブラフ積擁壁	2022(令和4)年度	中区

⑥ 既存調査一覧

横浜市文化財調査報告をはじめ、これまでに行われた文化財に関する主な調査をまとめました。

◆横浜市文化財調査報告書

書名	編集等	発行年月
横浜市文化財調査報告書 第一輯	横浜市文化財研究調査会	1964(昭和39)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二輯 神奈川砂子	横浜市文化財研究調査会	1965(昭和40)年3月
横浜市文化財調査報告書 第三輯	横浜市文化財研究調査会	1966(昭和41)年3月
横浜市文化財調査報告書 第四輯	横浜市文化財研究調査会	1967(昭和42)年3月
横浜市文化財調査報告書 第五輯 「港湾経済文化論」序説	横浜市文化財研究調査会	1968(昭和43)年3月
横浜市文化財調査報告書 第六輯 採集碑石一覧	横浜市文化財研究調査会	1969(昭和44)年3月
横浜市文化財調査報告書 第六輯拾遺 「保土ヶ谷区金石誌」拾遺・付正誤表	横浜市文化財研究調査会	1971(昭和46)年1月
横浜市文化財調査報告書 第七輯 金沢区金石誌	横浜市文化財研究調査会	1970(昭和45)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯の一 関口日記 第一巻	横浜市文化財研究調査会	1971(昭和46)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第二 関口日記 第二巻	横浜市文化財研究調査会	1972(昭和47)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第三 関口日記 第三巻	横浜市文化財研究調査会	1973(昭和48)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第四 関口日記 第四巻	横浜市文化財研究調査会	1974(昭和49)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第五 関口日記 第五巻	横浜市文化財研究調査会	1975(昭和50)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第六 関口日記 第六巻	横浜市文化財研究調査会	1975(昭和50)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第七 関口日記 第七巻	横浜市文化財研究調査会	1976(昭和51)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第八 関口日記 第八巻	横浜市文化財研究調査会	1976(昭和51)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第九 関口日記 第九巻	横浜市文化財研究調査会	1977(昭和52)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十 関口日記 第十巻	横浜市文化財研究調査会	1977(昭和52)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十一 関口日記 第十一巻	横浜市文化財研究調査会	1978(昭和53)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十二 関口日記 第十二巻	横浜市文化財研究調査会	1978(昭和53)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十三 関口日記 第十三巻	横浜市文化財研究調査会	1979(昭和54)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十四 関口日記 第十四巻	横浜市文化財研究調査会	1979(昭和54)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十五 関口日記 第十五巻	横浜市文化財研究調査会	1980(昭和55)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十六 関口日記 第十六巻	横浜市文化財研究調査会	1980(昭和55)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十七 関口日記 第十七巻	横浜市文化財研究調査会	1981(昭和56)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十八 関口日記 第十八巻	横浜市文化財研究調査会	1981(昭和56)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第十九 関口日記 第十九巻	横浜市文化財研究調査会	1982(昭和57)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第廿 関口日記 第廿巻	横浜市文化財研究調査会	1982(昭和57)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第二十一 関口日記 第二十一巻	横浜市文化財研究調査会	1983(昭和58)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第二十二 関口日記 第二十二巻	横浜市文化財研究調査会	1983(昭和58)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第二十三 関口日記 第二十三巻	横浜市文化財研究調査会	1984(昭和59)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第二十四 関口日記 別巻一	横浜市文化財研究調査会	1984(昭和59)年3月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第二十五 関口日記 別巻二	横浜市文化財研究調査会	1985(昭和60)年1月
横浜市文化財調査報告書 第八輯 第二十六 関口日記 別巻三	横浜市文化財研究調査会	1985(昭和60)年1月
横浜市文化財調査報告書 第九輯 佛像彫刻資料集	横浜市文化財研究調査会	1976(昭和51)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十輯 金沢区金石誌 その二	横浜市文化財研究調査会	1977(昭和52)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十一輯 金沢区金石誌 その三	横浜市文化財研究調査会	1979(昭和54)年2月
横浜市文化財調査報告書 第十二輯 磯子区金石誌 その一	横浜市文化財研究調査会	1980(昭和55)年2月
横浜市文化財調査報告書 第十三輯 磯子区金石誌 その二	横浜市文化財研究調査会	1982(昭和57)年11月
横浜市文化財調査報告書 第十四輯の一 武州生麦村御用留 第一巻	横浜市文化財総合調査会	1986(昭和61)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十四輯の二 武州生麦村御用留 第二巻	横浜市文化財総合調査会	1988(昭和63)年1月
横浜市文化財調査報告書 第十四輯の三 武州生麦村御用留 第三巻	横浜市文化財総合調査会	1989(平成元)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十四輯の四 武州生麦村御用留 第四巻	横浜市文化財総合調査会	1990(平成2)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十四輯の五 武州生麦村御用留 第五巻	横浜市文化財総合調査会	1991(平成3)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十四輯の六 武州生麦村御用留 第六巻	横浜市文化財総合調査会	1992(平成4)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十五輯 金沢区金石誌 その四	横浜市文化財総合調査会	1987(昭和62)年3月

書名	編集等	発行年月
横浜市文化財調査報告書 第十六輯 武州獅子ヶ谷村横溝家文書	横浜市文化財総合調査会	1988(昭和63)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十七輯 港北区石造物調査報告書	横浜市文化財総合調査会	1988(昭和63)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十七輯之二 港北区石造物調査報告書 二	横浜市文化財総合調査会	2009(平成21)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十八輯 泉区石造物調査報告書	横浜市文化財総合調査会	1989(平成元)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十九輯 相州鎌倉郡中田村小山家文書目録	横浜市文化財総合調査会	1989(平成元)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十二輯の一 竜華寺資料目録 一	横浜市文化財総合調査会	1990(平成2)年3月
横浜市文化財調査報告書 第十二輯之二 竜華寺資料目録 二	横浜市文化財総合調査会	1991(平成3)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二輯の一 緑区石造物調査報告書 一	横浜市文化財総合調査会	1991(平成3)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二輯之二 緑区石造物調査報告書 二	横浜市文化財総合調査会	1993(平成5)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二輯の一 戸塚区石造物調査報告書 一	横浜市文化財総合調査会	1992(平成4)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二輯之二 戸塚区石造物調査報告書 二	横浜市文化財総合調査会	1994(平成6)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二輯之三 戸塚区石造物調査報告書 三	横浜市文化財総合調査会	1994(平成6)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二輯 相州鎌倉郡後山田村石井家・大山家文書目録	横浜市文化財総合調査会	1992(平成4)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二四輯の一 宝生寺典籍 一	横浜市教育委員会	1993(平成5)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二四輯之二 宝生寺典籍 二	横浜市教育委員会	1995(平成7)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二四輯之三 宝生寺典籍 三	横浜市教育委員会	2009(平成21)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二四輯之四 宝生寺典籍 四	横浜市教育委員会	2009(平成21)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二五輯の一 宝生寺近世文書 一	横浜市教育委員会	1993(平成5)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二五輯之二 宝生寺近世文書 二	横浜市教育委員会	1995(平成7)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二五輯之三 宝生寺近世文書 三	横浜市教育委員会	1996(平成8)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二五輯之四 宝生寺近世文書 四	横浜市教育委員会	1997(平成9)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二六輯 栄区石造物調査報告書	横浜市文化財総合調査会	1995(平成7)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二七輯 西区石造物調査報告書	横浜市文化財総合調査会	1996(平成8)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二八輯の一 總持寺調査報告書	横浜市教育委員会	1996(平成8)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二八輯之二 總持寺調査報告書	横浜市教育委員会	1997(平成9)年3月
横浜市文化財調査報告書 第二九輯 瀬谷区石造物調査報告書	横浜市教育委員会	1997(平成9)年3月
横浜市文化財調査報告書 第三〇輯 三會寺調査報告書	横浜市教育委員会	2009(平成21)年5月
横浜市文化財調査報告書 第三一輯 真福寺絵馬調査報告書	横浜市教育委員会	2000(平成12)年
横浜市文化財調査報告書 別輯 郷土研究 土に探す	横浜市文化財研究調査会	1971(昭和46)年3月
横浜市文化財調査報告書 横浜の民謡 横浜のわらべ唄・娯楽唄	横浜の民謡調査団	1991(平成3)年3月
横浜市文化財調査報告書 横浜の民謡 鎌倉郡の仕事唄	横浜の民謡調査団	—
横浜市文化財調査報告書 横浜の山車	神奈川大学建築史研究室	2009(平成21)年度

◆横浜の文化財(横浜市文化財総合調査概報)

書名	編集等	発行年月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 一	横浜市文化財現況調査団	1977(昭和52)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二	横浜市文化財現況調査団	1978(昭和53)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 三	横浜市文化財現況調査団	1979(昭和54)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 三 別冊	横浜市文化財現況調査団	1979(昭和54)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 四	横浜市文化財現況調査団	1982(昭和57)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 五	横浜市文化財現況調査団	1984(昭和59)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 六	横浜市文化財総合調査会	1987(昭和62)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 七	横浜市文化財総合調査会	1988(昭和63)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 八	横浜市文化財総合調査会	1989(平成元)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 九	横浜市文化財総合調査会	1991(平成3)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十	横浜市文化財総合調査会	1992(平成4)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十一	横浜市文化財総合調査会	1993(平成5)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十二	横浜市文化財総合調査会	1994(平成6)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十三	横浜市文化財総合調査会	1996(平成8)年3月

書名	編集等	発行年月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十四	横浜市文化財総合調査会	2009(平成21)年1月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十五	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2002(平成14)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十六	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2004(平成16)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十七	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2005(平成17)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十八	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2006(平成18)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 十九	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2007(平成19)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2008(平成20)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十一	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2009(平成21)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十二	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2011(平成23)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十三	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2013(平成25)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十四	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2015(平成27)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十五	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2017(平成29)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十六	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2019(平成31)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 二十七	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2021(令和3)年3月
横浜の文化財 鎌倉郡の仏像 上・下	横浜市文化財総合調査会	(上)1995(平成7)年3月 (下)1997(平成9)年3月
横浜の文化財 横浜市文化財総合調査概報 港北区の社寺予備調査	横浜市教育委員会生涯学習部文化財課	2001(平成13)年3月
横浜の文化財 久良岐郡の仏像	横浜市教育委員会文化財課・ 横浜市文化財総合調査会	2009(平成21)年3月

◆その他の刊行物

書名	編集等	発行年月
港北ニュータウン地域内文化財調査報告 民俗	横浜市教育委員会	1972(昭和47)年3月
港北ニュータウン地域内歴史民俗調査報告 港北区牛久保金子入	横浜市	1974(昭和49)年
港北ニュータウン地域内文化財調査報告 金石文	横浜市教育委員会文化財課内横浜 市文化財研究調査会港北ニュータ ウン地域内金石調査団	1975(昭和50)年3月
港町 横浜の都市形成史	横浜市企画調整局	1981(昭和56)年
港北ニュータウン地域内歴史民俗調査報告 港北区勝田町・牛久保町請地 古梅	港北ニュータウン歴史民俗調査団	1983(昭和58)年3月
横浜・港・近代建築	横浜市教育委員会事務局社会教育部	1984(昭和59)年3月
横浜市歴史的環境保全整備調査報告書 ―歴史をいかしたまちづくり構想策定調 査―	横浜市都市計画局都市デザイン室 (社)日本建築学会 大高建築設計事務所	1985(昭和60)年3月
横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書	横浜市教育委員会	1987(昭和62)年3月
鶴見区 伝統芸能発掘調査報告書	鶴見区歴史の会	1987(昭和62)年3月
横浜市近世社寺建築調査報告書 横浜の近世社寺建築 I 神社編 II 寺院編	横浜市文化財総合調査会 近世社寺重要遺構調査団	1991(平成3)年度
都市の記憶 横浜の近代建築(I)・横浜の近代建築(II)・横浜の土木遺産	横浜市都市計画局都市デザイン室	1991(平成3)年6月/ 1996(平成8)年2月/ 1985(昭和60)年10月
神奈川県近世社寺建築調査報告書 神奈川県近世社寺建築調査一覧表	神奈川県教育庁生涯学習部	1993(平成5)年3月
横浜の近代建造物 横浜市近代建造物調査報告書	横浜市教育委員会文化財課	1994(平成6)年度
横浜の祭囃子	横浜の祭囃子調査団	1998(平成10)年度
都市の記憶 横浜の主要歴史的建造物	横浜市都市計画局都市デザイン室 横浜市教育委員会文化財課 横浜市歴史的資産調査会	2000(平成12)年3月
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成13年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2001(平成13)年度
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成14年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2002(平成14)年度

書名	編集等	発行年月
都市の記憶 横浜の主要歴史的建造物	横浜市都市計画局都市デザイン室 横浜市教育委員会文化財課 横浜市歴史的資産調査会	2002(平成14)年6月
City Memories -Important Historical Structures in Yokohama- (都市の記憶 英語版)	横浜市都市計画局都市デザイン室 横浜市教育委員会文化財課 横浜市歴史的資産調査会	2002(平成14)年6月
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成15年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2003(平成15)年度
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成16年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2004(平成16)年度
都市の記憶 横浜の主要歴史的建造物[改訂第3版]	横浜市都市計画局都市デザイン室 横浜市教育委員会文化財課 横浜市歴史的資産調査会	2004(平成16)年9月
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成17年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2005(平成17)年度
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成18年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2006(平成18)年度
都市の記憶 横浜の主要歴史的建造物[改訂第4版]	横浜市都市整備局都市デザイン室 横浜市教育委員会文化財課 横浜市歴史的資産調査会	2007(平成19)年2月
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成21年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2009(平成21)年度
横浜市近代和風建築調査報告書	横浜市教育委員会事務局文化財課	2009(平成21)年10月
横浜の民家	横浜市教育委員会事務局文化財課	2010(平成22)年1月
都市の記憶 横浜の主要歴史的建造物[改訂第5版]	横浜市都市整備局都市デザイン室 横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 横浜歴史資産調査会	2011(平成23)年2月
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 平成23年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2011(平成23)年度
山手地区近代建築資産現況調査報告書(2)	横浜歴史資産調査会	2013(平成25)年3月
都市の記憶 横浜の主要歴史的建造物[改訂第6版]	横浜市都市整備局都市デザイン室 横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 横浜歴史資産調査会	2014(平成26)年4月
横浜市歴史的建造物台帳登録調査報告書 令和2年度歴史的建造物台帳	横浜市都市整備局都市デザイン室	2020(令和2)年度

◆ 神奈川県が実施した文化財調査等

書名	編集等	発行年月
神奈川県近代洋風建築調査報告書	神奈川県教育庁社会教育部文化財保護課	1988(昭和63)年3月
神奈川県近世社寺建築調査報告書	神奈川県教育庁社会教育部文化財保護課	1993(平成5)年3月
神奈川県近代和風建築調査報告書	神奈川県教育委員会生涯学習部文化財課編集	2000(平成12)年3月
神奈川県民俗芸能緊急調査報告書	神奈川県教育委員会	2006(平成18)年3月
神奈川県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課	2012(平成24)年3月

⑦ 関連文化財群 構成要素一覧

区分にて「一」を記載の区分は、未指定
種別にて「※」を記載の種別は、計画策定時点で想定できるもの

番号	名称	区分	種別
1	大塚・歳勝土遺跡	国指定	遺跡(史跡)
1	三殿台遺跡	国指定	遺跡(史跡)
1	市ヶ尾横穴古墳群	県指定	遺跡(史跡)
1	稲荷前古墳群	県指定	遺跡(史跡)
1	荏子田横穴	市指定	遺跡(史跡)
1	綱島古墳	市指定	遺跡(史跡)
1	鶴見神社境内貝塚	市指定	遺跡(史跡)
1	野島貝塚	市指定	遺跡(史跡)
1	元町貝塚	市指定	遺跡(史跡)
1	師岡貝塚	市指定	遺跡(史跡)
1	上矢部町富士山古墳出土品一括	市指定	考古資料
1	朝光寺原古墳群出土遺物一括	市指定	考古資料
1	軽井沢古墳跡	市登録	史跡
1	七石山横穴墓群	市登録	史跡
1	三ッ沢貝塚	市登録	史跡
1	青ヶ台貝塚	—	遺跡※
1	神隠丸山遺跡	—	遺跡※
1	神隠丸山遺跡(平安時代館跡)	—	遺跡※
1	上郷深田遺跡	—	遺跡※
1	北川貝塚	—	遺跡※
1	権田原遺跡	—	遺跡※
1	三の丸遺跡	—	遺跡※
1	称名寺貝塚	—	遺跡※
1	長者原遺跡(都筑郡家跡)	—	遺跡※
1	南堀貝塚	—	遺跡※
1	日吉台遺跡群	—	遺跡※
1	宮ノ前横穴墓群	—	遺跡※
2	絹本著色北条実時像、絹本著色北条頼時像、絹本著色金沢実頼像、絹本著色金沢貞将像、附 絹本著色頼弁像	国指定(国宝)	絵画
2	称名寺聖教、金沢文庫文書	国指定(国宝)	書跡・典籍
2	文選集注	国指定(国宝)	書跡・典籍
2	絹本著色審海像	国指定	絵画
2	木造阿弥陀如来及両脇侍像	国指定	彫刻
2	木造大威徳明王像(運慶作)、像内納入品	国指定	彫刻
2	木造舞楽面(陵王、抜頭)	国指定	彫刻
2	宋版一切経	国指定	書跡・典籍
2	称名寺絵図並びに結界記<元享三年二月廿四日/(旧裏書)>	国指定	古文書

番号	名称	区分	種別
2	青磁壺	国指定	考古資料
2	朝夷奈切通	国指定	遺跡(史跡)
2	称名寺境内	国指定	遺跡(史跡)
2	木造薬師如来坐像	県指定	彫刻
2	木造薬師如来坐像	県指定	彫刻
2	品濃一里塚	県指定	遺跡(史跡)
2	荏田宿まねき看板	市指定	有形民俗
2	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	市指定	彫刻
2	木造薬師如来坐像	市指定	彫刻
2	木造薬師如来坐像	市指定	彫刻
2	木造薬師如来立像	市指定	彫刻
2	木造薬師如来立像	市指定	彫刻
2	木造薬師如来立像	市指定	彫刻
2	上原家文書	市指定	古文書
2	東漸寺詩板	市指定	歴史資料
2	茅ヶ崎城址	市指定	遺跡(史跡)
2	市場一里塚	市登録	史跡
2	金沢横町道標四基	市登録	有形民俗
2	北向地藏	市登録	有形民俗
2	荏田宿常夜燈	市登録	史跡
2	柏尾の大山道道標	市登録	史跡
2	鎌倉街道の餅井坂	市登録	史跡
2	旧帷子橋跡	市登録	史跡
2	九覧亭	市登録	史跡
2	権太坂	市登録	史跡
2	境木地藏境内	市登録	史跡
2	寺尾城址	市登録	史跡
2	東海道戸塚宿見付跡	市登録	史跡
2	飛石	市登録	史跡
2	長津田宿常夜燈	市登録	史跡
2	畠山重忠古戦場跡	市登録	史跡
2	筆子塚	市登録	史跡
2	山田富士	市登録	史跡
2	神奈川宿高札場跡	—	遺跡※
2	小机城跡	—	遺跡※
2	篠原城跡	—	遺跡※
3	神奈川県庁舎	国指定	建造物
3	旧横浜正金銀行本店本館	国指定	建造物
3	旧横浜正金銀行本店	国指定	遺跡(史跡)

番号	名称	区分	種別
3	旧横浜船渠株式会社第一号船渠・旧横浜船渠株式会社第二号船渠	国指定	建造物
3	横浜市開港記念会館	国指定	建造物
3	旧横浜居留地48番館	県指定	建造物
3	旧日本綿花横浜支店事務所棟	市指定	一般建造物
3	旧露亜銀行横浜支店	市指定	一般建造物
3	旧長濱検疫所一号停留所(厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)	国登録	建造物
3	英一番館跡	市登録	史跡
3	神奈川運上所跡	市登録	史跡
3	玉楠(日米和親条約締結の地に残るタブノキ)	市登録	史跡
3	日米和親条約締結の地	市登録	史跡
3	本牧十二天緑地	市登録	史跡
3	横浜開港・開国に伴い寺院に設置された領事館跡	市登録	史跡
3	横浜町会所跡	市登録	史跡
3	赤レンガ倉庫	市認定	近代建築
3	旧神奈川労働基準局(元日本綿花横浜支店倉庫)	市認定	近代建築
3	損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル(旧川崎銀行横浜支店)	市認定	近代建築
3	旧東京三菱銀行横浜中央支店	市認定	近代建築
3	旧富士銀行横浜支店(元安田銀行横浜支店)	市認定	近代建築
3	旧横浜銀行本店別館(元第一銀行横浜支店)	市認定	近代建築
3	横浜税関本関庁舎	市認定	近代建築
3	旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台	市認定	土木産業遺構
3	横浜税関遺構鉄道及び転車台	市認定	土木産業遺構
3	神奈川台場	—	遺跡※
3	芝山漆器	—	工芸品※
3	真葛焼	—	工芸品※
3	横浜写真	—	工芸品※
4	旧東慶寺仏殿	国指定	建造物
4	旧燈明寺三重塔	国指定	建造物
4	聴秋閣	国指定	建造物
4	臨春閣	国指定	建造物
4	三溪園	国指定	名勝地(名勝)
4	旧原家住宅	市指定	一般建造物
4	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	市指定	一般建造物
4	白雲邸	市指定	一般建造物
4	蛭御霊神塔	市登録	有形民俗
4	旧大岡家長屋門	市認定	古民家
4	旧清水製糸場本館(天王森泉館)	市認定	古民家
4	中丸家長屋門	市認定	古民家
4	旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用B号倉庫及びC号倉庫	市認定	近代建築
4	横浜第2合同庁舎(旧横浜生糸検査所)	市認定	近代建築
5	山手公園	国指定	名勝地(名勝)
5	地藏王廟	市指定	一般建造物
5	山手111番館(旧ラフィン邸)	市指定	一般建造物
5	横浜共立学園本校舎	市指定	一般建造物
5	横浜市イギリス館	市指定	一般建造物

番号	名称	区分	種別
5	横浜開港資料館旧館(旧横浜英国総領事館)及び旧門番所	市指定	一般建造物
5	石けん製造資料一括(堤家伝来)	市登録	歴史資料
5	ビール製造発祥の地(ビール醸造所跡)	市登録	史跡
5	ヘボン邸跡	市登録	史跡
5	横浜天主堂跡	市登録	史跡
5	カトリック山手教会聖堂	市認定	近代建築
5	横浜山手聖公会	市認定	近代建築
5	エリスマン邸	市認定	西洋館
5	ブラフ18番館	市認定	西洋館
5	ペーリック・ホール	市認定	西洋館
5	山手資料館	市認定	西洋館
5	山手234番館	市認定	西洋館
5	旧根岸競馬場一等馬見所	—	建造物※
6	川島町旧配水計量室上屋	国登録	建造物
6	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	国登録	建造物
6	ジェラルム水屋敷地下貯水槽	国登録	建造物
6	横浜市西谷浄水場配水池浄水井上屋	国登録	建造物
6	横浜市西谷浄水場配水池配水井上屋	国登録	建造物
6	横浜市西谷浄水場濾過池整水室上屋3号棟	国登録	建造物
6	横浜市西谷浄水場濾過池整水室上屋4号棟	国登録	建造物
6	横浜市西谷浄水場濾過池整水室上屋7号棟	国登録	建造物
6	横浜市西谷浄水場濾過池整水室上屋8号棟	国登録	建造物
6	日本大通り	国登録	名勝地
6	横浜公園	国登録	名勝地
6	近代水道発祥の地(日本最初の貯水場跡)	市登録	史跡
6	日本最初のガス会社跡	市登録	史跡
6	望欣台の碑	市登録	史跡
6	吉田橋関門跡	市登録	史跡
6	旧臨港線護岸	市認定	土木産業遺構
6	新港橋梁	市認定	土木産業遺構
6	二代目横浜駅基礎等遺構	市認定	土木産業遺構
6	港一号橋梁・港二号橋梁	市認定	土木産業遺構
6	港三号橋梁(旧大岡川橋梁)	市認定	土木産業遺構
7	神奈川県立図書館・音楽堂	県指定	建造物
7	山下公園	国登録	名勝地
7	インド水塔	市認定	近代建築
7	インペリアルビル	市認定	近代建築
7	旧横浜市外電話局	市認定	近代建築
7	ストロングビル	市認定	近代建築
7	日産自動車株式会社横浜工場1号館	市認定	近代建築
7	ホテルニューグランド本館	市認定	近代建築
7	横浜情報文化センター(旧横浜商工奨励館)	市認定	近代建築
7	横浜地方・簡易裁判所	市認定	近代建築
7	河合邸	市認定	西洋館
7	中澤高枝邸	市認定	西洋館

番号	名称	区分	種別
7	山手26番館	市認定	西洋館
7	山手89-8番館	市認定	西洋館
7	旧市原重治郎邸	市認定	近代和風建築
7	打越橋	市認定	土木産業遺構
7	霞橋	市認定	土木産業遺構
7	桜道橋	市認定	土木産業遺構
7	長者橋	市認定	土木産業遺構
7	西之橋	市認定	土木産業遺構
7	谷戸橋	市認定	土木産業遺構
7	山手隧道	市認定	土木産業遺構
7	吉野橋	市認定	土木産業遺構
7	野毛都橋商店街ビル	—	近代建築
7	野毛山公園	—	名勝地※
8	関家住宅	国指定	建造物
8	ミヤコタナゴ	国指定	天然記念物 (動物)
8	飯田家住宅	市指定	一般建造物
8	旧小岩井家住宅主屋並びに表門	市指定	一般建造物
8	旧長沢家住宅主屋及び馬屋	市指定	一般建造物
8	旧横溝家住宅	市指定	一般建造物
8	灯火具コレクション	市指定	有形民俗
8	こども自然公園のゲンジボタル及びその生息地	市指定	天然記念物 (動物)
8	関戸家住宅主屋	国登録	建造物
8	藤原増地歌碑	市登録	有形民俗
8	いの池(いのちの池の一つ)	市登録	史跡
8	旧安西家住宅主屋	市認定	古民家
8	旧奥津家長屋門並びに土蔵	市認定	古民家
8	旧金子家住宅主屋	市認定	古民家
8	せせらぎ公園古民家(旧内野家住宅主屋)	市認定	古民家
8	寺家ふるさと村	—	横浜ふるさと村
8	舞岡ふるさと村・舞岡ふるさとの森・舞岡公園	—	横浜ふるさと村
8	新治市民の森・新治里山公園	—	市民の森
8	学校資料館所蔵資料	—	有形民俗※
8	港北ニュータウン民俗資料	—	有形民俗※
8	横浜市八聖殿郷土資料館所蔵資料	—	有形民俗※
9	牛込の獅子舞	県指定	無形民俗
9	お馬流し	県指定	無形民俗
9	鉄の獅子舞	県指定	無形民俗
9	舞楽面(陵王、抜頭)	県指定	有形民俗
9	根岸八幡神社の社叢林	県指定	天然記念物 (植物)
9	師岡熊野神社の社叢林	県指定	天然記念物 (植物)
9	森浅間神社とその周辺の樹叢	県指定	天然記念物 (植物)
9	石造庚申幢	市指定	石造建造物
9	石造庚申塔(御霊神社)	市指定	石造建造物
9	女神像地神塔	市指定	石造建造物
9	オシャモジサマ	市指定	有形民俗
9	御神酒榨	市指定	有形民俗

番号	名称	区分	種別
9	存田真福寺奉納絵馬および奉納額等一括	市指定	有形民俗
9	街頭紙芝居 附 舞台・拍子木	市指定	有形民俗
9	お札まき	市指定	無形民俗
9	祇園舟	市指定	無形民俗
9	下飯田の廻り地蔵	市指定	無形民俗
9	蛇も蚊も	市指定	無形民俗
9	鶴見川流域の廻り地蔵	市指定	無形民俗
9	鶴見の田祭り	市指定	無形民俗
9	南山田の虫送り	市指定	無形民俗
9	根岸の辯神輿	市指定	無形民俗
9	師岡熊野神社の筒粥	市指定	無形民俗
9	湯立神楽	市指定	無形民俗
9	春日神社の社叢林	市指定	天然記念物 (植物)
9	金沢八景御伊勢山・権現山の樹叢	市指定	天然記念物 (植物)
9	住吉神社の社叢林	市指定	天然記念物 (植物)
9	瀬戸神社社叢林	市指定	天然記念物 (植物)
9	富岡八幡宮の社叢林	市指定	天然記念物 (植物)
9	日野中央公園の樹叢	市指定	天然記念物 (植物)
9	車地蔵	市登録	有形民俗
9	五輪塔形式の庚申塔	市登録	有形民俗
9	酉の市	市登録	無形民俗
9	市場神代神楽	市認定 (無形)	無形民俗文化財 保護団体
9	汐祭	市認定 (無形)	無形民俗文化財 保護団体
9	注連引き百万遍	市認定 (無形)	無形民俗文化財 保護団体
9	地域に結び付いた特色のある民俗 芸能を継承し、保存継承に熱意のある市内の無形民俗保護団体	市認定 (無形)	無形民俗文化財 保護団体

⑧ 保存活用区域 区域内の文化財一覧

区分にて「-」を記載の区分は、未指定
種別にて「※」を記載の種別は、計画策定時点で想定できるもの

番号	名称	区分	種別
1	神奈川県庁舎	国指定	建造物
1	旧横浜正金銀行本店本館	国指定	建造物
1	旧横浜船渠株式会社第一号船渠	国指定	建造物
1	旧横浜船渠株式会社第二号船渠	国指定 市認定	建造物 土木産業遺構
1	横浜市開港記念会館	国指定	建造物
1	旧横浜正金銀行本店	国指定	遺跡(史跡)
1	神奈川県立図書館・音楽堂	県指定	建造物
1	旧横浜居留地48番館	県指定	建造物
1	旧染井能舞台	市指定	一般建造物
1	旧日本綿花横浜支店事務所棟	市指定	一般建造物
1	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	市指定	一般建造物
1	旧露亜銀行横浜支店	市指定	一般建造物
1	横浜開港資料館旧館(旧横浜英国総領事館)及び旧門番所	市指定	一般建造物
1	市立港中学校門柱(旧花園橋親柱)	国登録	建造物
1	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	国登録	建造物
1	日本大通り	国登録	名勝地
1	山下公園	国登録	名勝地
1	横浜公園	国登録	名勝地
1	旧居留地91番地塀	市登録	建造物
1	井伊掃部頭ゆかりの地	市登録	史跡
1	英一番館跡	市登録	史跡
1	神奈川運上所跡	市登録	史跡
1	神奈川奉行所跡(戸部役所)	市登録	史跡
1	近代水道発祥の地(日本最初の貯水場跡)	市登録	史跡
1	玉楠(日米和親条約締結の地に残るタブノキ)	市登録	史跡
1	伝御所五郎丸墓	市登録	史跡
1	日米和親条約締結の地	市登録	史跡
1	日本最初のガス会社跡	市登録	史跡
1	ヘボン邸跡	市登録	史跡
1	横浜町会所跡	市登録	史跡
1	横浜天主堂跡	市登録	史跡
1	吉田橋関門跡	市登録	史跡
1	赤レンガ倉庫	市認定	近代建築
1	インド水塔	市認定	近代建築
1	インベリアルビル	市認定	近代建築
1	旧英国七番館(戸田平和記念館)	市認定	近代建築
1	旧神奈川県産業組合館	市認定	近代建築
1	旧神奈川労働基準局(元日本綿花横浜支店倉庫)	市認定	近代建築
1	損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル(旧川崎銀行横浜支店)	市認定	近代建築
1	旧東京三菱銀行横浜中央支店	市認定	近代建築
1	旧富士銀行横浜支店(元安田銀行横浜支店)	市認定	近代建築
1	旧横浜銀行本店別館(元第一銀行横浜支店)	市認定	近代建築
1	旧横浜市外電話局	市認定	近代建築
1	旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用B号倉庫及びC号倉庫	市認定	近代建築
1	旧横浜松坂屋西館	市認定	近代建築

番号	名称	区分	種別
1	ストロングビル	市認定	近代建築
1	綜通横浜ビル(旧本町旭ビル)	市認定	近代建築
1	馬車道大津ビル(旧東京海上火災保険ビル)	市認定	近代建築
1	ホテルニューグランド本館	市認定	近代建築
1	横浜海岸教会	市認定	近代建築
1	横浜情報文化センター(旧横浜商工奨励館)	市認定	近代建築
1	横浜指路教会	市認定	近代建築
1	横浜税関	市認定	近代建築
1	横浜第2合同庁舎(旧生糸検査所)	市認定	近代建築
1	横浜地方・簡易裁判所(旧横浜地方裁判所)	市認定	近代建築
1	井伊直弼像台座及び水泉	市認定	土木産業遺構
1	霞橋(旧江ヶ崎跨線橋)	市認定	土木産業遺構
1	旧居留地消防隊地下貯水槽	市認定	土木産業遺構
1	旧灯台寮護岸	市認定	土木産業遺構
1	旧平沼専蔵別邸亀甲積擁壁及び煉瓦塀	市認定	土木産業遺構
1	旧臨港線護岸	市認定	土木産業遺構
1	新港橋梁	市認定	土木産業遺構
1	西之橋	市認定	土木産業遺構
1	二代目横浜駅基礎等遺構(第二代横浜駅舎基礎遺構および横浜共同電燈会社裏高島発電所遺構)	市認定	土木産業遺構
1	長者橋	市認定	土木産業遺構
1	港一号橋梁	市認定	土木産業遺構
1	港二号橋梁	市認定	土木産業遺構
1	港三号橋梁(旧大岡川橋梁)	市認定	土木産業遺構
1	谷戸橋	市認定	土木産業遺構
1	横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台	市認定	土木産業遺構
2	旧内田家住宅(外交官の家)	国指定	建造物
2	山手公園	国指定	名勝地(名勝)
2	岩田家住宅	市指定 市認定	一般建造物 西洋館
2	山手111番館(旧ラフィン邸)	市指定	一般建造物
2	山手214番館	市指定	一般建造物
2	横浜共立学園本校舎	市指定	一般建造物
2	横浜市イギリス館	市指定	一般建造物
2	横浜地方気象台庁舎	市指定	一般建造物
2	元町貝塚	市指定	遺跡(史跡)
2	ジェラルム水屋敷地下貯水槽	国登録	建造物
2	内務省地理寮水準点(高低几号標)	市登録	史跡
2	日本最初の洋式公園(山手公園)	市登録	史跡
2	ビール製造発祥の地(ビール醸造所跡)	市登録	史跡
2	カトリック山手教会聖堂	市認定	近代建築
2	フェリス女学院10号館(旧ライジングサン石油会社社宅)	市認定	近代建築
2	横浜山手聖公会	市認定	近代建築
2	石橋邸	市認定	西洋館
2	宇田川邸	市認定	西洋館
2	エリスマン邸	市認定	西洋館

番号	名称	区分	種別
2	岡田邸	市認定	西洋館
2	カトリック横浜司教館(旧相馬永胤邸)	市認定	西洋館
2	カトリック横浜司教館別館	市認定	西洋館
2	河合邸	市認定	西洋館
2	BEATTY邸(ピーティ邸)	市認定	西洋館
2	フェリス女学院6号館別館	市認定	西洋館
2	ブラフ18番館	市認定	西洋館
2	ペーリック・ホール	市認定	西洋館
2	松原邸	市認定	西洋館
2	山手資料館	市認定	西洋館
2	山手26番館	市認定	西洋館
2	山手76番館	市認定	西洋館
2	山手89-8番館	市認定	西洋館
2	山手133番館	市認定	西洋館
2	山手234番館	市認定	西洋館
2	打越橋	市認定	土木産業遺構
2	桜道橋	市認定	土木産業遺構
2	山手隧道	市認定	土木産業遺構
2	山手133番ブラフ積擁壁	市認定	土木産業遺構
3	旧天瑞寺寿塔覆堂	国指定	建造物
3	旧東慶寺仏殿	国指定	建造物
3	旧燈明寺三重塔	国指定	建造物
3	旧燈明寺本堂	国指定	建造物
3	旧矢筥原家住宅	国指定	建造物
3	月華殿	国指定	建造物
3	春草廬	国指定	建造物
3	聴秋閣	国指定	建造物
3	天授院	国指定	建造物
3	臨春閣	国指定	建造物
3	旧原家住宅(鶴翔閣)	市指定	一般建造物
3	御門	市指定	一般建造物
3	白雲邸	市指定	一般建造物
3	海岸門	—	建造物※
3	酒花亭	—	建造物※
3	金毛窟	—	建造物※
3	三溪園天満宮	—	建造物※
3	初音茶屋	—	建造物※
3	横笛庵	—	建造物※
3	林洞庵	—	建造物※
3	蓮華院	—	建造物※
4	朝夷奈切通	国指定	遺跡(史跡)
4	称名寺境内	国指定	遺跡(史跡)
4	称名寺金堂 附 天和3年祈祷札(1枚)	県指定	建造物
4	旧伊藤博文金沢別邸	市指定	一般建造物
4	称名寺釈迦堂	市指定	一般建造物

番号	名称	区分	種別
4	称名寺塔頭光明院表門	市指定	一般建造物
4	湯立神楽	市指定	無形民俗
4	野島貝塚	市指定	遺跡(史跡)
4	亜深海性貝類の産状を示す野島層の露頭	市指定	天然記念物(地質鉱物)
4	金沢八景御伊勢山・権現山の樹叢	市指定	天然記念物(植物)
4	瀬戸神社社叢林	市指定	天然記念物(植物)
4	瀬戸神社の大カヤ	市指定	天然記念物(植物)
4	金澤園	国登録	建造物
4	永島亀巢之碑	市登録	建造物
4	九覧亭	市登録	史跡
4	伝島山重保墓	市登録	史跡
4	伝源範頼の墓	市登録	史跡
4	飛石	市登録	史跡
4	豊島明重父子供養塔	市登録	史跡
4	能見堂跡	市登録	史跡
4	琵琶島	市登録	史跡
4	筆子塚	市登録	史跡
4	嶺松寺址と千葉氏ゆかりの地	市登録	史跡
4	旧円通寺客殿(旧木村家住宅主屋)	市認定	古民家
4	上行寺東遺跡	—	遺跡※

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

横浜市

横浜市文化財保存活用地域計画(原案)

令和6年3月発行

横浜市教育委員会事務局 生涯学習文化財課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話:045-671-3284 FAX:045-224-5863

横浜市特別支援教育推進指針（原案）について

令和5年9月に、教育委員会定例会にて御報告した「横浜市特別支援教育推進指針（素案）」（以下、「指針（素案）」と言う。）について、11月1日から1か月間、市民意見募集を実施しました。また、併せて、特別支援教育懇談会、保護者団体や横浜市PTA連絡協議会（特別支援学校部会）（以下「保護者団体等」という。）に直接ご意見を伺いました。これらのご意見を踏まえて、「横浜市特別支援教育推進指針（原案）」（以下、「指針（原案）」という。）を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見募集等の実施概要

(1) 実施期間

令和5年11月1日（水）～11月30日（木）

(2) 周知先

横浜市ホームページ、各区区政推進課（広報相談係）、市立特別支援学校、障害児・者の団体、関係機関等

(3) 意見提出方法・実施方法

- ・ 市民意見募集：横浜市電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX
- ・ 団体ヒアリング：対面にて実施
- ・ 特別支援教育懇談会：対面にて実施（第2回(11/15)、第3回(2/6)）

2 実施結果

(1) 意見提出状況

【市民意見募集】		【保護者団体等】	
意見数 108件		意見数 159件	
意見提出者数 43人		特別支援教育懇談会委員 13人	
		保護者団体等 4団体	
		(団体内訳)	
		横浜市PTA連絡協議会 特別支援学校部会	
		障害児を守る連絡協議会	
		横浜市自閉症協会	
		横浜なないろの会	

提出方法	提出者数
電子申請	29人
FAX、メール	12人
郵送	2人
合計	43人

(2) 意見対応分類（総意見数 267件）

対応分類	市民意見募集	保護者団体等	総意見
修正	10件	46件	56件(21.0%)
包含・賛同	5件	18件	23件(8.6%)
参考	86件	93件	179件(67.0%)
その他	7件	2件	9件(3.4%)
計	108件	159件	267件(100%)

(3) 主な意見の分類

主な意見の分類	市民意見募集 意見数	保護者団体等 意見数	計
インクルーシブ教育	10件	40件	50件
一般学級・特別支援教室	1件	7件	8件
通級指導教室	2件	11件	13件
個別支援学級	21件	11件	32件
特別支援学校	4件	5件	9件
医療的ケア	12件	5件	17件
特別支援教育支援員	5件	7件	12件
交流及び共同学習・副学籍交流	2件	12件	14件
関係機関との連携	5件	20件	25件
横浜型センター的機能	2件	4件	6件
ICT	1件	8件	9件
教員の専門性向上	11件	6件	17件
指針全般に関すること	9件	8件	17件
その他（保護者との連携、進路、個別案件等）	23件	15件	38件
計	108件	159件	267件

3 特別支援学校に通う生徒向けアンケート

(1) アンケート対象

- ・ 盲、ろう特別支援学校の高等部の生徒
- ・ 高等特別支援学校等（日野中央、二つ橋、若葉台）の生徒

(2) アンケートのテーマ

学校生活を振り返って感じること

(3) 意見（回答数：110名）

ア もっと学びたかったこと

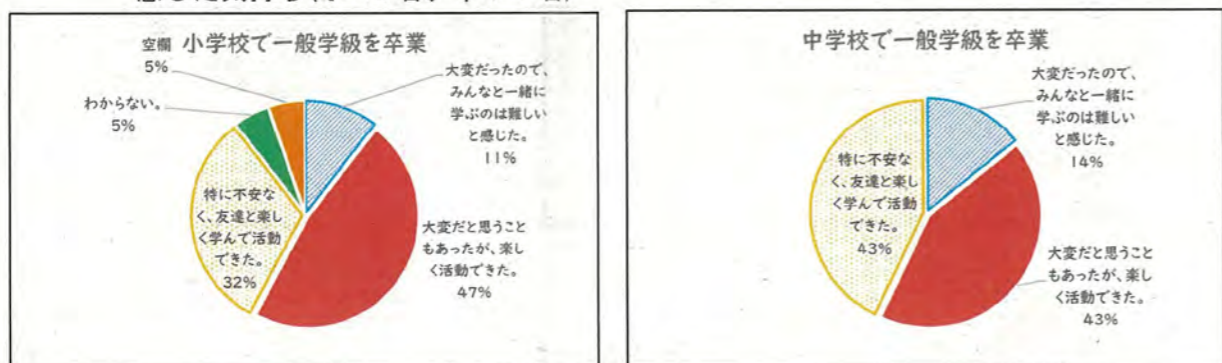
- ・ 同級生とカフェがやりたかった。
- ・ 現場実習や働き方をもっと学びたかった。
- ・ 給料や年金、保険、税金のことについて、もう少し学びたかった。
- ・ 仕事で必要な礼儀、マナーが学べるとよいと思った。
- ・ もっと先輩と話したい 等

イ 学校に伝えたいこと

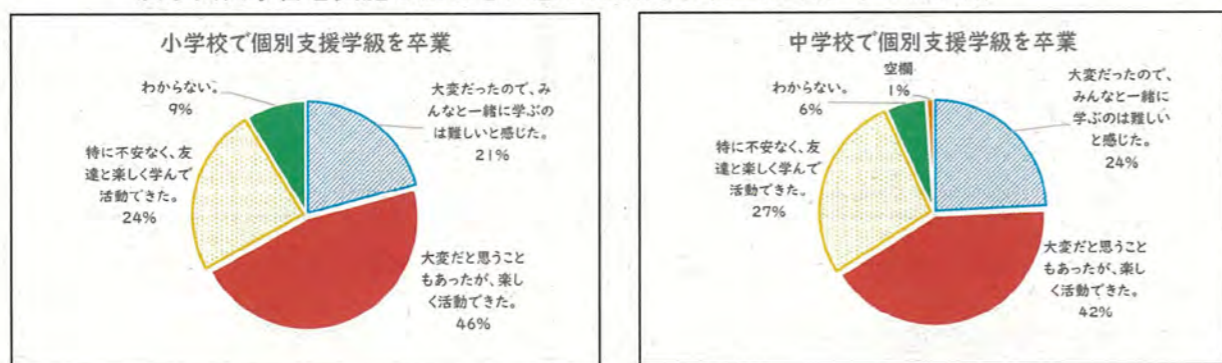
- ・ 3年間楽しむことができて良かった
- ・ もっと、皆が青春を送れる学校になってほしい。
- ・ 今までありがとうございました！感謝してもしきれません。お世話になりました。
- ・ 図書委員会と近隣の高校生との交流会を増やして、より良い図書室を作って欲しい。
- ・ もっとスポーツ部に参加したい 等

ウ 小・中学校在籍時における交流及び共同学習等について

(ア) 小・中学校時に、一般学級に在籍していた児童生徒が、一般学級で学ぶことに関して感じた気持ち(小:19名、中:7名)



(イ) 小・中学校時に、個別支援学級に在籍していた児童生徒が、一般学級(交流級)と交流及び共同学習を実施したときに感じた気持ち(小:91名、中:103名)



- 生徒意見の学びたかったこと等について、今後の学校運営・学校支援にいかしていきます。
- また、これからインクルーシブ教育の実現に向けたモデル的取組を進めていくにあたり、特別支援学校高等部の1～2割程度の生徒が、小中学校時代に『一緒に学ぶことが難しい』と感じていたことを十分考慮し、一般校での交流の在り方等の研究・検討を進めていきます。

4 指針(素案)からの主な変更点

主な意見(要約)	主な変更点等(指針(原案)への反映点等)	原案 該当箇所
インクルーシブ教育		
横浜市がノーマライゼーションの理念などについて、インクルーシブ教育と併せて、どのように考えているのかが分かりにくい。	本市の障害者プランに掲げる地域共生社会の実現に向けた基本目標に基づくこと、またインクルーシブ教育の研究・検討を通じて、だれもがその能力を発揮し、共生社会の一員として、ともに認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会を目指すことを追記しました。	P.7

主な意見(要約)	主な変更点等(指針(原案)への反映点等)	原案 該当箇所
横浜らしいインクルーシブ教育に向けた横浜市の強みとして、医療・福祉との連携体制に触れるべき。	本市の強みとして、地域療育センターの整備と連携、横浜型センター的機能の実施を追記しました。	P.8
横浜らしいインクルーシブ教育が、どういことなのかが分かりにくい。	本市の強みを土台に、医療・福祉等の関係機関とも連携し、これから横浜らしいインクルーシブ教育を追求していく趣旨がわかりやすく伝わるよう、図及び文章を修正しました。	P.9
インクルーシブが実現された場合の、健常者の「メリット」が伝わるような書き方にしたい。	全ての子ども・保護者や地域が「誰もが地域で学べる環境にすることは当たり前のこと」と自然に感じられるよう、特別な配慮や支援が必要ではない児童生徒への教育的効果等も含めて、丁寧に発信していくことを追記しました。	P.10
「ただ、そこにいる」という環境にならないよう、障害の重い子どもたちも一緒に学べる環境を目指していきたい。	いただいたご意見のとおり進めるとともに、横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けた検討・研究等の状況について、丁寧に発信していくことを追記しました。	P.10
これまでの交流を振り返り、お互いを理解するところからインクルーシブ教育を始めていけるとよい。	これまでの小・中学校における一般学級と個別支援学級や小学校併設の特別支援学校における交流及び共同学習の効果について、振り返ることを追記しました。	P.11
インクルーシブ教育モデル事業の中にICTを位置付けていただきたい。	インクルーシブ教育モデル事業において、ICTの活用は欠かせないと考えており、学級全体で日常的に活用できる環境に向けた検討について、追記しました。	P.19
通級指導教室		
個々の子どもの特性や学習意欲、情緒の状態などを適切に把握して、一般学級の担任と共有できる専門性が必要。	一般学級の担任との連携を深める取組の推進について、追記しました。	P.24
通級指導教室で、どのようなねらいに基づき、学びが展開されているかについて、多くの教職員の中で共有する必要がある。	通級指導教室における学びのねらいや支援センター機能の役割、取組事例、通級指導教室における取組や、学びの効果を多くの教職員が共有できる仕組みづくりの検討について、追記しました。	P.24
障害に関する詳しい知識や経験がない教員が担当する場合もあるため、研修制度等の充実が課題。	専門性の担保に向けた、継続した人材育成の仕組みの検討について、追記しました。	P.24
通級指導教室に関する指導者の増加や人材育成、研修は、必須にしていきたい。		

主な意見（要約）	主な変更点等（指針（原案）への反映点等）	原案 該当箇所
個別支援学級		
個別支援学級を担任する教員の専門性不足とその向上をあげているが、教員の専門性をめぐる課題の深刻さがあまり伝わらないように感じる。	現状と課題に、近年、個別支援学級初担当者研修受講対象者が毎年200名を超えている現状や、厳しい実情を踏まえた中でも継続した人材育成に取り組むことを追記しました。	P. 26 P. 29
一般学級と個別支援学級の交流の実態調査と検証から始めるべき。	これまでの交流効果の振り返りや、一般学級の担任との連携を深める取組を進めること、個別支援学級のノウハウを一般学級で生かすための取組等を検討していくことを追記しました。	P. 30
特別支援学校		
今回の指針で打ち出した方向性は、軽度の自閉症の方向けの特別支援教育であって、重度自閉症障害の児童生徒に対する視点が無いように思う。特に、自閉症の中でも先生の対応が難しい、強度行動障害の記載が無い。	特別支援学校における現状と課題に、行動障害への対応力向上を位置づけ、今後の方向性として、医療・福祉機関による助言や強度行動障害研修への参加による教員の専門性向上に取り組むことを追記しました。	P. 32 P. 33
特別支援学校における専門家との連携について、医療と福祉の連携に触れているが、医師や臨床心理士等が含まれていない。	専門家との連携強化の中に、医師、臨床心理士、ソーシャルワーカーを追記しました。	P. 33
特別支援学校において、障害の重度化・重複化に応じた適切な指導・支援を充実させていくことが大前提だが、準ずる教育課程(※)を受ける子供たちの学習保障、その後の進路のサポートも重要。 ※特別支援学校に在籍している児童生徒が、小、中、高等学校の学習指導要領に準じた教育を行う教育課程	特別支援学校の準ずる教育課程を履修する児童生徒の学習保障等に向けて、各校横断的に検討するプロジェクトを立ち上げて、検討に着手していくことを追記しました。	P. 33
医療的ケア等		
医療的ケアについて、看護師の専門職が増えたとしても、子どもの担任である教員には、医療的ケアの必要性や安全面などを理解していただく必要があると思う。理解が薄くならないよう進めていただきたい。	教職員の理解が薄くならないよう、改めて医療的ケアを学校看護師と教職員の協働により取り組む重要性を追記しました。	P. 37

主な意見（要約）	主な変更点等（指針（原案）への反映点等）	原案 該当箇所
関係機関との連携等		
センター的機能について、どこまでうまく機能してきたのか、これまで取り組んできた課題をしっかりと振り返り、今後につなげていくことが必要ではないか。	センター的機能の活用促進に向けて、普及啓発に加え、これまでの対応の振り返りと、今後の好事例の積み上げを行いながら、連携強化の在り方を検討していくことを追記しました。	P. 38
センター的機能について、先生から動く、という意識がなかなか浸透していない印象。		
多職種連携を強化することが述べられているが、知的障害や発達障害の子どもが想定されていないように感じる。連携強化には、学校外の専門家（医師、心理士など）に学校を訪問してもらう仕組みや、学校と医療、福祉機関の間での子どもの実態や支援などに関する情報共有の仕組みづくりが必要ではないか。	小・中・義務教育学校への専門家派遣の取組を実施していることに加え、地域療育センター等、医療や福祉機関との連携強化の必要性について、追記しました。	P. 39

5 今後のスケジュール

令和6年4月以降、学校現場や関係団体と共有したうえで、各施策について着実に推進していきます。

(参考) 主なご意見 ※ 意見が多かった分類項目から抜粋し、要約

○ **インクルーシブ教育、一般学級、教員の専門性に関すること**

- ・ 現在の一斉授業の形では、インクルーシブ教育は実現しないと思う。
- ・ 教育システムそのものを変え、個別最適な学びをインクルーシブ教育と並行して実現させていただきたい。
- ・ インクルーシブ教育の段階的实施は10年間とのことだが、子どもたちはその間に大きくなる。期間を短縮できないか。
- ・ ただ、場所を一緒にするというのではなく、一人ひとりに適した環境で学べること、選択肢があることが大切。
- ・ 子どもの頃から身近に障害児者がいると理解が進むと思うので、そのためにも一般校に障害児者が居続けられるよう、ハードルを下げしてほしい。
- ・ 一般学級の担任教諭の中には、特別支援教育に関して関心が薄い教員もいる。
- ・ 全教員が、特別支援教育は全生徒に有益だと認識できるような研修体制の整備が必要。

○ **個別支援学級**

- ・ 個別支援学級の先生の配置をもっと手厚くしてほしい。
- ・ 個別支援学級の在籍者が増えて規模が大きくなっているが、障害が軽く、手のかからない子が増えていると感じる。入学時に安心したいために個別級を選択する傾向があるのではないか。むしろ、一般学級にいて暴れてしまったり、教室を飛び出してしまう子などが大変。その後、何の手立ても無く中学校へ進学し、更に荒れてしまうこともある。

○ **関係機関との連携等**

- ・ 特別支援学校の協働研究推進ブロックの推進を、ぜひお願いしたい。地域の先生方にも特別支援学校での教育で、気づくことがきっとあると思う。
- ・ 専門家等の連携強化については、積極的に推進していただきたい。
- ・ 療育センター等との連携強化をお願いしたい。

○ **医療的ケア等**

- ・ 人工呼吸器使用児の付き添い解消と、医療的ケアのためスクールバスに乗れない児童生徒の福祉車両による送迎について、引き続き、進めてもらいたい。
- ・ 保護者の付き添い負担軽減と生徒の自立を図るために、肢体不自由特別支援学校の看護師配置を増やしていただきたい。

○ **通級指導教室**

- ・ 「小・中学校で一校ずつ通級を増やす」のは、どれほどの効果があるのか。その分のリソースについて、校内通級を増やす方に回した方がいいのではないか。
- ・ 通級指導教室における保護者の送迎等の負担を減らせるような体制整備が必要。

**横浜市特別支援教育推進指針
(原案)**

概要版

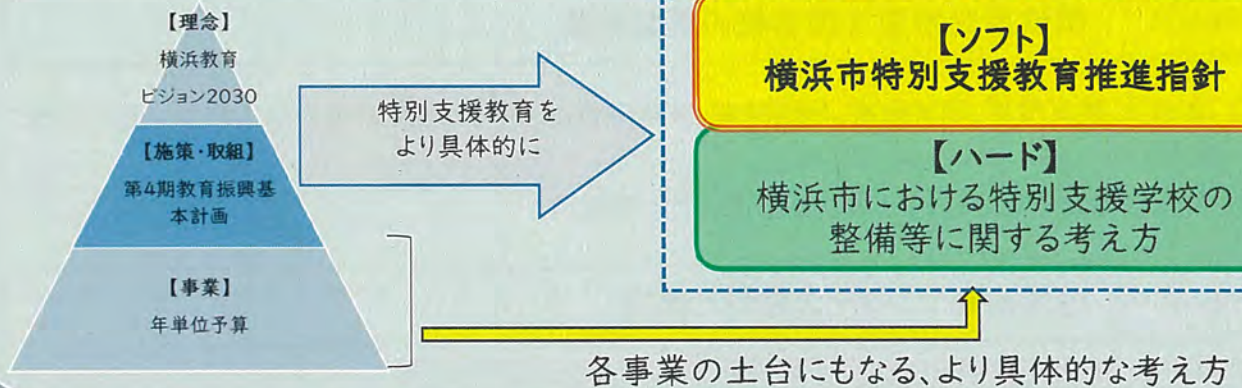
1 策定の趣旨・位置づけ

昨今、特別な配慮や支援を必要とする子どもたちが増加し、その障害も重度化、多様化しています。また、国の動向からも、特別支援教育が、現在、大きな転換期を迎えており、より一層の推進・充実が求められていることが分かります。

そこで、改めて、本市における特別支援教育の現状と課題を整理し、今後概ね 10 年間を見据えた本市の特別支援教育の目指す姿を示し、特別支援教育の推進・充実を図るとともに、全ての教職員に向けた指針としていきます。さらに、保護者や関係機関等、特別支援教育に関わる全ての関係者と共有し、児童生徒一人ひとりの豊かな成長を支える社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

位置づけ(イメージ)

2030 年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン 2030」(2018(平成 30)年策定)と、そのアクションプランである「横浜市教育振興基本計画」の方向性や施策・取組の状況を踏まえ、改めて、本市の特別支援教育の現状と課題について整理を行い、教員の専門性の向上等、各学びの場における主にソフト面に関する取組の方向性を示しています。



2 インクルーシブ教育に向けた本市の考え方

横浜市においては、これまで国の示すインクルーシブ教育システムの構築を進めてきました。

他方、特別支援学校PTAの皆様や、本指針検討にあたり設置した横浜市特別支援教育懇談会において「全ての児童生徒が地域の学校に通い、同じ場で学ぶ環境の実現に向けた横浜市の考え方を示すことが必要」との強いご要望もいただいております。従来よりさらに踏み込んだインクルーシブ教育の方向性を提示することが求められています。

ここで改めて、全ての子どもたちが、可能な限り地域の学校で共に学び、共生社会の担い手として育つことを目指すという理念に立って、本市の強みを踏まえた横浜らしいインクルーシブ教育の考え方について整理します。

横浜市 の 5 つ の 強 み

強み①

個別支援学級を小・中学校全校に設置

- 本市では、平成 29 年度までに個別支援学級を小・中学校全校に設置。
- 一人ひとりの教育的ニーズを見定め、それに最も的確に答えられるよう、連続性のある多様な学びの場を整備。

強み②

特別支援教室の全校設置と独自の校内支援体制の構築

- 本市が全校に設置している特別支援教室は、本市の独自配置である児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭や特別支援教育コーディネーターが校内の中心となって運営。
- 実践推進校として非常勤職員を配置する取組を進める。

強み③

横浜市立特別支援学校の運営実績

- 本市は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱と各障害種の市立特別支援学校を運営。
- 臨床指導医制度等、医療・福祉等関連分野と連携。

強み④

地域療育センターの整備と連携

- 療育と教育の連携として、小学校・義務教育学校前期課程の教員向けの障害理解促進のために、地域療育センターによる支援の実施

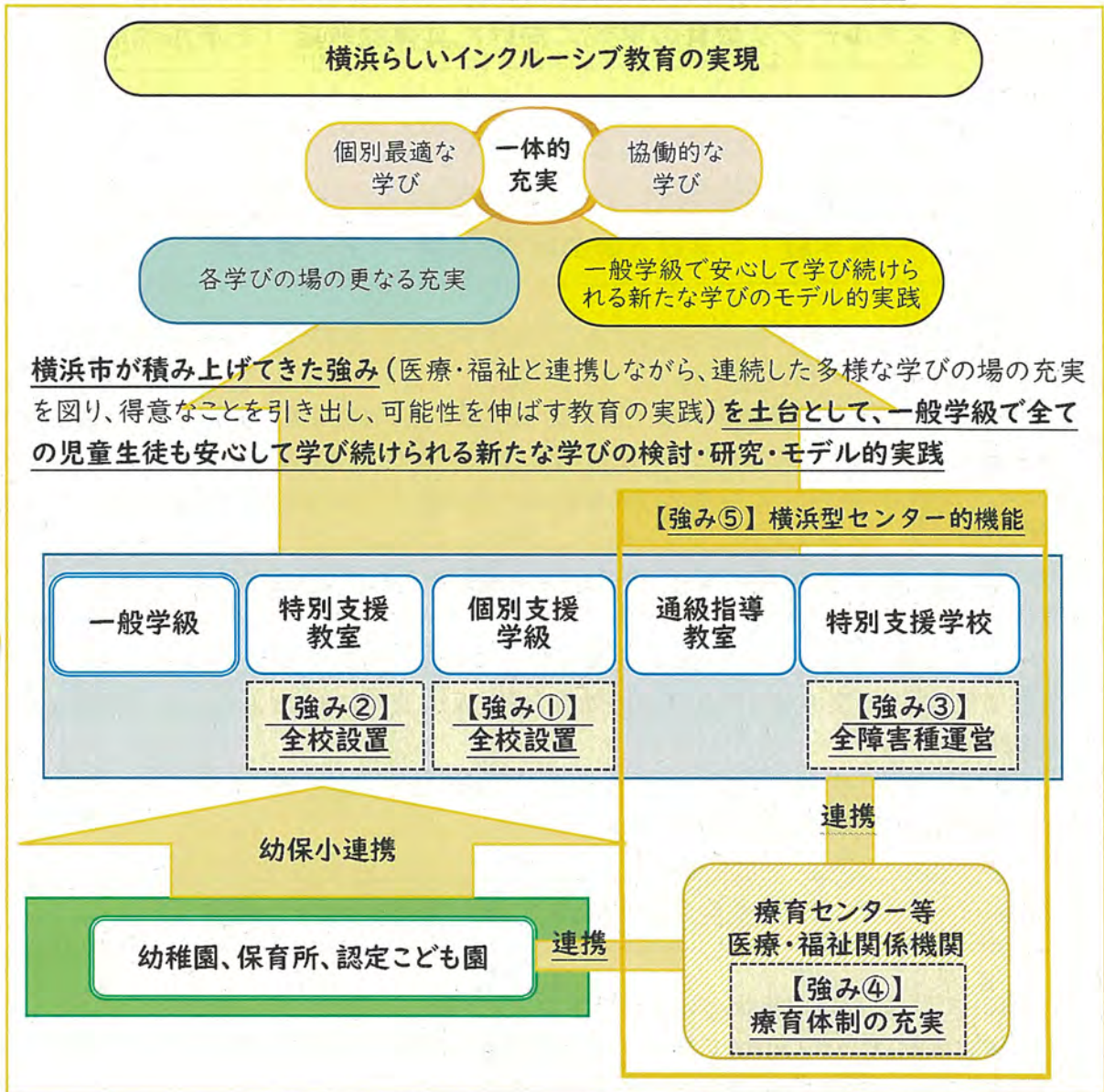
強み⑤

横浜型センター的機能の実施

- 特別支援学校だけではなく、通級指導教室、地域療育センター、学齢後期障害児支援事業が、主に担っている障害種別に基づく専門性を生かし、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校のニーズに応じ、地域を意識した展開によって、学校支援を実施。(=横浜型センター的機能)



【横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けたイメージ】



インクルーシブ教育の実現に向け、横浜らしさを追求していきます

- 多様で柔軟な学びの場を整備してきたことなどは、横浜市の財産です。
- 一方、インクルーシブ教育の実現に向けては、同じ空間にいるだけではなく、すべての児童生徒が誰一人として取り残されることのない環境を目指していくことが必要であり、そのためには、現在の学び方、支援の体制、交流の在り方等の見直しが不可欠です。
- 他方、「専門的支援を求め、本人にあった学びの場を選択することを尊重してほしい」という声もあり、同じ空間で学ぶことの追求だけではなく、学び方や学ぶ場所などを選択できる環境をこれまで以上に整えていく視点も重要です。
- これらの課題に対して、これまで培ってきた多様な学びの場における教育や他機関との連携等による知識・経験を活かし、モデル的な研究を重ねながら、インクルーシブ教育における横浜らしさを追求していきます。



インクルーシブ教育の実現に向けた具体的取組（モデル的取組）

取組①

一般学級での学び方等の研究・検討・モデル的実践

- 令和6年度から、一般学級において配慮や支援が必要な児童生徒が安心して学び続けられる仕組みの検討・研究からスタート。
- 令和9年度以降、個別支援学級の児童生徒、6年後には、地域で暮らすすべての児童生徒が一般学級で安心して学び続けられるようにするための、基礎的環境整備、合理的配慮の提供、支援の在り方を検討、研究し、児童生徒の教育的ニーズに応じた「新たな学び方」のモデル的実践

取組②

特別支援学校の児童生徒と一般校での交流の在り方の研究

- 小・中学校における一般学級と個別支援学級の交流及び共同学習や、小学校に併設する特別支援学校における交流及び共同学習の効果を振り返り、交流によるインクルーシブ教育への効果を検証。
- 近隣の小・中学校と特別支援学校が交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方について、検討・研究・モデル的実践

取組③

すべての児童生徒が安心して学ぶ環境に向けた検証

- 取組①では、研究の取組状況を踏まえ、障害がより重度の児童生徒への学びに、どのように良い影響を与えられるかについて、学校と外部専門家と連携し、検証を実施。
- 取組②では、学校と地域、外部専門家などで構成される連携協議会（仮称）において、小・中学校と特別支援学校の児童生徒が行った交流及び共同学習の教育効果や共に学ぶための指導体制等について検証を実施。
- 取組①、取組②ともに、特別な配慮や支援を必要とする子どもたちだけの教育的効果だけではなく、一緒に学ぶ子どもたちの教育的効果も検証します。
- 特別支援学校、通級指導教室、地域療育センター等の横浜型センター的機能が、一般学級の運営により効果的に機能を発揮できるような仕組みを検討・実践します。



一般学級・特別支援

一般学級で安心して学べる
環境を目指して

- インクルーシブ教育の実現に向けたモデル事業の検討
- 教育内容・校内支援体制の充実
- 特別支援教室の充実
- 一人ひとりの実態に応じた適切な指導と支援の充実



通級指導教室

障害特性を踏まえた、
専門的支援の充実に向けて
応えていくために

- 通級指導教室の充実
- 協働型巡回指導の充実
- 高校通級の充実



個別支援学級

一人ひとりの教育的ニーズに
的確に応える指導・支援に向
けて

- 個別支援学級の充実
- 交流及び共同学習の充実
- 卒業後の進路の情報共有の充実



特別支援学校

重度化・重複化・多様化する
児童生徒に合わせた
専門的支援の充実に向けて

- 教育内容の充実
- ICTの更なる活用
- センターの機能の更なる拡充
- 「協働研究推進ブロック」による研究研修





医療的ケア等、個別の支援を必要とする児童生徒への対応

医療的ケア施策の充実

- ・ 特別支援学校において、児童生徒の保護者の付添解消や通学支援の取組を充実
- ・ 小・中・義務教育学校等において、看護師を派遣し、健康管理や手技指導などを支援

肢体不自由児童生徒への対応

- ・ 必要なバリアフリー等の整備
- ・ 授業や様々な活動に参加できるよう研修及び情報交換会を実施

特別支援教育支援員等の配置

- ・ 特別支援教育支援員やノートテイクボランティアの配置を継続
- ・ 専門的な介助や支援が必要な児童生徒の校外学習等について、支援体制について検討

4

開かれた特別支援教育、関係機関の連携強化

【地域療育センターとの連携】

地域療育センターのもつ知識や経験に基づく適切な評価・療育計画と、個別の教育支援計画・個別の教育指導計画の更なる連携・連動等

【横浜型センター的機能】

横浜型センター的機能の好事例等を小・中学校等への共有することに加え、これまでの取組の効果を振り返るとともに、今後の支援のあり方等を検討等

【医療、福祉、関係機関との連携強化】

学校だけで悩むことはなく、積極的に取り組めるよう、医療、福祉等の専門的な支援が他機関から受けられるよう、多職種連携を強化等

【交流及び共同学習の推進】

神奈川県教育委員会等との協力体制を整理。副学籍交流の促進に向けたより利用しやすい仕組みへ

(参考) 各学びの場における ICT の活用

一般学級



デジタル教科書やロイノートの音声機能を活用し、誕生日のたずね方や誕生日を伝える表現に慣れるようにする様子



気持ちやイメージを描き足す表現を、タブレット端末で試しながら考える様子

通級指導教室

通級 & 在籍校での ICT活用～連携・協働～

【メモ機能の活用】

協働型巡回指導

・音声入力に自信があり、積極的に取り組む



ブルーベリーは屋外の日当たりの良い所で育てるのが適しています。半日陰でも育ちますが花つきが悪くなりますなるべく日当たりの良いところに置くほうが光気な株に育ちます。

通級 & 在籍校での ICT活用～連携・協働～

在籍校



通級指導教室で書字が苦手な児童にタブレットの音声入力を指導します。

書字が苦手な児童生徒がスキッチというアプリでテストを撮影し、音声入力で解答する方法を通級担当教員が在籍校の担任に伝えました。これにより、書字に苦手意識のあった児童が自信をもってテストの答案を作成することができました。

個別支援学級



(理科)

顕微鏡の接眼レンズにタブレット端末を取り付け、画像を撮影することで、子どもが観察カードに記録しやすくなります。



(体育)

教員が実技の様子を動画撮影し、生徒たちは、自分の実技の様子を動画で確認し、振り返りに活用します。



特別支援学校

デジタル教科書を使用し、教科書のページも自分でめくれるようになりました。また、自宅からオンラインで参加している同級生と、意見交換もできるようになりました。

画面表示や操作方法等の端末設定を個々の児童生徒に合わせることに加え、視線入力装置などの入出力支援装置や、テレプレゼンスロボットを試行的に活用しています。

横浜市特別支援教育推進指針 令和6年3月

教育委員会事務局

横浜市特別支援教育推進指針 (原案)

横浜市教育委員会

下線部分は素案からの修正点です。

目次

【Ⅰ 総論】	
1 策定の経緯・背景と趣旨	- 2 -
(1) 経緯・背景	- 2 -
ア これまでの本市の取組	- 2 -
イ 取組のねらい等	- 2 -
(2) 策定の趣旨	- 3 -
(3) 指針の位置付け・他の計画等との関係	- 5 -
2 特別支援教育推進指針の全体像	- 6 -
3 インクルーシブ教育に向けた本市の考え方	- 8 -
4 インクルーシブ教育の実現に向けた具体的取組（モデル的取組）	- 10 -
(4) 指針に基づく具体的な取組の方向性について（本項目は全て素案後に追記）	- 12 -
【Ⅱ 各論】	- 13 -
5 本市における特別支援教育の現状・課題と今後の方向性	- 14 -
(1) 小・中・義務教育学校の一般学級	- 14 -
ア 学びの場の変更状況	- 15 -
イ 校内支援体制	- 16 -
ウ 特別支援教室	- 17 -
エ その他	- 17 -
今後の方向性	- 19 -
ア インクルーシブ教育モデル事業の検討	- 19 -
イ 教育内容・校内支援体制の充実	- 19 -
ウ 特別支援教室の充実	- 20 -
エ 一人ひとりの実態に応じた適切な指導と支援の充実	- 20 -
(2) 通級指導教室	- 21 -
今後の方向性	- 24 -
ア 通級指導教室の充実	- 24 -
イ 協働型巡回指導の充実	- 24 -
ウ 横浜国立高等学校における通級による指導の充実	- 24 -
(3) 個別支援学級	- 25 -
今後の方向性	- 29 -
ア 個別支援学級の充実	- 29 -
イ 交流及び共同学習の充実	- 30 -
ウ 卒業後の進路の情報共有の充実	- 30 -
(4) 特別支援学校	- 31 -
今後の方向性	- 33 -
ア 教育内容の充実	- 33 -
イ ICTの更なる活用	- 33 -
ウ センターの機能の更なる拡充	- 34 -
エ 「協働研究推進ブロック」による研究研修	- 35 -
(5) 医療的ケア等、個別の支援を必要とする児童生徒への対応	- 36 -
ア 医療的ケア児の状況	- 36 -
イ 肢体不自由児童生徒への対応	- 36 -
ウ 特別支援教育支援員等の状況	- 36 -
今後の方向性	- 37 -
ア 医療的ケア施策の充実	- 37 -
イ 肢体不自由児童生徒への対応	- 37 -
ウ 特別支援教育支援員等の配置	- 37 -

6 開かれた特別支援教育、関係機関の連携強化（医療、福祉、労働等）	38 -
(1) 地域療育センターとの連携	38 -
(2) 横浜型センター的機能について	38 -
(3) 交流及び共同学習の推進に向けた考え方	39 -
(4) 教育委員会事務局内・他局の連携強化	39 -
(5) 医療、福祉、卒業後の自立に向けた関係機関との連携強化	39 -
ア 就学後の支援体制構築のための体制づくり、地域療育センター等、医療や福祉機関との連携強化 ..	39 -
イ 障害福祉サービス事業所、地域の障害者支援に関わる機関、労働関係機関、企業等の進路先などとの連携、教職員や保護者に対する将来を見通すための情報提供	40 -
【参考資料】	41 -

【 I 総論 】

1 策定の経緯・背景と趣旨

(1) 経緯・背景

特別支援教育とは、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校¹や個別支援学級²、通級指導教室³だけでなく、一般学級⁴においても、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

ア これまでの本市の取組

本市では、平成16年4月に、21世紀を生きぬく子どもを育む新しい学校づくり、新しい教育の創造に向けて、障害のある子どもの教育を推進していくため、本市で初めてとなる「横浜市障害児教育プラン」を策定しました。また、平成21年12月には、「特別支援教育を推進するための基本指針」を策定し、インクルージョンの考え方に沿いながら、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を保障することや、子どもたちの学び合いを通して豊かな心を育てて、共生社会に生きる子どもの育成を目指して、特別支援教育を推進してきました。

その取組の成果や課題を「横浜市教育振興基本計画」（第1期～第3期 平成22年～令和3年）に反映させて、特別支援教育のさらなる充実を図ってきました。特に「第3期横浜市教育振興基本計画」（平成30年～令和3年）では、主な取組として、全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築、一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援、障害特性に応じた個別支援学級における教育、特別支援学校や特別支援教育相談システムの充実をそれぞれ進めてきました。さらに、平成29年に告示された小・中学校の学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領に基づき、平成30年8月に「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領特別支援教育編」を発行し、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立などを進めています。

イ 取組のねらい等

本市では、特別支援教育を通じ、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する柔軟な仕組みや、連続性のある多様な学びの場を整備してきました。それぞれの場における学びを通して、幼児児童生徒が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した学校生活を過ごし、その結果、生きる力を身に付けていくことを、本質的な視点として教育活動を行っています。

-
- ¹ 特別支援学校では、障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、将来の自立を図るための教育を行っています。横浜市には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校（計13校）があります。
- ² 横浜市では特別支援学級を「個別支援学級」と呼んでいます。個別支援学級とは、個々の児童生徒の障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の学級です。横浜市には「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」の個別支援学級があります。
- ³ 通級指導教室とは、小、中、義務教育学校、高等学校の一般の学級に在籍している弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHDなどの障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じた特別な指導を行う場です。
- ⁴ 横浜市では通常の学級を「一般学級」と呼んでいます。一般学級にも障害のある児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っています。

(2) 策定の趣旨

昨今、特別な配慮や支援を必要とする子どもたちが増加し、その障害も重度化、多様化しています。また、以下に示す国の動向からも、特別支援教育が、現在、大きな転換期を迎えており、より一層の推進・充実が求められていることが分かります。

こうした国の動向や本市におけるこれまでの経緯を踏まえ、市教育委員会と学校現場とが特別支援教育の今後の方向性について共通理解を図った上で、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

そこで、改めて、本市における特別支援教育の現状と課題を整理し、今後概ね10年間を見据えた本市の特別支援教育の目指す姿を示し、特別支援教育の推進・充実を図るとともに、全ての教職員に向けた指針としていきます。

さらに、保護者や関係機関等、特別支援教育に関わる全ての関係者と共有し、児童生徒一人ひとりの豊かな成長を支える社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

<特別支援教育に関する近年の国の動向>

○平成29年～:学習指導要領改訂・実施

- 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫
- 障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校と特別支援学校との学びの連続性を重視
- 一人一人に応じた指導及び自立と社会参加に向けた教育の充実

○令和3年1月:「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

- 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備(高等学校における特別支援教育の充実を含む)
- 特別支援教育を担う教師の専門性の向上(全ての教師、特別支援学級・通級による指導を担当する教師、特別支援学校の教師)、教員育成指標に位置付け

○令和3年1月:「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(中教審答申)

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- 全ての教育段階におけるインクルーシブ教育システムの構築による、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備

○令和3年6月:「障害のある子供の教育支援の手引」

- 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すこと
- 一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性を実現
- 医療的ケア児の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等
- 「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方

○令和3年9月:「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

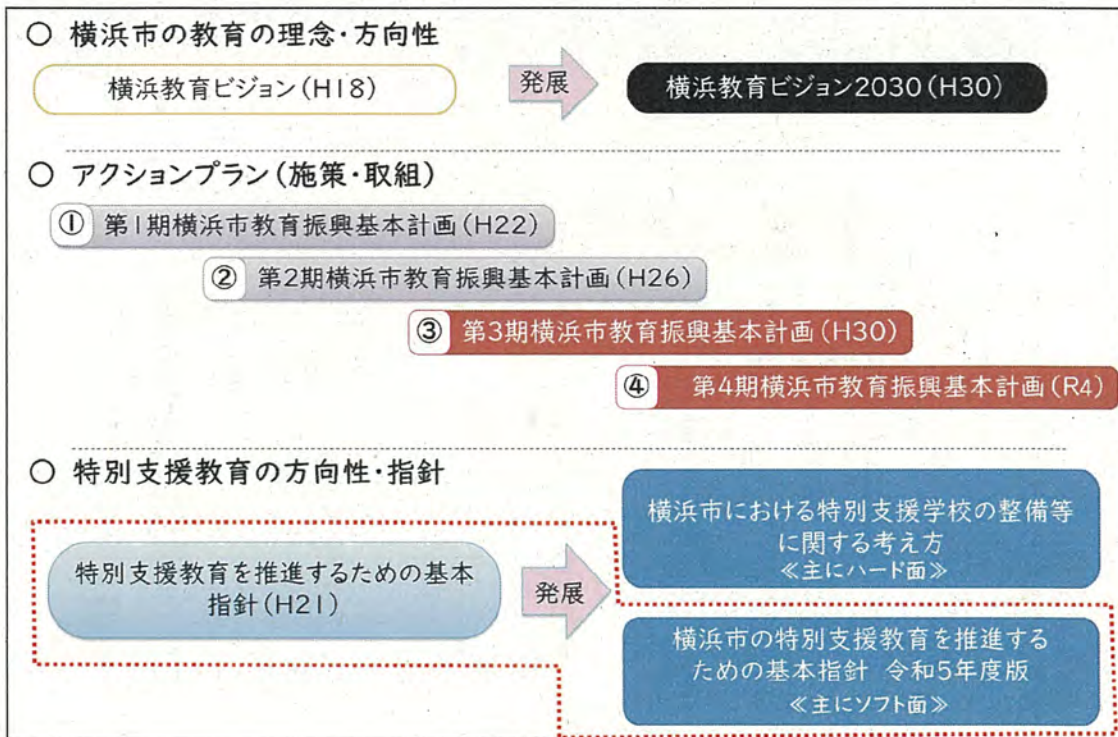
- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与

- 令和3年9月：「特別支援学校設置基準」の公布
 - 特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定
- 令和4年3月：「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告
 - 採用後、10年以内に特別支援教育を複数年経験
 - 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
 - 校内研修、交換授業、OJTの推進
 - 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
 - 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備 など
- 令和4年8月：「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」
 - 資質の向上に向けた指標に、教師に共通的に求められる具体的な資質の内容として、特別な配慮や支援が必要な子供への対応が位置付け
- 令和4年12月：通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について
 - 「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合(小学校・中学校 8.8%、高等学校 2.2%)
- 令和5年3月：「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告」
 - 校内支援体制の充実(支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応)
 - 通級による指導の充実(児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進 等)
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実(特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小・中・高等学校への支援を充実)
 - インクルーシブな学校運営モデルの創設(特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援)
- 令和5年3月：「新たな教育振興基本計画(令和5年度～9年度)」閣議決定
 - 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
 - ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
 - ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
 - ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 など

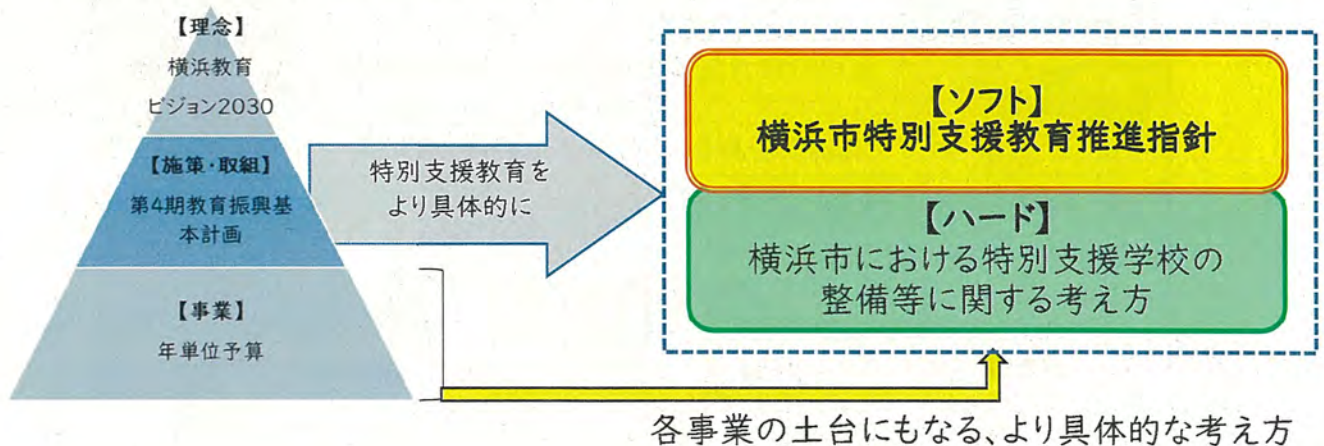
(3) 指針の位置付け・他の計画等との関係

2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」(2018(平成30)年策定)と、そのアクションプランである「横浜市教育振興基本計画」の方向性や施策・取組の状況を踏まえ、改めて、本市の特別支援教育の現状と課題について整理を行い、教員の専門性の向上等、各学びの場における主にソフト面に関する取組の方向性を示しています。

【横浜教育ビジョン等の推移】

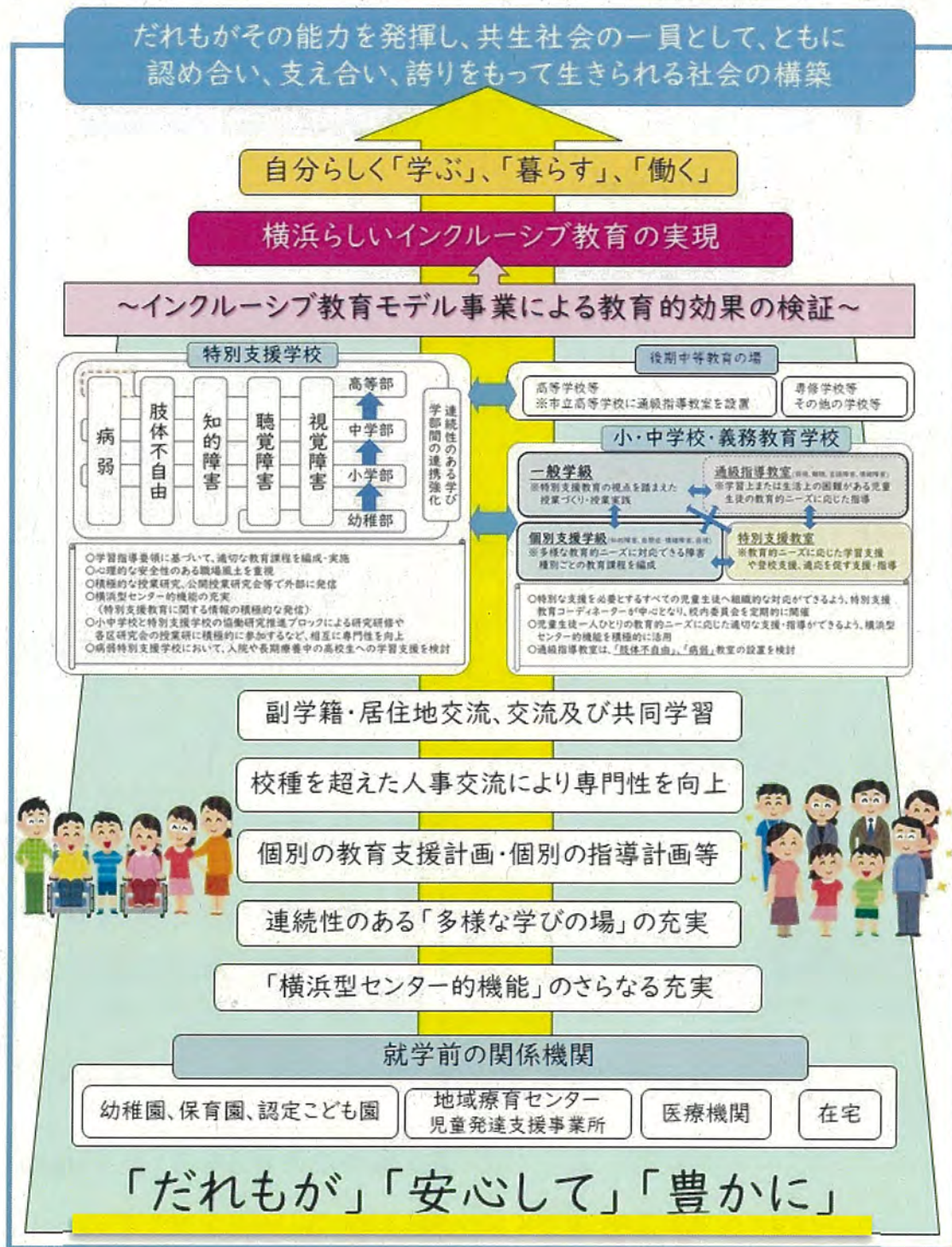


【横浜教育ビジョン等の位置づけ(イメージ)】



2 特別支援教育推進指針の全体像

「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領 特別支援学校編」の理念に基づき、個に応じた切れ目ない支援を行うことで、一人ひとりの子どもが将来、その能力を発揮し、共生社会の一員として、ともに認め合い、支え合い、誇りをもって生きていくことができるよう、横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けて、特別支援教育施策の一層の充実・整備を行っていきます。





共生社会の実現を目指して

横浜市は、障害者基本法に基づく障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画として「障害者プラン」（第4期・令和3～8年度）を策定しています。

計画の基本目標は「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるとともに、まちヨコハマを目指す」として掲げています。

後述する横浜市におけるインクルーシブ教育モデル事業の検討・研究・検証によって、インクルーシブ教育の進め方を明確にし、それを積み重ねていくことで、だれもがその能力を発揮し、共生社会の一員として、ともに認め合い支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築につながると考えています。

そのために、横浜市立学校において、児童生徒の可能性を引き出し、得意なことをのばす指導・支援に取り組んでいきます。



国のインクルーシブ教育の考え方

令和4年9月、国連から、障害のある子どものインクルーシブ教育の権利を認めることやそれを実現していくために国の行動計画を策定すること等を求める勧告が出されています。

国は勧告の後、引き続き「インクルーシブ教育システム」を推進していくこととした上で、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」を設置しました。そして同検討会議の報告書（令和5年3月）では、「校内支援体制の充実や通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、インクルーシブな学校運営モデルの創設」といった内容が取りまとめられています。

国は、この報告書を受けて、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の一層の充実を図ることが求められているとの認識を示しています。

【インクルーシブ教育システムとは】

障害者の権利に関する条約第24条で示された包容する教育制度を意味するものとして、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」との目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

インクルーシブ教育システムにおいては、『同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である』とされています。

3 インクルーシブ教育に向けた本市の考え方

- 本市においては、これまで国の示すインクルーシブ教育システムの構築を進めてきました。
- 他方、特別支援学校PTAの皆様や、本指針検討にあたり設置した横浜市特別支援教育懇談会(以下「懇談会」といいます。)において「全ての児童生徒が地域の学校に通い、同じ場で学ぶ環境の実現に向けた横浜市の考え方を示すことが必要」との強いご要望もいただいております。従来よりさらに踏み込んだインクルーシブ教育の方向性を提示することが求められています。
- ここで改めて、全ての子どもたちが、可能な限り地域の学校で共に学び、共生社会の担い手として育つことを目指すという理念に立って、本市の強みを踏まえた横浜らしいインクルーシブ教育の考え方について整理します。

横
浜
市
の
強
み

強み① 個別支援学級を小・中学校全校に設置

○ 本市では、平成 29 年度までに個別支援学級を小・中学校全校に設置し(令和3年度の全国の設定率 83%)、一人ひとりの教育的ニーズを見定め、それに最も的確に応えられるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を進めてきました。

強み② 特別支援教室の全校設置と独自の校内支援体制の構築

○ 本市が全校に設置している特別支援教室は、本市の独自配置である児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭や特別支援教育コーディネーターが校内の中心となって運営しています。さらに実践推進校として非常勤職員を配置する取組を進めるなど、一人ひとりの児童生徒の課題に応じた様々な支援(学習支援や不登校支援)を行い、気持ちの安定や校内での共通理解の効果が得られた等、成果を上げています。

強み③ 横浜市立特別支援学校の運営実績

○ 本市は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱と各障害種の市立特別支援学校を運営しており、臨床指導医等を毎年、市立特別支援学校及び通級指導教室に派遣するなど、医療・福祉等関連分野と連携しながら、専門性を積み上げています。

強み④ 地域療育センターの整備と連携

○ 本市では、独自の取組として、地域療育センターを昭和 60 年代当初から整備しており、療育と教育の連携のための具体的な取組として、小学校・義務教育学校前期課程の教員向けの障害理解促進のために、学校支援事業⁵を実施し、実績を積み上げています。

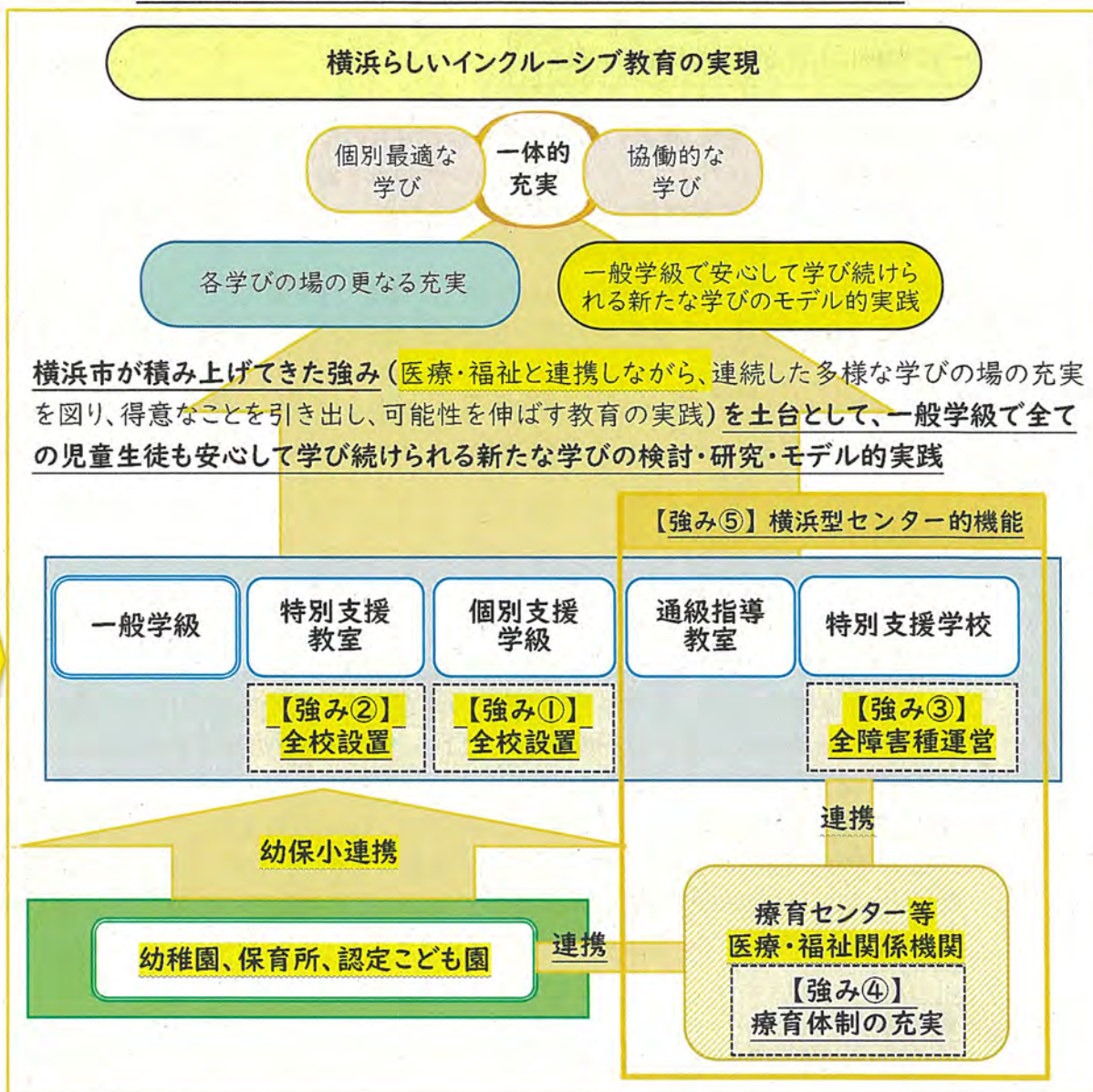
強み⑤ 横浜型センター的機能の実施

○ 国は、横浜市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に在籍する支援の必要な児童生徒のための特別支援学校による支援について、センター的機能としています。

○ さらに本市では、特別支援学校だけではなく、通級指導教室、地域療育センター、学齢後期障害児支援事業が、主に担っている障害種別に基づく専門性を生かし、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校のニーズに応じ、地域を意識した展開によって、学校支援を行っています。(=横浜型センター的機能)

⁵ 平成 13 年度から、地域療育センターの対象を小学生に拡大し、診療と相談を開始しています。その後、平成 19 年4月から、専任ソーシャルワーカー等を配置し、学校支援事業を開始しています。

【横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けたイメージ】



インクルーシブ教育の実現に向け、横浜らしさを追求していきます

- 多様で柔軟な学びの場を整備してきたことなどは、横浜市の財産です。
- 一方、インクルーシブ教育の実現に向けては、同じ空間にいただけではなく、すべての児童生徒が誰一人として取り残されることのない環境を目指していくことが必要であり、そのためには、現在の学び方、支援の体制、交流の在り方等の見直しが不可欠です。
- 他方、「専門的支援を求め、本人にあった学びの場を選択することを尊重してほしい」という声もあり、同じ空間で学ぶことの追求だけではなく、学び方や学ぶ場所などを選択できる環境をこれまで以上に整えていく視点も重要です。
- これらの課題に対して、これまで培ってきた多様な学びの場における教育や他機関との連携等による知識・経験を活かし、モデル的な研究を重ねながら、インクルーシブ教育における横浜らしさを追求していきます。

4 インクルーシブ教育の実現に向けた具体的取組(モデル的取組)



一般学級における新たな学びの推進

- 現在の教育課程、学級編成、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習による学習効果、学びのユニバーサルデザインの視点を踏まえ、一般学級において、子どもたちが自分の学び方や学習進度を自分で選択するなど、主体的に学習に取り組む、新たな学び方の実現に向けた研究に取り組みます。
- 一般学級において、全ての児童生徒が「分かった」、「できた」を実感でき、「つぎはこうしたい」という思いをもち、教員が児童生徒の思いを受け止めてつなげられる適切な指導・支援に取り組みます。
- こうした学びのユニバーサルデザインの推進を通じ、特別な配慮や支援が必要な児童生徒が安心して学び続けられるインクルーシブ教育の実現において、教育内容や校内支援体制を図ります。

【進め方等】

- 新たな学びの推進にあたっては、3で示したこれまでの本市の強みを生かして、児童生徒の教育的ニーズに応じながら、一般学級において安心して学び続けられる仕組み(新たな学び)の検討・研究・モデル的実践に取り組みます。
- モデル的実践と併せて、引き続きそれぞれの学びの場の更なる充実にも取り組み、個別最適な学び・協働的な学びの一体的充実により、全ての学びの場での横浜らしいインクルーシブ教育の実現を目指します。
- また、横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けては、当事者だけではなく、全ての子ども・保護者や地域が「誰もが地域で学べる環境にすることは当たり前のこと」と自然と感じられるよう、特別な配慮や支援が必要ではない児童生徒への教育的効果等も含めて、検討・研究内容について丁寧に発信していきます。

【配慮事項等】

- 障害のある児童生徒が情緒や身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させられる専門的支援を求め、本人にあった学びの場を選択することを尊重し、引き続き必要な支援を行います。
- 本指針の検討にあたって、保護者からは、横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けた進め方について、「本当に誰一人として取り残されず、教育が受けられる環境になるのだろうか、不安を感じている」といった声があることを踏まえ、横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けた検討・研究等の状況を丁寧に発信していきます。
- あわせて、小・中・義務教育学校・特別支援学校・高等学校に通う全ての児童生徒、保護者と学校が、インクルーシブ教育への理解を深められるよう取り組みます。
- 引き続き、一般学級、個別支援学級、特別支援学校等、連続性のある多様な学びの場(柔軟な学びの場の変更)や教育活動の充実を図ります。
- インクルーシブ教育の実現に向けたモデル事業の研究については、障害の状況や学びの状況、モデル事業における学びの保障等の観点から、丁寧に進めていきます。

具体的な取組内容とモデル的实践のスケジュール

取組① 一般学級での学び方等の研究・検討・モデル的实践

- まずは令和6年度に、一般学級において配慮や支援が必要な児童生徒が安心して学び続けられる仕組みの検討・研究からスタートします。
- さらに、3年後には、個別支援学級の児童生徒、6年後には、地域で暮らすすべての児童生徒が一般学級で安心して学び続けられるようにするための、基礎的環境整備、合理的配慮の提供、支援の在り方を検討、研究し、児童生徒の教育的ニーズに応じた「新たな学び方」のモデル的实践を進めます。(モデル事業の今後の方向性はP.19参照)
- あわせて、時間や場所など児童生徒自身が判断・選択して学ぶことを一部可能にする授業実践を行うことで、多様性を尊重し、自立的な学習者を育成します。

取組② 特別支援学校の児童生徒と一般校での交流の在り方の研究

- 小・中学校における一般学級と個別支援学級の交流及び共同学習や、小学校に併設する特別支援学校(中村、北綱島、東俣野)における交流及び共同学習の効果を振り返り、交流によるインクルーシブ教育への効果を検証します。
- 近隣の小・中学校と特別支援学校が交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方について、検討・研究・モデル的实践をします。
- 特別支援学校、通級指導教室、地域療育センター等の横浜型センター的機能が、一般学級の運営により効果的に機能を発揮できるような仕組みを検討・実践します。

取組③ すべての児童生徒が安心して学ぶ環境に向けた検証

- 取組①では、一般学級で配慮や支援が必要な児童生徒や個別支援学級の児童生徒に対する研究の取組状況を踏まえ、障害がより重度の児童生徒への学びに、どのように良い影響を与えられるかについて、学校と外部専門家と連携し、検証を行います。
- 取組②では、学校と地域、外部専門家などで構成される連携協議会(仮称)において、小・中学校と特別支援学校の児童生徒が行った交流及び共同学習(副学籍交流を含む)の教育効果や共に学ぶための指導体制等について検証を行います。
- 取組①、取組②ともに、特別な配慮や支援を必要とする子どもたちだけの教育的効果だけではなく、一緒に学ぶ子どもたちの教育的効果も検証します。

【想定する大まかなスケジュール】

年度	第1期			第2期			第3期					
取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
取組①	モデル校の選定・外部専門家との調整	支援① 主に一般学級で配慮や支援が必要な児童生徒	主に一般学級で配慮や支援が必要な児童生徒が安心して学び続けられる仕組みを検討・研究		支援② ①に加え個別支援学級に在籍する児童生徒	個別支援学級の児童生徒が一般学級で安心して学び続けられる仕組みを検討・研究		支援③ 地域に居住するすべての児童生徒	地域に居住するすべての児童生徒が一般学級で安心して学び続けられる仕組みを検討・研究			
取組②		小・中学校や学び方などを児童生徒自身で選択する等の新たな学びを研究										
取組③		外部専門家等と連携し、すべての児童生徒が安心して学ぶ教育的効果の検証										
		成果と課題のまとめ①						全市へ成果の発信		授業の在り方等の研究、カリキュラム開発		モデル校以外の学校での段階的実施
		小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年		
		小学校と特別支援学校小学部のR6年度入学生が4年間を満了し、交流及び共同学習を実施。様々な教科で柔軟で新しい授業の在り方を研究										
		特別支援学校が横浜型センター的機能を発揮し、小・中学校に教材教具等の提供、UDLの視点を踏まえた授業づくり、障害特性に応じた指導支援に関する助言等										
		特別支援学校、通級の教員など専門性の高い教員の配置										

(4) 指針に基づく具体的な取組の方向性について（本項目は全て素案後に追記）

特別支援教育推進指針

どの学びの場、どの障害種別においても、今後 10 年を見据えた目指すべき方向性

総論

特別支援教育の充実

横浜らしいインクルーシブ教育への取組

【横浜市の強みの実践から見えてきた課題】

- 個別支援学級・特別支援教室の全校設置による学びの場の選択の変化
- 障害の多様化・重度化等による更なる専門性の向上の必要性の高まり
- 支援機関（支援の資源）の充実による情報の複雑化

各論



一般学級・特別支援教室

一般学級で安心して学べる環境を目指して

- インクルーシブ教育モデル事業の検討
- 教育内容・校内支援体制の充実
- 特別支援教室の充実
- 一人ひとりの実態に応じた適切な指導と支援の充実



通級指導教室

障害特性を踏まえた、専門的支援の充実に向けて

- 通級指導教室の充実
- 協働型巡回指導の充実
- 横浜市立高等学校における通級による指導の充実



個別支援学級

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導・支援に向けて

- 個別支援学級の充実
- 交流及び共同学習の充実
- 卒業後の進路の情報共有の充実



特別支援学校

重度化・重複化・多様化する児童生徒に合わせた専門的支援の充実に向けて

- 教育内容の充実
- ICT の更なる活用
- センターの機能の更なる拡充
- 「協働研究推進ブロック」による研究研修



【Ⅱ 各論】

5 本市における特別支援教育の現状・課題と今後の方向性

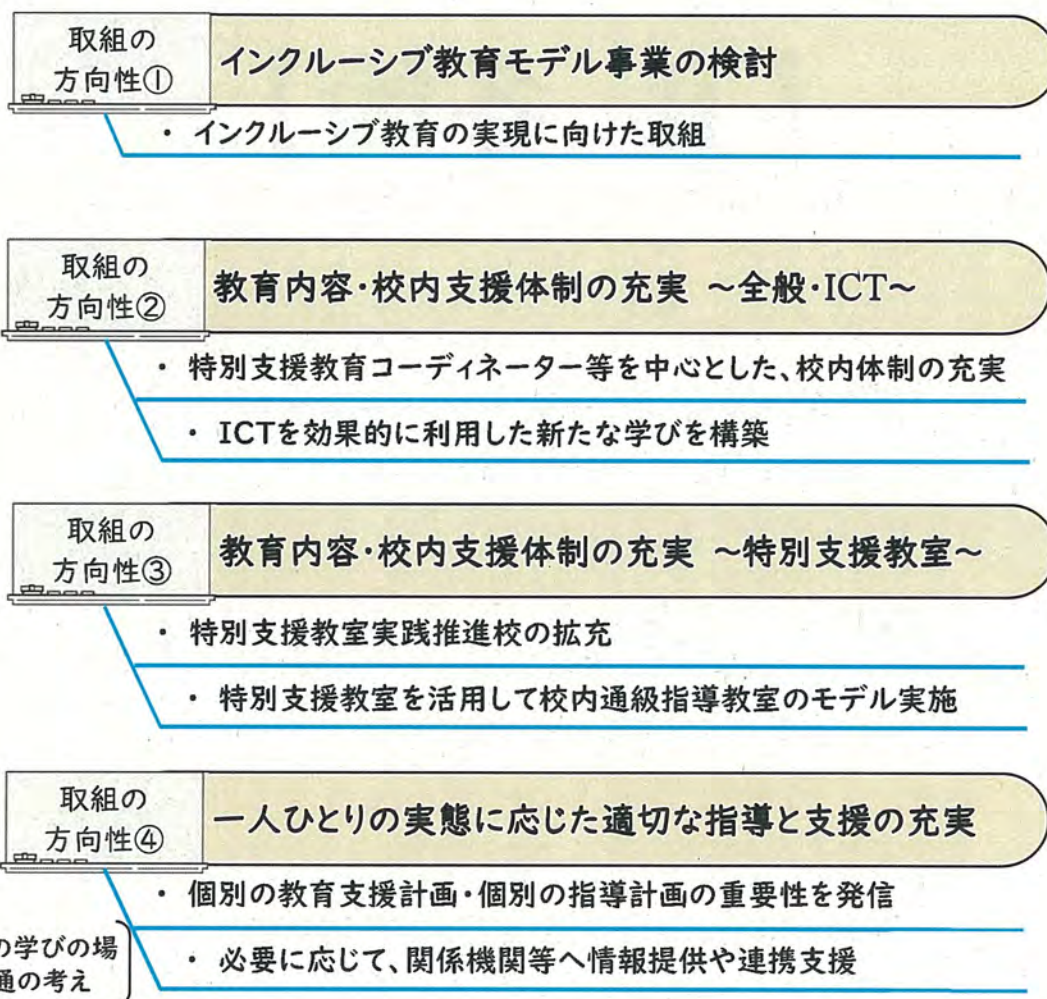
(1) 小・中・義務教育学校の一般学級

小・中学校等には、一般学級においても特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が在籍しています。様々な疾患や肢体不自由などにより医療的ケアや介助が必要な場合や、発達障害や学習障害など、学び方に工夫や配慮、見守りが求められる場面が増えています。また、将来的なインクルーシブ教育の実現に向けて、特に「一般学級において特別な配慮や支援が必要な子どもが安心して学び続けられる体制をどのように構築していくか」という視点が重要です。

そこで、学びの場の変更等が起こっている現状を認識し、一般学級に在籍する全ての児童生徒が「分かった」、「できた」を実感できる適切な指導・支援を行うため、教育内容・校内支援体制の充実を進めます。



小・中・義務教育学校の一般学級の今後の方向性【概要】



現状・課題

ア 学びの場の変更状況

- 国の調査で35人学級の8.8%（約3人）に知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとされている中、一般学級で特別な配慮や支援が必要な子どもへの対応について、校内支援体制を構築することが難しいという声があります。

【小学校】

- 個別支援学級の人数は、1学年から、学年が高くなるにつれて、在籍児童生徒が増えていきます。それに対応して、教育相談件数も小学校1～3年生が比較的高く、4年生・5年生で減少する状況です。この状況から、学校側においても、特別な配慮や支援が必要な子どもにあった学びの場の変更を意識していることがうかがえる一方で、一般学級での学びの継続の視点より、学びの場の変更を優先してしまう傾向が懸念されます。

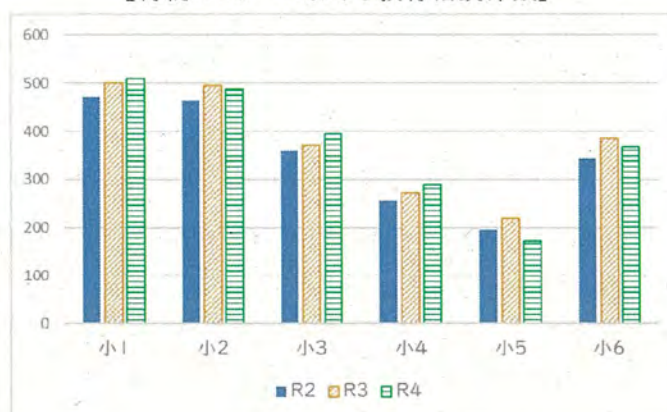
【個別支援学級(知的障害)の在籍児童数推移】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
R2	516	541	552	578	535	525
R3	641	570	573	601	592	551
R4	607	695	597	604	623	612
R5	611	658	706	611	614	626

【個別支援学級(自閉症・情緒障害)の在籍児童数推移】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
R2	504	516	545	508	473	415
R3	634	645	648	638	545	466
R4	782	815	805	729	688	561
R5	830	994	960	889	764	671

【特総センターにおける教育相談件数】



【中学校】

- 小学校から中学校への進学時に、高等学校以降の進路を考え、個別支援学級から一般学級へ、または、本人に合った学びの場として特別支援学校へ、学びの場の変更が一定程度出ています。
- 小学校と比べ、中学1年生から3年生の教育相談件数は少なく、学年が上がるにつれて減少傾向であることから、中学在学中に学びの場を変更する生徒は少ない傾向です。この傾向の背景としては、周りの生徒の成長に伴い、特別な配慮や支援が必要な生徒の特性等の理解が進むこと、また、特別な配慮や支援が必要な生徒が個別支援学級の判断が出て、そこらには移りたくない(障害受容が困難)といった状況等が考えられます。

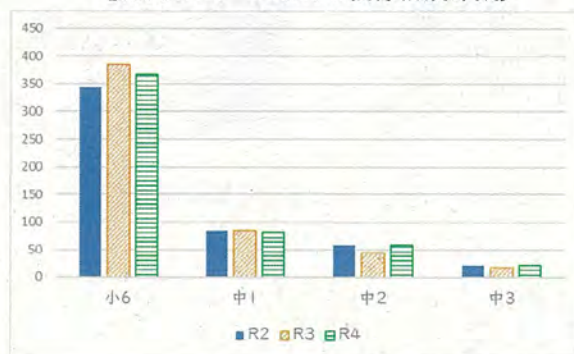
【個別支援学級(知的障害)の在籍児童生徒数推移】

	小6	1年	2年	3年
R2	525	415	351	353
R3	551	450	427	369
R4	612	476	458	431
R5	626	515	471	462

【個別支援学級(自閉症・情緒障害)の在籍児童生徒数推移】

	小6	1年	2年	3年
R2	415	304	348	270
R3	466	327	298	335
R4	561	355	321	284
R5	671	373	353	318

【特総センターにおける教育相談件数】



イ 校内支援体制

- 校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター⁶、児童支援専任や生徒指導専任(以下、「特別支援教育コーディネーター等」という。)が中心となり、学校組織の強化、関係機関等との連携を進めている一方で、特別支援教育のニーズの増大から特別支援教育コーディネーター等に業務が集中してしまう学校も少なくありません。
- **また、外部の専門機関等との調整に時間を要する等、児童生徒への支援につなぐまでに多くの労力がかかっている現状があります。**
- 誰もが「わかる授業実践」や「安心して学べる場の提供」など、誰一人取り残さないための学びの充実に向けて、個別の教育支援計画・個別の指導計画を学校と本人・保護者が共有、合意形成を図りながら進めることや、特別支援教育コーディネーター等が専門性を十分に発揮するために、教職員一人ひとりの特別支援教育に関する専門性や学校の組織的な対応力の向上を図る必要があります。

⁶ 特別支援教育コーディネーターは、(特別支援教育の推進について(通知)19文科初第125号 平成19年4月1日)学校長の指名のもと各校の特別支援教育を推進、校内体制を整えるための校内での中心的な存在です。

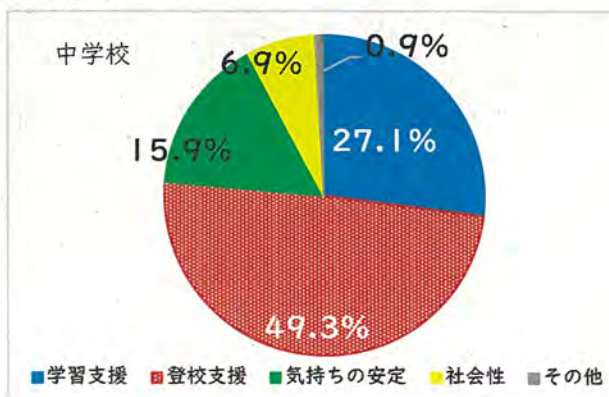
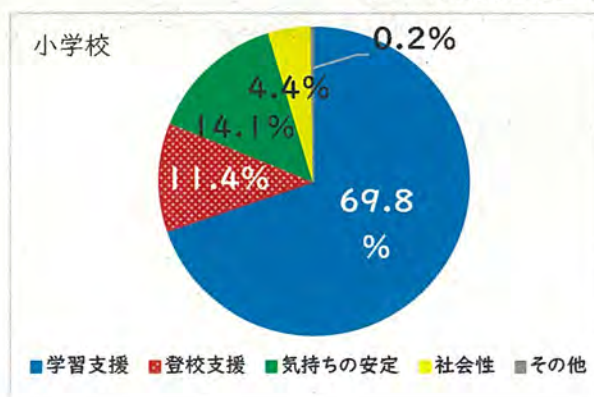
ウ 特別支援教室

- 特別支援教室⁷では、教科指導や自分なりの学び方を身に付けるための支援のほか、登校支援や在籍学級への適応に向けた支援など、一人ひとりの児童生徒の課題に応じた様々な支援が行われています。
- 特別支援教室実践推進校に選定された学校には、非常勤講師（週 12 時間）が配置されています。
- 特別支援教室実践推進校に対して行ったアンケート調査からは、学習支援や不登校支援、気持ちの安定や校内での共通理解の効果が得られたとの回答が多くありました。特別支援教室実践推進校には非常勤講師を配置し、特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内支援体制が充実することで、学習支援や不登校支援の効果を実感するなどの成果を上げています。
- 特別支援教室の有効性を感じている学校が多い中、実践推進校が終了した後も継続的・安定的に活用していくための仕組み作りが必要です。
- 小学校において、特別支援教室に携わる教員の割合が低いことから、教職員への特別支援教室を利用する児童生徒の状況の共有や特別支援教室の有効性を伝える意識啓発（取組の好事例を各校で共有すること等）が必要です。

エ その他

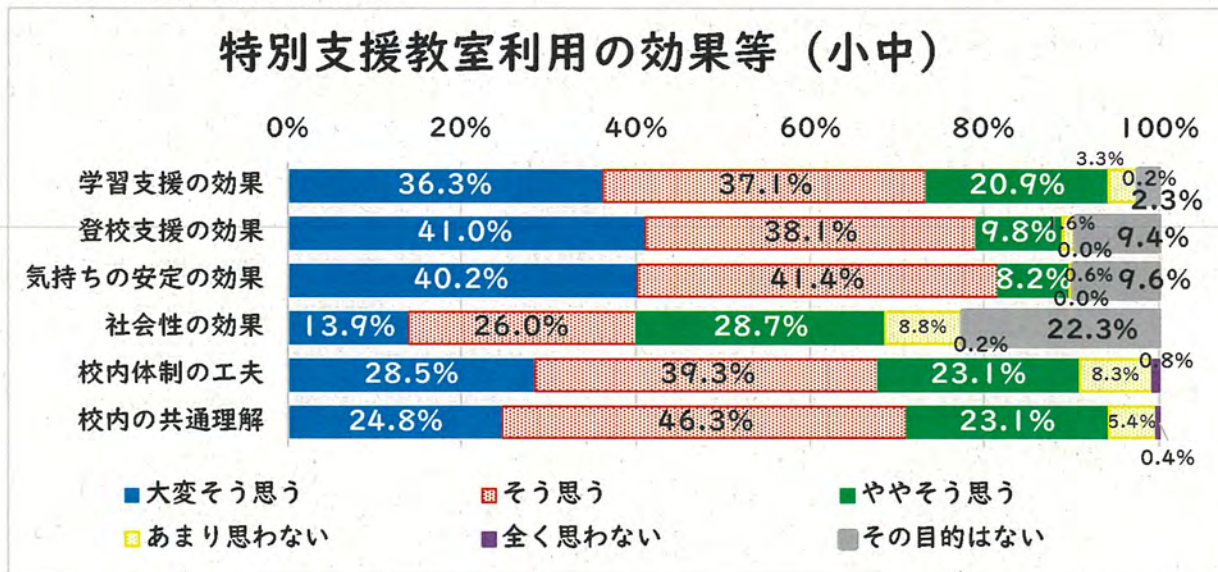
- 特別支援教育総合センター（以下「特総センター」と言います。）における就学相談で、身辺自立がある程度確立していても、医療的ケアや食形態（特別食）への配慮が必要な幼児が増加傾向にあります。そのため、現在は一般校では実施していない特別食の提供など、今後、環境面や健康面の対応が必要になる可能性があります。

【R4 特別支援教室の主な利用目的】

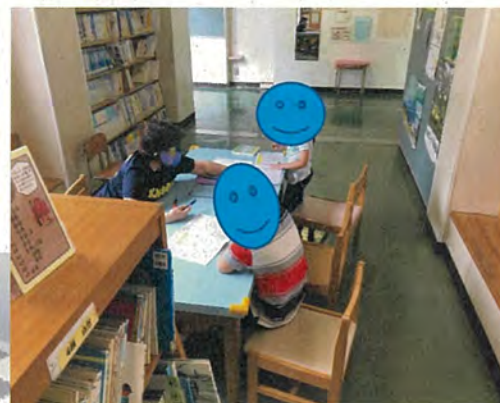


⁷ 特別支援教室は、児童生徒が在籍する学級（一般学級・個別支援学級）を離れて、学習するためのスペースです。必要に応じて、校内の特別支援教育に関する委員会にて特別の場で指導及び支援を受けることが適切であると判断され、本人・保護者の同意が得られた児童生徒が利用します。また、横浜市では、特別支援教室実践推進校を指定し、特別支援教室の充実に向けた取組を行っています。

【R4 特別支援教室利用の効果等】



【特別支援教室利用の様子】



今後の方向性

ア インクルーシブ教育モデル事業の検討

- インクルーシブ教育の実現に向けては、一般学級において、学びのユニバーサルデザインの視点を踏まえ、子どもたちが学び方や、学習進度を自ら選択するなど、主体的に学習に取り組む新たな学び方を取り入れる、教育課程や一斉授業での教育方法を見直す等、多様な児童生徒による学び合いを生かす取組等が必要です。
- 児童生徒の実態に応じて、特別支援学校や通級指導教室の専門性の高い教員や更なる専門性をもった支援員による支援等、従来の枠組みに捉われない検討が必要です。
- そのため、**児童生徒の教育的ニーズに応じながら、一般学級で学び続けられる仕組みの構築(モデル的実践)に向けて、検討・実施します。**なお、モデル的実践にあたっては、教育委員会事務局だけではなく、**外部の教育・福祉・医療等の専門機関**や大学等との連携も視野に入れ、**安定的・継続的な仕組みとなるよう検討を進めます。**
- **併せて、個別支援学級のノウハウを一般学級等の学校全体で共有する等による、一般学級からの学びの場の変更への影響等の状況把握等も進めます。**
- **基礎的環境整備に必要なものとして、また、カメラ機能を使って板書を撮影し、それを見ながらノートに書き写す等の柔軟な視点で、ICT活用が欠かせません。ICT機器(GIGA端末やデジタル教科書等)を学級全体で日常的に活用できる環境となるよう、検討を進めます。**
- さらに、モデル事業の取組にあたっては、**児童生徒の今の学びだけではなく、将来の進路選択への影響等の視点を踏まえて取り組みます。**
- これらをインクルーシブ教育モデル事業として検討を進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による、「主体的・対話的で深い学び」を推進していきます。

イ 教育内容・校内支援体制の充実

- モデル的実践に平行して、全ての児童生徒が「分かった」、「できた」を実感できる適切な指導・支援を行うため、全ての教員が特別支援教育の目的や意義を理解し、それらを踏まえた授業づくりを行っていきます。
- 校長のリーダーシップにより全校的な支援体制を構築し、また、特別支援教育コーディネーター等が中心となり、校内で継続した研修の場、ケース会議などを組織的に実施します。
- **特別支援教育に関する研修体系を整理し、充実を図ることで、教員一人ひとりが自分自身にとって必要となる研修を受講しやすくする取組も進めていきます。**
- 教室内の物理的な環境整備(落ち着いて学習できる雰囲気づくり)に加え、各教科等において、**児童生徒一人ひとりの「困難さ」に応じたICT活用や視覚化、細分化など、具体的な支援や配慮を行っていきます。**
- 特別な支援を必要とする児童生徒が、特別支援教室や個別支援学級から在籍級又は交流級の授業に参加できるよう、ICTを効果的に利用した新たな学びを構築していきます。

【参考：効果的な ICT 活用】



デジタル教科書やロイロノートの音声機能を活用し、誕生日のたずね方や誕生日を伝える表現に慣れるようにする様子



気持ちやイメージを描き足す表現を、タブレット端末で試しながら考える様子

ウ 特別支援教室の充実

- 特別支援教室実践推進校を中心に、特別支援教育コーディネーターを中核に据えた様々な取組により、各校において児童生徒の学習支援や心理的な安定など、一定の成果を上げています。
- そのため、特別支援教室実践推進校の拡充や通級指導教室の利用者が多い学校に特別支援教室を活用して通級指導を行うことができる「校内通級指導教室」のモデル実施など、児童生徒の実態に応じた取組を展開していきます。

エ 一人ひとりの実態に応じた適切な指導と支援の充実

- 一人ひとりの実態に応じた適切な指導と支援のためには、個別の教育支援計画・個別の指導計画は大変重要なツールです。そのため、本市においては、国の取組よりも先んじて作成を進めてきました。
- 現在は、個別の教育支援計画は、特別支援学校、個別支援学級、通級指導教室利用者、特別支援教室利用者に作成しています。また、個別の指導計画は、個別の教育支援計画の対象者に加え、複数教員による TT(チーム・ティーチング)等の支援が必要な児童生徒や特別支援教育支援員制度利用者に対しても作成しています。
- また、学びの場の変更におけた教育相談においても、これまで学校が支援してきた過程を把握するため、個別の教育支援計画・個別の指導計画の提出を求めています。
- 作成に当たっては、個別の教育支援計画は本人・保護者と一緒に作成、個別の指導計画は本人・保護者の同意を得ることが望ましいとしてきましたが、一方で、学校のみで作成を進めることや、教員の考えのみを提示するケースが一部にあったため、今後、学校と本人・保護者が共有、合意形成が図られることが大切という視点を強調していきます。
- さらに、児童生徒の障害状況等に応じて、保護者の同意のもと、保護者から福祉や医療など関係機関等に情報提供を行っていただき、外部の専門家に入ってもらうことなどを通じて、当該児童生徒の支援に役立てていきます。
- 一般校における特別食の提供等については、実施にあたっての検討課題等を整理するとともに、教育委員会事務局内で今後の考え方を検討します。

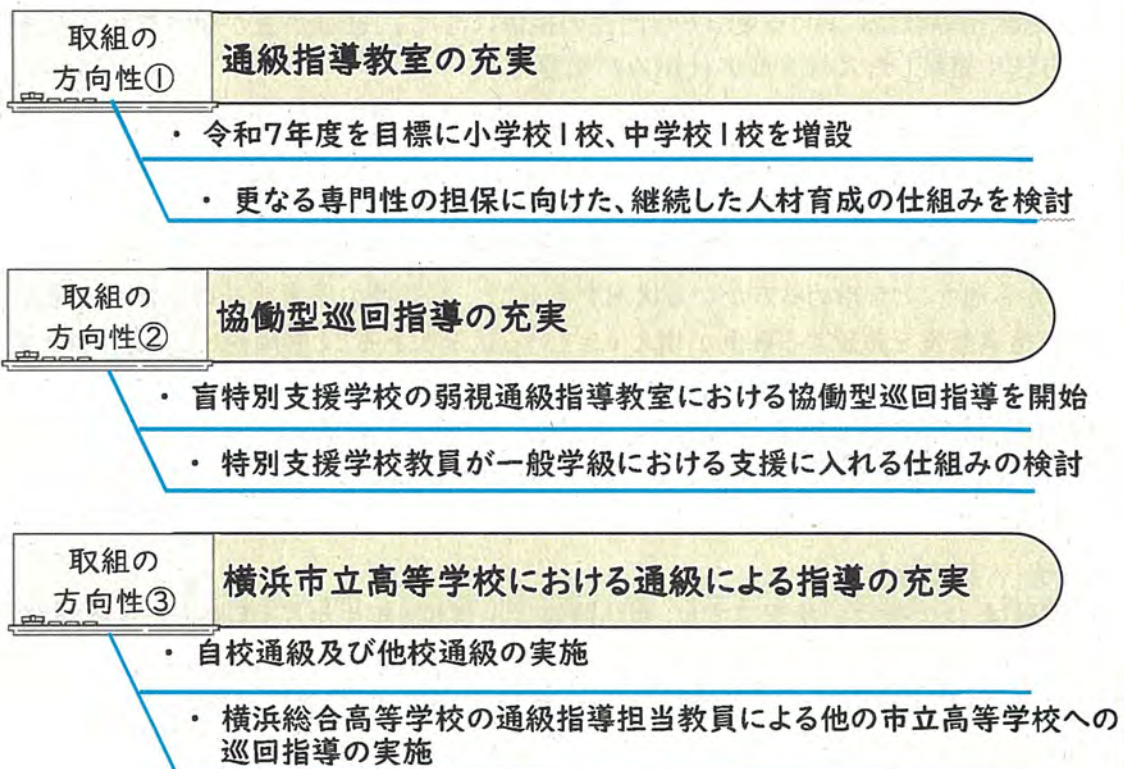
(2) 通級指導教室

通級指導教室を利用する児童生徒数は増加傾向にあり、通級指導教室の過大規模化に加え、一般学級への支援センター機能の更なる発揮を求められる等、通級指導教室による更なる専門的な支援が求められています。

通級指導教室の充実に向けて、通級指導教室の増設のほか、更なる専門性の担保に向けた、継続した人材育成の仕組みの検討や、一般学級の担任との更なる連携を深める取組を進めます。



通級指導教室の今後の方向性【概要】



現状・課題

- 通級指導教室を利用する児童生徒数は、平成18年度の1,224人から令和4年度2,918人となり、17年間で1,694人(約2.4倍)増加しています。そのため、入級希望者の増加により、各通級指導教室の過大規模化が課題となっています。
- 特別支援教育総合センターにおける通級指導教室の判断数は、令和2年度までは増加傾向で、令和3年度もほぼ横ばいの状況ではありましたが、令和4年度は減少しました。新型コロナウイルスの影響による減も推測されますが、小学校では、保護者の就労状況等から、通級指導教室に児童生徒を送迎できずに、通級を選択できない状況もあると考えられます。
- 一般学級の児童生徒が学びの場を継続するためには、通級指導教室の支援センター機能による一般学級への更なる支援が欠かせません。
- 通級指導教室における更なる専門性の担保に向けて、経験が豊かな教員からの引き継ぎ方法や継続した人材育成の仕組みが必要です。
- 小学校における情緒障害通級担当教員が児童の在籍校で担任と共に指導等を行う協働型巡回指導により、「特性を理解できる」「指導・支援の具体がわかる」と感じている一般学級の担任が90%以上となっており、協働型巡回指導の効果が得られています。
- 通級利用の相談の際に、保護者の就労状況等により通級指導教室への送迎ができないことから通うことを諦める方がいる状況があること、不登校の児童生徒のかかわり先として、通級指導教室を希望する事例が増えてきている状況があることも傾向として見られます。

【自閉症/情緒障害・LD/ADHD】

自閉症/情緒障害・LD/ADHDについては、増加傾向です。特に小学校中学年からの増加が顕著です。

【難聴・言語障害】

難聴は、ほぼ横ばい状況ですが、言語障害は小学校1年生から3年生まで増加傾向であり、小学校4年生以降は減少傾向です。中学校における指導については、障害状況だけではなく、生徒の成長に伴う複合的な要因を踏まえての指導となるため、特に専門性を向上させるための仕組みが必要です。

【弱視】

弱視の人数規模は、ほぼ横ばい状況です。加えて、担当教員は、弱視個別支援学級への支援や視覚障害のある児童生徒への支援を担っているため、専門性の担保が横浜市全体の視覚障害教育の充実につながっています。

【通級指導教室利用児童生徒数】各年度5月1日時点



【通級指導教室の学年別利用児童生徒数】R4.5.1時点

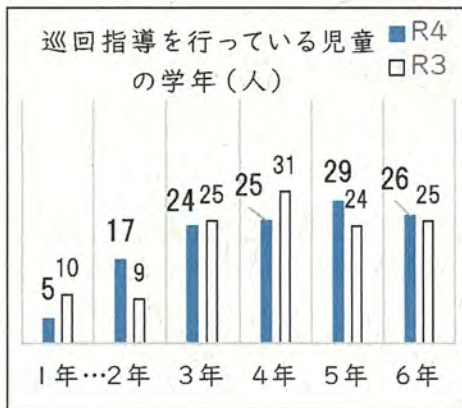
小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年
自閉症/情緒障害・LD/ADHD	75	157	240	291	299	236
難聴	22	19	11	12	15	20
言語	93	171	178	117	81	74
弱視	0	1	2	1	7	0

中学校	中1	中2	中3
自閉症/情緒障害・LD/ADHD	177	191	165
難聴	20	17	16
言語	20	20	26
弱視	0	1	0

【特総センターにおける通級指導教室判断件数(人)】

R1	R2	R3	R4
354	358	329	275

- 協働型巡回指導について、令和元年度から小学校の情緒障害通級指導教室で協働型巡回指導をスタートさせ、令和4年度には、情緒障害通級指導教室設置の12校全てで実施しています。それにより、対象児童の在籍級への適応促進や在籍学校の教員の専門性の向上や校内支援体制の充実が図られています。
- 学校の協働型巡回指導と合わせて、横浜型センター的機能⁸による学校支援をさらに充実させ、横浜市全体の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、各通級指導教室の指導内容や方法を見直す必要があります。



巡回指導により担任が感じる効果		□とても思う	□思う	□やや思う	□変わらない
①特性について理解できる	R4	42.7%	46.6%	8.7%	1.9%
	R3	50.0%	43.6%	5.1%	1.3%
②指導・支援の具体がわかる	R4	25.2%	55.3%	15.5%	3.9%
	R3	37.2%	51.3%	10.3%	1.3%
③教材・教具の参考になる	R4	16.5%	42.7%	27.2%	13.6%
	R3	28.2%	46.2%	19.2%	6.4%
④個別の指導計画作成の参考	R4	26.2%	50.5%	17.5%	5.8%
	R3	35.9%	48.7%	14.1%	1.3%

⁸ 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、支援を必要としている学校のニーズに応じ、学校支援を行っています。

今後の方向性

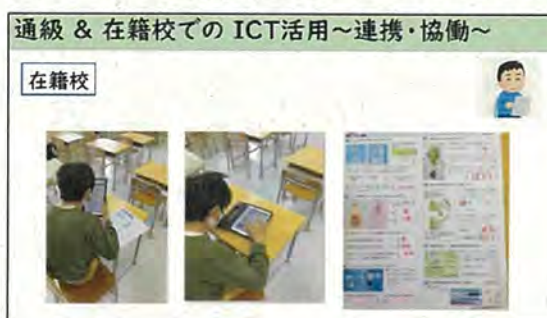
ア 通級指導教室の充実

- 小・中学校の通級指導教室では、入級希望者の増加による過大規模化等に対応するため、令和7年度を目標に小学校1校、中学校1校を増設します。加えて、必要に応じて各教室の改修も進めていきます。
- 専門性の担保に向けた、継続的な人材育成の仕組みを検討するとともに、一般学級の担任との更なる連携を深める取組を進めます。
- また、通級指導教室における学びのねらいや支援センター機能の役割、取組事例、通級指導教室における取組や学びの効果を多くの教職員が共有できる仕組みづくりについて検討します。
- 引き続き、臨床指導医派遣事業制度による医療等との連携を進めます。
- 通級指導教室においても ICT を活用し、在籍校との連携・協働に活かします。

【参考：通級指導教室と在籍校での ICT 活用】

通級指導教室で書字が苦手な児童にタブレットの音声入力を指導します。

その指導内容を通級担当の教員が、協働型巡回指導で、在籍校の担任に伝えます。この児童は書字が苦手で、テストの解答にも苦手意識あったので、スキッチというアプリでテストを撮影し、音声入力で解答する方法を通級担当教員が在籍校の担任に伝えました。これにより、書字に苦手意識のあった児童が自信をもってテストの答案を作成することができました。



イ 協働型巡回指導の充実

- 引き続き、児童生徒の在籍校における学習上又は生活上の困難を改善・克服を目指し、特別支援学校の通級指導教室担当教員が専門性を発揮して協働型巡回指導を行います。
- 児童生徒の在籍学級における適応促進や在籍校の教員の専門性の向上や校内支援体制の充実を図るため、小学校の情緒障害通級指導教室に加えて、盲特別支援学校の弱視通級指導教室においても、協働型巡回指導を開始します。
- 肢体不自由、病弱の児童生徒が、可能な限り地域の学校の一般学級で学び続けるため、特別支援学校の教員が一般学級における支援に入れる仕組み等について、検討します。

ウ 横浜市立高等学校における通級による指導の充実

- 横浜市立高等学校に通う生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、令和5年度から、横浜総合高等学校を拠点校として、自閉症/情緒障害・LD/ADHDの生徒への特別の指導の実施(自校通級)と、盲特別支援学校及びろう特別支援学校において弱視、難聴・言語障害の通級による指導(他校通級)を実施しています。さらに、令和6年度からは、横浜総合高等学校の体制を強化し、同校の通級指導担当教員が、その他の市立高等学校の生徒に対する巡回指導も実施します。

(3) 個別支援学級

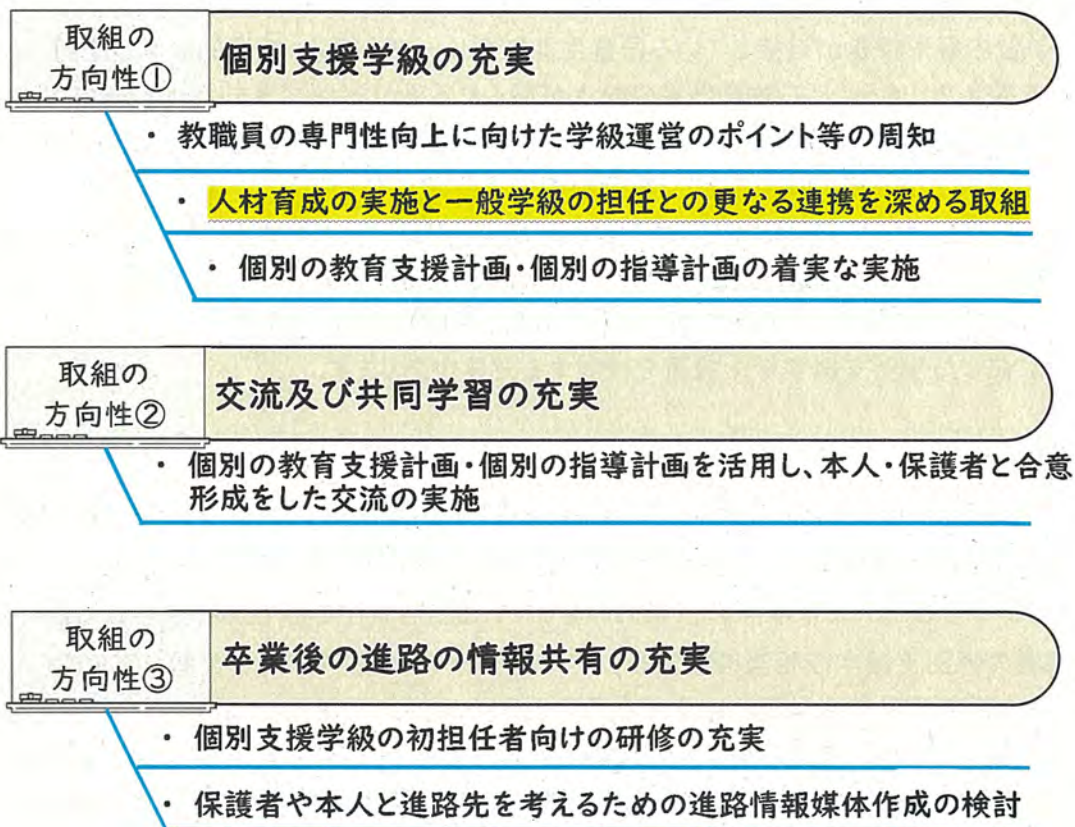
個別支援学級に在籍する児童生徒数は大幅に増加傾向にあり、児童生徒の障害状況も多様化しています。

児童生徒の障害状況を踏まえた、個別性の高い専門的な支援が必要な学級である一方で、近年は、初めて個別支援学級を担当する教員も多く、個別支援学級を担当する教員の人材育成等の専門性の確保に向けた取組が必要です。

個別支援学級の充実に向けて、教職員の専門性向上をはかり、担任の学級運営の拠り所となるような資料の作成・周知や、個別の教育支援計画・個別の指導計画の着実な実施に取り組めます。



個別支援学級の今後の方向性【概要】



現状・課題

- 小・中・義務教育学校では、平成 29 年度に個別支援学級の全校設置が完了しました。個別支援学級に在籍する児童生徒の人数は、平成 18 年度の 3,274 人から、令和 4 年度は 10,471 人となり、17 年間で 7,197 人（約 3.2 倍）増加しています。
- 個別支援学級初担当者研修受講対象者が、近年は毎年 200 名を超えており、個別支援学級を担当する教員の人材育成等の専門性の確保に向けた取組が必要です。
- 特別支援教育総合センターにおいて、この 3 年間で個別支援学級の自閉症情緒障害の判断数が大幅に伸びています。また、知的発達レベル別の相談件数では、IQ が境界～標準域までの相談が約 7 割を占めています。このことから、知的発達の遅れがなく、行動面・情緒面を含めた特性がある児童生徒の学びの場について、保護者が学びの場の選択を迷いやすいこと等が考えられます
- 学習内容や課題が近接している児童生徒でグループを組み、協働的な学びを行ったり、環境を整えたりすることで教育効果の向上が図られるようになってきましたが、一方で、指導や学級運営に専門性を必要とするにもかかわらず、校内体制の事情等から、やむを得ず担任が毎年交代する等の状況もあり、専門性の向上が追い付いていない状況です。
- 障害の重複化や多様化という状況もあり、肢体不自由や聴覚障害など、より障害特性に応じた対応が求められる児童生徒については、現在設置されている障害種（知的障害、自閉症・情緒障害、弱視）の個別支援学級では対応が難しい場合も見受けられるため、障害特性に応じた個別支援学級の設置を検討する必要があります。

【知的障害】

- 教育課程の状況（令和 3 年度）について、知的障害学級では、当該学年の学習のみをしている割合は小学校 14%、中学校 2%、当該学年と下学年の学習をしている割合が小学校 34%、中学校 38%、下学年の授業のみをしている割合は小学校 33%、中学校 44%、知的障害の特別支援学校相当の授業をしている割合が小学校 19%、中学校 17%です。
- 知的障害個別支援学級に在籍する児童生徒の状態は多様化しています。そのため、重度知的障害や知的・肢体の重複障害のある児童生徒に対する指導・支援の専門性の向上、多動傾向など、様々な状態像の児童生徒が在籍する学級運営を行うための支援体制が必要です。

【自閉症・情緒障害】

- 教育課程の状況（令和 3 年度）について、自閉症・情緒障害学級では、当該学年の学習のみをしている割合は小学校 52%、中学校 7%、当該学年と下学年の学習をしている割合が小学 37%、中学校 55%、下学年の授業のみをしている割合は小学校 11%、中学校 38%です。
- 在籍児童生徒数が増えてきている中、一人ひとりの主たる教育課程が異なるため、知的障害学級と同じく、専門性の向上、多動傾向など、様々な状態像の児童生徒が在籍する学級運営を行うための支援体制が必要です。

【弱視】

○ 全盲の児童生徒への学習ツール(点字指導、教材準備)の情報が不足しています。これまで、多くの学校で1名の在籍でしたが、複数の児童生徒が在籍する例も出てきており、指導体制の拡充が必要です。また、専門性のある担当教員の確保も課題です。

【個別支援学級児童生徒数】各年度5月1日時点 【個別支援学級の児童生徒人数、学級数】 R4.5.1 時点

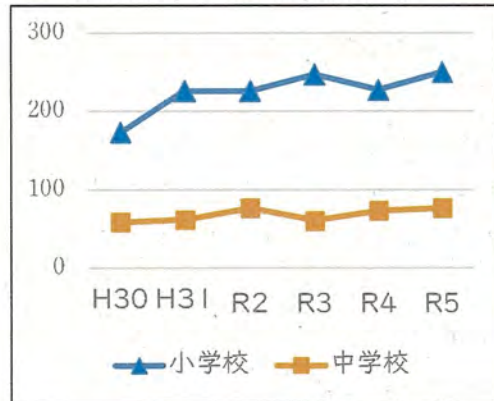


	知的障害		自閉症・情緒障害		弱視		合計	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
小学校計	3,737	624	4,380	710	24	21	8,141	1,355
中学校計	1,365	238	960	193	5	5	2,330	436
合計	5,102	862	5,340	903	29	26	10,471	1,791

【個別支援学級の在籍率の推移】

		平成25年度	平成29年度	令和4年度
小学校	全児童総数(人)	185,380	181,211	176,232
	個別支援級在籍数(人)	3,845	5,030	8,141
	在籍率(%)	2.07%	2.78%	4.62%
中学校	全生徒総数(人)	81,512	80,637	77,719
	個別支援級在籍数(人)	1,498	1,764	2,330
	在籍率(%)	1.84%	2.19%	3.00%

【個別支援学級初担当者研修受講対象者経年推移(概算)】

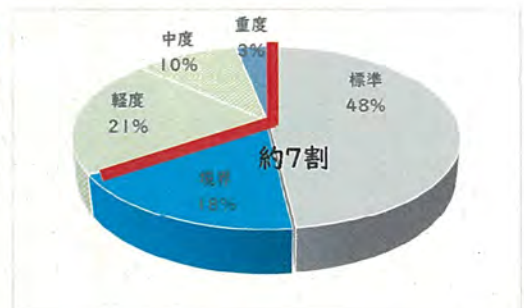


【特設センターによる判断区分別相談実施件数(人)】

個別支援学級判断	
知的	自閉症・情緒障害
699	879
671	1,017
687	1,126

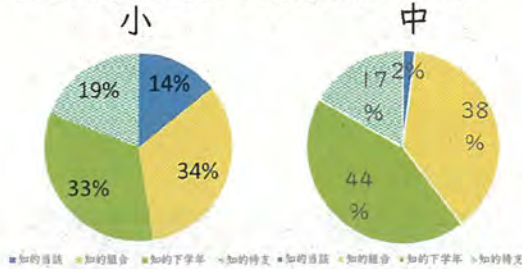
【知的発達レベル別相談実施件数と割合】

手帳	重度		中度		軽度		境界	標準		不明
	A1	A2	B1	B2	①	②				
IQ	~20	21~25	26~35	36~50	51~75	76~85	86~91	92~		
人数	49 (1%)	31 (1%)	101 (4%)	164 (6%)	547 (21%)	459 (18%)	338 (13%)	919 (35%)	13 (1%)	

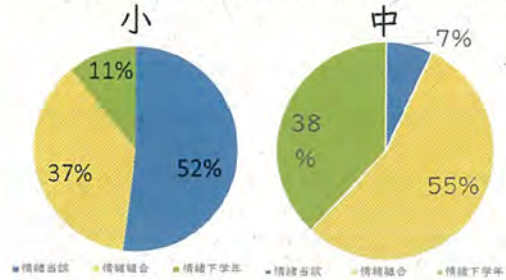


【各論】

【知的障害学級 主たる教育課程の割合】



【自閉症・情緒障害学級 主たる教育課程の割合】



※ 原則として知的障害と併せて発達障害等がある児童生徒（(例) 知的障害と自閉スペクトラム症を合わせ有する場合など）は、知的障害学級に含まれています。

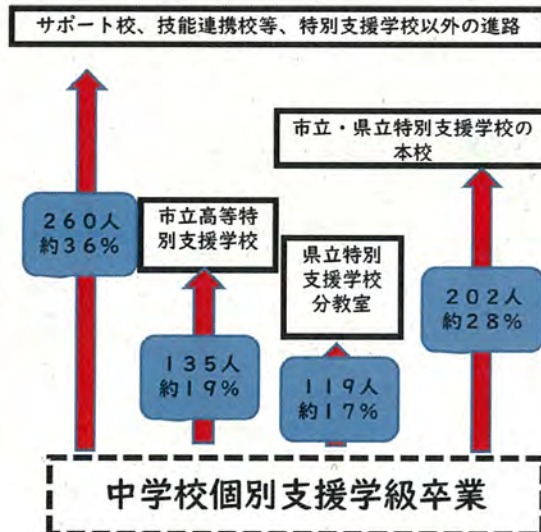
★個別支援学級の教育課程・各教科等の取扱い

- (1) 知的障害個別支援学級
 - ① 当該学年の各教科等の目標、学習内容を検討
 - ② ①が困難な場合には、下学年の目標、学習内容等を検討
 - ③ さらに難しい場合には、特別支援学校（知的障害）各教科等の目標、内容を検討
- (2) 自閉症・情緒障害個別支援学級、弱視個別支援学級
 - ① 当該学年又は下学年の各教科等の目標、学習内容を取り扱う

【中学校個別支援学級卒業後の進路の状況】

- 中学校個別支援学級卒業後の進路について、約 36%はサポート校、技能連携校等の特別支援学校以外に、約 19%は、企業就労を目指す市立高等特別支援学校、約 17%は県立支援学校分教室、残りの約 28%は特別支援学校に進んでいます。
- 選択肢が広がったことによる担任と保護者への情報共有が難しくなっているとの声があります。背景には、卒業後の一連の流れを説明できる媒体がないことに加え、多様化する進路情報を個別支援学級担任が把握することが難しくなっている状況が考えられます。
- 保護者が卒業後の進路が見えづらいという声があることから、小学校から中学校の個別支援学級への接続、中学校から進路先への接続について、更なる情報共有・連携が必要です。

【中学校個別支援学級卒業生の進路状況(R4)】



今後の方向性

ア 個別支援学級の充実

- 個別支援学級では、在籍する児童生徒数の増加と共に、障害の多様化が進んでいます。多様な児童生徒の教育的ニーズや障害特性に適切に対応していくため、教職員の専門性向上に向けた学級運営のポイント等の周知を進めます。
- 併せて、個別支援学級を担当する教員の継続的な人材育成に取り組むとともに、一般学級の担任との更なる連携を深める取組を進める等、教育内容や教育環境の整備・充実を図ります。
- 保護者との連携を大切にし、信頼される学級経営を目指して、引き続き、保護者、本人の願いを丁寧に聞き取り、教育的ニーズを把握したうえで、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、目標の共有を進めます。
- 特に自閉症・情緒障害の在籍児童生徒数が増加していることを踏まえ、インクルーシブ教育モデル事業の実施と併せて、個別支援学級のノウハウを一般学級で生かすための取組等を検討します。
- また、本人・保護者との個別の教育支援計画・個別の指導計画の合意形成や共有方法等を改善し、更なる活用を図ります。

【参考：効果的な ICT 活用】

【小学校 個別支援学級（理科）】

顕微鏡の操作は難しく、思うように観察することができないことがあります。そこで、接眼レンズにタブレット端末を取り付け、画像を撮影することで、子どもが観察カードに記録しやすくします。また、受精卵を動画でも撮影できるので、受精卵の中の心臓や血液の動きも観察可能となります。



【中学校 個別支援学級（体育）】

教員が実技の様子を動画撮影し、生徒の端末に送ります。生徒たちは、自分の実技の様子を動画で確認するなど、授業の振り返りに活用します。ロイロノートのテキスト機能を活用すると、お互いの良かったところや課題などを視覚的にも意見交換や意見の比較をすることができます。



【各論】

イ 交流及び共同学習の充実

- 交流及び共同学習については、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことと教科等のねらいの達成を目的として、一体的に取り組むことができる非常に重要な取組です。
- 「交流及び共同学習」の目的や主たる教育課程、実施期間、教科、これまで交流により得られた効果等を踏まえたうえで、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用し、本人・保護者と合意形成をして実施していきます。

ウ 卒業後の進路の情報共有の充実

- 小学校段階から中学校段階、高等学校段階、さらにその後の進路等の見通しをもちながら、前籍校での支援内容や方法、現在の教育的ニーズや中長期的な目標等について、個別の教育支援計画を柱に情報共有を行い、学校間および福祉・医療・労働機関との円滑な連携・接続、連続性のある支援につなげていくことが大切です。
- 引き続き、個別支援学級の初担任者向けの研修や小・中学校特別支援教育研究会等において、進路先の状況等の情報共有を進めます。
- 個別支援学級の担任が、保護者や本人と小学校段階から高等学校段階卒業後の進路先を考えるための進路情報等をまとめたパンフレット等の媒体作成について、児童生徒や保護者にご意見を伺いながら検討します。

(4) 特別支援学校

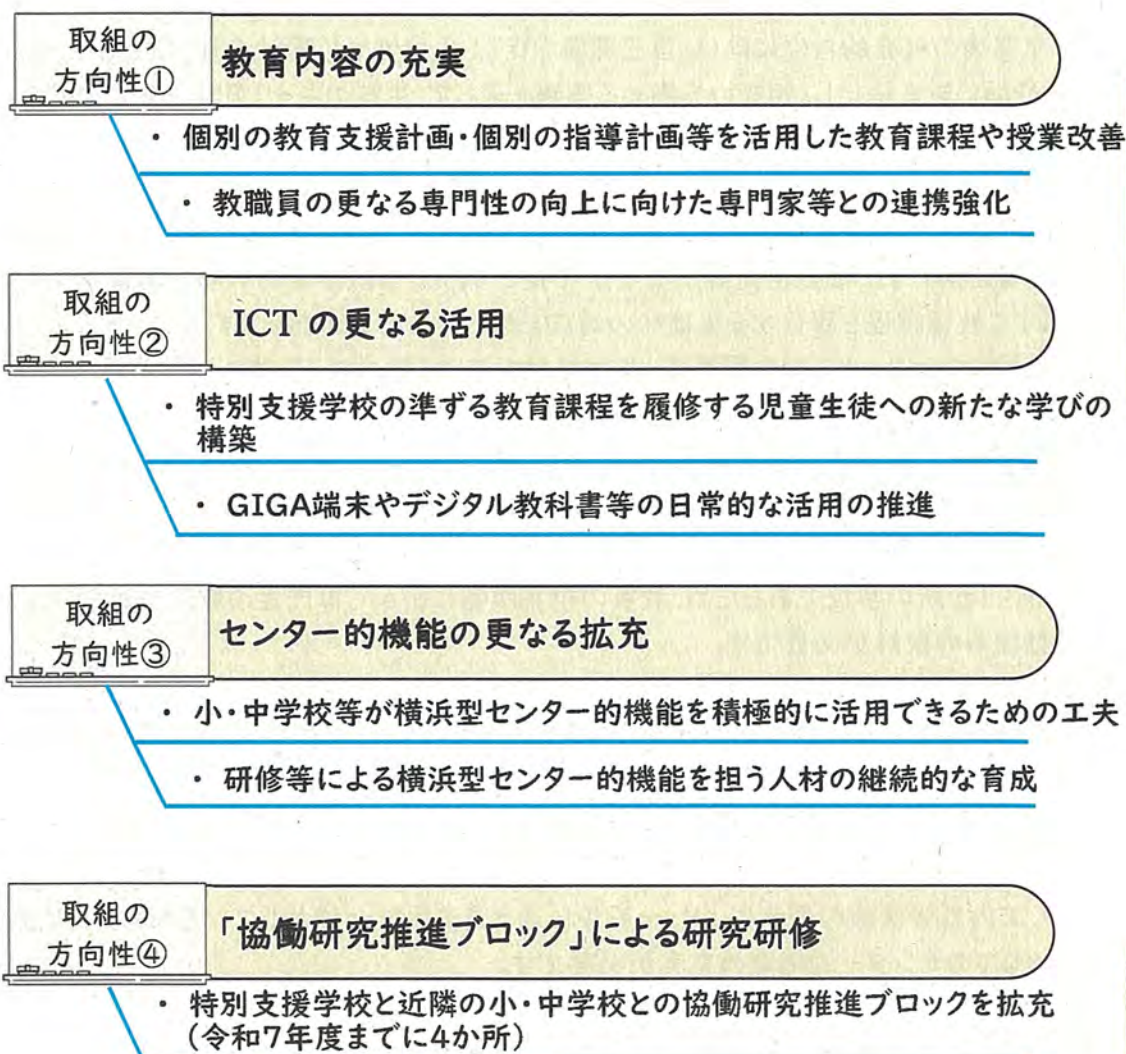
障害の重度・重複化、多様化がますます進んでいる中、特別支援学校に更なる専門性の向上が求められており、また、小・中・義務教育学校へのセンター的機能の発揮も求められています。

専門性の向上にあたっては、医師、臨床心理士、理学療法士等といった専門家との連携が必要です。

特別支援学校における教育内容の充実に向けて、教育課程や授業改善等を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくとともに、専門家との具体的な連携手法の検討を進めます。



特別支援学校の今後の方向性【概要】



現状・課題

- 本市には視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の全ての障害種の市立特別支援学校13校があります。平成24年度から令和3年度までの10年間で、学校数は1校増加（平成31年4月に左近山特別支援学校を新設）していますが、在籍する幼児児童生徒数は、ほぼ横ばいの状況です。

【知的障害】

- 児童生徒数の増加に加えて、在籍する児童生徒の障害が多様化しており、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた教育課程の見直しや教員の指導力向上に向けた取組が必要です。
- 特に、行動障害のある児童生徒への対応力の向上が求められている。

【知的障害(高等特別支援学校)】

- 中学卒業後の進路が多様化（県インクル校、サポート校等）しており、魅力ある学校づくりに向けて、中学校とのさらなる連携強化が必要です。
- 卒業後の社会的自立に向け、自己理解を促し、主体性や協働性を育むとともに、自分の想いや願いを言語化し、相談力を高める実践を通して、生徒のキャリア発達を促す教育をさらに充実させていく必要があります。
- 高等特別支援学校卒業後に、生徒が安心して長く働き続けられる環境整備が必要です。

【肢体不自由】

- 高等部等における教科免許所有者が不足しており、当該学年の教科を学習する、いわゆる準ずる教育課程を履修する生徒への対応を検討する必要があります。
- 新型コロナウイルスの影響等で、身体接触を避ける等の状況が続いたことから、教員の身体介助スキルを継承していく仕組みが必要です。

【視覚障害】

- 重複障害のある児童生徒が増加している傾向があり、視覚障害以外の専門性の向上が必要です。
- 市内1か所の学校であるため、教員の視覚障害にかかる専門性の継承や専門性を担保する仕組みの検討が必要です。

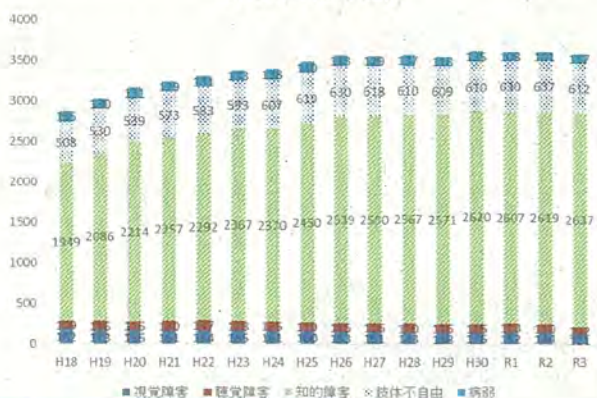
【聴覚障害】

- 重複障害のある児童生徒が増加している傾向があり、聴覚障害以外の専門性の向上が必要です。
- 市内1か所の学校であるため、教員の聴覚障害にかかる専門性の継承や専門性を担保する仕組みの検討が必要です。
- 人工内耳等医療の進歩により、一般校に通う児童生徒が増加しているため、特別支援学校としてのセンター的機能の充実が必要です。

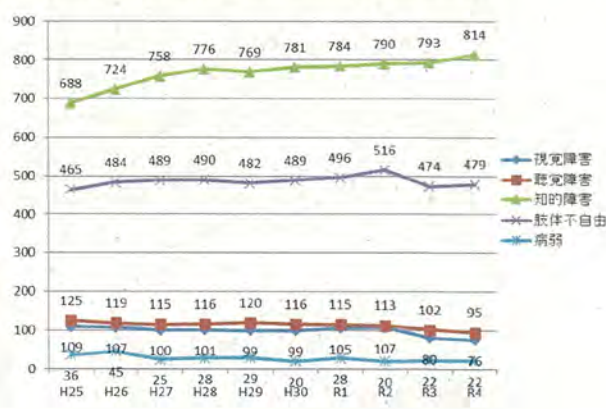
【病弱】

- 入院や長期療養中の高校生への学習支援が必要です。

【市内にある市立、県立、国立、私立の特別支援学校の児童生徒等数】



【市立の特別支援学校の児童生徒等数】



今後の方向性

ア 教育内容の充実

- 授業時数、日課表、学習集団の編制の見直し、複数の学校間での遠隔授業の実施、校外研究の充実など、**教育課程や授業改善、教員の指導力向上の具体的な取組を進めます。**
- **また、自閉症等による行動障害への対応については、医療・福祉機関からの助言や福祉部門が開催する強度行動障害研修の参加等、関係機関との連携強化による教員の専門性向上に取り組みます。**
- 個別の指導計画の実施状況の評価と改善点を次年度の年間指導計画に反映させるなど、教育課程の評価と改善につなげます。
- これらの教育課程改善等の取組を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。
- 児童生徒のキャリア発達を促す教育の充実を図るとともに、自分の想いや願いを表出し、適切な自己選択・自己決定につなげられるよう、本人を中心とした意思決定支援を推進します。
- 教職員の更なる専門性の向上に向けて、**医師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、ソーシャルワーカー等の専門家等との連携強化に取り組みます。**また、併せて、卒業後を見据えて**就労先企業との連携強化にも取り組みます。**
- 病弱について、継続して医療又は生活規制を必要とする高等部段階の生徒等に対応するため、オンラインを活用した学習支援の検討もあわせて行います。

イ ICTの更なる活用

- 合理的配慮の視点から、それぞれの障害の状態に応じて、GIGA端末に加え、点字ディスプレイなどの視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、視線入力装置等も積極的に活用し、指導の効果を高める取組をより一層、進めていきます。
- 具体的には、**特別支援学校の準ずる教育課程を履修する児童生徒同士がオンラインでつながり、同じ授業に参加したりできるよう、ICTを効果的に利用し、空間的・時間的制約を緩和する新たな学びを、各校横断的に検討するプロジェクトで検討を行い、構築を目指します。**
- **GIGA端末やデジタル教科書等の日常的な活用を推進する等、ICT支援員等の外部専門機関からの支援を受けながらICTを効果的に活用することにより、これまででない学習活動も可能となることから、その新たな可能性を個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善につなげていきます。**

【参考：特別支援学校での ICT 活用】

- ・ デジタル教科書を使用し、教科書のページも自分でめくれるようになりました。また、自宅からオンラインで参加している同級生と、意見交換もできるようになりました。
- ・ 小説の登場人物の相関関係を、アプリを使って整理しています。そして、色の使い分けをしながら、考える場面から発表する場面につなげています。
- ・ 画面表示や操作方法等の端末設定を個々の児童生徒に合わせることに加え、視線入力装置などの入出力支援装置や、テレプレゼンスロボットを試行的に活用しています。



(デジタル教材)



(アプリの操作)



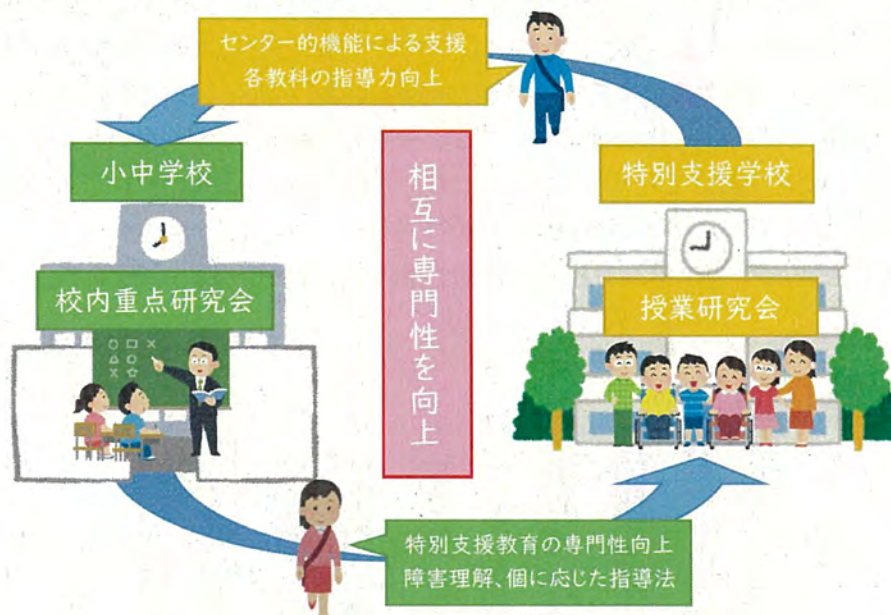
(テレプレゼンスロボットの活用)

ウ センターの機能の更なる拡充

- 小・中学校等が横浜型センター的機能を積極的に活用することができるよう、特別支援学校は、特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援方法や特別支援教育に関する教材教具等を発信したうえで、各校のニーズや課題に対応した適切な支援を行います。
- 研修等により、特別支援教育コーディネーターなど、横浜型センター的機能を担う人材の専門性の向上や人材育成を継続的に行っていきます。また、学校全体としてセンター的機能の発揮に向けて、教職員の意識や専門性の向上に努めます。

- エ 「協働研究推進ブロック」による研究研修
- 小・中学校等と特別支援学校の教員が互いの授業研究会に参加するなど、相互に専門性の向上を図る取組として、令和5年度から、左近山小学校、左近山中学校、左近山特別支援学校において、「協働研究推進ブロック」による研究研修を進めています。
 - 令和6年度以降、他障害種の特別支援学校と近隣の小・中学校等との協働研究推進ブロックを拡充し、令和7年度までに4か所実施します。

【協働研究推進ブロックのイメージ図】



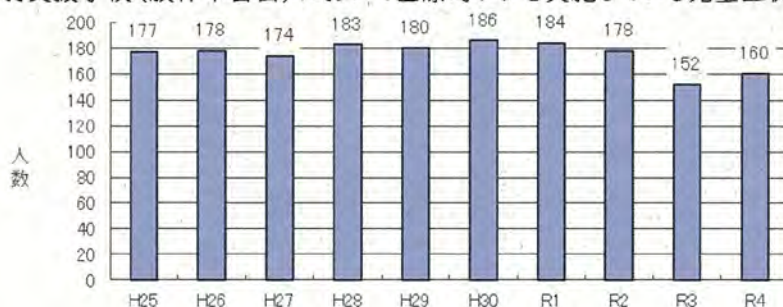
(5) 医療的ケア等、個別の支援を必要とする児童生徒への対応

現状・課題

ア 医療的ケア児の状況

- 現在、小・中・義務教育学校には医療的ケアを要する児童生徒が複数在籍しており、必要な時間帯に看護師等を派遣する等の対応を行っています。今後は、いわゆる医療的ケア児支援法の趣旨も踏まえつつ、児童生徒が、自身の医療的ケアと共存し、安心安全な学校生活を送るとともに、医療と共に生きる力を獲得できるよう支援していくことも重要です。
- 肢体不自由の特別支援学校については、これまで学校内では実施していない新たな医療的ケアへの対応が求められており、学校看護師の体制を拡充しています。また、これまで人工呼吸器を使用している児童生徒については、日中の保護者の付き添いが必須とされていましたが、この解消に向けて取り組んできました。今後、宿泊行事時の対応や訪問籍の児童生徒の定期的なスクーリングへの対応が必要です。
- 学校での医療的ケアの中心を担う学校看護師の人材の確保が課題です。

【特別支援学校(肢体不自由)において医療的ケアを実施している児童生徒数(推移)】



イ 肢体不自由児童生徒への対応

- 肢体不自由等で車いすを使用する児童生徒が在籍又は入学する市立小・中・義務教育学校に、機器の貸出や、未設置校へのエレベータの設置を優先して進めています。
- 肢体不自由や内部疾患のため、手すりや段差解消のためのスロープの設置、トイレ改修によるオストメイト対応・折り畳み式介助ベッド等を設置するなど、校舎内のバリアフリー化について、継続的な取組が必要です。
- 小・中学校等で車いすを使用する児童生徒が様々な活動を体験し、経験を広げることを目的として、特別支援学校の設備を活用したボッチャや水泳などの体験会を開催しています。

ウ 特別支援教育支援員等の状況

- 小・中・義務教育学校において、肢体不自由や知的障害があり、食事、移動、着替え、排泄等の支援や、発達障害等により特性に応じた学習活動への働きかけを必要とする児童生徒に対し、校内支援体制の充実を目的として、介助や見守りを行う特別支援教育支援員(有償ボランティア)を配置しています。
- 聴覚障害のある児童生徒の情報保障として、授業等の場面でノートテイクを行うボランティアを配置しています。
- 支援ニーズの高まりにより、ボランティアの担い手を継続して確保していく必要があります。

今後の方向性

ア 医療的ケア施策の充実

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の趣旨に基づき、肢体不自由特別支援学校においては、引き続き、学校看護師の体制を拡充するとともに、学校看護師と教職員の協働により、人工呼吸器をはじめ、高度な医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の付添解消や通学支援の取組を充実させていきます。
- 日中の保護者の付添解消に加え、宿泊行事への付添軽減に向けたモデル的取組を検討します。また、通学支援や学校看護師と教員の協働による医療的ケアのさらなる充実を通して、訪問籍の児童生徒がスクーリング時に安心して登校し、可能な限り子ども同士の協働的な学びを経験できるよう、環境を整備していきます。
- 小・中・義務教育学校、特別支援学校（肢体不自由を除く）においては、看護師を派遣し、必要な医療的ケアを提供するとともに、将来の自立に向けて児童生徒本人が自身でケアを行うことができるよう、健康管理や手技指導などの支援を行います。

イ 肢体不自由児童生徒への対応

- 家庭と学校、学校と教育委員会関係課室が連携し、必要なバリアフリー等の整備に取り組んでいきます。また、保護者からの相談に対応する区福祉保健センターや地域療育センター、児童発達支援事業所、幼稚園・保育園など関係機関とも情報共有に努め、就学や進学に合わせて環境整備を行うことができるよう取り組んでいきます。
- 肢体不自由等のある児童生徒が、授業や様々な活動に参加できるよう、スポーツ実技等の体験会や教職員を対象とした研修及び情報交換会を進めていきます。

ウ 特別支援教育支援員等の配置

- 日常的に見守り支援や生活介助を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置、聴覚障害のある児童生徒に対するノートテイクボランティアの配置など、障害等により支援を必要とする児童生徒への取組を継続していきます。
- 障害等により、専門的な介助や支援が必要な児童生徒の校外学習等については、保護者に対応をお願いしている場合もありますが、支援体制について検討していきます。

まとめ

医療的ケア施策の充実

- ・ 特別支援学校において、児童生徒の保護者の付添解消や通学支援の取組を充実
- ・ 小・中・義務教育学校等において、看護師を派遣し、健康管理や手技指導などを支援

肢体不自由児童生徒への対応

- ・ 必要なバリアフリー等の整備
- ・ 授業や様々な活動に参加できるよう研修及び情報交換会を実施

特別支援教育支援員等の配置

- ・ 特別支援教育支援員やノートテイクボランティアの配置を継続
- ・ 専門的な介助や支援が必要な児童生徒の校外学習等について、支援体制について検討

6 開かれた特別支援教育、関係機関の連携強化（医療、福祉、労働等）

(1) 地域療育センターとの連携

- 横浜市には、学校期までの、心身に障害のある、またはその可能性のある幼児児童及びそのご家族を対象に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行う地域療育センターが整備されています。早期からの一貫した支援の充実に向けて、地域療育センターのもつ知識や経験に基づく適切な評価・療育計画と、個別の教育支援計画・個別の教育指導計画の更なる連携・連動が必要です。
- 地域療育センターでは、横浜型センター的機能の一環として、小学校・義務教育学校前期課程の教員向けの障害理解促進のために、学校支援事業を実施しています。
- 引き続き、子ども一人ひとりの学習上・生活上の困難の改善・克服のために、これらの専門的知見をもつ関係機関の事業を積極的に活用し、連携を強化していきます。

(2) 横浜型センター的機能について

- 横浜型センター的機能による学校支援の仕組みは、小・中学校等の要請により、障害のある児童生徒や支援の必要な児童生徒の教育を担当する先生方に対して、教育だけではなく、地域療育センターや学齢後期障害児支援事業所等の関係機関と連携・協力しながら、必要な助言又は援助を行っています。これまで本市の小・中学校等のニーズを踏まえ、市内や近隣地域の学校支援を担うリソースを最大限に生かして作られてきました。
- 学齢後期障害児支援事業においては、学齢後期（中学・高校生年代）の主に発達障害のある、またはその疑いのある方を対象として、不登校や集団生活になじめないなど、生活上の困りごとの解決に向けて、相談、診療、関係機関との調整など支援を行っています。これまで、対象児童生徒の情報共有を協力的に行うことができ、家族や本人の困りごとに早急に対応できた等といった好事例の積み上げを行いながら、今後の連携強化の在り方を検討していきます。
- 「地域療育センターによる学校コンサルテーションによって、学校内のチーム体制づくりへつながった」、「学齢後期障害児事業所等の支援により、児童生徒の情報共有を協力的に実施でき、困りごとに早急に対応できた」等の効果が出ています。
- 他方、通級指導教室の支援センター機能では、小学校に比べて中学校からの依頼が少ない状況です。また、特別支援学校のセンター的機能では、進学先や転籍等の学びの場の相談が多く寄せられる等、対応が難しい相談が多くあり、更なる活用に向けた普及啓発等が必要です。
- 引き続き、横浜型センター的機能の好事例等を小・中学校等への共有することに加え、これまでの取組の効果を振り返るとともに、今後の支援のあり方等を検討していきます。

(3) 交流及び共同学習の推進に向けた考え方

- 現在、横浜市立以外の特別支援学校に通う児童生徒の交流及び共同学習は「居住地交流⁹」であり、横浜市立特別支援学校に通う児童生徒に横浜市教育委員会が小・中・義務教育学校での副学籍を指定して実施する「副学籍交流¹⁰」とは、制度が異なっています。
- 横浜市立以外の特別支援学校に通う児童生徒も希望すれば、横浜市教育委員会が副学籍校を指定できる制度に変更できるよう、神奈川県教育委員会や県立支援学校等との協力体制を整えていきます。
- また、本市の副学籍交流をさらに促進していくため、学校、保護者、児童生徒が、より利用しやすい仕組みにします。

(4) 教育委員会事務局内・他局の連携強化

- 特別な配慮や支援を必要とする子どもたちを取り巻く環境は、複雑化、多様化し、個性が高くなっています。不登校や日本語指導の必要性等との重複した課題に対応するため、局内外の関係課室との連携、協働を強化していく必要があります。
- 障害に加え、不登校や日本語指導、食形態への配慮、高度な医療的ケアが必要な児童生徒など、多様化する特別な配慮や支援が必要な子ども、保護者への対応を適切に行っていく必要があるため、教育委員会事務局内だけでなく、他局や医療、福祉等との連携を強化していきます。また、相談支援体制の整備も併せて行っていきます。

(5) 医療、福祉、卒業後の自立に向けた関係機関との連携強化

- ア 就学後の支援体制構築のための体制づくり、地域療育センター等、医療や福祉機関との連携強化
 - 特別支援教育の対象となる幼児の背景の多様化に伴い、児童相談所や区役所、基幹相談支援センター等と連携して、就学後の支援体制を構築していくため、SSW（スクールソーシャルワーカー）を窓口とした事務局内の体制づくりが必要となります。
 - また、医療的ケアを必要とする子どもの就学が、特別支援学校だけでなく小・中・義務教育学校でも増加してきていることから、就学以前に支援を行っていた地域療育センター等、医療や福祉機関との連携を強化していく必要があります。
 - こうした中、本市では、小・中・義務教育学校及び高等学校に在籍する発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、教育委員会から、医師、学識経験者、臨床心理士等を派遣し、学校における支援体制づくりや教職員の指導力向上に取り組んでいます。
 - また、令和5年度からは、姿勢・運動等に課題がある児童生徒への効果的支援の充実に向けた特別支援学校によるセンター的機能活用への試行的な取組として、外部専門職と連携した専門的見地からのアドバイスができる取組を開始しています。
 - 医療的ケアを必要とする児童生徒については、主治医や横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター等が協働し、就学後の医療的ケアが円滑に行えるよう引き続き、取り組んでいきます。

⁹ 居住地交流は、神奈川県立支援学校小学部・中学部に在籍する児童生徒のうち、保護者と連携して作成する「個別教育計画」において居住地交流の実施が必要であり、交流する相手の小・中・義務教育学校（以下「交流校」という。）との相談の上、合意が得られた児童生徒を対象に行っています。

¹⁰ 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図る等、交流及び共同学習を進めるとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組みです。このため、特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒の居住地を通学区域（学区）とする小・中学校を「副学籍校」として横浜市教育委員会が指定します。

【各論】

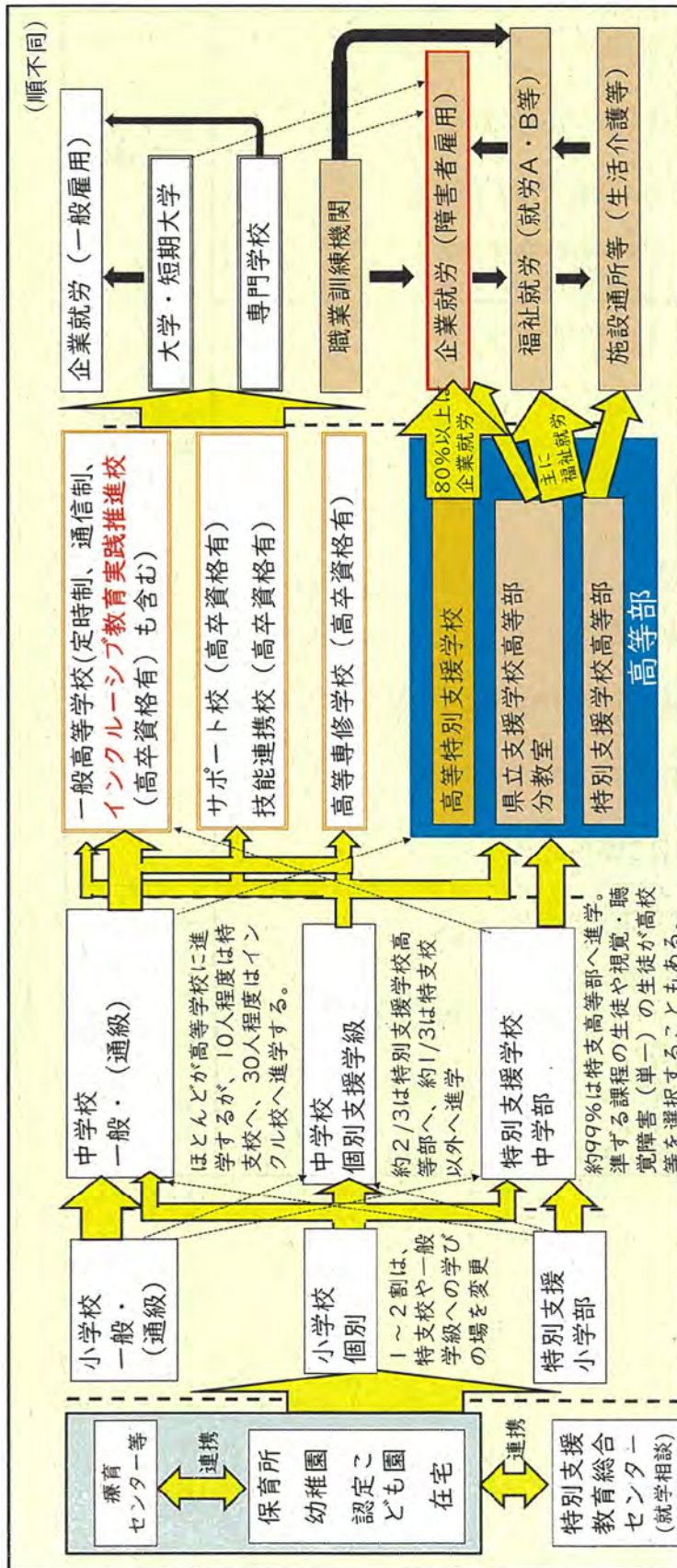
○ 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を提供していくために、学校だけで悩むことはなく、積極的に取り組めるよう、医療、福祉等の専門的な支援が他機関から受けられるよう、多職種連携を強化していきます。

イ 障害福祉サービス事業所、地域の障害者支援に関わる機関、労働関係機関、企業等の進路先などとの連携、教職員や保護者に対する将来を見通すための情報提供

○ 児童生徒が、将来、地域で一人ひとりの状況に合わせて、自立した豊かな生活ができるよう、障害福祉サービス事業所、地域の障害者支援に関わる機関、労働関係機関、企業等と連携していきます。早い段階からの児童生徒の学習や体験的な活動等への協力だけでなく、教職員や保護者に対する将来を見通すための情報提供なども積極的に実施していきます。

【参考資料】

○ 学びの場の現状と課題の全体像



【就学前】

- ・ 特別支援教育総合センターにおいて就学相談を実施し、本人・保護者の意向を十分に尊重して学びの場を判断している。
- ・ 就学相談は療育センターや保育所等関係機関と情報共有をして実施している。
- ・ 相談は年々増加傾向にあり、知的に遅れない相談が約70%を占める。また、障害が軽度であっても、保護者が一般級より手厚いと考え、特別支援学校や個別支援学級等を志向する傾向が見られる。

【中学校・中等部】

- ・ 一般学級のうち、ほとんどもが一般高等学校に進学するが、ここ数年10人程度は特別支援学校へ、30人程度はインクルーシブ教育実践推進校へ進学している。
- ・ 個別支援学級の約2/3は特別支援学校高等部へ、約1/3は、定時制、通信制の高校、サポート校、技能連携校等へ進学している。
- ・ 特別支援学校については、約99%は特別支援学校高等部へ進学するが、一部、標準する課程の生徒や単一障害の生徒が一般高等学校を選択することもある。

【小学校・小学部】

- ・ 一般学級児童について、小学校1~3年の間に個別支援学級等への学びの場の変更が多い。
- ・ 個別支援学級では、中学校入学時に、知的障害学級は一定数が特別支援学校へ、自閉症情緒障害学級の一定数は、一般学級へ学びの場を変更している。
- ・ 特別支援学校については、ほとんどの児童がそのまま特別支援学校中等部へ進学する。

【高校・高等部】

- ・ 県立のインクルーシブ教育実践推進校(R5年度:18校)の卒業後の進路は、進学、職業訓練機関、就職、福祉就労と様々な状況。
- ・ 比較的、知的障害の程度が軽い生徒が通い、企業就労を目指す横浜国立高等特別支援学校の卒業後は、約80%が企業就労し、残りは福祉就労となっている。
- ・ 市立特別支援学校高等部(高等特別支援学校を除く)の卒業後は、主に福祉就労もしくは、施設通所となっている。

○ 令和5年度 横浜市特別支援教育懇談会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所 属	区 分
渡部 匡隆	横浜国立大学 教育学部 教授	学識経験者
小林 潤一郎	明治学院大学 教育発達学科 教授 医師	
滑川 典宏	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所	
高野 陽介	横浜国立大学 ダイバーシティ戦略推進本部 D&I教育研究実践センター 講師	
坂本 高志	小児療育相談センター 相談支援室 室長	医療・療育・ 福祉・学習 支援
齊藤 共代	北部療育センター センター長	
宇山 秀一	横浜市学齢後期発達相談室くらす 室長	
鈴木 章裕	あっきーテックサポート (元特別支援学校 教員)	
木村 香苗	障害児を守る連絡協議会 副会長	保護者
宇月原 琴	横浜市PTA連絡協議会 特別支援学校部会 会長	
西村 朋美	横浜重心グループ連絡会 ぱざぼネット	
中野 美奈子	一般社団法人 横浜市自閉症協会	
菊本 純	横浜市立日野中央高等特別支援学校 校長	学校関係者
滝川 尚美	横浜市立北山田小学校 校長 (横浜市立小学校長会 特別支援教育研究部 部長)	
山下 豪大	横浜市立浜中学校 校長 (横浜市立中学校長会 特別支援教育部会 部長)	
寺岡 徹	横浜市立平沼小学校 校長 (横浜市立学校通級指導教室設置校長会 会長)	

○開催経過

【第1回】 令和5年7月20日

【第2回】 令和5年11月15日

【第3回】 令和6年2月6日

南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について

1 検証の目的 (P1～)

平成24年度の附属中学校の開校以来、南高等学校・附属中学校は、総合的な学習・探究の時間を軸とした教育活動やグローバル教育の推進等、様々な特色ある取組を展開し、生徒の資質・能力の育成を図ってきたが、本市として初めて設置した中高一貫教育校である同校の教育をより良いものとするためには、設立時の目的が達成されているか、これまでの取組が効果的であったかなど、経年的に検証する必要がある。

令和4年度末、6学年全てが附属中学校からの入学生が在籍している状態になる初めての年に入学してきた学年（附属中学校6期生）が卒業し、中高一貫教育校への移行について一区切りを迎えた。このことを契機に、教育委員会として、基本計画に定められた設置の目的・教育目標等の達成状況を振り返り、課題や今後の目指すべき方向性を整理し、南高等学校・附属中学校の中高一貫教育をさらに充実させることを目的に、開校からこれまでの取組について検証を行うこととした。

<アンケート調査項目(例)>

- ・「あなたは日頃から、自ら進んで学ぼうとしていますか？」(生徒)
- ・「将来は、国際機関やグローバル企業のリーダーとして活躍したいと考えていますか？」(生徒)
- ・「諸外国の国民性、文化、慣習の違いについて、関心を持っていますか？」(生徒)
- ・「将来は、留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考えていますか？」(生徒)
- ・「学校に通うことについてどう思いますか？/学校生活の充実度を教えてください。」(生徒)
- ・「授業の内容についてどう思いますか？(難易度/進む速さ/学ぶ量)」(生徒)
- ・「6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムが編成されていると思いますか？」(教職員)
- ・「6年間を見通した体系的な学習指導/キャリア教育/特別活動が実施されていると思いますか？」(教職員)

2 検証にあたっての論点・検証方法 (P7～)

<p>論点1 教育目標及びスクール・ミッションの達成状況</p> <p>【論点1-1】 教育目標及びスクール・ミッションの実践状況</p> <p>【論点1-2】 グローバルな視点の定着、グローバル教育実践状況</p>	<p>論点2 併設型中高一貫教育校としての取組</p> <p>【論点2-1】 入学時期の違いによる教育的効果</p> <p>【論点2-2】 併設型中高一貫教育校としての運営状況</p>
--	--

【検証方法】

上記の論点に対する検証材料として、これまでの学校の取組やデータ、生徒や教職員、保護者等へのアンケート調査・ヒアリング調査の結果等を用いた。これらの検証材料をもとに、取組の成果と課題を整理し、今後の中高一貫教育の充実に資するための方向性について整理した。

なお、論点2については、これまでの併設型中高一貫教育校としての取組等をまとめ、主に今回実施したアンケート調査・ヒアリング調査から検証を行った。

<検証に使用した主なデータ・成果・実績等>

横浜市学力・学習状況調査、実用英語技能検定(英検)の取得状況・CSEスコア、総合的な学習・探究の時間(EGG・TRY&ACT)の成果、大学合格実績、適性検査・入学者選抜の競争率 ほか

3 検証のまとめ

【論点1：教育目標及びスクール・ミッションの達成状況について】(P78～)

「学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」及び「自ら考え、自ら行動する力の育成」

・教育目標の「学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」及び「自ら考え、自ら行動する力の育成」については、附属中学校の「総合的な学習の時間(EGG)」や高校の「総合的な探究の時間(TRY&ACT)」、各教科等における探究的な学び、学校行事や部活動など多様な教育活動等を通じて育成が図られている。また、上記の教育目標に対応するスクール・ミッションの「国際社会及び日本における課題の発見・解決に資する知識・技能の習得」と、それらの活用に関わる「思考力、判断力、表現力」等の育成についても同様に行われている。

・こうした資質・能力の育成に向けた取組は、質の高い学びによる高い学力の習得につながり、学力・学習状況調査や英検の実施結果等に成果として現れている。

・一方で、「6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラム」の軸となる附属中学校の「総合的な学習の時間(EGG)」と高校の「総合的な探究の時間(TRY&ACT)」については、中高の接続や一貫性についての課題が指摘されている。6年間を見通した探究活動ができるようにカリキュラムを見直し、中学校段階の「総合的な学習の時間(EGG)」から高校段階の「総合的な探究の時間(TRY&ACT)」の学びを一体化する必要がある。

「未来を切り拓く力の育成」・「グローバル人材の育成」

・教育目標「未来を切り拓く力の育成」については、附属中学校設立時から目指してきた基礎基本に基づいた高い学力の習得及び生徒が希望する進路への実現について成果が見られる。

・スクール・ミッション「国際社会で活躍できるグローバル人材の育成」については、4技能をバランスよく育成する英語教育に加え、「総合的な学習の時間（EGG）」や「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」、横浜スーパーグローバルハイスクール（横浜SGH）、国際交流、海外研修等の取組を通して生徒の実践的な英語力の育成やグローバルな視点の定着が図られている。実践的な英語力の育成では、中高ともに、令和4年度に目標の英検の取得率を達成するなど、成果を上げている。

・一方で、グローバルな視点の定着については、アンケート調査結果から、生徒のグローバルへの意識は高いが、それが必ずしも海外大学への進学・留学・仕事での国際的な活躍という将来の目標につながっておらず、学校が目標としている「南高校を目指すグローバルリーダー」の育成に向けて課題がある。

・生徒がグローバルへの意識を自身の将来の意向・目標につなげるためには、できるだけ早期から海外に対するイメージを具体化していくことが効果的と考えられることから、国際交流等の海外プログラムの早期再開は必須である。附属中学校の海外研修の行先であり、姉妹校も所在するカナダ・バンクーバー市は、多様性が特徴の一つであり、生徒が多くの気づき・学びを得られることが期待できる都市である。海外との交流においては、相手と良好な関係を築くことがプログラムの効果的な実施につながることから、これまでの交流を軸として活動を充実させていくことが望ましい。また、国際都市横浜の強みを生かし、国内における国際教育機関等と連携していくことも有効である。

・生徒のニーズに合わせて海外での経験を積めるよう支援することも重要であることから、海外大学進学支援プログラムの拠点校として培ってきた経験や利点も生かし、海外大学進学・留学等を促進する必要がある。

・グローバルリーダーとしての資質・能力を育成する観点では、6年間を見通した体系的なキャリア教育の視点からのグローバル教育へのアプローチも必要である。また、実践的な英語力の更なる伸長のために、英語の活用機会の充実が求められる。

【論点2：併設型中高一貫教育校としての取組について】（P79～）

教育課程・カリキュラム編成

・附属中学校の1期生が大学入試を受験した平成30年度以降、国公立大学合格者数、難関国公立大学合格者数、難関私立大学合格者数はいずれも増加しており、大学合格実績が大きく向上している。また、高入生の国公立大学合格者数も、卒業者数あたりの合格者数は附属中学校設立前より若干の増加傾向にあり、基礎学力をバランスよく身に付ける教育活動の成果が見られる。

・附属中学校1期生から3期生は、高校2年時まで中入生と高入生を別クラスで編成、高校3年時は混合クラスを編成し、先取り学習を実施していた。しかし、別クラスで学ぶことによる学習進度の調整や学年が一体となって活動する場面などで課題があったことから、附属中学校4期生からは、高校入学時から、中入生・高入生の混合クラスにすることとし、先取り学習は行わず、学習内容の深掘りを行うこととした。

・アンケート調査結果における、学校生活に関しての中入生と高入生の比較では、中入生・高入生ともにおおむね「楽しい」、「充実している」と答えている。入学当初から混合クラスとする変更を行ってからは、異なる環境で学んだ生徒同士が、切磋琢磨する環境の中で、お互いを認め尊重し合いながら高め合う環境となっており、生徒が充実して学校生活を送っている様子が伺える。

・授業の内容については中入生・高入生ともに面白いと感じている生徒が多いが、授業の難易度、進む速さ、学ぶ量に関する項目の比較では、内容が難しい、進捗が速い、学ぶ量が多いという回答は高入生の方が多い。また、生徒や保護者のアンケート調査では、先取り学習の要望についての自由記述が多くあった。こうした状況は、計画的な学習支援をきめ細かく実施しても生じていることから、改めて対策を検討する必要がある。

・教職員のアンケート調査結果では、6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムの編成、6年間を見通した体系的な学習指導、キャリア教育、特別活動の実施について、「とてもそう（編成・実施されている）と思う」と答えた教職員は1割程度であり、中高ともに一定数の教職員が、中学校と高校の連携について改善が必要と感じている。教育目標及びスクール・ミッションの達成に向け、中高一貫教育校としての6年間を見通した教育課程を再編成する必要がある。

・教育課程の再編成にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの充実の観点も踏まえ、中高教職員が共に、育成する資質・能力を明確にして一つの教育課程を作り上げていくことが重要である。その際、中高一貫教育校における教育課程の特例を活用することも考えられる。

学校運営

・附属中学校の適性検査における競争率は、安定して高倍率を保持しており、「市立中高一貫教育校という新たな選択肢を市民に提供する」という設置の目的を達成している。

・附属中学校教員と高校教員の相互乗り入れ授業については、高校では、例年一定数の教員が附属中学校の授業を担当しているが、附属中学校の教員が高校の授業を担当しているのは1教科であり、単位数も少ない。

・教職員からのヒアリングでは、中高が互いの教育活動の意義や内容を直接実感できる利点等を評価する意見がある一方で、相互乗り入れで担当科目が増える負担や校種を越えた授業で大学進学指導をすることの心理的な負担を懸念する意見もあった。相互乗り入れ授業については、中学校3年生と高校1年生の中高接続の学年から充実を図るなどの工夫が必要である。

・教育委員会は、令和4年度の人事異動から、中高一貫教育校内の人事交流の制度を定めたり、市立学校の教員へ広く中高一貫教育校の特色を周知したりするなど、人事交流の活性化に向けて取組を行っている。今後、これらの仕組みの活用によって、中高間の人事交流を促進し、高校と附属中学校の連携体制が強化されるよう、取り組んでいく必要がある。

・今後、教育目標、スクール・ミッションの達成に向けて、更に前進させるためには、6年間の一貫した教育課程の再編成、中高の連携強化、グローバル人材の育成に向けた取組の一層の充実が求められる。附属中学校・高校が一体となり、6年間一貫して生徒を育成していくために、高校からの入学者募集を停止するなど、中高一貫教育校の運営や取組について見直すことが必要である。

・今後、県内の公立中学校の卒業者数が減少していくことが想定されることから、学校運営の在り方の検討にあたっては、これらの状況も考慮していく必要がある。

南高等学校及び南高等学校附属中学校における
中高一貫教育に関する検証
報告書

令和6年3月
横浜市教育委員会

目次

第1	中高一貫教育に関する検証にあたって	1
1	検証の目的	1
2	南高等学校・南高等学校附属中学校の概要	3
3	検証にあたっての論点・検証方法	7
第2	論点1：教育目標及びスクール・ミッションの達成状況	9
1	教育目標とスクール・ミッションの関連及び論点との対応	9
2	学校の取組の概要	10
論点1-1	：教育目標及びスクール・ミッションの実践状況について	19
1	取組の成果・実績	19
2	生徒や教職員等の意識	37
3	考察	42
論点1-2	：グローバルな視点の定着、グローバル教育実践状況について	44
1	取組の成果・実績	44
2	生徒や教職員等の意識	46
3	考察	49
第3	論点2：併設型中高一貫教育校としての取組	50
1	学校の取組の概要	50
論点2-1	：入学時期の違いによる教育的効果について	57
1	取組の成果・実績	57
2	生徒や教職員等の意識	60
3	考察	68
論点2-2	：併設型中高一貫教育校としての運営状況について	69
1	取組の成果・実績	69
2	生徒や教職員等の意識	71
3	考察	77
第4	検証のまとめ	78
1	論点1：教育目標及びスクール・ミッションの達成状況について	78
2	論点2：併設型中高一貫教育校としての取組について	79
参考資料		81
検証会議		86
教育委員会事務局担当者		88

第1 中高一貫教育に関する検証にあたって

1 検証の目的

(1) 背景（学校のあゆみ）

平成21年11月、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、魅力ある市立高等学校の実現を目指して、様々な高校改革を進める中で、経済的に負担の少ない、公立の中高一貫教育を受けたいという市民ニーズに応えるため、平成24年度に南高等学校に附属中学校を設置し、併設型の中高一貫教育校として開校することを決定した。

平成22年5月、教育委員会は、「横浜市立中高一貫教育校基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、設置の目的を改めて整理するとともに、「(1) 学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」、「(2) 自ら考え、自ら行動する力の育成」、「(3) 未来を切り拓く力の育成」という3つの教育目標をはじめ、目指す学校像、教育課程編成の基本方針等、開校に向けて学校の基本となる方向性を示した。

平成24年4月、附属中学校を開校し、南高等学校・附属中学校は本市初の中高一貫教育校として新たなスタートを切った。学校は、基本計画で示された方針の下、附属中学校の「総合的な学習の時間（EGG）」、高等学校の「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」を軸として、様々な教育活動を展開し、生徒の育成に取り組んできた。

また、平成27年4月には、南高等学校は、グローバル教育の更なる推進を目指して教育内容を整理し、文部科学省からスーパーグローバルハイスクールの指定を受けた。その後は、海外研修をはじめとしてより充実した教育活動を展開し、グローバルリーダーの育成に取り組んでいる。

令和4年3月、教育委員会は、市立高等学校のスクール・ミッションを策定した。南高等学校についても、基本計画により定められた教育目標を踏まえて、学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像を再定義した。

(2) 目的

平成24年度の附属中学校の開校以来、南高等学校・附属中学校は、総合的な学習・探究の時間を軸とした教育活動や、スーパーグローバルハイスクールとしてのグローバル教育の推進等、様々な特色ある取組を展開し、生徒の資質・能力の育成を図ってきた。

この間、附属中学校の1期生から3期生までは、基本計画に沿って、高校2年生までは中入生・高入生が別クラスで学んでいたが、4期生以降は、中入生・高入生を高校1年生から同じクラスとし教育課程も変更するなど、学校は、併設型中高一貫教育校として社会的ニ-

ズや生徒の実態等に対応した改善・充実を図ってきた。

これまでこうした学校の取組については、学校評価や第三者評価において継続的に評価をしているが、主として各年度の状況を評価するにとどまっている。南高等学校・附属中学校は、本市として初めて設置した中高一貫教育校であり、今後の中高一貫教育をより良いものとするためには、設立時の目的が達成されているか、これまでの取組が効果的であったかなど、経年的に検証する必要がある。

令和4年度末、附属中学校の6期生（高校67期生）が卒業し、令和5年度には、併設型中高一貫教育校として12年目を迎えた。6期生は、全学年において附属中学校からの入学生が在籍している状態になり、学校全体として中高一貫教育を行う体制となった初めての学年であり、この学年の卒業をもって、中高一貫教育校への移行について一つの区切りを迎えたことになる。

そのため、教育委員会は、基本計画に定められた設置の目的・教育目標等の達成状況を振り返り、課題や今後の目指すべき方向性を整理し、南高等学校・附属中学校の中高一貫教育をさらに充実させることを目的として、開校からこれまでの取組について検証を行うこととした。

2 南高等学校・南高等学校附属中学校の概要

- (1) 学校名 横浜市立南高等学校・横浜市立南高等学校附属中学校
- (2) 課程 (高等学校) 全日制の課程 普通科
- (3) 所在地 横浜市港南区東永谷 2-1-1
- (4) 沿革概要

ア 沿革

- 昭和 29 年 4 月 横浜市立港高等学校 (全日制普通科) 創立
(中区吉田中学校内 現横浜吉田中学校内)
- 昭和 29 年 5 月 横浜市立南高等学校に改称
- 昭和 30 年 3 月 港高等学校 (定時制) (現 みなと総合高等学校) の校舎に移転
- 昭和 34 年 4 月 南区下永谷町 (所在地:現住居表示:港南区東永谷) に移転
- 平成 24 年 4 月 中高一貫教育校として、附属中学校開校
- 平成 27 年 4 月 文部科学省「スーパーグローバルハイスクール(SGH)指定」(5年間)

イ 南高等学校附属中学校の設置について

○ 平成 21 年 11 月 横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針 発表

横浜市では、魅力ある市立高等学校の実現を目指して、横浜商業高等学校の国際学科の設置や横浜サイエンスフロンティア高等学校の開校など、様々な高校改革を進めています。そのような中、平成 10 年の学校教育法の一部改正により、中高一貫教育校の設置が可能となり、全国各地で設置が進み、関東地方の都県においても開校が相次いでいます。

本市でも、経済的に負担の少ない、公立の中高一貫教育を受けたいという市民ニーズに応えるため、設置に向けた検討を重ねてきました。平成 24 年度、南高等学校に附属中学校を設置し、併設型の中高一貫教育校として開校します。

○ 平成 22 年 5 月 横浜市立中高一貫教育校基本計画 発表

設置の目的

横浜市では、より魅力ある市立高等学校を目指して、横浜商業高等学校の国際学科の設置や横浜サイエンスフロンティア高等学校の開校など、様々な高校改革を進めている。一方全国各地では、平成 10 年の学校教育法の一部改正で中高一貫教育校の設置が可能となり、既存の学校の改編や新設による開校が進んでいる。

こうした状況の中、本市においても、現行の市立中学校、市立高等学校に加え、市立中高一貫教育校という新たな選択肢を市民に提供するために設置することとした。そして、6年間の安定した環境の中で、計画的・継続的な教育活動を展開し、横浜はもとより国際社会で活躍する志の高いリーダーとなる人材の育成を目指す。

教育目標

- (1) 学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成
- (2) 自ら考え、自ら行動する力の育成
- (3) 未来を切り拓く力の育成

目指す学校像

- (1) 6年間の一貫教育で健全な心身をはぐくむ学校
- (2) 質の高い学習により、高い学力を習得できる学校
- (3) 生徒が互いに切磋琢磨し、常に活気に溢れている学校
- (4) 国際社会で活躍するリーダーの育成を目指す学校

○ 平成 23 年 4 月 1 日 開設準備局設置

○ 平成 24 年 4 月 1 日 開校式

第 1 回入学式を挙 行 160 名入学

(5) 教育理念・目標等

ア 教育理念

知性・自主自立・創造

イ 教育目標

- 学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成
- 自ら考え、自ら行動する力の育成
- 未来を切り拓く力の育成

ウ 教育方針

○ 高い学力を身につける

基礎基本に基づいた高い学力を身につけさせるとともに、科学的探究を通して学問や芸術への興味関心を育てる。

○ 豊かな人間性をはぐくむ

生徒が、健全な心と身体を培い、生きる力を身につけ、豊かな人間性をはぐくむ。

○ グローバル人材を育成する

自他の人権を尊重する精神と集団の中で協力的に問題解決をする力を身につけ、グローバル社会で活躍できる人材を育成する。

エ スクール・ミッション^{※1}

中高一貫教育校として、6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムを軸に、国際社会及び日本における課題の発見・解決に資する知識・技能の習得、それらの活用に関わる思考力、判断力、表現力等の育成を図り、国際社会で活躍できるグローバル人材を育成します。

オ 南高校が目指すグローバルリーダー

- 横浜から日本を牽引しようとする高い志を持つ生徒
- 国際社会の発展に寄与できるリーダーとなる生徒
- グローバル社会での将来像を描く生徒
- 主体的に学び、自ら探究する生徒

【スーパーグローバルハイスクール（SGH）】

- ・平成27年度～令和元年度 文部科学省の指定を受け、国の事業として実施
現在はスーパーグローバルハイスクールネットワークに参加
- ・令和2年度～ 横浜スーパーグローバルハイスクールとしてSGH事業を継続

(6) 卒業者総数 (令和5年3月現在)

高等学校	23,505 名
附属中学校	1,435 名

※1 スクール・ミッション

各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にする前提として、設置者（教育委員会等）が各高等学校の存在意義や各高等学校に期待されている社会的役割、目指すべき高等学校像を再定義したもの。横浜市では、各校の状況を踏まえて、令和4年3月に制定した。

(7) クラス数・生徒数 (令和5年5月1日現在)

表 学年別クラス数・生徒数 (人)

学年	クラス数	男子	女子	計
中学校1年	4	73	87	160
中学校2年	4	81	80	161
中学校3年	4	80	78	158
中学校計	12	234	245	479
高校1年	5	85	109	194
高校2年	5	94	96	190
高校3年	5	93	100	193
高校計	15	272	305	577

(8) 職員数 (令和5年5月1日現在)

ア 附属中学校

(人)

校長	校長代理	副校長	教諭	養護教諭	事務長	事務吏員	技能吏員	計
(1)	1	1	24	1	0	1	0	28

イ 高等学校

(人)

校長	副校長	教諭	養護教諭	実習助手	事務長	事務吏員	技能吏員	計
1*	2	52	2	1	1	3	3	65

※附属中学校長と兼任

(9) 施設

ア 校地面積 54,361 m² (校庭 10,240 m²)

イ 校舎延床面積 19,785 m² (教室棟 14,227 m²、 体育館 5,558 m²)

3 検証にあたっての論点・検証方法

(1) 検証にあたっての論点

本検証は、附属中学校設立時に策定した基本計画に定められた設置の目的・教育目標等の達成状況を振り返り、課題や今後の目指すべき方向性を整理し、南高校・附属中学校の中高一貫教育をさらに充実させることを目的として実施した。教育目標及びスクール・ミッション達成のための実践や、併設型中高一貫教育校としての取組は、基本計画を踏まえたものであるため、検証にあたっては、次のとおり論点を設定した。

論点1：教育目標及びスクール・ミッションの達成状況

論点1-1：教育目標及びスクール・ミッションの実践状況

論点1-2：グローバルな視点の定着、グローバル教育実践状況

論点2：併設型中高一貫教育校としての取組

論点2-1：入学時期の違いによる教育的効果

論点2-2：併設型中高一貫教育校としての運営状況

(2) 検証方法

上記の論点に対する検証材料として、これまでの学校の取組、横浜市学力・学習状況調査、実用英語技能検定（英検）、大学合格実績等のデータ、学校評価・第三者評価、生徒や教職員、保護者等へのアンケート調査・ヒアリング調査の結果等を用いた。

これらの検証材料をもとに、取組の成果と課題を整理し、今後の中高一貫教育の充実に資するための方向性について整理した。

なお、論点2については、これまでの併設型中高一貫教育校としての取組等をまとめ、主に今回実施したアンケート調査・ヒアリング調査から検証を行った。

(3) アンケート調査の概要

ア 調査対象と対象者数

調査対象は、生徒、教職員、保護者、同窓会、後援会とした。

表 アンケート調査回答者数

学年	a. 有効回答者数（人）	b. 無効回答者数（人）	c. 回答数計（人）(a+b)	d. 調査対象者数（人）	有効回答率（a/d）
生徒	843	8	851	1,056	79.8%
教職員	74	0	74	93	79.6%
保護者	562	0	562	1,056	53.2%

同窓会の回答者数は17名、後援会は6名であった。

イ 調査方法

WEBアンケート形式で実施した。なお、保護者、同窓会、後援会の希望者に対しては紙面によるアンケート形式でも実施した。

ウ 調査期間

令和5年7月12日～令和5年8月中旬

エ 調査委託機関

社会システム株式会社

(4) ヒアリング調査の概要

ア 調査対象

高校の生徒、附属中学校・高校の教職員

イ 調査方法

学校の会議室にて、高校の生徒、附属中学校の教職員、高校の教職員の3回に分けてグループヒアリングを実施した。

ウ 調査日

令和5年7月26日

※教職員については、本調査日以降にも適宜追加でのヒアリングを実施した。

(5) 検証会議・報告書

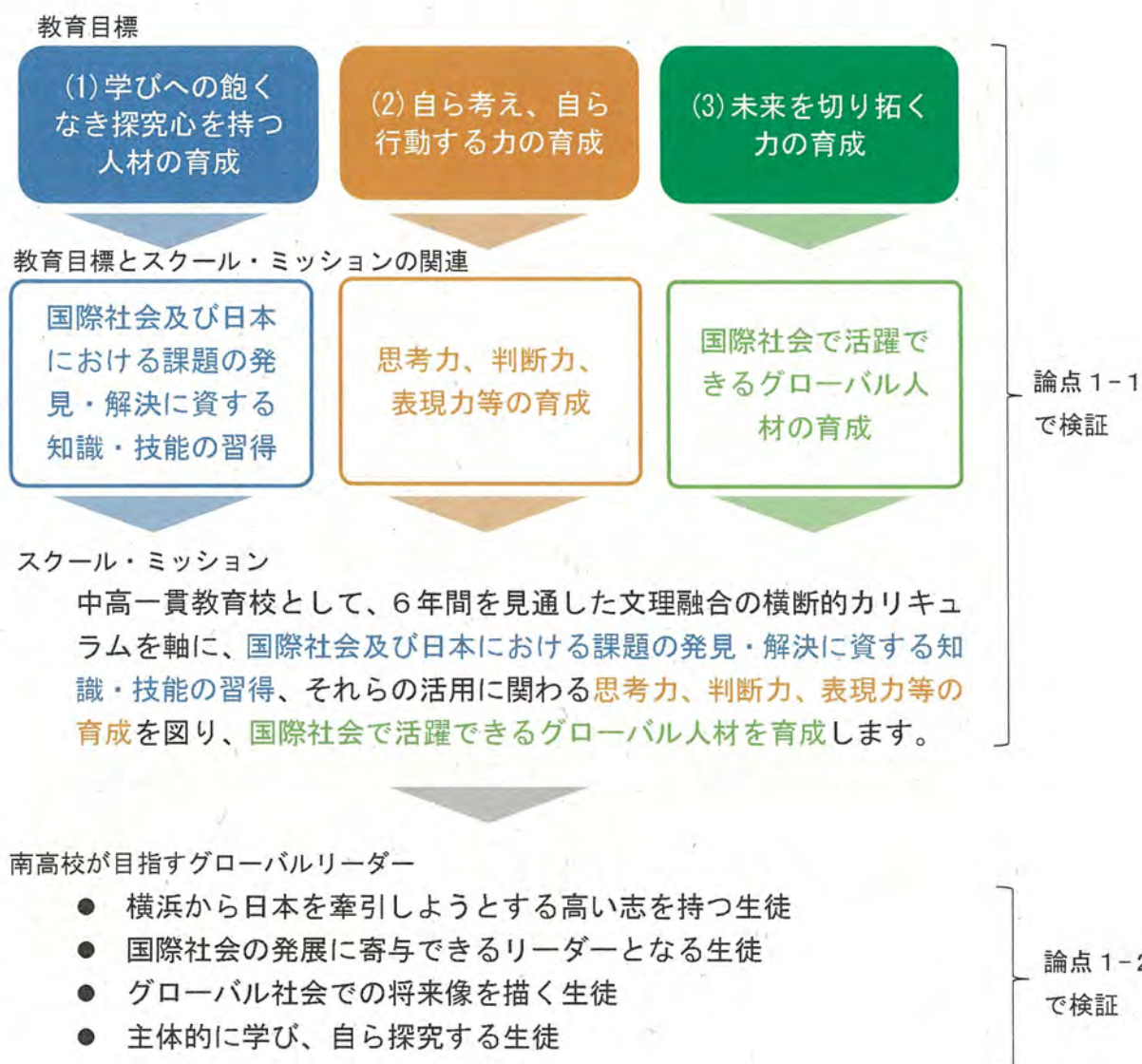
検証にあたって、教育委員会事務局は、運営要綱（P86）に基づき検証会議を開催し、委員にそれぞれ意見及び助言を求めた。

本報告書については、上記検証材料及び調査の結果から、教育委員会事務局が作成した。

第2 論点1：教育目標及びスクール・ミッションの達成状況

1 教育目標とスクール・ミッションの関連及び論点との対応

南高校・附属中学校では、次の3つの教育目標を踏まえてスクール・ミッションを策定しており、今回の検証にあたっては、それぞれの教育目標とスクール・ミッションを関連づけて整理した。論点1-1においては、これら2つの達成状況について検証を行った。



以降では、まず、学校のこれまでの取組について整理した上で、教育目標ごとに成果・実績を整理した。さらに、生徒、教職員、保護者、同窓会向けのアンケート結果を用いて現時点の目標への達成状況を検証した。

2 学校の取組の概要

(1) 教育課程について

ア 南高校附属中学校

(7) 教育課程の実施にあたっての基本的な考え方

教育課程の実施にあたっての基本的な考え方として、次の5点を整理している。

- 豊かな人間性や、社会性を養う（自らを律する、他人と協調、思いやる気持ち、感動する心）
- バランスの良い学びの実現（9教科をバランスよく学ぶ、高校では5教科7～8科目（予定）の大学入学共通テストを目指す）
- 国際社会で活躍できる語学力、表現力を養う
- 言語活動・コミュニケーション活動を重視した学習活動
- 参加型学習・体験型学習を重視した教育活動

(4) 資質・能力の育成に向けた魅力ある取組

資質・能力の育成に向けた魅力ある取組として、次の4点を整理している。

- 主体的・対話的で深い学びによる、思考力・判断力・表現力等の育成
 - ・ 筋道を立てて考える力をつけるために、日々の授業において、調べて書く、意見を述べる、情報の活用などを多く取り入れた授業を展開する。
 - ・ 3年間の「EGG^{*2}ゼミ」を通して、言語の能力を高める授業を計画的に行う。
- 「国語・数学・英語」の授業を毎日行い、特色ある授業を展開
 - ・ 中学校1年生から高校1年生までの4年間は「国語・数学・英語」の授業を毎日行う。（中学校3年間で385時間の授業時数増）

表 授業時数

	標準中学校3年間	南高校附属中3年間	授業時数増
国語	385時間	525時間	+140時間
数学	385時間	525時間	+140時間
英語	420時間	525時間	+105時間

- ・ 基礎・基本の確実な定着とともに、体験的、課題解決的学習、発展的な学習を取り入れ、個々の才能や能力を引き出す。
- ・ 英語検定、数学検定などの各種検定試験を目指す。
- ・ 英語指導助手（AET）が常勤し、英会話の授業を指導する。

※2 EGG

附属中学校の総合的な学習の時間の通称。具体的な取組についてはP12～13に記載。

○ 理数教育の充実

- ・ 「数学・理科・英語」の授業を少人数またはティームティーチングで展開する。
- ・ 日々のきめ細やかな指導を通して基礎・基本の徹底と学習意欲を高め「確かな学力」を育てる。

○ 土曜日や長期休業日を活用し、様々なプログラムを実現

- ・ 大学の教員による発展的な英語講座を行う。
- ・ 全学年、夏季休業中に英語集中研修を開く。

イ 南高校

(7) 教育課程の実施にあたっての基本的な考え方

教育課程の実施にあたっての基本的な考え方として、次の3点を整理している。

- 自主自立の精神と、豊かな人間性を育む
- これからの社会で求められる資質・能力を身に付け、一人ひとりの進路実現を図る
- 国際社会で活躍できるグローバル人材を育成する取組を推進する

(イ) 特色ある教育活動

特色ある教育活動として、次の2点を整理している。

○ 課題解決型学習 グローバル教育の充実

- ・ 総合的な探究の時間「TRY&ACT^{※3}」での課題解決型学習
- ・ 実用英語技能検定等の実施
- ・ 海外大学への進学支援

(横浜市立高校海外大学進学支援プログラム(ATOP)拠点校)

○ 計画的な学習支援と進路ガイダンスの充実

- ・ 全学年、週33単位の学習により、幅広く学ぶことができる教育課程を編成
- ・ 数学・英語で少人数授業展開を実施
- ・ 長期休業中や土曜日に、進学に向けた計画的な補習や講習を実施
- ・ 外部模擬試験の計画的な実施と、模擬試験の解説会の実施
- ・ 客観的なデータにもとづく、的確な進路指導を実施

※3 TRY&ACT

高校の総合的な探究の時間の通称。具体的な取組についてはP12～13に記載。

(2) 総合的な学習・探究の時間（EGG・TRY&ACT）について

附属中学校における総合的な学習の時間「EGG」では、豊かな人間性の基礎である「コミュニケーション力」（自己理解、他者理解、情報を正しく理解し考える力、考えを発信する力）を育成することをねらいとしたプログラムを展開し、子どもたちが、将来国際社会で活躍するために必要な人間性の基礎を築いていくことを目標としている。

EGGは大きくEGG体験、EGG講座、EGGゼミという3つに分かれている。EGG体験は英語集中研修などの活動、EGG講座は企業等による講演、EGGゼミは中学校1年生、2年生で基礎力養成・演習、3年生で卒業研究論文作成・発表を行うものである。

なお、EGGの活動における資料収集、資料整理、スライド作成、論文作成など、課題探究学習の各段階で1人1台端末（ノートパソコン）を利用して取り組んでいる。

また、2年生の英語集中研修を、東京グローバルゲイトウェイ（TGG）^{※4}を利用して行っている。

中学校3年間のEGGでの学びを通して、自分の力で将来を切り拓く意欲を育て、高校での3年間につなげている。

高校の教科横断的な探究活動「TRY&ACT」では、グローバルリーダーとしての必要な素養と異文化理解を育んでいくことを目標に、課題解決型学習を実施している。

取組の一環として、グループ研究で異文化理解を深め課題探究力を育成する学習や、大学や企業と連携した外部講師による講演やワークショップを実施している。

EGG及びTRY&ACTのこれまでの取組については、次のとおりである。

※4 東京グローバルゲイトウェイ（TGG）

東京都教育委員会と株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY が提供する体験型英語学習施設。

表 EGG及びTRY&ACTのこれまでの取組

学年	種別	年度																
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5					
種別等		SGH 研究開発名「国際都市横浜発 次世代ビジネスリーダーの育成」											横浜SGH					
中学 1年 3年	体験	プロジェクトあしがらアドベンチャー21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		構成的グループエンカウンター研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		コミュニケーション研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		夏季英語集中研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		国際交流体験（海外の学校からの生徒の受入）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		イングリッシュキャンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カナダ研修旅行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		関西方面研修旅行														○	○	
	ゼミ	英語研修旅行															○	
		基礎力養成（調査、研究、まとめ方） （R5-探究的な学習の基礎力養成）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		多様な表現形式の学習、実践 （R4-）もの見方を広げながら探究的な学習を積み重ねる		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		卒業研究			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		講座	K-DEC開発教育講座	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			横浜市大国際理解講座	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			JAXA宇宙開発講座	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			弁護士による法教育講座		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			原爆先生の特別授業講座														○	○
			情報のタネの見つけ方講座														○	○
人の生き方に学ぶ講座															○	○		
認知症サポーター養成講座															○	○		
選択講座	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高校 1年	国際社会とコミュニケーション （国際理解・国際社会の課題発見と解決）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自己探求 （探求レポート、キャリア教育、人権・食育等、適性・関心の探求）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	セミナー（出張講座、大学見学、企業・公的機関見学、 ジュニアアチーブメント）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公共機関や企業による研修等（デザイン思考やJAXA研修含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	シンガポールイマージョン研修				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	海外イマージョン研修合同報告会				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	国内イマージョン研修（グローバルビレッジ研修）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	国内イマージョン研修（国際大学）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	SGH研究発表会					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	SGH研究発表会へ向けての3学年合同情報交換会									○	○	○	○	○	○	○		
	SGH研究発表会 国内イマージョン研修報告									○	○	○	○	○	○	○		
	グローバルリサーチテーマ発表会					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	東南アジア研究・報告書作成、提出									○	○	○	○	○	○	○		
	SDGs・探究活動														○	○		
YSGH海外研修														○	○			
高校 2年	国際社会とコミュニケーション（社会・国際社会の課題発見と解決）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自己探求（マイライフ論文、キャリア教育（進路学習）、食育等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	セミナー（ファームステイ（酪農体験）、大学授業体験、 企業・公的機関体験）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	「デザイン思考」ワークショップ・フィールドワーク等							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ビジネス研修							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	シンガポール海外研修・B&S/国内研修旅行							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	シンガポール・ベトナム海外イマージョン研修							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	国際大学国内イマージョン研修							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	海外イマージョン研修合同報告会							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	GLP（グローバルリーダープロジェクト）							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	SGH研究発表会							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	研究論文作成							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	グループで課題解決に向けた探究学習														○	○		
1・2学年合同発表会														○	○			
3高 年校	総合学習									○	○	○	○	○	○	○		
	国際大学国内イマージョン研修									○	○	○	○	○	○	○		
	GLP（グローバルリーダープロジェクト）									○	○	○	○	○	○	○		

※ ○：学年で実施 △：形式を変えて実施 選抜：選抜した生徒で実施

(3) スーパーグローバルハイスクール（SGH）の取組

平成 27 年度から令和元年度にかけての 5 年間、文部科学省から国際的に活躍できる人材育成を重点的に行う高校としてスーパーグローバルハイスクールに指定された。その取組概要と成果は、次のとおりである。

ア 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（5 年間）

イ 研究開発名

「国際都市横浜発 次世代ビジネスリーダーの育成」

ウ 研究開発概要

○ 研究開発のねらい

国際都市横浜に立地するグローバル企業や国際機関の支援を得て、貧困や資源開発、環境保全など、東南アジアの課題解決を目的としたソーシャルビジネスを構想する課題研究等を通して、想像力をもつ志の高いグローバル人材を育成する。

○ 中高一貫教育校における学習のフレームワークと SGH 研究開発の位置づけ

平成 27 年度に指定を受け、グローバルな課題研究に取り組む総合的な学習の時間のカリキュラムを編成した。その内容は、問題発見解決能力、コミュニケーション能力、提案力を育成するために、グローバル企業や大学、国際機関の支援を得ながら、国際的な課題について調査研究し、解決の糸口を見つけ、将来の進路を模索するというものであった。また、海外姉妹校との交流、海外留学、海外研修などを効果的に組み合わせることにより、異文化理解、国際感覚、英語力などの向上を図った。

エ 事業実績例（令和元年度 指定5年目 最終年度）

スーパーグローバルハイスクール（SGH）に関する年間の取組実績は下記のとおりである。

表 SGHの取組実績（令和元年度）

時期	内容	対象
4月	I B M企業講座1 ダイバーシティー&インクルージョン	1年生全員
5月	アメリカ国務省外交官講座	1年生全員
5月	デザイン思考ワークショップ	1、2年生全員
6月	国際大学異文化コミュニケーション研修	2年生全員
7月	J A X A筑波宇宙センター	1年希望者10名
7月	国内イマージョン研修（国際大学）	2、3年生選抜
8月	シンガポール海外イマージョン研修	1年生選抜8名
9月	J O C A SDG s 講座	1年生全員
10月	I B M企業講座2 ダイバーシティー&インクルージョン	1年生全員
10月	N A S A 講座 “The impact of Apollo 11 the NASA's plans for future space exploration”	1年生50名、附属 中生70名
10月	シンガポール海外研修	2年生全員
11月	国内イマージョン研修（国際大学）	1年生選抜25名
11月	SGH研究発表会	1、2年生全員
12月	SDG s 講演会	1年生全員
1月	SGH研究発表会（1、2年生代表者の発表）	1、2年生全員
2、3月	研究のまとめ（1年：報告書提出、2年：研究論文提出）	1、2年生全員

オ SGH指定終了後の取組「横浜スーパーグローバルハイスクール」

SGHで取り組んでいた事業が継続できるように、横浜市教育委員会が横浜スーパーグローバルハイスクール（令和2年度～）として指定した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初予定していた活動が実施できないこともあったが、国内でできる活動を工夫して取り組んだ。

○ 主な活動実績

<令和2年度> TRY&ACT講演会

<令和3年度> TRY&ACT起業講座、グローバルビレッジ研修、
テンプル大学1日体験

<令和4年度> TRY&ACT講演会、グローバルビレッジ研修、
テンプル大学1日体験、国内研修 in 広島

<令和5年度> TRY&ACT講演会、グローバルビレッジ研修、
テンプル大学1日体験、国内研修 in 広島、国内研修 in 大分

○ 生徒の優秀論文テーマ例（令和4年度）

- ・非常食を身近なものとして感じるために
- ・水産資源を守るための漁業の在り方
- ・コピーング～自分で自分を助けるために～
- ・グローバル社会における同調的仲間意識と排斥性
- ・AI医療と人間のこころ
- ・C2TD～Corporate Collaboration Technology Development～

カ SGH指定終了後の取組「スーパーグローバルハイスクールネットワーク参加」

令和3年度～令和5年度にかけてスーパーグローバルハイスクールネットワーク参加校として次のテーマで認定された。ネットワーク参加校としての活動は、全国高校生フォーラム^{※5}への参加がある。

○ 申請テーマ

「横浜から発信するSDGsに関連した世界の国々の課題解決」を目指す持続可能なグローバル人材の育成を推進する。

※5 全国高校生フォーラム

WWL（ワールドワイドラーニング）コンソーシアム校及びスーパーグローバルハイスクールネットワーク参加校を対象とした文部科学省が主催するイベント。参加校のプレゼンテーション（原則英語）、生徒交流会、講演会等が催される。

(4) 海外交流の取組

海外交流の取組として、海外研修（修学旅行）、カナダ姉妹校交流、海外への留学・留学生の受入れが挙げられる。その取組は、次のとおりである。

ア 海外研修（修学旅行）

○ 南高校附属中学校（平成 26 年度～）

- ・ 中学校 3 年生の秋に、カナダ研修旅行（4 泊 6 日）を実施。
- ・ この研修旅行は、附属中学校のカリキュラムの中心となっている「EGG」（総合的な学習の時間）の 3 本柱のひとつ、「EGG 体験」の最終目標に位置付けられている。「EGG 体験」では「豊かなコミュニケーション能力の育成」と「円滑な人間関係づくり」を目指して、1 年生から様々な研修や交流体験を行っている。
- ・ カナダ研修旅行では、姉妹校であるバンクーバーのポイントグレイ・セカンダリー・スクールを訪れて学校生活を経験したり、現地のスタッフとともに市内をグループで散策したり、ホームステイを経験したりするなど、多くの時間を生徒たちだけで過ごす。生徒たちは、初めての場所で、初めて出会うカナダの人々と英語を用いてコミュニケーションをとり、生活を共にする。
- ・ 中学校 3 年間の「EGG」での学びを通して、自分の力で将来を切り拓く意欲を育て、高校での「TRY & ACT」に繋げている。
- ・ 令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外研修は実施できていないが、再開に向けて検討を行っている。

○ 南高校（平成 28 年度～令和元年度）

- ・ 高校 2 年生の秋に、シンガポール海外研修（3 泊 5 日）を実施。
- ・ 平成 27 年度に文部科学省のスーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定校となり、グローバル人材育成の一つの目標として、全員が海外での経験を積むことを掲げ、平成 28 年度から令和元年度まで 4 回実施した。スーパーグローバルハイスクール（SGH）の研究開発のねらいは、「東南アジアの課題解決を目的としたソーシャルビジネスを構想する課題研究等を通して、志の高いグローバル人材を育成する」というものだった。
- ・ 研修旅行では、グループで、研究に関する実地調査や、観光ビジネスの現場の視察などを行った。
- ・ 文部科学省のスーパーグローバルハイスクール（SGH）が終了したことを受け、課題研究のテーマを SDGs とした。グローバル人材の育成にあたっては、自国の現状・課題への理解を深めることも必要であり、環境・文化・社会・経済等について実地体験ができる北海道において令和 3 年度以降の研修旅行を実施している。

イ カナダ姉妹校交流（平成 24 年度～）

- ・ 南高校・附属中学校とポイントグレイ・セカンダリー・スクールが、平成 23 年 6 月に姉妹校提携に合意し、翌年の平成 24 年から受入れと訪問を開始した（令和元年度まで毎年受入れと訪問を実施）。
- ・ 交流では、それぞれの学校での授業体験や、ホームステイ体験等の異文化理解体験、ホストファミリーとの交流等を行っている。
- ・ これまで、南高校からは約 180 人の生徒が訪問し、ポイントグレイ・セカンダリー・スクールからは、約 100 人の生徒を受け入れた。
- ・ 令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問と受入れが実施できていないが、今後早期の再開を目指す。

論点 1 - 1 : 教育目標及びスクール・ミッションの実践状況について

1 取組の成果・実績

(1) 学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成

教育目標「学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」の達成状況を「横浜市学力・学習状況調査」「実用英語技能検定（英検）」の結果から分析した。

ア 横浜市学力・学習状況調査

○ 横浜市学力・学習状況調査について

横浜市学力・学習状況調査とは、児童生徒の学力^{※6}や学習状況を把握することで、各学校における指導改善や、児童生徒の学習改善につなげることを目的として、市立小学校、中学校、義務教育学校を対象にして横浜市が独自に実施する調査である。調査対象は小学校2年生から6年生及び中学校1年生から3年生までとなっており、調査を行う教科等については次のとおりである。

- ・ 小学校2年生・3年生：国語、算数、生活・学習意識調査
- ・ 小学校4年生・5年生：国語、算数、理科、社会、生活・学習意識調査
- ・ 小学校6年生：国語、算数、理科、社会、外国語、生活・学習意識調査
- ・ 中学校1年生～3年生：国語、数学、理科、社会、外国語、生活・学習意識調査

また、令和4年度からは、調査の改訂を行い、IRT（項目反応理論）という測定理論を取り入れ、学校や学年の概況の把握だけでなく、個の学力の伸びを小学校から中学校まで継続して把握できるようになっている。IRTを使う調査では、予備調査の結果に基づいて、専門家によって作成された「ものさし」で「学力レベル」を数値化^{※7}している。これにより、学年が上がり、問題が変わっても結果を比較することができ、生徒一人ひとりの「学力レベル」が伸びているかを確認することができる。

【調査結果における留意点】

- ・ 平成30年度、令和元年度では各教科とも問題の構成を「基礎・基本」と「活用」としていたが、令和4年度から「知識・技能」と「思考・判断・表現」に変更したこと。
- ・ 令和2年度、3年度は調査を実施していないこと。
- ・ 令和4年度の中学校1年生では外国語の調査を実施していないこと。
- ・ 「学力レベル」が示される調査となっているのは、令和5年度までは、国語と算数・数学の2科目であること。（外国語は令和6年度以降、理科と社会は令和7年度以降の見込み）

※6 ここでの「学力」は、横浜市学力・学習状況調査における学習の理解や習熟の状況を指す。

※7 ※6の「学力」を1（低）～14（高）の段階に分け、その中をさらにA（高）～C（低）の3つに分け、計42段階で示したもの。

平成30年度以降の各教科における平均正答率等は、次のとおりである。

表 横浜市学力・学習状況調査 平成30年度～令和5年度結果（中1）

		中1									
		国語		社会		数学		理科		外国語	
		知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現
R5年度 (全学年4月実施)	附属中(A)中1:12期中2:11期中3:10期	86.4%	83.1%	94.5%	94.8%	94.8%	90.4%	95.8%	84.5%	98.8%	95.9%
	市全体(B)	66.0%	62.4%	70.3%	68.5%	60.1%	48.8%	71.2%	58.0%	91.7%	82.9%
	平均正答率の差(C) = (A) - (B)	20.3%	20.7%	24.2%	26.2%	34.7%	41.6%	24.5%	26.6%	7.1%	13.1%
R4年度 (全学年4月実施)	附属中(D)中1:11期中2:10期中3:9期	92.2%	87.5%	96.5%	92.2%	95.2%	93.7%	92.3%	96.6%		
	市全体(E)	62.5%	60.3%	75.6%	62.6%	71.7%	66.0%	70.5%	66.7%		
	平均正答率の差(F) = (D) - (E)	29.8%	27.2%	20.8%	29.6%	23.5%	27.6%	21.8%	29.9%		
		国語		社会		数学		理科		外国語	
		基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用
R1年度 中1・2は2月実施 中3は11月実施	附属中(G)中1:8期中2:7期中3:6期	88.7%	86.5%	83.6%	86.3%	90.9%	79.3%	82.9%	89.4%	76.2%	32.5%
	市全体(H)	66.1%	63.1%	66.7%	53.3%	69.7%	35.9%	58.2%	45.1%	60.1%	21.8%
	平均正答率の差(I) = (G) - (H)	22.6%	23.4%	16.9%	32.9%	21.2%	43.4%	24.7%	44.2%	16.1%	10.7%
H30年度 中1・2は2月実施 中3は11月実施	附属中(J)中1:7期中2:6期中3:5期	88.6%	95.4%	82.1%	85.3%	90.8%	72.7%	77.4%	63.6%	75.7%	28.0%
	市全体(K)	64.8%	69.7%	68.3%	53.0%	70.5%	40.6%	57.2%	36.4%	60.3%	22.8%
	平均正答率の差(L) = (J) - (K)	23.8%	25.7%	13.7%	32.2%	20.4%	32.1%	20.1%	27.2%	15.4%	5.2%

表 横浜市学力・学習状況調査 平成30年度～令和5年度結果（中2）

		中2									
		国語		社会		数学		理科		外国語	
		知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現
R5年度 (全学年4月実施)	附属中(A)中1:12期中2:11期中3:10期	95.4%	89.8%	88.8%	84.3%	90.7%	83.2%	89.8%	79.7%	96.3%	83.6%
	市全体(B)	71.4%	65.4%	61.7%	59.0%	65.2%	49.4%	67.3%	60.6%	82.1%	69.7%
	平均正答率の差(C) = (A) - (B)	24.0%	24.4%	27.1%	25.3%	25.5%	33.8%	22.5%	19.1%	14.2%	13.9%
R4年度 (全学年4月実施)	附属中(D)中1:11期中2:10期中3:9期	83.1%	94.0%	89.8%	83.2%	92.1%	91.7%	81.9%	87.1%	79.7%	78.4%
	市全体(E)	59.5%	63.7%	63.2%	46.2%	69.7%	59.5%	65.0%	63.6%	68.5%	63.4%
	平均正答率の差(F) = (D) - (E)	23.6%	30.3%	26.6%	36.9%	22.4%	32.1%	16.9%	23.5%	11.1%	15.0%
		国語		社会		数学		理科		外国語	
		基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用
R1年度 中1・2は2月実施 中3は11月実施	附属中(G)中1:8期中2:7期中3:6期	82.2%	94.4%	82.3%	55.7%	88.1%	82.2%	81.1%	46.3%	70.4%	43.6%
	市全体(H)	61.6%	68.1%	66.4%	40.5%	64.8%	51.1%	62.8%	26.4%	53.4%	25.3%
	平均正答率の差(I) = (G) - (H)	20.6%	26.3%	15.9%	15.2%	23.3%	31.1%	18.3%	19.9%	17.0%	18.3%
H30年度 中1・2は2月実施 中3は11月実施	附属中(J)中1:7期中2:6期中3:5期	90.1%	92.9%	88.7%	84.0%	88.1%	85.8%	79.0%	76.6%	77.6%	42.8%
	市全体(K)	69.9%	66.6%	67.6%	55.1%	66.8%	52.2%	60.3%	56.0%	56.9%	29.4%
	平均正答率の差(L) = (J) - (K)	20.2%	26.4%	21.0%	28.9%	21.3%	33.6%	18.7%	20.6%	20.7%	13.4%

表 横浜市学力・学習状況調査 平成30年度～令和5年度結果（中3）

		中3									
		国語		社会		数学		理科		外国語	
		知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現	知識・技能	思考・判断・表現
R5年度 (全学年4月実施)	附属中(A) 中1:12期中2:11期中3:10期	89.3%	95.6%	80.9%	81.2%	89.9%	87.1%	79.7%	69.8%	94.9%	88.9%
	市全体(B)	65.5%	71.2%	62.1%	53.8%	68.4%	57.6%	61.5%	54.1%	72.1%	68.0%
	平均正答率の差(C) = (A) - (B)	23.8%	24.4%	18.8%	27.4%	21.5%	29.5%	18.2%	15.6%	22.8%	20.9%
R4年度 (全学年4月実施)	附属中(D) 中1:11期中2:10期中3:9期	87.5%	89.9%	91.4%	78.6%	90.4%	90.2%	79.2%	86.1%	92.0%	82.6%
	市全体(E)	66.0%	63.4%	68.4%	50.1%	68.4%	66.2%	59.5%	65.4%	70.4%	62.8%
	平均正答率の差(F) = (D) - (E)	21.5%	26.6%	23.1%	28.5%	21.9%	24.1%	19.6%	20.7%	21.6%	19.7%
		国語		社会		数学		理科		外国語	
		基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用	基礎・基本	活用
R1年度 中1・2は2月実施 中3は11月実施	附属中(G) 中1:8期中2:7期中3:6期	86.7%	88.5%	82.0%	85.0%	90.5%	76.6%	72.0%	57.1%	79.6%	47.6%
	市全体(H)	60.0%	55.1%	64.2%	46.3%	70.1%	38.1%	62.0%	39.6%	63.6%	27.6%
	平均正答率の差(I) = (G) - (H)	26.8%	33.4%	17.8%	38.8%	20.5%	38.5%	10.0%	17.5%	15.9%	20.0%
H30年度 中1・2は2月実施 中3は11月実施	附属中(J) 中1:7期中2:6期中3:5期	87.4%	86.5%	64.9%	59.0%	89.9%	70.4%	76.1%	78.4%	79.0%	43.4%
	市全体(K)	62.9%	60.4%	63.2%	51.6%	69.6%	37.2%	64.3%	43.7%	62.7%	27.9%
	平均正答率の差(L) = (J) - (K)	24.5%	26.1%	1.7%	7.4%	20.3%	33.1%	11.8%	34.7%	16.4%	15.4%

次に示す表は、令和5年度結果における「平均正答率」「学力レベル」「学力を伸ばした生徒の割合」等、各数値を記載したものである。

表 横浜市学力・学習状況調査 令和5年度結果（学力の伸び等）

	中1							
	国語				数学			
	正答率	学力レベル	学力レベルの伸び(段階数)	学力を伸ばした児童生徒の割合	正答率	学力レベル	学力レベルの伸び(段階数)	学力を伸ばした児童生徒の割合
横浜市全体	63.7%	10-C	2	73.4%	54.4%	8-B	1	54.6%
南高校附属中学校	84.3%	11-A	2	75.9%	92.6%	12-C	2	83.3%

	中2							
	国語				数学			
	正答率	学力レベル	学力レベルの伸び(段階数)	学力を伸ばした児童生徒の割合	正答率	学力レベル	学力レベルの伸び(段階数)	学力を伸ばした児童生徒の割合
横浜市全体	67.9%	10-A	2	71.3%	56.3%	9-B	2	65.4%
南高校附属中学校	92.1%	12-A	3	79.0%	86.5%	13-B	6	85.4%

	中3							
	国語				数学			
	正答率	学力レベル	学力レベルの伸び(段階数)	学力を伸ばした児童生徒の割合	正答率	学力レベル	学力レベルの伸び(段階数)	学力を伸ばした児童生徒の割合
横浜市全体	68.9%	11-B	2	70.9%	62.4%	9-A	1	67.5%
南高校附属中学校	93.0%	13-B	2	74.8%	88.3%	13-C	1	53.5%

○ 南高校附属中学校の傾向について

- ・ 全ての年度の、全ての教科・項目で市全体よりも高い平均正答率となっており、各学年の数値をみても、高い水準を維持している。
- ・ 特に「知識・技能」（平成30年・令和元年における「基礎・基本」）よりも「思考・判断・表現」（平成30年・令和元年における「活用」）の平均正答率が市全体と比較して、高い数値が出ている傾向にある。
- ・ 中学校1年生、中学校2年生では、国語、数学ともに学力を伸ばした生徒の割合が「市全体平均」よりも高く、特に数学では、80%以上の生徒が学力を伸ばしている。
- ・ 中学校3年生では、数学においては学力を伸ばした生徒の割合は、「市全体」よりも低いですが、国語、数学ともに学力レベルが高い水準にある。

上記傾向から、日々の学習において、各学年で身に付けるべき学力が備わっていることが伺える。

イ 英検の取得状況・CSEスコア^{※8}

次に令和2～4年度における南高校附属中学校と南高校の取得状況を示す。また、南高校附属中学校については令和4年度のCSEスコアを、南高校については平成30年度～令和5年度のCSEスコアを、市全体（市立学校）の受験者と比較して示す。

本市では公費による英検受験料の全額助成を行っている。市立高校3年生は、原則2級受験について、年3回ある英検の受験機会の内、第1回目を助成している。市立中学校3年生は、原則3級受験について、第2回目を助成している。

なお、高校及び中学校でも既に2級、3級を取得している生徒については希望により上位級受験を認めている。

○ 南高校附属中学校（中学校3年生学年末時点）

南高校附属中学校では、中学校卒業時の学年全体に占める準2級以上の取得率の目標を80%としており、令和4年度にその目標を達成した。

直近の令和4年度では2級や準1級の取得者が多い点も着目すべきである。

表 南高校附属中学校における中学校3年生学年末時点での英検取得者数・取得率

	令和2年度 附属中7期生		令和3年度 附属中8期生		令和4年度 附属中9期生	
	人数	取得率	人数	取得率	人数	取得率
準1級	1名	0.6%	2名	1.3%	4名	2.5%
2級	24名	15.0%	29名	18.1%	63名	39.6%
準2級	100名	62.5%	95名	59.4%	62名	39.0%
3級	25名	15.6%	26名	16.3%	22名	13.8%
その他（4級以下、不明・未受験など）	10名	6.3%	8名	5%	8名	5%
準2級以上	125名	78.1%	126名	78.8%	129名	81.1%
合計	160名	100%	160名	100%	159名	100%

※8 英検CSEスコア

全4技能（リーディング、ライティング、リスニング、スピーキング）で構成される全級共通のスコア表記。

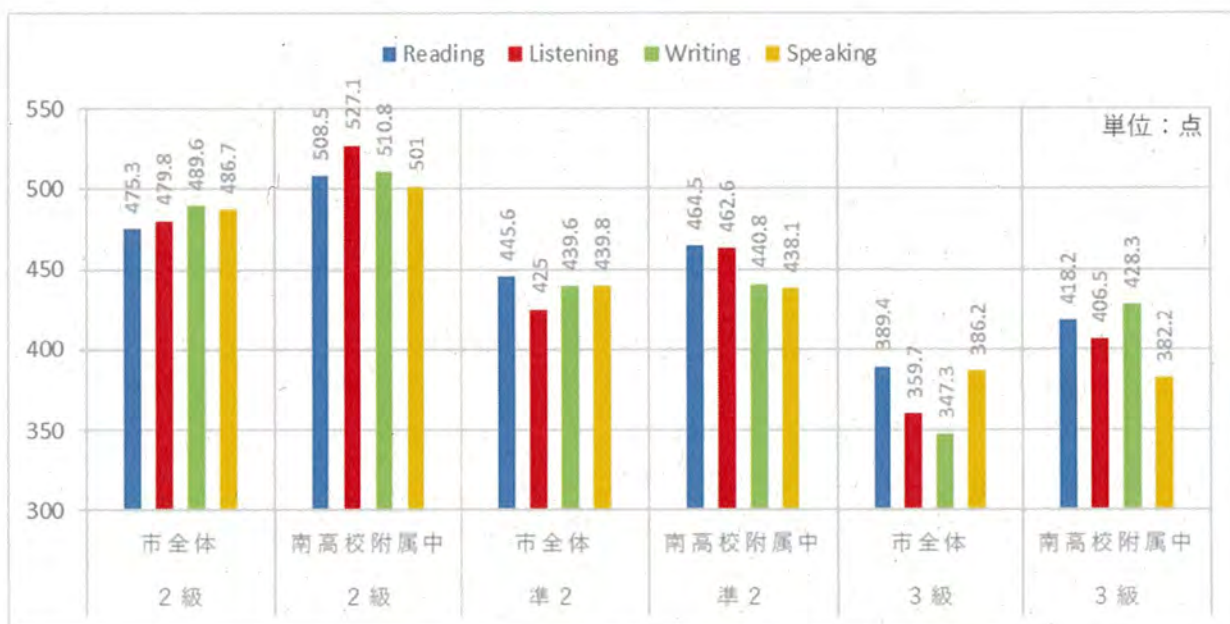


図 令和4年度 英検 CSE スコア 受験者平均

CSEスコアを市全体と比較すると、4技能全てでおおむね市全体の平均スコアよりも高い傾向が見られる。

令和4年度における南高校附属中学校と市全体の級別の英検受験者数は、次のとおりである。市全体では3級受験者が最も多く約58%であるのに対し、南高校附属中学校は2級受験者が最も多い。

表 南高校附属中学校と市全体の級別の英検受験者数（令和4年度）

R4年度 (中9期生/高70期生)		2級	準2級	3級	4・5級	受験者計
南高校 附属中学校	割合	59.6%	32.9%	7.5%	0.0%	100%
	人数	87人	48人	11人	0人	146人
市全体	割合	11.6%	21.5%	57.8%	9.0%	100%
	人数	2,910人	5,385人	14,469人	2,260人	25,024人

○ 南高校（高校3年生学年末時点）

南高校では、高校卒業時の学年全体に占める2級以上の取得率の目標を80%としており、令和4年度にその目標を達成した。

令和2年度と4年度には1級の取得者が複数名いる点や準1級の取得率が増加している点にも着目すべきである。

表 南高校における高校3年生学年末時点での英検取得者数・取得率

	令和2年度 高校65期生		令和3年度 高校66期生		令和4年度 高校67期生	
	人数	取得率	人数	取得率	人数	取得率
1級	3名	1.6%	0名	0.0%	4名	2.1%
準1級	46名	24.5%	54名	28.9%	61名	31.8%
2級	87名	46.3%	94名	50.3%	93名	48.4%
準2級	38名	20.2%	14名	7.5%	17名	8.9%
その他（3級以下・不明・未受験など）	14名	7.4%	25名	13.4%	17名	8.9%
2級以上	136名	72.3%	148名	79.1%	158名	82.3%
合計	188名	100%	187名	100%	192名	100%

CSEスコアを市全体と比較すると、高校3年生段階では、全ての年度、全ての項目において、市全体平均よりも高く、バランスよく英語力を身に付けていると考えられる。項目別にみるとライティング（Writing）が特に高い傾向があることが伺え、全体としては平成30年度から緩やかではあるが伸びが見られる。

また、市立高校別で比較すると、過去6か年中5か年で、4技能全てにおいて最高スコアとなっている。（令和元年度のみ3技能が最高スコア）

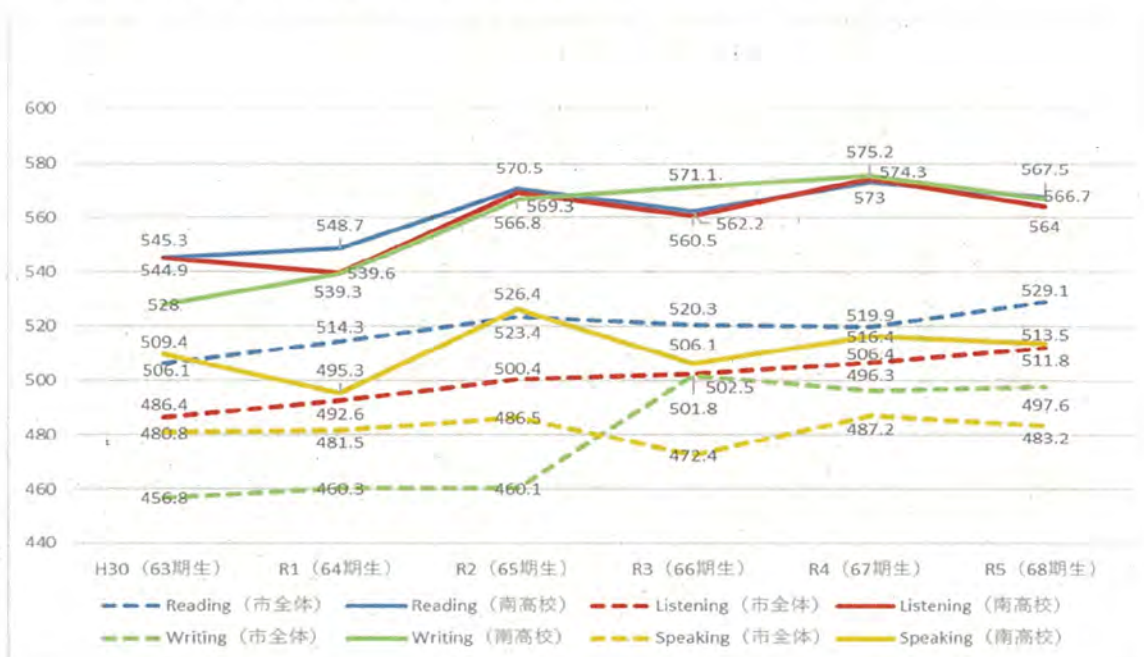


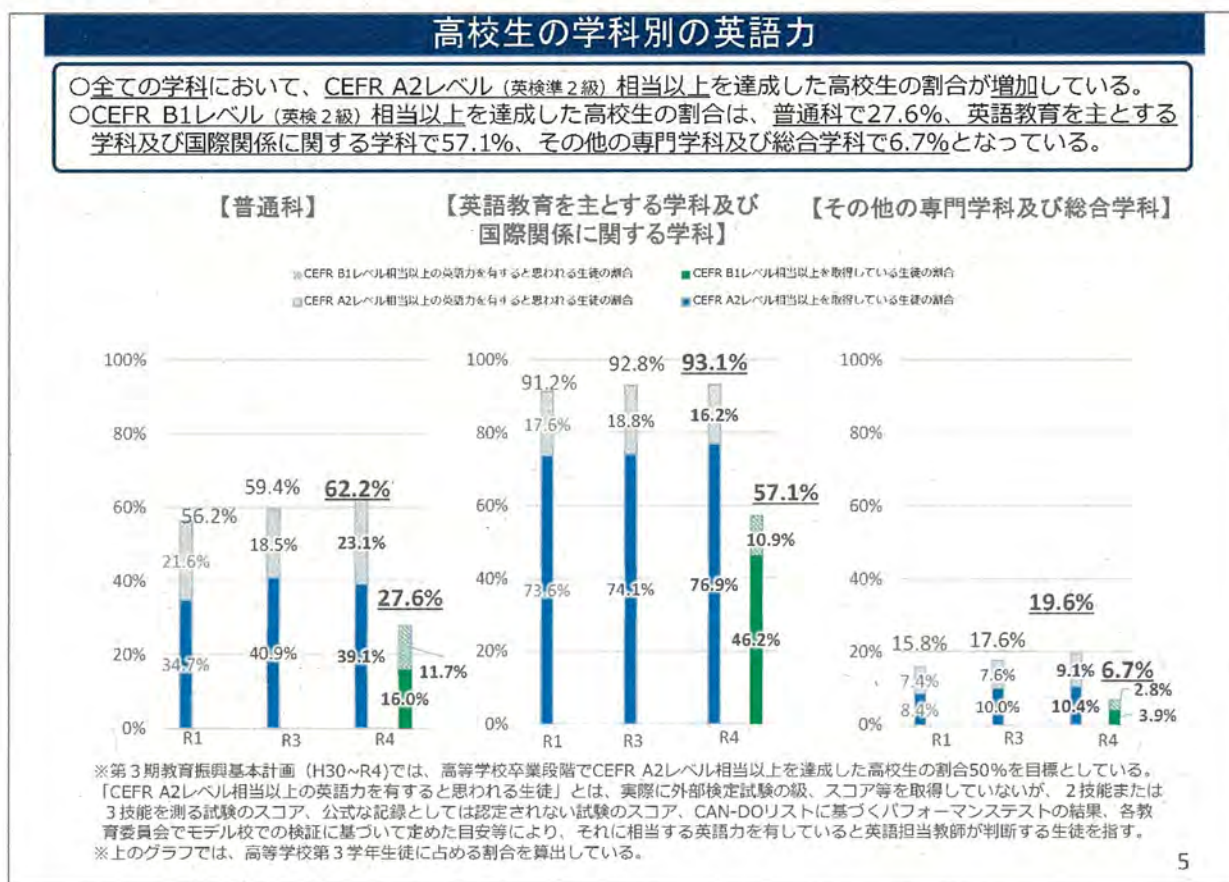
図 英検 CSE スコア 受験者平均値 推移 (平成30年度～令和5年度)

令和5年度における南高校と市全体の級別の英検受験者数は、次のとおりである。市全体では2級受験者が最も多く約73%であるのに対し、南高校は準1級受験者が最も多い。また、南高校においては、平成30年度以降、準1級以上の受験者数が増加傾向にある。

表 南高校と市全体の級別の英検受験者数（令和5年度）

R5年度（高68期生）		1級	準1級	2級	準2級	3級以下	受験者計
南高校	割合	8.3%	64.1%	25.5%	2.1%	0.0%	100%
	人数	16人	123人	49人	4人	0人	192人
市全体	割合	1.6%	22.3%	72.8%	2.7%	0.6%	100%
	人数	35人	474人	1,549人	58人	12人	2,128人

【参考】全国の高校生の英語力（学科別）



出典：文部科学省 令和4年度「英語教育実施状況調査」概要

図：高校生の学科別の英語力

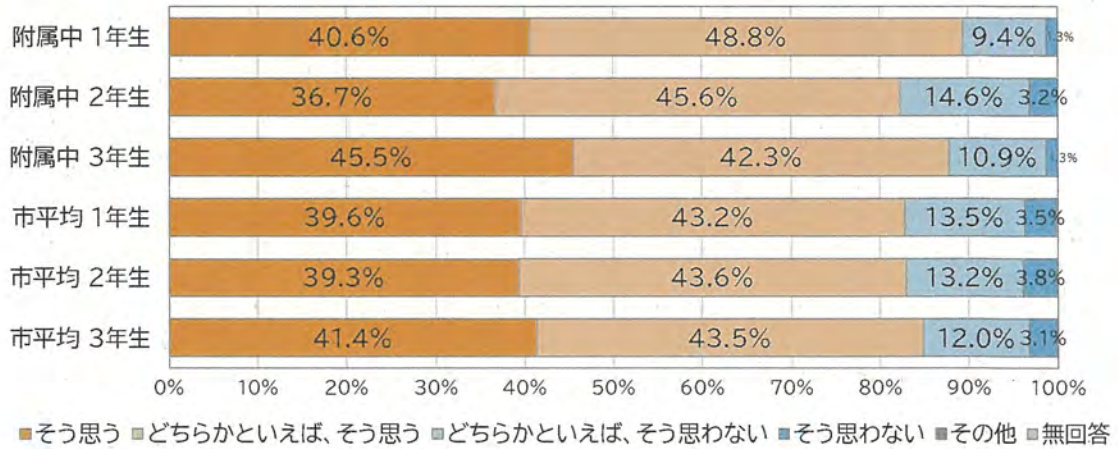
https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1415043_00004.htm

ウ 横浜市学力・学習状況調査（生活・学習意識調査）

令和5年度の横浜市学力・学習状況調査（生活・学習意識調査）における南高校附属中学校の生徒の回答は、次のとおりである。

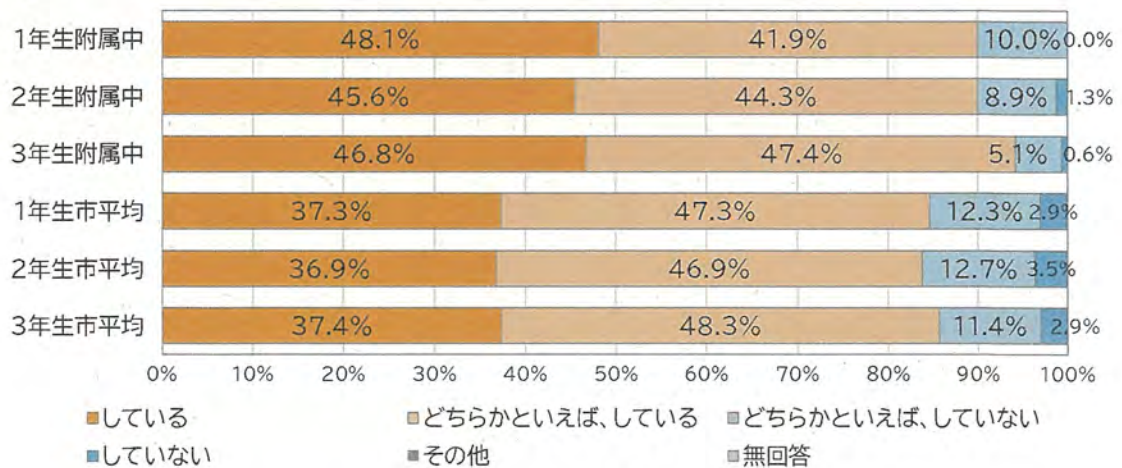
○ 問 33 気になったことがあると、とことん調べたいと思いますか。

附属中学校の生徒は1年生と3年生において、「そう思う」と回答した割合が市平均よりやや高い。特に3年生は3学年中最も「そう思う」割合が高い。



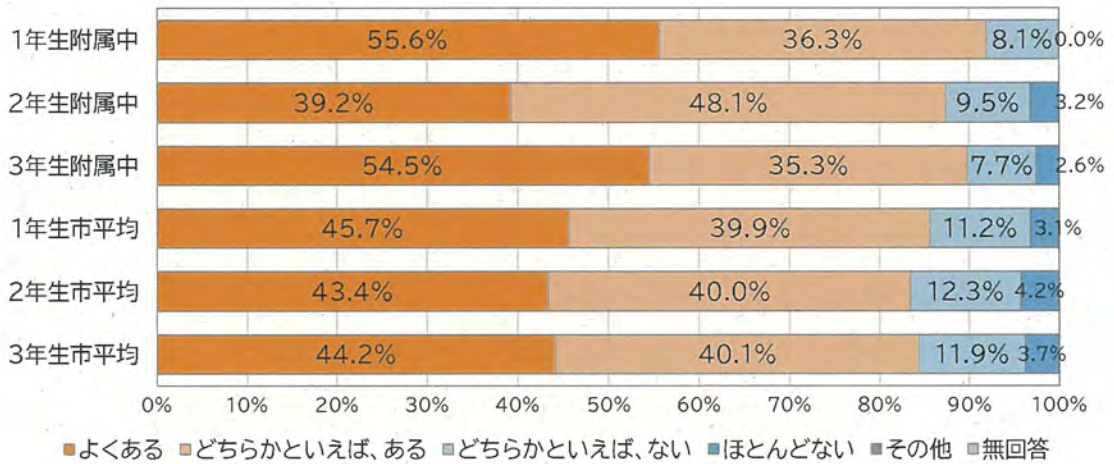
○ 問 34 うまくいかないときには、なぜできないのかを考え、やり方を変えたり、次の方法を試したりしていますか。

附属中学校の生徒はいずれの学年においても、うまくいかないときに、なぜできないのかを考え、やり方を変えたり、次の方法を試したり「している」割合が市平均より約10ポイント高い。



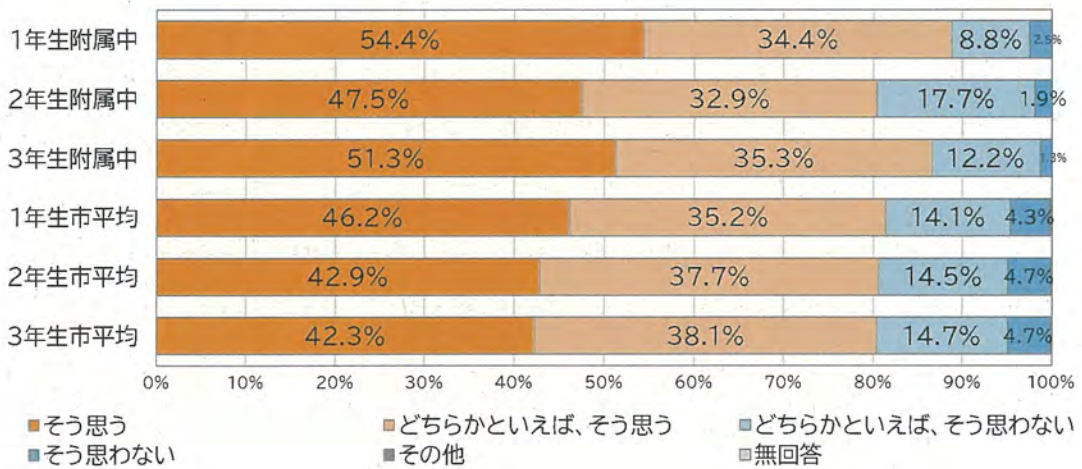
○ 問 35 「不思議だな」「もっと知りたいな」と思うことがありますか。

附属中学校の生徒は1年生と3年生において、「よくある」と回答した割合が市平均より約10ポイント高く50%以上となっている。また、2年生は、市平均よりも下回っている。



○ 問 44 身の回りにはあるいろいろなことに興味をもつほうだと思いますか。

附属中学校の生徒はいずれの学年においても、「そう思う」と回答した割合が市平均より高い。特に1年生と3年生は50%以上となっている。



(2) 自ら考え、自ら行動する力の育成

教育目標「自ら考え、自ら行動する力の育成」の達成状況を総合的な学習・探究の時間の取組から分析した。

分析にあたっては、学校評価や第三者評価、SGH研究開発実施報告書、学校評価における評価と考察を用いた。

ア 総合的な学習・探究の時間（EGG・TRY&ACT）の成果

○ 文章記述による評価

附属中学校のEGGにおいては、「おおむねねらいを達成し、生徒にとって充実した活動になっていた」（平成27年度～令和4年度 学校評価〈自己評価〉）、「EGGの存在により南高校のTRY&ACTもより理解しやすい教育構造」（令和元年度 学校評価〈学校関係者評価〉）、「確実に生徒の思考力・判断力・表現力を育成している」（令和元年度 第三者評価）などの評価を得ていた。

一方で、「中学校の『総合的な学習の時間（EGG）』をさらに高等学校で発展・充実させ、探究的な学習としてより充実が求められる。」（令和3年度 学校評価〈学校関係者評価〉）という、中高の接続についての課題が挙げられた。

高校のTRY&ACTにおいては、「課題解決しようとする意欲が感じられる」（令和2年度 自己評価）、「教育課程上における『総合的な探究の時間（TRY&ACT）』を活用し、生徒一人一人の課題に基づいた研究を行っていることは、高く評価できる」（令和2年度 学校関係者評価）、「校内外からの出席者から高い評価※を受けた。」（令和元年度 SGH研究開発実践報告書）などの評価を得ていた。

※校内外からの出席者からの評価（評価アンケートの集計）

1年生と2年生全員の研究成果の発表を聴いた校外からの参加者、保護者、担当教員、生徒に対して、5つの評価項目（プレゼンテーション力、課題発見力、実現可能性、コミュニケーション力、チームワーク）を、4段階で評価してもらったもので、結果は以下のとおりであった。

○平成29年度

教員の1年生発表分以外はすべて「4点：よくできている」と「3点：できている」の間におさまる高い評価となっていた。

○平成30年度、令和元年度

総じて「4点：よくできている」と「3点：できている」におさまる高い評価となっていた。

EGG・TRY&ACTそれぞれでは、ともに良い評価を得られている。一方で、附属中学校から高校への「接続」という観点では、EGGとTRY&ACTの内容的繋がりを持たせていくことが今後の課題であると考えられる。

○ 学校評価の数値による評価

令和3、4年度の学校評価の質問7（附属中学校：『総合的な学習の時間』では、主体的に考え、行動し、課題解決ができるようになった。」 高校：『総合的な探究の時間』では、主体的に考え、行動し、課題解決ができるようになった。』)において、「十分に実現できている」「おおむね実現できている」と回答した生徒の割合を次に示す。

令和4年度は、附属中学校では94.3%、高校では87.1%の生徒が「十分に実現できている」「おおむね実現できている」と回答していた。高校については、令和3年度から数値が上昇したが、全体として附属中学校の方が高い傾向にある。今回は2か年のみの比較であるため、今後は継続的に経年変化を見ていく必要がある。

表 学校評価（生徒評価） 総合的な探究の時間

質問	令和3年度							
	附属中1年	附属中2年	附属中3年	附属中(平均)	高校1年	高校2年	高校3年	高校(平均)
質問7	94.9%	96.1%	92.3%	94.4%	88.2%	71.3%	81.9%	80.5%
質問	令和4年度							
	附属中1年	附属中2年	附属中3年	附属中(平均)	高校1年	高校2年	高校3年	高校(平均)
質問7	94.9%	92.3%	95.7%	94.3%	92.0%	87.0%	82.1%	87.1%

イ その他の成果・実績

高校2年生の希望する生徒には、主体的な取組や成果から社会的事象をグローバルな視点から捉え、課題解決する姿勢を養うために独自の育成システムである「グローバルリーダープロジェクト（GLP）」を勧めている。

その活動の中で、毎年度、日本政策金融公庫主催の「高校生ビジネスプラン・グランプリ」に出場し、ビジネスプランの作成を通じ、様々な力を養っている。

令和元年度以降の受賞歴を下表に示す。未開催だった令和2年度を除き、毎年高校生ビジネスプラン・ベスト100以上の受賞を続けている。令和5年度には46名、16チームで出場し、応募総数5,014件の中から審査員特別賞1組（全国ベスト5）、高校生ビジネスプラン・ベスト100に3組が入賞する成果を残した。

表 高校生ビジネスプラン・グランプリの受賞歴（令和元年度～令和5年度）

年度	プラン名	受賞結果
令和元年度	GREENなBEANが熱中症対策にEE ～安心して運動を～	優秀賞（ベスト10）
	「わらぶくろ」で鹿を救おう！	高校生ビジネスプラン・ ベスト100
令和2年度	開催なし	
令和3年度	ORIGAMI BOX	セミファイナリスト賞
令和4年度	靴カエサセナイ	優秀賞（ベスト10）
	便利工夫財布（ベリーグッドウォレット）	高校生ビジネスプラン・ ベスト100
	レジ袋のリサイクルでポイントゲット！	
	目覚め方改革！～熱・音・光であなたを目覚めに導く～ ear θ ～地球と人をつなぐ耳栓～	
令和5年度	地球温暖化を糸状藻類で止める バイオ燃料と 土壌改良材の二刀流	審査員特別賞 （ベスト5）
	Meta Hama Revolution ～国際交流革命～	高校生ビジネスプラ ン・ベスト100
	めくる傘～街から傘用ビニール袋をなくしたい～ キャポット～廃棄キャベツ製！土に還る育苗ポット～	

表 各種大会・コンクール等の入賞実績

平成31年度 令和元年度

中/高	個人/グループ	内容
高	個人	第51回国際化学オリンピックフランス大会 銀メダル
高	グループ	第7回2019年度日本政策金融公庫高校生ビジネスプラン・グランプリ 優秀賞 (ベスト10)
高	個人	全国高等学校総合体育大会弓道競技 全国大会出場

令和2年度

中/高	個人/グループ	内容
高	個人	第20回日本情報オリンピック 全国大会出場
高	グループ	パソコン甲子園2020 プログラミング部門 全国大会出場
中	グループ	第9回科学の甲子園ジュニア 全国大会出場 (神奈川県代表)
中	グループ	第64回日本学生科学賞神奈川県作品展 神奈川県科学教育振興委員会賞

令和3年度

中/高	個人/グループ	内容
高	個人	第19回高校生・高専生科学技術チャレンジ 敢闘賞
高	個人	第21回日本情報オリンピック 全国大会出場 第32回国際情報オリンピック 日本代表選考会出場
高	グループ	パソコン甲子園2021 プログラミング部門 全国大会出場
高	グループ	第27回スーパーコンピューティングコンテスト2021 全国大会出場
中	グループ	第66回日本学生科学賞中央審査会 (全国大会) 日本科学未来館賞
中	個人	第65回日本学生科学賞神奈川県作品展 神奈川県知事賞
中	個人	第65回日本学生科学賞神奈川県作品展 県立青少年センター館長賞

令和4年度

中/高	個人/グループ	内容
高	グループ	第10回2022年度日本政策金融公庫高校生ビジネスプラン・グランプリ 優秀賞 (ベスト10)
高	個人	第13回坊ちゃん科学賞研究論文コンテスト 優良賞
高	グループ	第28回スーパーコンピューティングコンテスト2022 全国大会出場 (2チーム)
高	グループ	パソコン甲子園2022 プログラミング部門 全国大会出場 (10位)
高	個人	第22回日本情報オリンピック 全国大会出場 (5名) 第3回日本女子情報オリンピック 全国大会出場 第3回ヨーロッパ女子情報オリンピック 日本代表選考会出場
中	個人	第66回日本学生科学賞神奈川県作品展 神奈川県科学教育振興委員会賞

令和5年度

中/高	個人/グループ	内容
高	グループ	第11回2023年度日本政策金融公庫高校生ビジネスプラン・グランプリ 審査員特別賞
高	グループ	第29回スーパーコンピューティングコンテスト2023 全国大会出場 (2チーム)
高	グループ	パソコン甲子園2023 プログラミング部門 全国大会出場(9位)
高	個人	第23回日本情報オリンピック 全国大会出場(2名)
高	グループ	2023年度全国高校生ビジネスプランコンテスト(日本経済大学) 審査員賞
高	個人	第69回青少年読書感想文全国コンクール 横浜市教育委員会賞受賞 全国コンクール選出

(3) 未来を切り拓く力の育成

教育目標「未来を切り拓く力の育成」の達成状況を進学実績や卒業後のモデルケース（就職・海外大学・大学院等への進学）から分析した。

ア 大学合格実績

平成 25 年度～令和 5 年度の大学合格実績を次に示す。

附属中学校の 1 期生が大学入試を受験した平成 30 年度以降、国公立大学合格者数、難関国公立大学合格者数、難関私立大学合格者数はいずれも増加している。特に難関国公立大学については、附属中学校設立前と比較して大幅に増加している。

また、高入生の国公立大学合格者数に着目すると、卒業者数あたりの合格者数が増加傾向にある。

海外大学については、令和 4 年度、5 年度は 0 人であったが、これは新型コロナウイルス感染症の影響があったものと推察される。令和 6 年度以降、海外大学への進学を希望する生徒が増えていくことが期待される。

表 年度別大学合格者の推移（人）

年度	高校	附属中	卒業時 学級数	国公立 合格者数	難関国公立 大学 合格者数	東京大学	一橋大学	東京工業 大学	京都大学	医学部 医学科 (国公)	難関私立 大学 合格者数	早稲田 大学	慶應義塾 大学	上智大学	海外大学 合格者数
平成25年度	57期生		8学級	19	0	0	0	0	0	0	22	13	2	7	0
平成26年度	58期生		8学級	22	1	0	0	0	0	1	17	15	1	1	0
平成27年度	59期生		5学級	23	1	0	0	1	0	0	26	14	5	7	0
平成28年度	60期生		5学級	14	0	0	0	0	0	0	19	9	4	6	0
平成29年度	61期生		5学級	18	0	0	0	0	0	0	23	14	6	3	0
平成30年度	62期生	1期生	5学級	62 (3)	12 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	1 (0)	56 (0)	25 (0)	12 (0)	19 (0)	4 (0)
平成31年度	63期生	2期生	5学級	73 (3)	15 (0)	8 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	80 (0)	50 (0)	21 (0)	9 (0)	3 (1)
令和2年度	64期生	3期生	5学級	78 (5)	19 (0)	7 (0)	3 (0)	7 (0)	0 (0)	2 (0)	87 (1)	48 (1)	24 (0)	15 (0)	8 (0)
令和3年度	65期生	4期生	5学級	82 (4)	18 (0)	1 (0)	5 (0)	2 (0)	3 (0)	7 (0)	105 (6)	61 (3)	30 (3)	14 (0)	3 (0)
令和4年度	66期生	5期生	5学級	79 (2)	19 (0)	6 (0)	7 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	111 (0)	58 (0)	29 (0)	24 (0)	0 (0)
令和5年度	67期生	6期生	5学級	73 (7)	27 (1)	12 (0)	7 (0)	3 (1)	1 (0)	4 (0)	135 (4)	59 (3)	43 (1)	33 (0)	0 (0)

※ 合格者数には、既卒生を含む。「高校」、「附属中」、「卒業時学級数」は現役生について記載したもの。

※ () 内の数字は高入生 (内数)

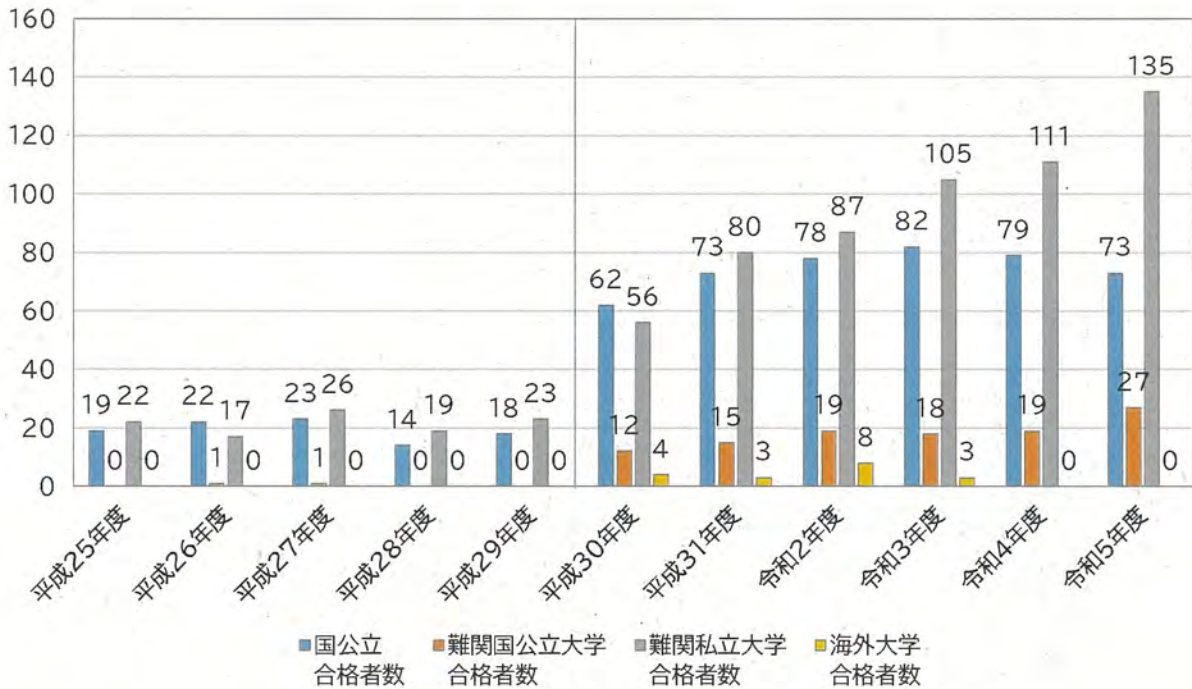


図 年度別大学群別合格者数 (人)

イ 卒業後の進路

卒業した生徒の進路の事例を、高校62期生・63期生^{※9}から4名紹介する。それぞれが在校時の経験を生かして活躍している様子が伺える。

表 卒業生の進路

生徒	進路内容
Aさん (高入生)	在校中は海外に留学。在校当時からグローバル社会に興味があり、大学は、留学生の多い大学を選択。大学のゼミやインターンシップでも留学生や海外の学生とも交流した。現在は、ITベンチャー系の会社に勤務。
Bさん (中入生)	在校中は文化委員を務め、生徒会行事への取組に力を入れていた。大学では、心理学を専攻。高校時代から企画・運営をしていた経験と大学での学びを生かして、現在はテレビ局勤務。
Cさん (中入生)	在校中はグローバルリーダープロジェクト (GLP) に参加。在校当時から多くの本を読み、大学は文学部を選択。大学では出版社でのインターンで、実際に記事を書く経験をし、出版社に就職。
Dさん (高入生)	在校中は、運動部で活躍。文武両道で勉強と部活に取り組んだ。在校中から英語が得意で、大学では、イギリスで、国連関連のインターンシップに参加した。

※9 卒業生の年齢

高校62期生 (附属中学校1期生) : 令和5年度に24歳になる学年

高校63期生 (附属中学校2期生) : 令和5年度に23歳になる学年

2 生徒や教職員等の意識

(1) 学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成

ア 調査結果概要

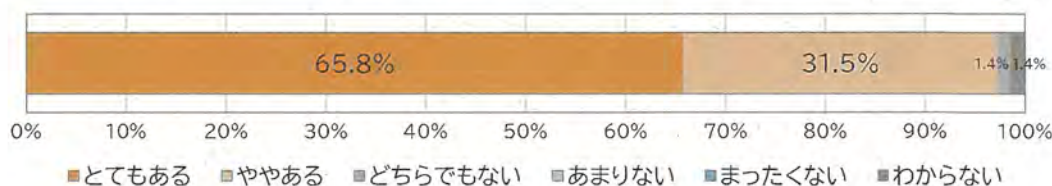
「生徒が学ぶことへの探究心があると思っている」と、約 97%の教職員が答えており、教職員は、生徒を、学習への意識が高く、向上心があると捉えていることが伺える。

イ アンケート調査結果

- 教職員の意識に着目すると、約 97%の教職員が、生徒は学ぶことへの探究心が「とてもある」「ややある」と思っており、そのうち、生徒は学ぶことへの探究心が「とてもある」と思っているのは、約 66%である。

2. (1)南高等学校・附属中学校の生徒は、学ぶことへの探究心がありますか？

教職員アンケート



ウ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「挙手制の授業をもう少し多くしたほうが、自分から取り組む力がつく気がする（生徒・中1）」「適性検査を経て入学していることもあり、向上心が高い生徒が多い。（教職員・中学校）」「ポテンシャルが高いので、さらに伸びると考えている。（教職員・高校）」といった意見が挙げられた。これらは、生徒の学ぶことへの探究心の表れであると推察できる。

(2) 自ら考え、自ら行動する力の育成

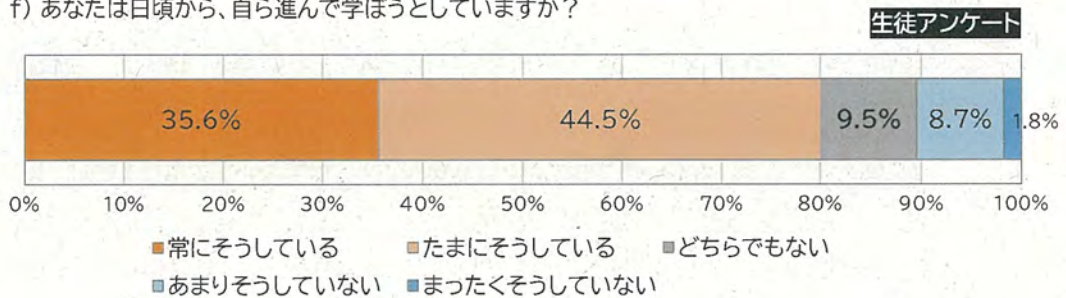
ア 調査結果概要

日頃から、自ら進んで学ぼうとしている生徒は、学年別や入学時期の違いによって多少差はあるが、生徒全体として「常にそうしている」「たまにそうしている」生徒は、80%を超えている。また、「生徒は自ら考え自ら行動する力があると思っている」と答えた教職員は約80%であり、教職員は生徒を、自発的に考え、行動する力があると捉えていることが伺える。

イ アンケート調査結果

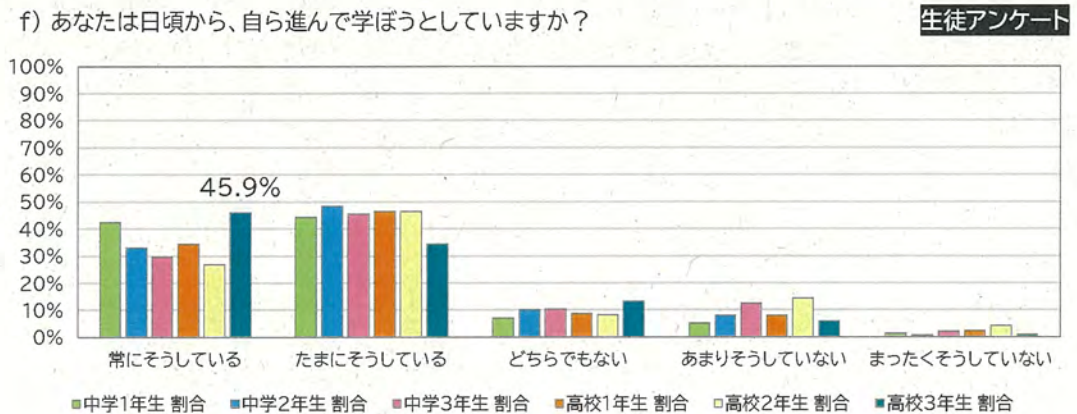
- 自ら進んで学ぶことについて、「常にそうしている」「たまにそうしている」生徒は、約80%であり、「あまりそうしていない」「まったくそうしていない」生徒は、約11%であった。

f) あなたは日頃から、自ら進んで学ぼうとしていますか？



- 学年別に比較すると、「常にそうしている」生徒の割合は、高校3年生で比較的高い。

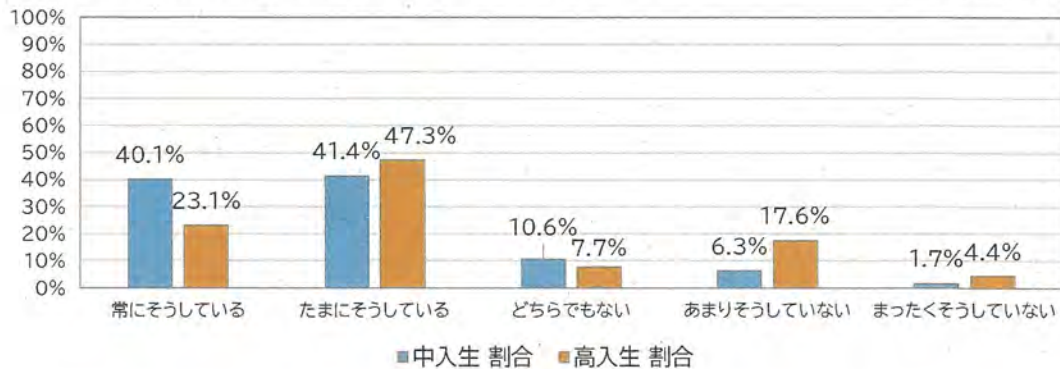
f) あなたは日頃から、自ら進んで学ぼうとしていますか？



- また入学時期別に比較すると、「常にそうしている」「たまにそうしている」生徒は、中入生が約 82%、高入生が約 70%であり、「あまりそうしていない」「まったくそうしていない」生徒は、中入生が約 8%、高入生が約 22%であった。

f) あなたは日頃から、自ら進んで学ぼうとしていますか？

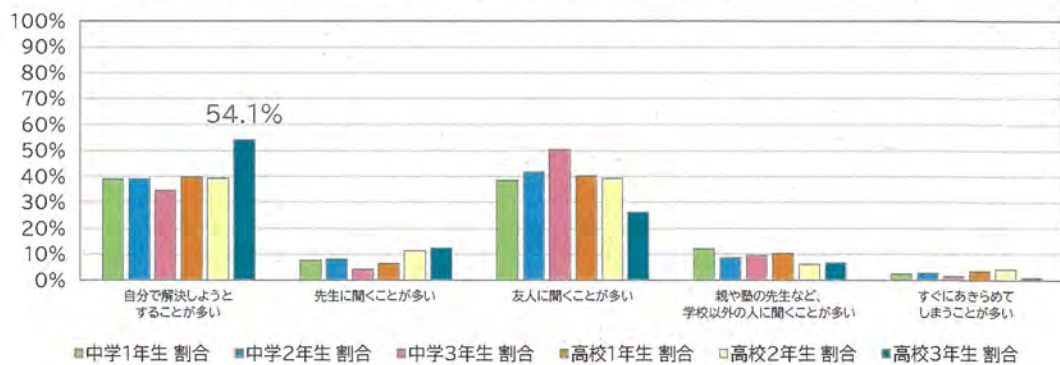
生徒アンケート



- さらに、学習で分からないことがあった時の対応を学年別に比較すると、「自分で解決しようとすることが多い」と回答したのは高校3年生が最も多く、約 54%であった。

g) あなたは学習で分からないことがあった時、どうすることが多いですか？

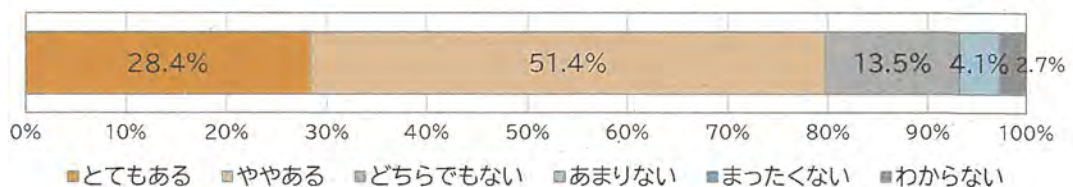
生徒アンケート



- また、約 80%の教職員が、生徒は自ら考え自ら行動する力が「とてもある」「ややある」と思っており、そのうち、生徒は自ら考え自ら行動する力が「とてもある」と思っているのは、約 28%であった。

2. (2)南高等学校・附属中学校の生徒は、自ら考え自ら行動する力があると思いますか？

教職員アンケート



ウ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「自分で考えて、仲間と共有するような授業が多い。(生徒・中1)」「目的をもって入ってきた生徒が多いので、すごく前向きであると感じる。(教職員・中学校)」「生徒に対しては、自主自立の精神で、主体的に行動するように指導している。(教職員・高校)」といった意見が挙げられた。

これらより、生徒自身も自ら考えて行動する意識があり、教職員も主体的に行動する指導をしており、双方の意識が共通していることが伺える。

(3) 未来を切り拓く力の育成

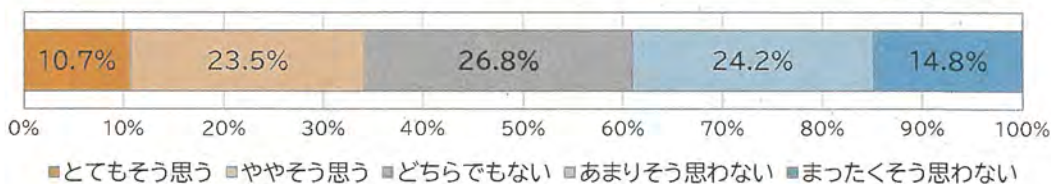
ア 調査結果概要

将来、国際機関やグローバル企業のリーダーとして活躍することを視野に入れている生徒は、そうでない生徒より少なく約34%であった。一方で、将来、地域や日本をけん引できるような人間になりたいかという質問に「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した生徒は約60%であった。

イ アンケート調査結果

- 将来、国際機関やグローバル企業のリーダーとして活躍したいかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」生徒は、約34%であり、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」生徒は、約39%であった。

5. (5) 将来は、国際機関やグローバル企業のリーダーとして活躍したいと考えていますか？ **生徒アンケート**



- 将来、地域や日本をけん引できるような人間になりたいと「とてもそう思う」「ややそう思う」生徒は約60%であった。

5. (1) 将来は、地域や日本をけん引できるような人間になりたいと思いますか？ **生徒アンケート**



3 考察

○ 教育目標：学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成

スクール・ミッション：国際社会及び日本における課題の発見・解決に資する知識・技能の習得

- ・学力・学習状況調査及び英検の調査結果において、全体的に高い数値が出ており、各成長段階において必要な学力を身に付けられていることがわかる。
- ・市全体平均との比較では、「知識・技能」よりも「思考・判断・表現」が更に高い傾向にあり、これは教育課程において、南高校附属中学校が資質・能力の育成に向けた魅力ある取組として行っている「主体的・対話的で深い学び」や「体験的、課題解決的、発展的な学習」等による成果であると言える。
- ・英検の取得状況では、南高校附属中学校は準2級以上、南高校は2級以上の取得率の目標をそれぞれ80%としているが、ともに令和4年度にその目標を達成している。
- ・中学校の生活・学習意識調査や本検証のアンケート調査結果から、生徒が比較的高い意識のもと学びに取り組んでいることや探究心が高い傾向があることが伺える。
- ・大学合格実績（教育目標「未来を切り拓く力の育成」の検証部分に記載）を見ると、高校段階においても大学入試に向けて、学力や資質・能力を伸ばしていることが伺える。

○ 教育目標：自ら考え、自ら行動する力の育成

スクール・ミッション：思考力、判断力、表現力等の育成

- ・アンケート調査や学校評価の結果から、生徒は「自ら学ぼうとすること」や「自ら考え、自ら行動すること」に対して、高い意識を持っており、教職員も「生徒は主体的に行動する力がある」と認識している。
- ・総合的な学習・探究の時間は、各種大会・コンクール等の入賞の実績に取組の成果が見られる。また、学校評価や第三者評価等の結果から、生徒、学校、学校関係者から一定の評価を得られていることがわかる。一方で、令和3年度の学校関係者評価において「附属中学校の『総合的な学習の時間（EGG）』をさらに高等学校で発展・充実させ、探究的な学習としてより充実が求められる」と課題が挙げられており、「総合的な学習の時間（EGG）」と「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」について、「探究」という視点を強く意識し、6年間を見通した活動としていく必要がある。

○ 教育目標：未来を切り拓く力の育成

スクール・ミッション：国際社会で活躍できるグローバル人材の育成

- ・附属中学校の1期生が大学入試を受験した平成30年度以降、国公立大学合格者数、難関国公立大学合格者数、難関私立大学合格者数はいずれも増加するなど、着実に合格実績を上げていることから、附属中学校設立時から目指してきた基礎基本に基づいた高い学力の習得及び生徒が希望する進路への実現について成果が見られる。
- ・高校卒業後の進路の事例では、在校時に習得した知識や技能、経験を生かし、自らのキャリアプランをしっかりと描きながら、自己実現に向けて着実に歩んでいる卒業生も見られ、将来、自身の得意分野を生かし、国際的に活躍する人材となっていくことが期待できる。
- ・一方で、アンケート調査結果をみると、「国際的なリーダーとして活躍したい」と考えている生徒は「とてもそう思う」「ややそう思う」をあわせても約34%であり、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」をあわせた約39%を下回っている。また「将来、地域や日本をけん引したい」と思っている生徒も、約60%にとどまっており、学校が目標としている「南高校が目指すグローバルリーダー」の育成に向けて課題がある。

以上のことから、教育目標及びスクール・ミッションの実現に向けた取組については一定の成果が認められるが、総合的な学習・探究の時間での取組や「南高校が目指すグローバルリーダー」の育成に向けては課題がある。「EGG」と「TRY&ACT」については、中高の接続に重点を置いたカリキュラムの見直しを行うとともに、「グローバル人材の育成」の達成に向けて、「将来、国際的に活躍したい」という生徒の思いが具体的に描いていけるよう、キャリア教育の視点から6年間で育成する資質・能力を再整理して改善・充実を図る必要がある。

なお、「グローバル人材の育成」につながるグローバルな視点の定着・グローバル教育の実践状況については、論点1-2において、具体的に検証をしていく。

論点 1-2 : グローバルな視点の定着、グローバル教育実践状況について

1 取組の成果・実績

(1) 海外への留学・留学生の受入れ状況

海外への留学、海外からの留学生の受入れの状況は次のとおりである。

ア 海外への留学（高校 62 期生以降）

海外への留学は、学年ごとに 1～4 名程度が参加しており、高校 62 期生から 68 期生までで計 14 名が留学をしている。

行先別にみると、アメリカが最も多く 8 名、次いでカナダが 2 名である。

表 海外への留学者数の学年別人数（高校 62 期生以降）

学年	人数
62 期生	3 名
63 期生	3 名
64 期生	1 名
65 期生	1 名
66 期生	4 名
67 期生	1 名
68 期生（現高 3）	1 名
計	14 名

※本一覧における留学は、外国の高校における履修を高校における履修とみなし、単位の取得を認定したもの

※生徒の内訳（中入生 9 名、高入生 5 名）

表 行先別内訳（高校 62 期生以降）

学年	人数
アメリカ	8 名
カナダ	2 名
オーストラリア	1 名
チリ	1 名
ブラジル	1 名
ロシア	1 名
計	14 名

イ 海外からの留学（64期生以降）

海外からの留学生の受入れは、学年ごとに1～5名程度であり、64期生から69期生までで計12名を受入れている。

表 海外からの留学者数の学年別人数（高校64期生以降）

学年	人数
64期生	1名
65期生	3名
66期生	—
67期生	—
68期生（現高3）	5名
69期生（現高2）	3名
計	12名

表 海外からの留学者数の出身国人数（高校64期生以降）

出身国	人数
ドイツ	2名
スウェーデン	2名
フランス	2名
デンマーク	1名
ブラジル	1名
マレーシア	1名
モンゴル	1名
ラオス	1名
ラトビア	1名
計	12名

(2) 英検の取得状況・CSEスコア

論点1-1 1(1)イを参照（P23～26）。

2 生徒や教職員等の意識

(1) グローバルへの意識

ア 調査結果概要

生徒自身の諸外国への関心は高く、教職員は生徒のグローバルへの意識は高いと考えている。

また、保護者の南高校のグローバル人材育成の取組内容についての評価は高く、高入生の保護者の約64%がとても良いと思っている。

高校卒業後の進学先として約12%の生徒が海外大学を考えている。

将来、留学したり、仕事で国際的に活躍をしたいと考えている生徒は約半数である。

イ アンケート調査結果

- 諸外国の国民性、文化、慣習の違いについて、「とても関心がある」「やや関心がある」生徒は全体で約72%であった。

3. (4) 諸外国の国民性、文化、慣習の違いについて、関心を持っていますか？

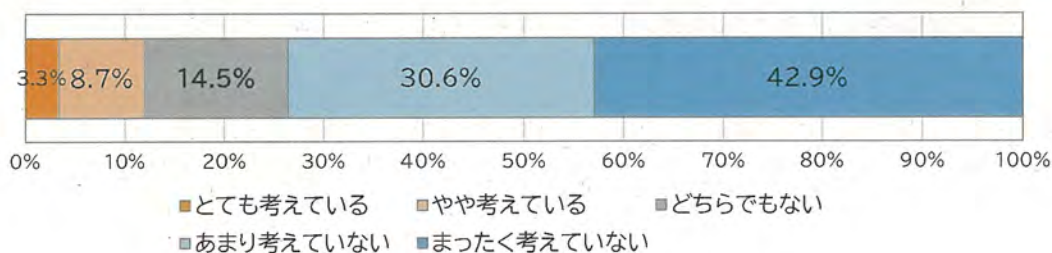
生徒アンケート



- 生徒のうち、高校卒業後の進学先として、海外大学を「とても考えている」「やや考えている」生徒は約12% (101名の回答) であった。

5. (3) あなたは高校卒業後の進学先として、海外大学を考えていますか？

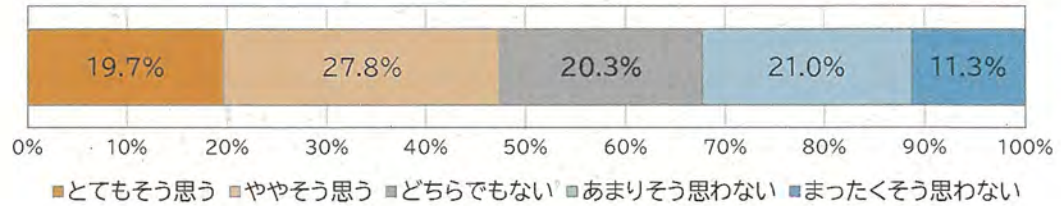
生徒アンケート



- 将来、留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考えているかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」生徒は約 48%であった。

5. (4) 将来は、留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考えていますか？

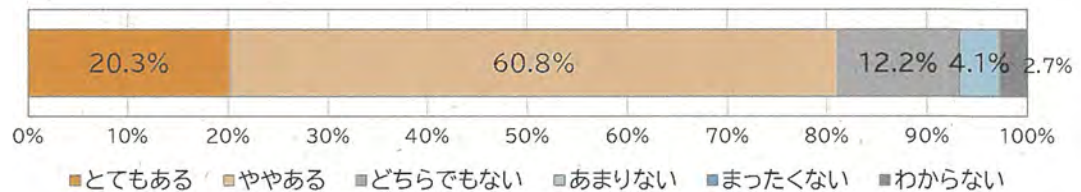
生徒アンケート



- 生徒のグローバルな視点が「とてもある」「ややある」と考えている教職員は約 81%であった。

2. (4) 南高等学校・附属中学校の生徒は、グローバルな視点があると思いますか？

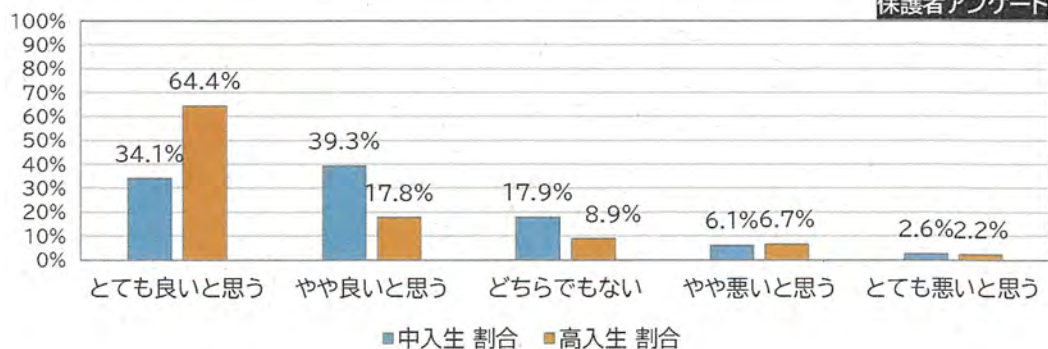
教職員アンケート



- グローバル人材育成の取組内容を「とても良いと思う」「やや良いと思う」保護者は約 76%であり、特に高入生の保護者の約 64%が「とても良いと思う」と回答した。

2. (12) 南高等学校のグローバル人材育成の取組内容について、あなたはどのように思いますか？

保護者アンケート



ウ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「(南高校は) 海外と交流できる仕組みがあり、グローバルな経験をする環境が整っている学校だと感じている。(生徒・高2)」という意見など、グローバルな取組が充実しているといった内容があった。

これらの意見から、中高ともに学校全体として、生徒がグローバルへの意識を持つことを後押しできるような体制が整っていると言える。

また、「海外にゆかりのある知り合いに聞いて、本場で学問を学びたいため、留学ではなく、海外の大学へ進学したいと強く考えている。(生徒・高2)」という意見など、将来的に海外への進学・就職を希望する生徒も一部いた。

また、保護者からは新型コロナウイルス感染症拡大のため一時期実施されていなかった海外研修についての再開を望む意見が複数挙げられた。

3 考察

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため、海外研修が近年中断していたが、これまで海外研修（附属中学校でのカナダ研修、高校でのシンガポール研修）やカナダ姉妹校との交流（受入れと訪問）、海外への留学、積極的に留学生を受け入れるなど、直接的な交流に積極的に努めている。また、平成27年度から令和元年度にかけての5年間、スーパーグローバルハイスクール（SGH）に指定されたこと（令和2年度以降は、本市独自の横浜SGH事業として継続実施）で、グローバルな研究課題に取り組むためのカリキュラムが編成されており、グローバルな視点の定着を図り、グローバル教育を積極的に実践していることが伺える。
- ・英検取得状況を見ると、前述のように、直近の実績では南高校附属中学校では準2級以上の取得率が80%以上、南高校では2級以上の取得率が80%以上と高い水準であり、また、本市として英検の受験料の全額助成を始めた当初から比較して、高校、附属中学校ともに上位級への受験者が増加傾向にあることから、グローバル教育の実践に関する取組の一つの成果が伺える。
- ・一方で、アンケート調査結果から、生徒のグローバルへの関心は高いが、海外大学への進学・留学・仕事での国際的活躍を視野に入れている生徒はいずれも半数以下であったことから、外国への関心の高さやグローバルな視点が将来の意向・目標につながっているとは言いがたい。生徒が世界に視野を広げて自身の将来を描いていけるような学校であることが南高校・附属中学校には求められており、もう一步踏み込んだ取組、実践が必要である。

以上のことから、グローバルな視点の定着、グローバル教育の実践状況には、一定の成果が認められるものの、キャリア教育という視点からのアプローチを見直す必要があり、「南高校が目指すグローバルリーダー」の育成について、6年間を通した教育活動を改めて検討し、生徒が卒業後もグローバルへの意識を持って活躍していけるような支援・取組が求められる。

第3 論点2：併設型中高一貫教育校としての取組

1 学校の取組の概要

(1) 中高一貫教育における教育課程の基準の特例の活用

附属中学校開校当時は、中高一貫教育における教育課程の基準の特例を活用した中入生への学習内容の先取り（以下「先取り学習」という。）を実施しており、高校へ進学してからのクラス編成も高入生とは別にする体制を取っていた。現在では、先取り学習は行わず、クラスは混合となっている。以下では、これらの経緯や課題・効果を整理した。

ア 先取り学習、中入生・高入生別クラスによる編成（附属中学校1期生～3期生）

附属中学校1期生から3期生は、高校2年時まで中入生クラスと高入生クラスを別に編成、高校3年時は混合クラスを編成し、国語、数学、英語において先取り学習を実施していた。

実施していた先取り学習の内容は次のとおりである。

○ 先取り学習の具体的内容

国語：中学校3年生で高校の内容の古典（古文・漢文）を学習した。1学期は中学校の古典を学習し、2学期以降、中学校の教員と高校の教員とのチームティーチングによる授業で週1時間、高校の教科書を用いて学習した。内容は高校1年生で学ぶ作品を扱うことや漢文の学習等であった。

数学：中学校で、高校の教員による授業で数学Ⅰを週1時間、高校の教科書を用いて学習した。さらに、中入生は数学Ⅱを高校1年生で週1時間学習し、高校2年生では高入生と同じ単位数で学習を行った。

英語：中学校で、高校の教員による授業でコミュニケーション英語Ⅰを週2時間、高校の教科書を用いて学習した。さらに、高校1年生でコミュニケーション英語Ⅱを週2時間行い、高校2年生ではコミュニケーション英語Ⅲを週1時間行った。

○ 先取り学習と中入生・高入生別クラスの課題

- ・ 高校3年生で高入生が中入生と同じ学習進度となることを想定していたが、高校3年生で同じクラスで授業を受ける際、授業進度や難易度の調整が難しい状況が生まれた。
- ・ 中入生・高入生別クラスでの学校運営は、生徒指導や学年経営等で学年が一体となって活動していくにあたり、困難な場面が生じた。

- ・附属中学校2期生の学年の高校入試において、1次募集で定員を満たさず2次募集が行われたこと等から、高校から入学することに対する受検生の不安を解消する必要があった。

イ 学習内容の深掘り、中入生・高入生混合クラスへの転換（附属中学校4期生～）

上記アの課題を解消するため、附属中学校4期生からは、先取り学習、中入生・高入生別クラス編成を廃止し、混合クラスにすることとした。附属中学校の生徒については、中学校の学習内容の深掘りが高校での伸びにつながると考え、教育課程を再構築した。

一部、数学の授業で中学校3年生後半に、高校1年生で学習する内容（平面図形と2次関数）に触れているが、中入生・高入生が混合クラスとなるため、同じ範囲を学び直すこととしている。

○ 混合クラスにしたことによる効果

- ・中入生は、高校生とも関わりながら深い学びを継続してきた。高入生は、地域の中学校で様々な経験を積み、南高校を選択し入学してきた。混合クラスにしたことで、中入生と高入生という異なる環境で学んだ生徒同士が、高校で融合し切磋琢磨する環境の中で、お互いを認め尊重し合いながら高め合う環境ができた。
- ・混合クラスとなった平成30年度以降、高校の学校評価の生徒アンケートの数値が全体的としてよい方向への変化が見られた。混合クラスにしたことで、生徒にとって環境がよくなったことが伺える。

○ 混合クラスの課題

- ・後述する中入生と高入生の意識調査の結果からは、中入生、高入生ともに学校生活を肯定的に感じているものの、学習への意識について着目すると、高入生は、授業の内容の難易度・進む速さ・量について、やや難しい・速い・多いと感じている生徒がやや多い。また、中入生の生徒及び保護者から先取り学習を望む意見が多数あり、混合クラスにおいて、個別最適な学びを実現していくことの難しさが伺える。

(2) 附属中学校教員と高校教員の相互乗り入れ授業

附属中学校と高校では、教員が相互の授業を受け持つ、乗り入れ授業が行われている。以下、相互乗り入れ授業について整理した。

ア 相互乗り入れ授業の概要

高校の教員が附属中学校の授業を担当している時間数(乗り入れをしている授業時間数)を次に示す。

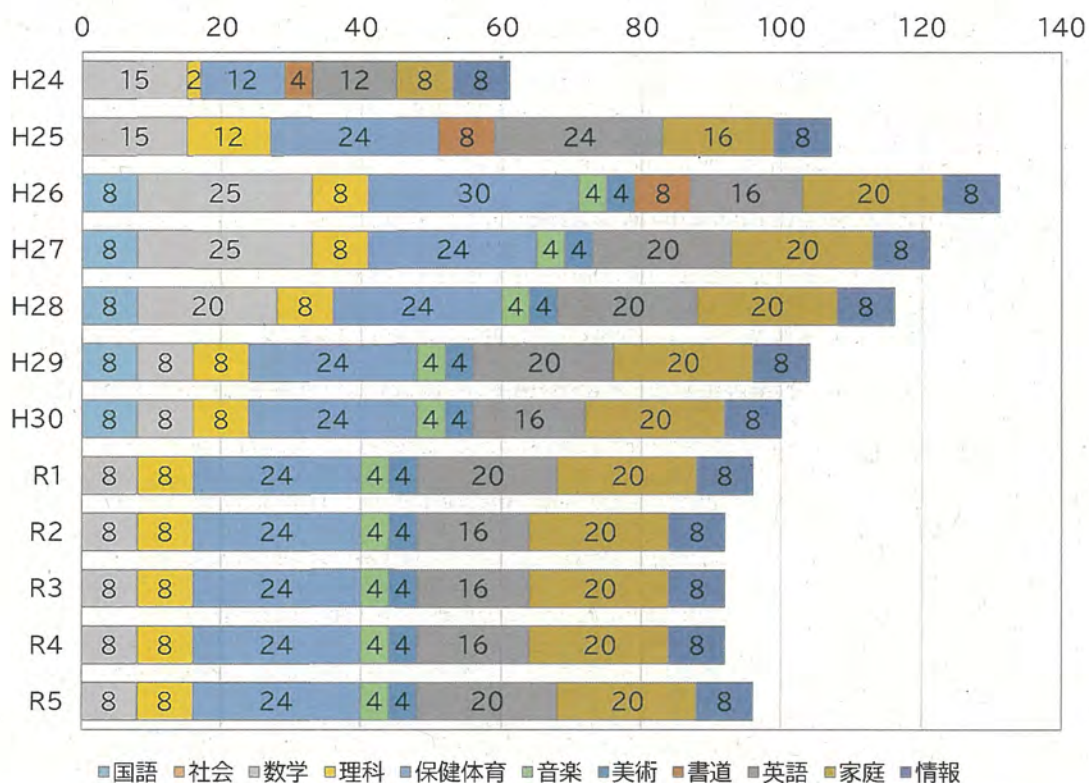


図 高校の教員が附属中学校の授業を担当している時間数 (件)

また、令和5年度において高校の教員が附属中学校の授業を担当している時間数、附属中学校教員が高校の授業を担当している単位数を次に示す。

高校では、例年一定数の教員が附属中学校の授業を担当しているが、附属中学校の教員が高校の授業を担当しているのは1教科（英語）であり、単位数も少ない。

表 令和5年度 高校の教員が附属中学校の授業を担当している時間数及び人数

教科	時間数(単位数)合計とその内訳			担当人数
数学	8	中学校3年	2時間×1人 6時間×1人	2人
理科	8	中学校3年	1時間×2人 2時間×1人 4時間×1人	4人
保健体育	24	中学校1年	6時間×1人	6人
		中学校2年	3時間×3人	
		中学校3年	3時間×3人	
音楽	4	中学校3年	4時間×1人	1人
美術	4	中学校3年	4時間×1人	1人
英語	20	中学校1年	1時間×3人 3時間×1人	11人
		中学校2年	1時間×2人 2時間×2人	
		中学校3年	1時間×2人 2時間×1人 4時間×1人	
家庭	20	中学校1年	2時間×1人 3時間×2人	3人
		中学校2年	2時間×1人 3時間×2人	
		中学校3年	2時間×2人	
技術/情報	8	中学校1年	4時間×2人	2人
合計	96	中学校1年	28時間 中学校2年 23時間 中学校3年 45時間	30人

表 令和5年度 附属中学校の教員が高校の授業を担当している時間数及び人数

教科	時間数(単位数)合計とその内訳		担当人数	
英語	3	高校1年	3時間×1人	1人
合計	3	高校1年	3時間	1人

(3) 附属中学校教員と高校教員の人事交流

ア 人事交流の実績

附属中学校の開校から12年間で、附属中学校から高校へ異動した教員は2名、高校から附属中学校へ異動した教員は1名であった。

校種が変わる異動は、高校での受験指導等の学習指導や生活指導において、必要となるノウハウが異なることにより、教員の心理的負担が大きく、このことがこれまで積極的な交流が行われてこなかった原因と考えられる。

イ 人事交流の活性化に向けた取組

教育委員会は、中高一貫教育校内での人事交流により、6年間の連続した特色ある教育活動の充実を図ることを目的として、令和4年度の人事異動から、附属中学校と高校間の異動について、校長の意向が校内人事に準じる形で反映されやすいよう、中高一貫教育校内の人事交流の制度を新設した。

また、令和6年度の人事異動に向けては、異校種も含め市立学校の教員へ広く中高一貫教育校の特色を周知するなど、意欲のある人材の配置に努めている。

(4) 主な年間行事予定における中高間の連携状況（令和5年度）

年間行事予定をみると、中高間で連携して実施する行事は、期末テストを除くと、生徒総会、南高祭、合唱コンクールなどが合同で実施されている。

表 学校の年間行事（下線部は中高が合同で実施するもの）

月	行事
4月	入学式（中・高）
5月	生徒総会（ <u>全校</u> ）、中間テスト（高）南高祭：体育祭の部（ <u>全校</u> ）
6月	期末テスト（ <u>全校</u> ）*中…3日間、高…4日間
7月	合唱コンクール（ <u>全校</u> ）、個人面談（中・高）球技大会（高）夏期講習（高）英語集中研修（中1、中2）
8月	英語宿泊研修2泊3日（中3）
9月	南高祭：舞台の部、展示の部（ <u>全校</u> ）後夜祭の部（高） イングリッシュキャンプ2泊3日（中2）
10月	関西方面研修旅行2泊3日（中3）中間テスト（高）北海道研修旅行3泊4日（高2）
11月	期末テスト（ <u>全校</u> ）*中…3日間、高…4日間
12月	個人面談（中・高）、球技大会（高1、高2）
1月	百人一首大会（中）
2月	期末テスト（ <u>全校</u> ）*中…3日間、高…4日間
3月	卒業式（中・高）、球技大会（高1、高2）

(5) 校務分掌について

令和2年度までは附属中学校の校務分掌と高校の校務分掌の組織が別であったが、令和3年度より校務分掌（セクション）は附属中学校と高校と同じ部を組織している。例えば、国際企画部では、総合的な学習・探究の時間についての情報や海外と直接つながる活動の情報の交換を行ったり、教育課程委員会では、例年10月に中高教員が互いに授業を見学し、生徒の実態や目指す生徒の姿などについて研究協議を行ったりするなど、6年間を見通した教育活動となるよう連携が図られている。

しかし、全体として、所属教員数に差があることによって、どの分掌も高校の教員数が多くならざるを得ないことや、附属中学校の人数が少ない影響もあり、分掌の人数に偏りが生じてしまい、連携が図りにくい状況がある。

- 校務分掌（セクション）の人数（高校教員の人数、附属中学校教員の人数）
 総務部（高9、中3）、教務部（高9、中6）、生活部（高9、中4）
 生徒会部（高9、中3）、進路学習部（高10、中1）、国際企画部（高9、中6）

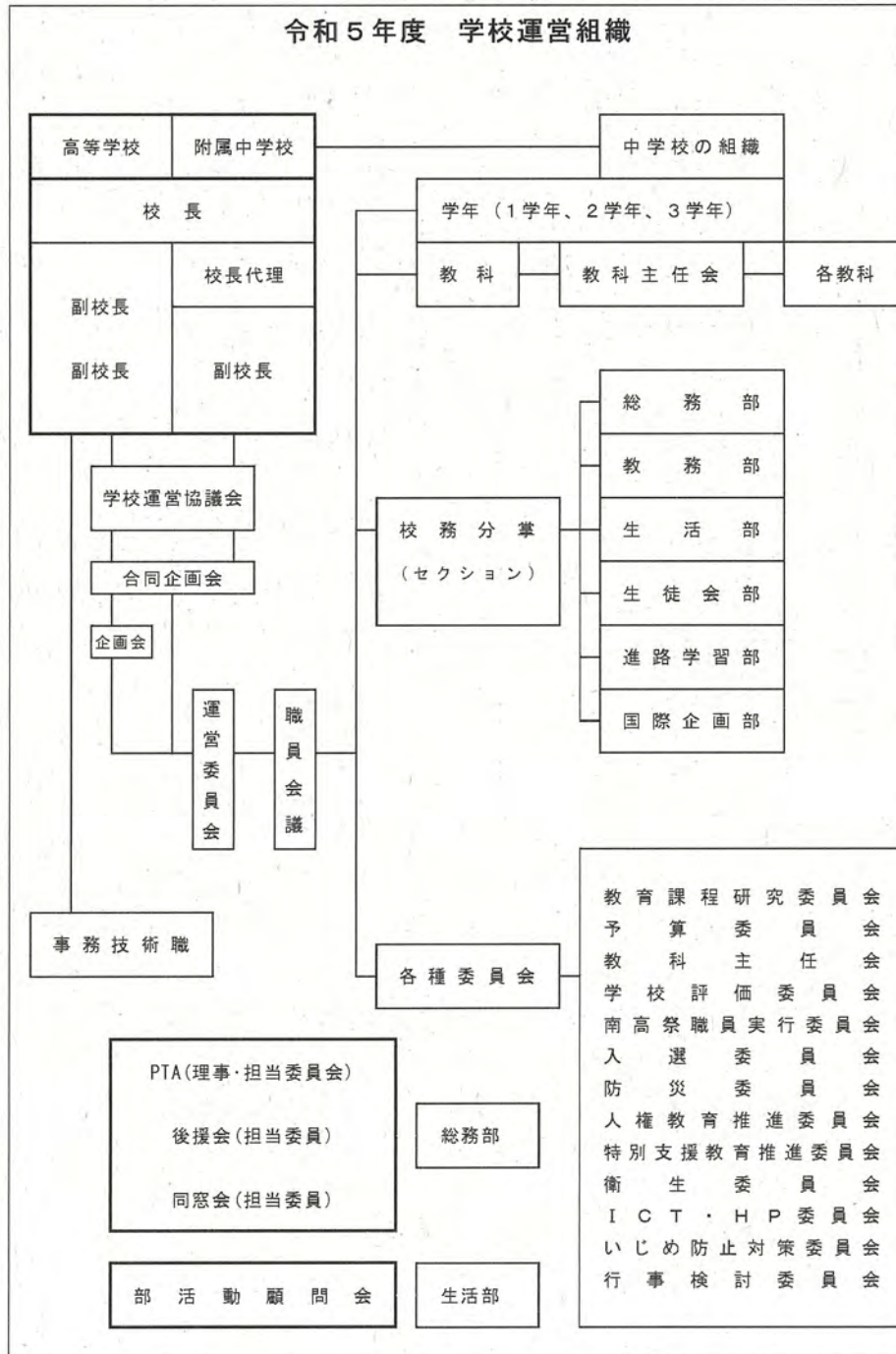


図 南高校 令和5年度 学校運営組織図

論点 2-1 : 入学時期の違いによる教育的効果について

1 取組の成果・実績

(1) 大学合格実績（再掲）

平成 25 年度～令和 5 年度の大学合格実績を次に示す。

附属中学校の 1 期生が大学入試を受験した平成 30 年度以降、国公立大学合格者数、難関国公立大学合格者数、難関私立大学合格者数はいずれも増加している。特に難関国公立大学については、附属中学校設立前と比較して大幅に増加している。

また、高入生の国公立大学合格者数に着目すると、卒業者数あたりの合格者数が増加傾向にある。

海外大学については、令和 4 年度、5 年度は 0 人であったが、これは新型コロナウイルス感染症の影響があったものと推察される。令和 6 年度以降、海外大学への進学を希望する生徒が増えていくことが期待される。

表 年度別大学合格者の推移（人）

年度	高校	附属中	卒業時 学級数	国公立 合格者数	難関国公立 大学 合格者数	東京大学	一橋大学	東京工業 大学	京都大学	医学部 医学科 (国公)	難関私立 大学 合格者数	早稲田 大学	慶應義塾 大学	上智大学	海外大学 合格者数
平成25年度	57期生		8学級	19	0	0	0	0	0	0	22	13	2	7	0
平成26年度	58期生		8学級	22	1	0	0	0	0	1	17	15	1	1	0
平成27年度	59期生		5学級	23	1	0	0	1	0	0	26	14	5	7	0
平成28年度	60期生		5学級	14	0	0	0	0	0	0	19	9	4	6	0
平成29年度	61期生		5学級	18	0	0	0	0	0	0	23	14	6	3	0
平成30年度	62期生	1期生	5学級	62 (3)	12 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	1 (0)	56 (0)	25 (0)	12 (0)	19 (0)	4 (0)
平成31年度	63期生	2期生	5学級	73 (3)	15 (0)	8 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	80 (0)	50 (0)	21 (0)	9 (0)	3 (1)
令和2年度	64期生	3期生	5学級	78 (5)	19 (0)	7 (0)	3 (0)	7 (0)	0 (0)	2 (0)	87 (1)	48 (1)	24 (0)	15 (0)	8 (0)
令和3年度	65期生	4期生	5学級	82 (4)	18 (0)	1 (0)	5 (0)	2 (0)	3 (0)	7 (0)	105 (6)	61 (3)	30 (3)	14 (0)	3 (0)
令和4年度	66期生	5期生	5学級	79 (2)	19 (0)	6 (0)	7 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	111 (0)	58 (0)	29 (0)	24 (0)	0 (0)
令和5年度	67期生	6期生	5学級	73 (7)	27 (1)	12 (0)	7 (0)	3 (1)	1 (0)	4 (0)	135 (4)	59 (3)	43 (1)	33 (0)	0 (0)

※ 合格者数には、既卒生を含む。「高校」、「附属中」、「卒業時学級数」は現役生について記載したもの。
 ※ () 内の数字は高入生 (内数)

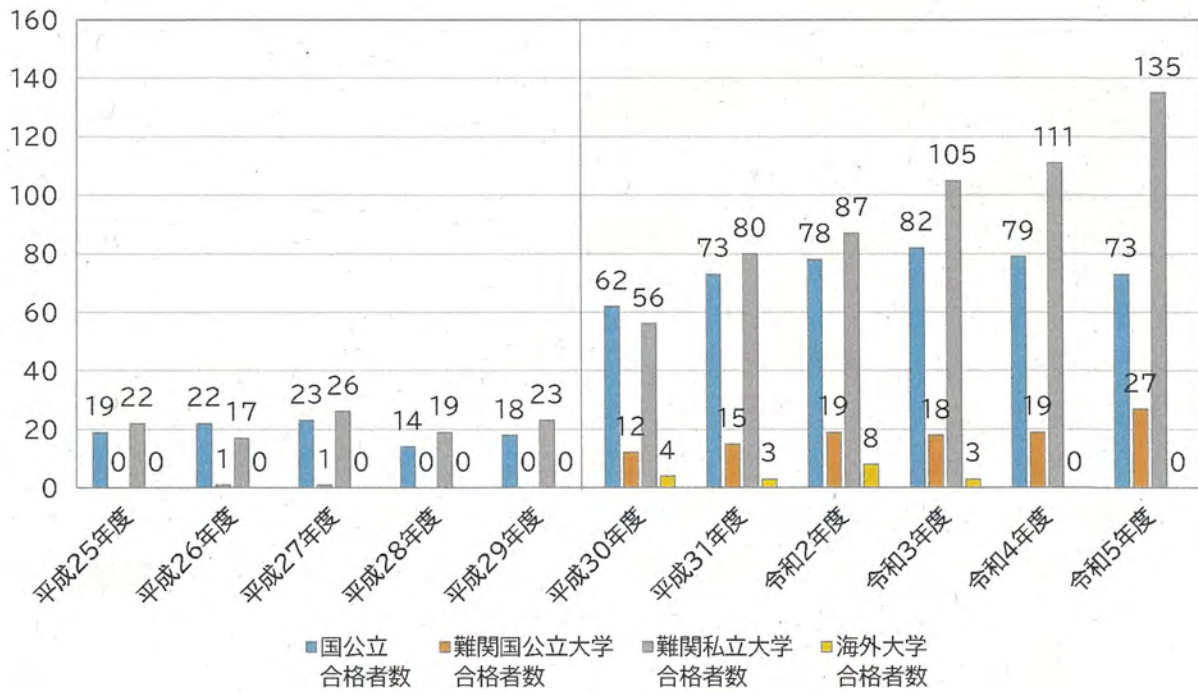


図 年度別大学群別合格者数（人）

2 生徒や教職員等の意識

(1) 学校生活・友人関係に関する意識の違い

ア 調査結果概要

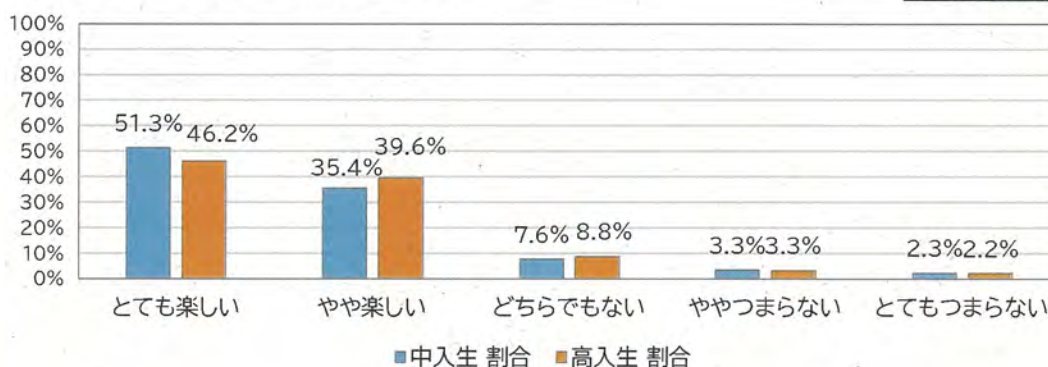
項目によって中入生、高入生で意識の差があるものも見られたが、生徒全体を通して学校生活の充実度は高い。

イ アンケート調査結果

- 学校に通うことが「とても楽しい」「やや楽しい」と思う生徒は、中入生が約87%、高入生が約86%であり、そのうち「とても楽しい」と思う生徒は、中入生が約51%、高入生が約46%であった。

2. (1) 学校に通うことについてどう思いますか？

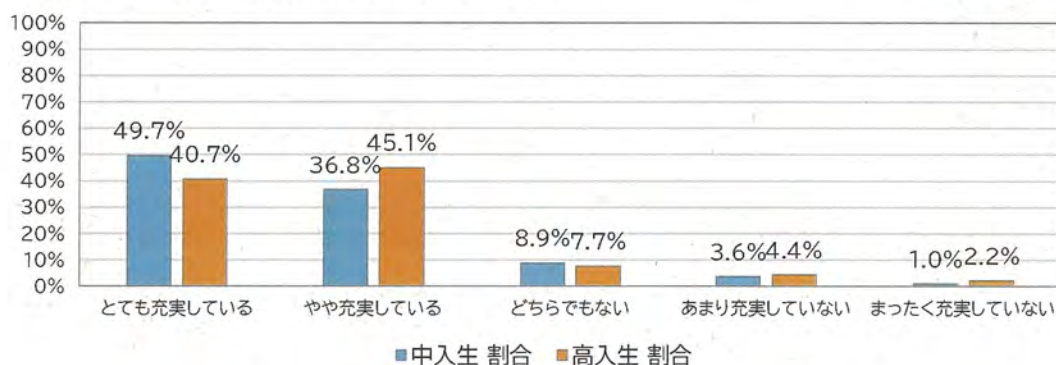
生徒アンケート



- 学校生活が「とても充実している」「やや充実している」と思う生徒は、中入生が約87%、高入生が約86%であり、そのうち「とても充実している」と思う生徒は、中入生が約50%、高入生が約41%であった。

2. (6) あなたの学校生活の充実度を教えてください。

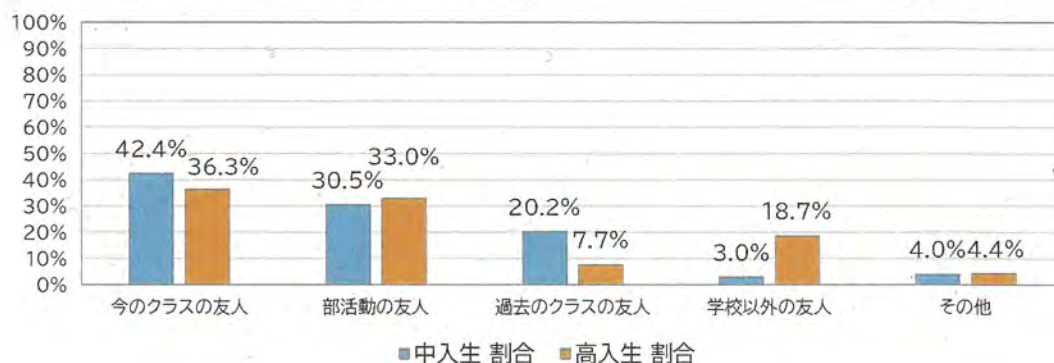
生徒アンケート



- 仲の良いコミュニティは「今のクラスの友人」と答えた生徒は中入生が約 42%、高入生が約 36%であった。
- 「学校以外の友人」と答えた生徒は、中入生が約 3%であるのに対し、高入生は約 19%であった。

4. (1)あなたの仲が良いコミュニティはどれですか？

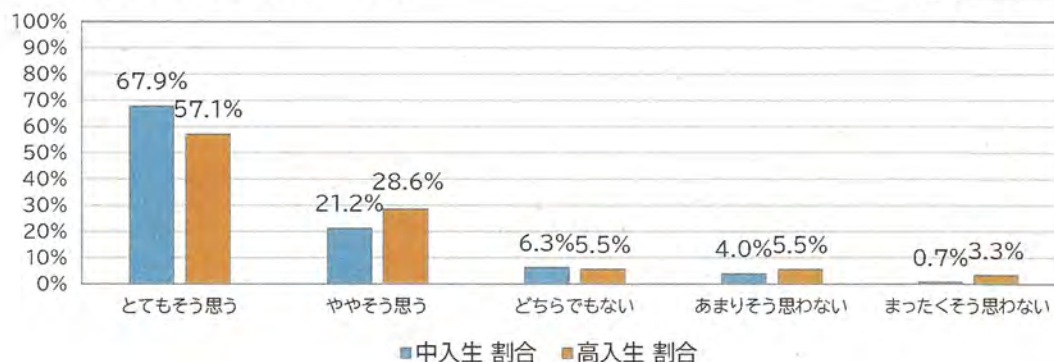
生徒アンケート



- お互いに信頼できる友人ができたかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた生徒は、中入生が約 89%、高入生は約 86%であり、そのうち「とてもそう思う」と答えた生徒は、中入生が約 68%、高入生は約 57%であった。

a) お互いに信頼できる友人ができた。

生徒アンケート



ウ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「仲良くなるという点では、高校からの入学でも差がないと感じている。(生徒・高2・高入生)」「子どもを中学から通わせてみて、伝統はきちんと引き継がれているかなと感じています。(保護者・高3・中入生)」「自身とは異なる環境で中学時代を過ごした高入生との関わりが自分に良い影響を与えてくれることも多くありました。様々な中学校から集まった仲間と高校3年間過ごせたことに感謝しています。(同窓会)」「高入生がいることに関して、中入生が刺激を受けて相乗効果になっていると思う。(後援会)」といった肯定的な意見が挙げられた。一方、「中・高の合同イベントの際に中入生しか分からないことがあり、相手が高入生かどうか知っておく必要がある場合もある。(生徒・高2・中入生)」「初めから中入生が仲良く話していると焦ります。(生徒・高1・高入生)」「高入生と中入生がなかなかなじみにくいと感じました。(保護者・高3・中入生)」「中高一貫校ではあるが、高校から入学した生徒や親への配慮はもっとあったほうが良い。(保護者・高1・高入生)」といった意見も中入生側・高入生側両方から挙げられていた。

(2) 授業・学習に関する意識の違い

ア 調査結果概要

授業の内容への興味は全体的に高い傾向にある。

授業の内容の難易度・進む速さ・量は、どちらでもないと感じている生徒が多いが、授業が難しい・速い・多いと感じている生徒は高入生が多い。

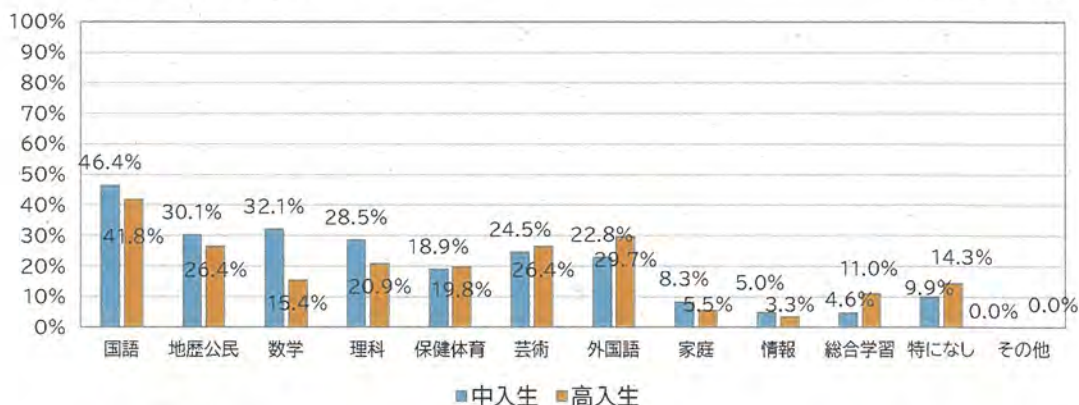
中入生、高入生ともに自ら進んで学ぼうとしている生徒は多いが、「常にそうしている」生徒は中入生が多い。

イ アンケート調査結果

- 数学が「得意」と答えた生徒は、中入生が約 32%、高入生が約 15%であった。
- 理科が「得意」と答えた生徒は、中入生が約 29%、高入生が約 21%であった。

3. (1)得意な教科等は何ですか？(高校生)

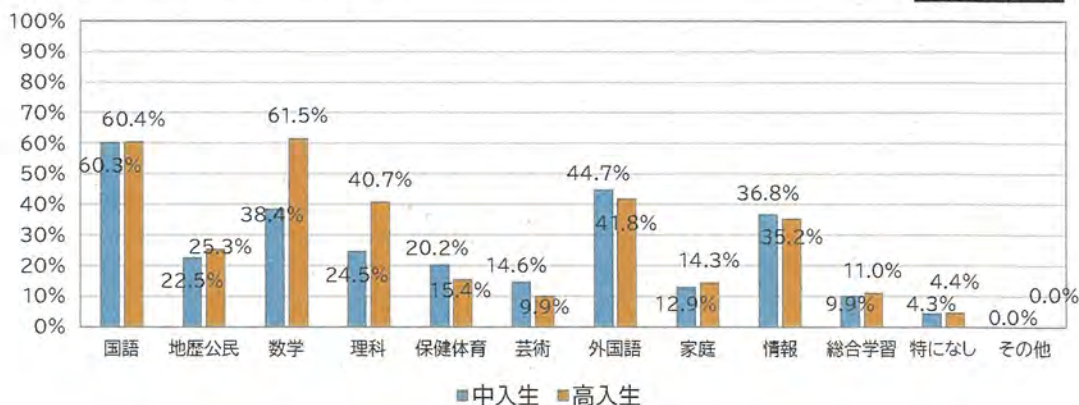
生徒アンケート



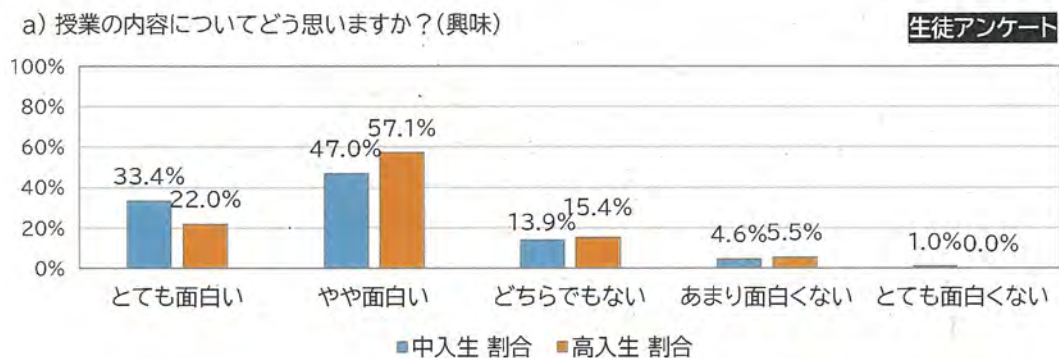
- 数学が「苦手」と答えた生徒は、中入生が約 38%、高入生が約 62%であった。
- 理科が「苦手」と答えた生徒は、中入生が約 25%、高入生が約 41%であった。

3. (2)苦手な教科等は何ですか？(高校生)

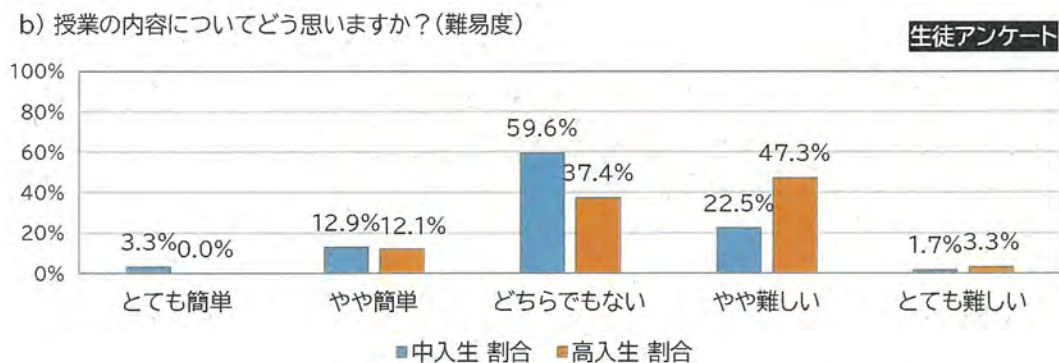
生徒アンケート



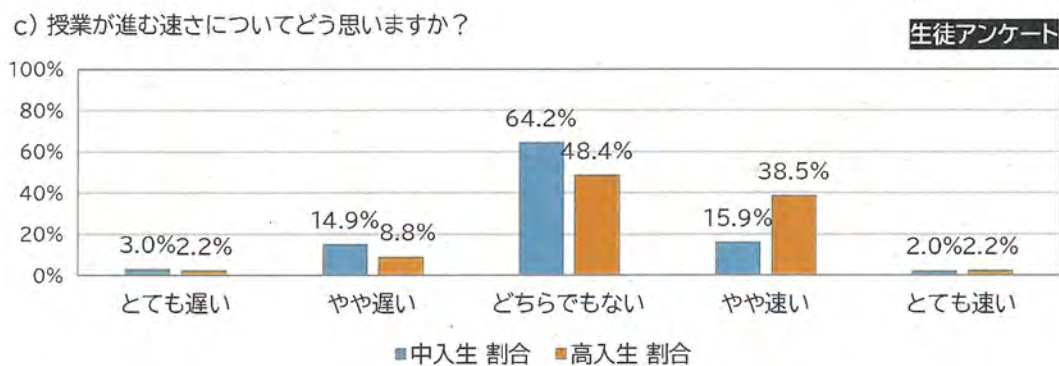
- 授業の内容が「とても面白い」「やや面白い」と答えた生徒は、中入生が約 80%、高入生が約 79%であり、そのうち「とても面白い」と答えた生徒は、中入生が約 33%、高入生が約 22%であった。



- 授業の内容が「とても難しい」「やや難しい」と答えた生徒は、中入生が約 24%、高入生が約 51%であり、そのうち「やや難しい」と答えた生徒は、中入生が約 23%、高入生が約 47%であった。



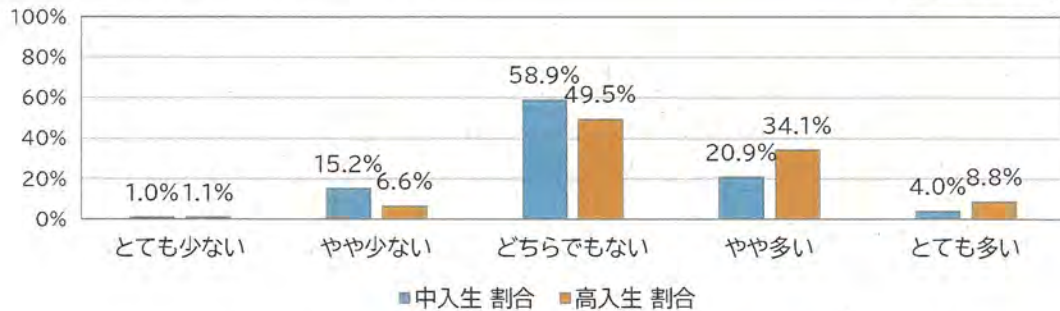
- 授業が進む速さが「とても速い」「やや速い」と答えた生徒は、中入生が約 18%、高入生が約 41%であり、そのうち「やや速い」と答えた生徒は、中入生が約 16%、高入生が約 39%であった。



- 授業で学ぶ量が「とても多い」「やや多い」と答えた生徒は、中入生が約 25%、高入生が約 43%であり、そのうち「やや多い」と答えた生徒は、中入生が約 21%、高入生が約 34%であった。

d) 授業で学ぶ量についてどう思いますか？

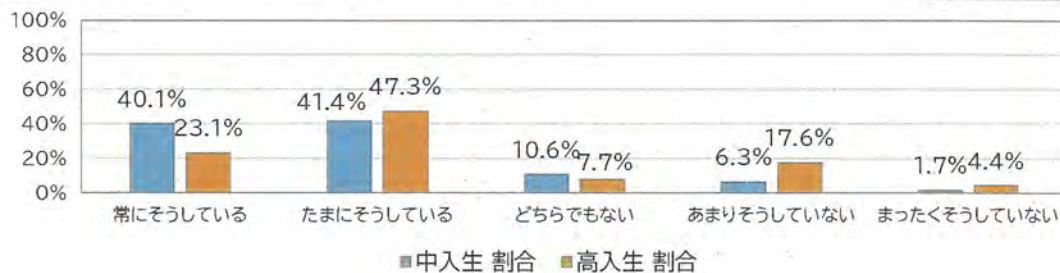
生徒アンケート



- 自ら進んで学ぼうと「常にそうしている」「たまにそうしている」生徒は、中入生が約 82%、高入生が約 70%であり、そのうち「常にそうしている」生徒は、中入生が約 40%、高入生が約 23%であった。
- 「あまりそうしていない」生徒は、中入生が約 6%、高入生が約 18%であった。

f) あなたは日頃から、自ら進んで学ぼうとしていますか？

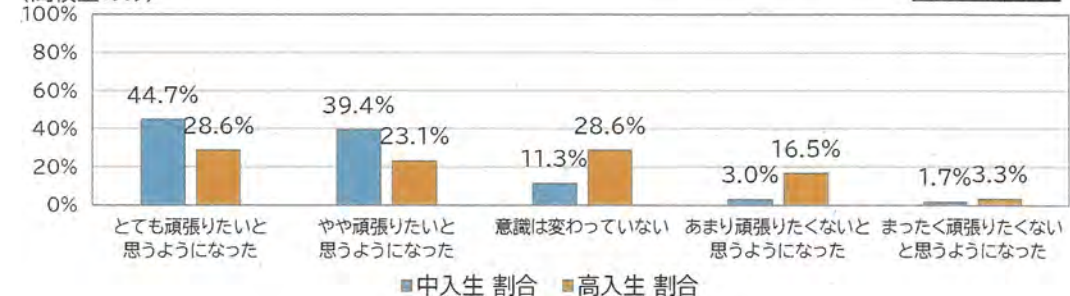
生徒アンケート



- 中学校のころと比べて学習を「とても頑張りたいと思うようになった」「やや頑張りたいと思うようになった」生徒は、中入生が約 84%、高入生が約 52%であり、そのうち「とても頑張りたいと思うようになった」生徒は、中入生が約 45%、高入生が約 29%であった。

h) あなたは中学生のころと比べて、学習を頑張ろうという意識はどう変わりましたか？ (高校生のみ)

生徒アンケート



ウ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「普通の高校と同じ進度で授業してしまうのはもったいないと感じた。(生徒・高3・中入生)」という先取り学習を望む意見があった(生徒・保護者から約80件)。一方で高入生からは、「授業は他の学校と同様に一からスタートしており、春休みから予習が出されていたので、勉強の差は感じなかった。(生徒・高2・高入生)」「高入生を入れるメリットが分かりにくい。附属中学校で学んだことが前提の授業もあり、高入生が置いてきぼりにされることがままあるようだ。(保護者・高1・高入生)」という意見もあった。

授業の進度について、「授業の進みが速く、課題や振り返りなどが多すぎる。(生徒・中1)」「数学は予習していないと授業についていけないのがつらいです。(生徒・高2・高入生)」という声があった。

(3) 将来に関する意識の違い

ア 調査結果概要

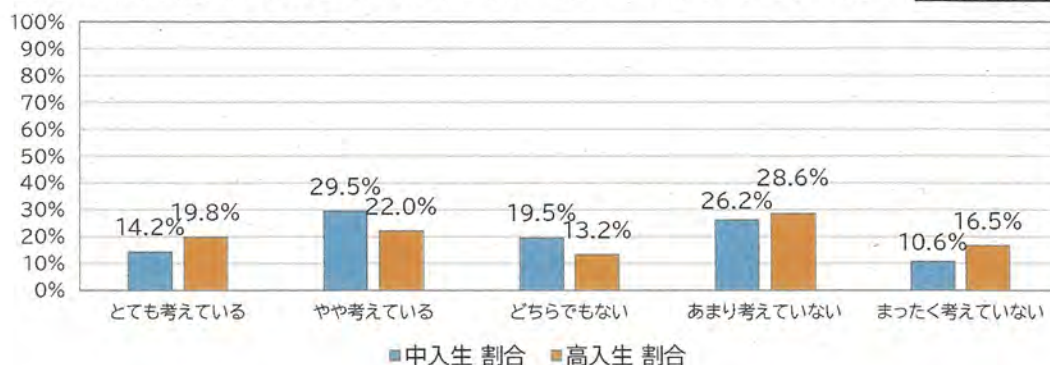
進学先として国際化に重点を置く大学に進むことを考えている生徒は中入生と高入生に大きな差はない。

将来、留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考えている生徒は、中入生と比較して高入生のほうが、やや多い。

イ アンケート調査結果

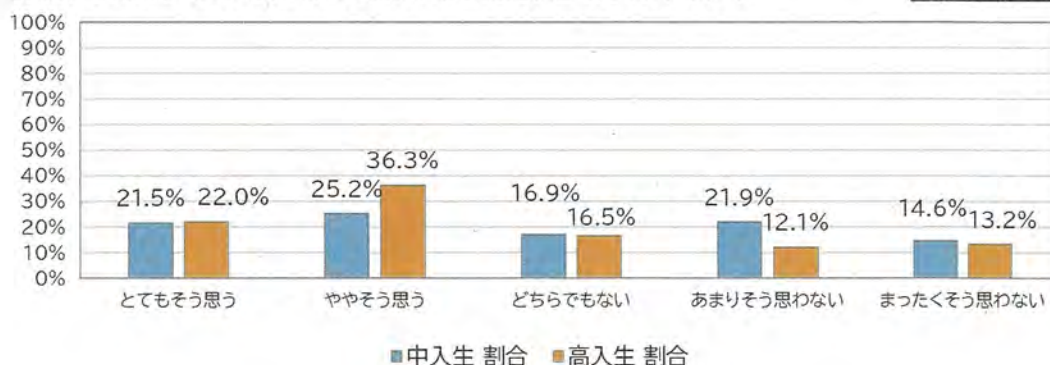
- 国際化に重点を置く大学への進学を「とても考えている」「やや考えている」と答えた生徒は、中入生が約44%、高入生が約42%であり、そのうち「とても考えている」と答えた生徒は、中入生が約14%、高入生が約20%であった。

5. (2)あなたは高校卒業後の進学先として、国際化に重点を置く大学を考えていますか？ **生徒アンケート**



- 将来、留学したり、仕事で国際的に活躍したいかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた生徒は、中入生が約47%、高入生が約58%であり、そのうち、「とてもそう思う」と答えた生徒は、中入生が約22%、高入生が約22%であった。

5. (4)将来は、留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考えていますか？ **生徒アンケート**



3 考察

- ・附属中学校の1期生が大学入試を受験した平成30年度以降、国公立大学合格者数、難関国公立大学合格者数、難関私立大学合格者数はいずれも増加しており、附属中学校の設立以降、大学合格実績は大きく向上している。高入生の国公立大学合格者数に着目すると、卒業者数あたりの合格者数は附属中学校設立前より、若干の増加傾向にあり、基礎学力をバランスよく身に付けることに力を入れた教育活動を行ってきた成果が見られる。
- ・アンケート調査結果から、学校生活に関して中入生と高入生を比較すると、学校が楽しい、学校生活が充実しているという項目についてはともにおおむね「楽しい」、「充実している」と答えている。
- ・授業の内容については中入生・高入生ともに面白いと感じている生徒が多いが、授業の難易度、進む速さ、学ぶ量に関する項目の比較では、内容が難しい、進度が速い、学ぶ量が多いという回答は高入生が多い。また、授業の難易度では高入生の約半数が難しいと答えている。こうした状況は、計画的な学習支援をきめ細かく実施しても生じていることから、対策を検討する必要がある。
- ・将来に関する意識では、進学先として国際化に重点を置く大学に進むことを考えている生徒の割合は、中入生・高入生ともに約40%であるが、「とても考えている」生徒の割合は、中入生が約14%、高入生が約20%で、中入生が高入生よりも低い。また、将来、留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考えている生徒の割合も、中入生が約47%、高入生が約58%で、中入生の方が低く、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成を掲げている中高一貫教育校としては、十分な結果であるとは言いがたい。

論点 2-2 : 併設型中高一貫教育校としての運営状況について

1 取組の成果・実績

南高校附属中学校では、平成 23 年度から適性検査に基づく入学者選抜を実施し、160 名を募集している。また、南高校においては平成 26 年度実施（平成 27 年度入学）入学者選抜から募集定員を 38 名（1 クラス分）としている。

(1) 附属中学校の適性検査競争率の推移

附属中学校開校当初、1 期生、2 期生は 10 倍前後の競争率であり、その後 3 年間は 7 倍以上の競争率であった。平成 29 年度以降はおおむね 5 倍前後の競争率で推移している。

(2) 高校の入学者選抜競争率の推移

神奈川県公立高校入学者選抜の改革のあった平成 24 年度以降、神奈川県公立高校全体の競争率は 1.17 倍～1.21 倍で推移している。1 クラス募集 2 年目の平成 27 年度実施（平成 28 年度入学）入学者選抜では応募が定員を満たさず、二次募集を行った。その後、教育課程やクラス編成を見直し、平成 30 年度以降に実施した入学者選抜では県内全体の競争率を上回っている。

表 附属中学校の適性検査競争率と高校の入学者選抜競争率の推移

年 度	附属中			高校			備 考
	期	募集定員	競争率	期	募集定員	競争率	
平成22年度実施 平成23年度入学		—	—	58期生	317	前期 1.86 後期 1.24	
平成23年度実施 平成24年度入学	1期生	160	10.60	59期生	197	前期 2.37 後期 1.35	附属中学校開校 高校5クラス募集開始
平成24年度実施 平成25年度入学	2期生	160	9.50	60期生	198	1.26	
平成25年度実施 平成26年度入学	3期生	160	7.91	61期生	198	1.15	
平成26年度実施 平成27年度入学	4期生	160	7.81	62期生	38	1.18	高校1クラス募集開始
平成27年度実施 平成28年度入学	5期生	160	7.62	63期生	38	共通1.00 二次1.36	共通選抜募集38名、27名受検 共通選抜二次募集11名、15名受検
平成28年度実施 平成29年度入学	6期生	160	6.16	64期生	38	1.26	
平成29年度実施 平成30年度入学	7期生	160	5.16	65期生	38	1.08	
平成30年度実施 平成31年度入学	8期生	160	4.88	66期生	38	1.45	
令和元年度実施 令和2年度入学	9期生	160	4.93	67期生	38	1.79	
令和2年度実施 令和3年度入学	10期生	160	5.56	68期生	38	1.26	
令和3年度実施 令和4年度入学	11期生	160	5.15	69期生	38	1.47	
令和4年度実施 令和5年度入学	12期生	160	5.23	70期生	38	1.29	
令和5年度実施 令和6年度入学	13期生	160	4.17	71期生	38	1.42	

→ 附属中 1 期生は、高校では 62 期生

【参考】

県内の公立中学校卒業者の動向※10

卒業年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月	平成31年 3月	令和2年 3月	令和3年 3月	令和4年 3月	令和5年 3月
公立中学校 卒業生（県内）	68,969	70,571	69,744	70,397	69,996	69,140	68,742	67,115	65,159	67,124	68,002
対前年増減	1,113	1,602	△ 827	653	△ 401	△ 856	△ 398	△ 1,627	△ 1,956	1,965	878

卒業年月	令和6年 3月	令和7年 3月	令和8年 3月	令和9年 3月	令和10年 3月	令和11年 3月	令和12年 3月	令和13年 3月	令和14年 3月	令和15年 3月	令和16年 3月
公立中学校 卒業生（県内）	67,003	66,281	66,189	64,556	64,569	62,950	63,451	62,510	59,546	57,932	55,899
対前年増減	△ 999	△ 722	△ 92	△ 1,633	13	△ 1,619	501	△ 941	△ 2,964	△ 1,614	△ 2,033
公立中学校 卒業生（横浜市）	26,007	25,825	25,745	24,799	25,264	24,487	24,768	24,175	22,898		
対前年増減	△ 290	△ 182	△ 80	△ 946	465	△ 777	281	△ 593	△ 1,277		

※令和6年3月以降は推計値



※10 県内の公立中学校の動向は、神奈川県ホームページ掲載資料から作成。
 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/koushikyou/r5singikekka2.html>)

2 生徒や教職員等の意識

(1) カリキュラム編成について

ア 調査結果概要

6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムが編成されているか、体系的な学習指導、キャリア教育が実施されているかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた教職員は、いずれの項目でも約半数であり、「とてもそう思う」と答えた教職員は1割程度であった。

一定数の生徒・保護者が、学校のカリキュラムの改善点として、先取り学習を希望している。

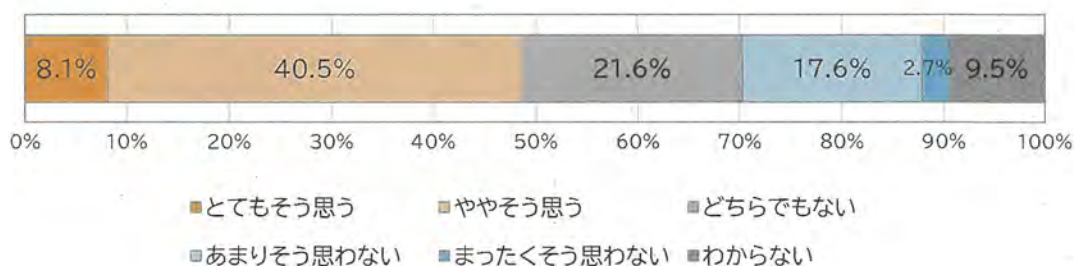
英語のラウンド制^{※11}について、生徒アンケートの自由記述において賛否両方の意見が多く挙げられている。中学生からの支持意見が多く挙げた一方で、高校生からは、「中学から文法を教えてほしい」という意見が多く挙げられている。

イ アンケート調査結果

- 6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムが編成されているかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた教職員は約49%であり、そのうち、「とてもそう思う」と答えた教職員は約8%であった。

3. (1)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムが編成されていると思いますか？

教職員アンケート



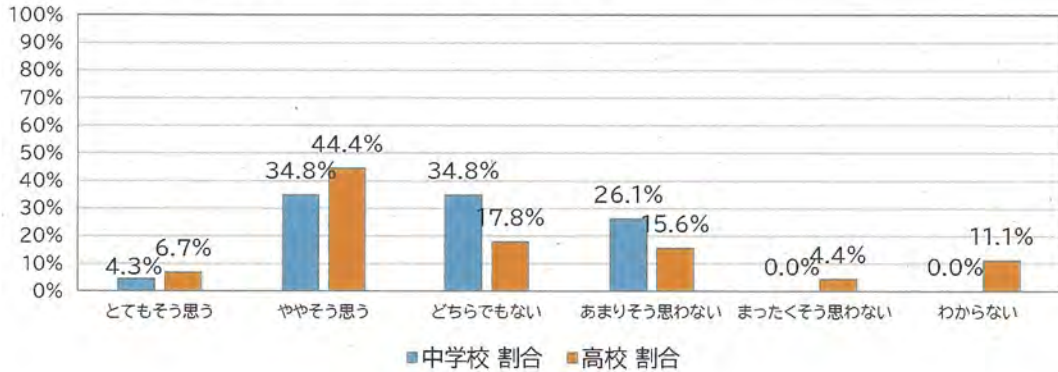
※11 ラウンド制

年間に教科書等を複数回反復使用し、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく学ぶことで、一人ひとりに合った外国語の表現ができることを目指す指導法。南高校附属中学校では、開校時から教科書を4、5回繰り返すラウンド制の授業に取り組んでいる。

- 中学校・高校別に見ると、6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムが編成されていると思う教職員の割合は、高校の教職員より中学校の教職員の方が低かった。

3. (1)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムが編成されていると思いますか？

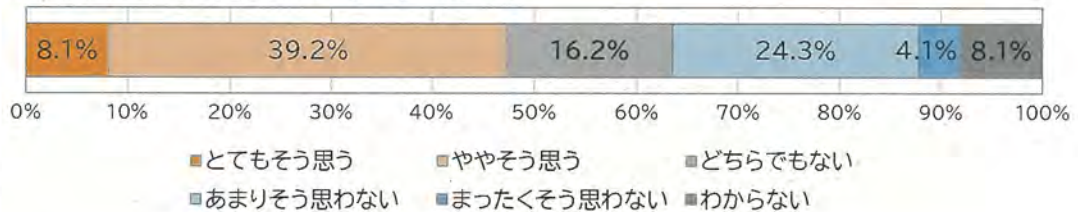
教職員アンケート



- 6年間を見通した体系的な学習指導が実施されているかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた教職員は約 47%であり、そのうち、「とてもそう思う」と答えた教職員は約 8%であった。

3. (2)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した体系的な学習指導が実施されていると思いますか？

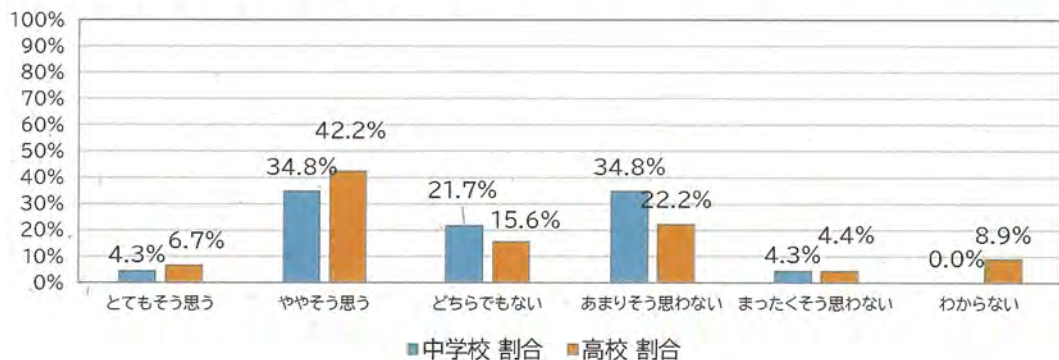
教職員アンケート



- 中学校・高校別に見ると、6年間を見通した体系的な学習指導が実施されていると思う教職員の割合は、高校の教職員より中学校の教職員の方が低かった。

3. (2)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した体系的な学習指導が実施されていると思いますか？

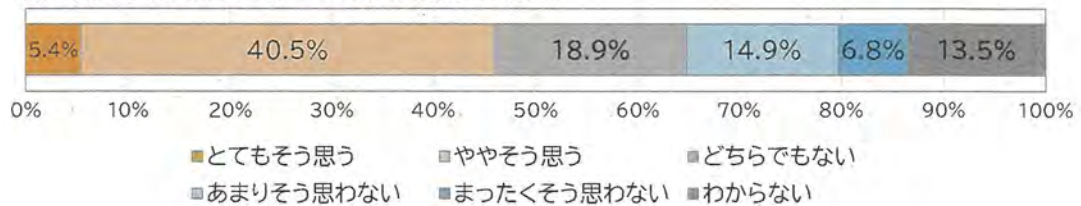
教職員アンケート



- 6年間を見通した体系的なキャリア教育が実施されているかについて、「とても思う」「やや思う」と答えた教職員は約46%であり、そのうち「とても思う」と答えた教職員は約5%であった。

3. (4)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した体系的なキャリア教育が実施されていると思いますか？

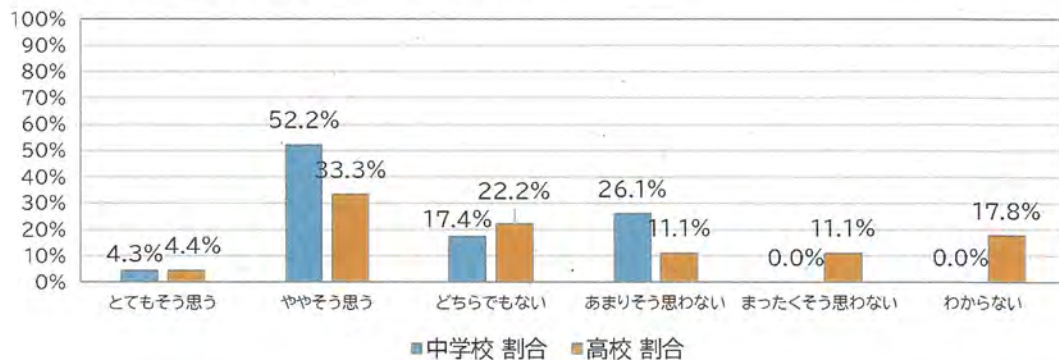
教職員アンケート



- 中学校・高校別に見ると、6年間を見通した体系的なキャリア教育が実施されていると「とても思う」教職員の割合は、中学校と高校とでほぼ同率、「やや思う」教職員の割合は、中学校の教職員より高校の教職員の方が低かった。

3. (4)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した体系的なキャリア教育が実施されていると思いますか？

教職員アンケート



ウ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「中学受検をして入ったが先取り学習がなく、高校の学習ペースも最低ラインに合わせてある感じがする。(生徒・高1)」「進みが遅く、大学受験には不利。受験期に入る頃に『先取りはしない』と変更されたのは誤算だった。(保護者・高3)」などといった、先取り学習を望む声が生徒・保護者から複数挙がっている。

また、教職員からは「体系的な教科教育のために日頃からのコミュニケーションがよりとれると軌道修正もしやすい。中高合同の教科研修も継続しつつも、本当は日々の学習指導により一貫性を持たせられるよう工夫するべきではないか。(教職員・高校)」という声があった。

さらに英語のラウンド制に関しては、「英語のラウンド制は英語での会話が身につく、とても良いものだと思う。(生徒・中2)」「附属中学校の英語の5ラウンド制は変えた方がいいと思う。高校入学後の模擬試験などに大きな支障が出ていると感じる。(生徒・高3)」という賛否両方の意見が挙がっていた。

(2) 特別活動（行事等）について

ア 調査結果概要

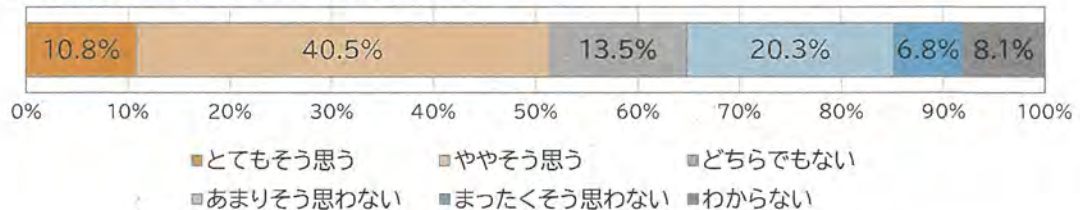
6年間を見通した体系的な特別活動が実施されているかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」教職員は、約51%であり、「とてもそう思う」教職員は、約11%程度であった。

イ アンケート調査結果

- 中高一貫校としての6年間を見通した体系的な特別活動が実施されているかについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた教職員は、約51%であった。

3. (3)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した体系的な特別活動が実施されていると思いますか？

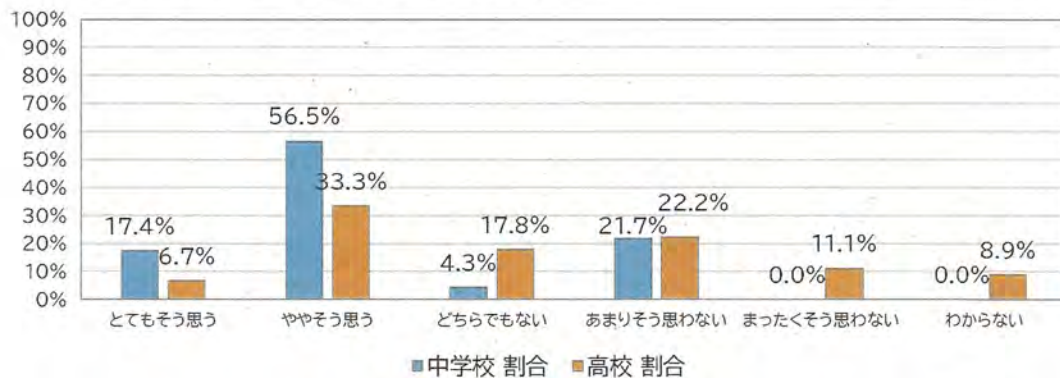
教職員アンケート



- 中学校・高校別にみると、中学校の教職員の方が「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた割合が高校の教職員よりも高かった。

3. (3)南高等学校・附属中学校では、中高一貫教育校としての6年間を見通した体系的な特別活動が実施されていると思いますか？

教職員アンケート



ウ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「(良い点として) 合同運動会や合同合唱コンクールや合同学園祭などの高校生と中学生の交流・連携がある学校行事(保護者・中1)」「高校ではあまり中学との関わりやメリットが感じられないため、せっかくの中高一貫を生かせるようにしてほしい。(保護者・高1)」という意見があった。

(3) 中高の連携について

ア 調査結果概要

教職員アンケートの自由記述において「中高の連携」に関する改善点が多く挙げられた。改善点として「中学校の教員が高校のことを、高校の教員が中学校のことをもっと知ることのできる仕組みづくり」「教科における中高の連携の推進」「教職員全員の共通理解を図る」「中高一貫した進路指導」などが挙げられた。

イ アンケート自由記述・ヒアリング調査結果

アンケートの自由記述及びヒアリング調査では、「中学校の教員が高校のことを、高校の教員が中学校のことをもっと知ることのできる仕組みがあればよいと感じている。(教職員・高校)」「私たち教職員がお互いの教育についてしっかりと知っておかないといけないと強く感じる。(教職員・中学校)」「中学校と高校の教員が双方乗り入れる授業がもっとあるといいなと感じる。(教職員・高校)」「もっと連携が図れると、各教科に興味をもつ生徒が増えると考える。(教職員・高校)」という意見があった。

ウ 相互乗り入れ授業の成果と課題

中高の連携については、7月の調査以降追加のヒアリングを行った。教職員からは、「高校の教員が中学校の授業を担当することで、中学校教育全般（義務教育の段階であること、学習内容だけでなく生活指導や中学校の文化や価値観、高校とは違う発達段階における支援・指導、保護者との関係性（距離感））を直接実感できた。」「高校の学習につなげるために、中学校段階での指導や定着を、教員自身が直接実感できた。」という意見があった。また、高校1年生の英語の授業を担当した中学校の英語科の教員からは、「高校での授業指導を経験したことで、中学校3年生段階の到達点（ゴール）を明確に意識することができた」という意見も挙げられた。

一方、課題として、指導する科目数が増えることで教員の負担が増すことを懸念する意見もあった。例えば、持ち時間数が週20時間であっても、5単位×4クラスで1科目を指導するのと複数科目を指導するのでは教材研究や評価等のバランスが課題となる。

また、長く中学校・高校それぞれの校種を指導してきた教員にとって、免許を所持していても、校種を越えた授業をすることに対する心理的な負担が大きいことへの懸念も示された。例えば、中学校の教員が高校の授業を行う場合、大学受験指導レベルの授業をする必要があり、不安を持つ原因となることが考えられる。

3 考察

- ・附属中学校の適性検査における競争率は、安定して高倍率を保っており、「市立中高一貫教育校という新たな選択肢を市民に提供する」という設置の目的を達成している。一方、高校の入学者選抜における競争率については、募集が定員に満たなかった平成27年度実施（平成28年度入学）の募集以降は1.08～1.79倍で推移しているものの、今後、公立中学校の卒業生数が減少していくことが想定されることから、学校運営の在り方の検討にあたっては、これらの状況も考慮していく必要がある。
- ・附属中学校の適性検査については、毎年、高い倍率であり、注目されていることも踏まえ、検査の結果や内容等を分析し、一層の改善・充実を図っていく必要がある。
- ・教職員のアンケート調査結果では、6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムが編成されているか、6年間を見通した体系的な学習指導、キャリア教育、特別活動が実施されているかについて、「とてもそう思う」と答えた教職員はそれぞれ1割程度であり、中高ともに一定数の教職員が、中学校と高校の連携について改善が必要と感じている。教育目標、スクール・ミッションの達成に向けては、学習指導やキャリア教育、特別活動等、全ての教育活動において、中高一貫教育校としての6年間を通した教育課程を再編成する必要がある。
- ・生徒や保護者のアンケート調査では、先取り学習の要望についての自由記述が多くあり、個別最適な学びの充実の観点からも検討が必要である。同様に、英語教育についての意見も多くあり、中高の指導内容・方法についての連携強化等が必要である。
- ・相互乗り入れ授業の成果と課題についての教職員ヒアリングでは、中高が互いの教育活動の意義や内容を直接実感できる利点等を評価する意見がある一方で、相互乗り入れで担当科目が増える負担や校種を越えた授業で大学進学指導をすることの心理的な負担を懸念する意見もあった。

第4 検証のまとめ

1 論点1：教育目標及びスクール・ミッションの達成状況について

- 「学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」及び「自ら考え、自ら行動する力の育成」
 - ・教育目標の「学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」及び「自ら考え、自ら行動する力の育成」については、附属中学校の「総合的な学習の時間（EGG）」や高校の「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」、各教科等における探究的な学び、学校行事や部活動など多様な教育活動等を通じて育成が図られている。また、上記の教育目標に対応するスクール・ミッションの「国際社会及び日本における課題の発見・解決に資する知識・技能の習得」と、それらの活用に関わる「思考力、判断力、表現力」等の育成についても同様に行われている。
 - ・こうした資質・能力の育成に向けた取組は、質の高い学びによる高い学力の習得につながり、学力・学習状況調査や英検の実施結果等に成果として現れている。
 - ・一方で、「6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラム」の軸となる附属中学校の「総合的な学習の時間（EGG）」と高校の「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」については、中高の接続や一貫性についての課題が指摘されている。6年間を見通した探究活動ができるようにカリキュラムを見直し、中学校段階の「総合的な学習の時間（EGG）」から高校段階の「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」の学びを一体化する必要があり。

- 「未来を切り拓く力の育成」・「グローバル人材の育成」
 - ・教育目標「未来を切り拓く力の育成」については、附属中学校設立時から目指してきた基礎基本に基づいた高い学力の習得及び生徒が希望する進路への実現について成果が見られる。
 - ・スクール・ミッション「国際社会で活躍できるグローバル人材の育成」については、4技能をバランスよく育成する英語教育に加え、「総合的な学習の時間（EGG）」や「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」、横浜スーパーグローバルハイスクール（横浜SGH）、国際交流、海外研修等の取組を通して生徒の実践的な英語力の育成やグローバルな視点の定着が図られている。実践的な英語力の育成では、中高ともに、令和4年度に目標の英検の取得率を達成するなど、成果を上げている。
 - ・一方で、グローバルな視点の定着については、アンケート調査結果から、生徒のグローバルへの意識は高いが、それが必ずしも海外大学への進学・留学・仕事での国際的な活躍という将来の目標につながっておらず、学校が目標としている「南高校が目指すグローバルリーダー」の育成に向けて課題がある。

- ・生徒がグローバルへの意識を自身の将来の意向・目標につなげるためには、できるだけ早期から海外に対するイメージを具体化していくことが効果的と考えられることから、国際交流等の海外プログラムの早期再開は必須である。附属中学校の海外研修の行先であり、姉妹校も所在するカナダ・バンクーバー市は、多様性が特徴の一つであり、生徒が多く気づき・学びを得られることが期待できる都市である。海外との交流においては、相手と良好な関係を築くことがプログラムの効果的な実施につながることから、これまでの交流を軸として活動を充実させていくことが望ましい。また、国際都市横浜の強みを生かし、国内における国際教育機関等と連携していくことも有効である。
- ・生徒のニーズに合わせて海外での経験を積めるよう支援することも重要であることから、海外大学進学支援プログラムの拠点校として培ってきた経験や利点も生かし、海外大学進学・留学等を促進する必要がある。
- ・グローバルリーダーとしての資質・能力を育成する観点では、6年間を見通した体系的なキャリア教育の視点からのグローバル教育へのアプローチも必要である。また、実践的な英語力の更なる伸長のために、英語の活用機会の充実が求められる。

2 論点2：併設型中高一貫教育校としての取組について

○ 教育課程・カリキュラム編成

- ・附属中学校の1期生が大学入試を受験した平成30年度以降、国公立大学合格者数、難関国公立大学合格者数、難関私立大学合格者数はいずれも増加しており、大学合格実績が大きく向上している。また、高入生の国公立大学合格者数も、卒業生数あたりの合格者数は附属中学校設立前より若干の増加傾向にあり、基礎学力をバランスよく身に付ける教育活動の成果が見られる。
- ・附属中学校1期生から3期生は、高校2年時まで中入生と高入生を別クラスで編成、高校3年時は混合クラスを編成し、先取り学習を実施していた。しかし、別クラスで学ぶことによる学習進度の調整や学年が一体となって活動する場面などで課題があったことから、附属中学校4期生からは、高校入学時から、中入生・高入生の混合クラスにすることとし、先取り学習は行わず、学習内容の深掘りを行うこととした。
- ・アンケート調査結果における、学校生活に関する中入生と高入生の比較では、中入生・高入生ともにおおむね「楽しい」、「充実している」と答えている。入学当初から混合クラスとする変更を行ってからは、異なる環境で学んだ生徒同士が、切磋琢磨する環境の中で、お互いを認め尊重し合いながら高め合う環境となっており、生徒が充実して学校生活を送っている様子が伺える。
- ・授業の内容については中入生・高入生ともに面白いと感じている生徒が多いが、授業の難易度、進む速さ、学ぶ量に関する項目の比較では、内容が難しい、進度が速い、学ぶ量が多いという回答は高入生の方が多い。また、生徒や保護者のアンケート調査では、先取り学習の要望についての自由記述が多くあった。こうした状況は、計画的

な学習支援をきめ細かく実施しても生じていることから、改めて対策を検討する必要がある。

- ・教職員のアンケート調査結果では、6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムの編成、6年間を見通した体系的な学習指導、キャリア教育、特別活動の実施について、「とてもそう（編成・実施されている）思う」と答えた教職員は1割程度であり、中高ともに一定数の教職員が、中学校と高校の連携について改善が必要と感じている。教育目標及びスクール・ミッションの達成に向け、中高一貫教育校としての6年間を見通した教育課程を再編成する必要がある。
- ・教育課程の再編成にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの充実の観点も踏まえ、中高教職員が共に、育成する資質・能力を明確にして一つの教育課程を作り上げていくことが重要である。その際、中高一貫教育校における教育課程の特例を活用することも考えられる。

○ 学校運営

- ・附属中学校の適性検査における競争率は、安定して高倍率を保っており、「市立中高一貫教育校という新たな選択肢を市民に提供する」という設置の目的を達成している。
- ・附属中学校教員と高校教員の相互乗り入れ授業については、高校では、例年一定数の教員が附属中学校の授業を担当しているが、附属中学校の教員が高校の授業を担当しているのは1教科であり、単位数も少ない。
- ・教職員からのヒアリングでは、中高が互いの教育活動の意義や内容を直接実感できる利点等を評価する意見がある一方で、相互乗り入れで担当科目が増える負担や校種を越えた授業で大学進学指導をすることの心理的な負担を懸念する意見もあった。相互乗り入れ授業については、中学校3年生と高校1年生の中高接続の学年から充実を図るなどの工夫が必要である。
- ・教育委員会は、令和4年度の人事異動から、中高一貫教育校内の人事交流の制度を定めたり、市立学校の教員へ広く中高一貫教育校の特色を周知したりするなど、人事交流の活性化に向けて取組を行っている。今後、これらの仕組みの活用によって、中高間の人事交流を促進し、高校と附属中学校の連携体制が強化されるよう、取り組んでいく必要がある。
- ・今後、教育目標、スクール・ミッションの達成に向けて、更に前進させるためには、6年間の一貫した教育課程の再編成、中高の連携強化、グローバル人材の育成に向けた取組の一層の充実が求められる。附属中学校・高校が一体となり、6年間一貫して生徒を育成していくために、高校からの入学者募集を停止するなど、中高一貫教育校の運営や取組について見直すことが必要である。
- ・今後、県内の公立中学校の卒業生数が減少していくことが想定されることから、学校運営の在り方の検討にあたっては、これらの状況も考慮していく必要がある。

参考資料

1 中高一貫教育校の概要

(1) 導入の趣旨^{※12}

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会を選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指す。

(2) 中高一貫教育校の実施形態^{※12}

中高一貫教育校には、生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、3つの実施形態がある。

ア 中等教育学校

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う。

＜全国の学校数（令和5年度・国公立）＞

・39校

＜神奈川県内の中等教育学校＞

中等教育学校	設置年度
神奈川県立平塚中等教育学校	平成21年度
神奈川県立相模原中等教育学校	平成21年度

イ 併設型の中学校・高等学校

同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。併設型中学校の生徒は、入学者の選抜を行わずに高等学校へ進学する。

＜全国の学校数（令和5年度・国公立）＞

・106校

＜神奈川県内の併設型中高一貫教育校＞

高等学校	附属中学校	設置年度
横浜市立南高等学校	横浜市立南高等学校附属中学校	平成24年度
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	平成29年度
川崎市立川崎高等学校	川崎高等学校附属中学校	平成26年度

※12 導入の趣旨、中高一貫教育校の実施形態は下記の情報をもとに作成。

文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/2/1316125.htm)

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/chuukou/index.html#renkei>)

川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000022178.html>)

ウ 連携型の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施する。

＜全国の学校数（令和5年度・国公立）＞※13

・79校

＜神奈川県内の連携型中高一貫教育校＞

高等学校	中学校	連携開始年度
神奈川県立愛川高等学校	愛川町立愛川中学校 愛川町立愛川東中学校 愛川町立愛川中原中学校	平成21年度
神奈川県立光陵高等学校	横浜国立大学教育人間科学部 附属横浜中学校	平成21年度

(3) 中高一貫教育校における教育課程の基準の特例※14

ア 中学校段階【中等教育学校】【併設型】【連携型】

○ 選択教科による必修教科の代替

- ・ 必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。

イ 中学校段階・高等学校段階【中等教育学校】【併設型】

○ 指導内容の移行

- ・ 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。
- ・ 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。
- ・ 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。
- ・ 中学校段階内における指導内容の一部を移行することが可能。

ウ 高等学校段階【中等教育学校】【併設型】【連携型】

○ 普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」

- ・ 36単位まで、卒業に必要な修得単位数に含めることができる。

※13 全国の学校数

文部科学省「令和5年度学校基本調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tstat=000001011528>)を参照。

※14 中高一貫教育校における教育課程の基準の特例は、文部科学省ホームページ掲載資料から作成。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/045/siryu/1318730.htm)

2 教育課程表

南高等学校附属中学校・南高等学校 教育課程表

(令和5年度入学者の中学1年から
高校3年までのもの)

●さらに充実した教育課程にするために、変更の可能性もあります。

中学校の表内の○数字は時間数を表す。

時間数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33																									
中学1年	国語⑤					社会③			数学⑤					理科③			音楽・美術③			保健体育③			技術・家庭②		英語⑤					道徳①	学活①	総合②																										
中学2年	国語⑤					社会③			数学⑤					理科④			音楽①	美術①	保健体育③			技術・家庭②		英語⑤					道徳①	学活①	総合②																											
中学3年	国語⑤					社会④			数学⑤					理科④			音楽①	美術①	保健体育③			技術・家庭①		英語⑤					道徳①	学活①	総合②																											
高校1年	国語		地理歴史		公民		数学			理科			保健体育		芸術 (1科目選択)		英語		情報		総合的な探究の時間					LHR																																
	現代の国語		言語文化		歴史総合		数学Ⅰ			数学A			物理基礎		生物基礎		体育		保健		音楽Ⅰ		書道Ⅰ		美術Ⅰ		英語		コミュニケーションⅠ		論理・表現Ⅰ		情報Ⅰ		LHR																							
高校2年	論理国語		古典探究		地理総合		数学Ⅱ			数学B			(1科目選択) 化学基礎		地学基礎		体育		保健		英語		コミュニケーションⅡ		論理・表現Ⅱ		家庭		必修選択(5単位) (1科目選択)		(1科目選択)		総合的な探究の時間		LHR																							
																									家庭基礎		生物		世界史探究		政治経済 地学 化学		情報Ⅱ 芸術発展		LHR																							
高校3年	論理国語		体育		英語		コミュニケーションⅢ			論理・表現Ⅲ			必修選択(8単位) (1科目選択)					自由選択科目(12単位)					総合的な探究の時間					LHR																														
													文学国語発展					数学Ⅲ					数学総合					化学					物理発展					生物発展					世界史発展					日本史発展					生徒の進路希望に応じて (2単位・4単位)科目を複数設置					LHR

3 総合的な学習・探究の時間 (EGG・TRY&ACT)

"EGG"から『TRY&ACT』へ

EGGとは総合的な学習の時間の通称です。

生徒たちの中学校生活を卵が孵化するまでの過程に見立て、附属中での3年間で蓄えた力を、高校で各自の目標に向けて発揮し、6年後には大空へ羽ばたいてほしいという願いを込めて名づけました。

総合的な学習の時間に取り組む活動の特色を表す3つのキーワード

Explore さがす (学びの探究、課題さがし)
Grasp つかむ (自己の可能性の発見、他者との学びによる確かな理解)
Grow のびる (最終的な人間性の成長)

の頭文字をとり、総合的な学習の時間を"EGG"という愛称で呼んでいます。



中学「EGG」での経験や知見を活かし、高校の総合的な探究の時間「TRY&ACT」で実践します。

【EGG体験】

- プロジェクトあしがらアドベンチャー21(中学1年)
- グループエンカウンター研修(中学1年)
- コミュニケーション研修(中学1年)
- 英語集中研修(中学1年～3年)
- 国際交流活動(中学1年～3年)
- 御殿場イングリッシュキャンプ(中学2年)
- カナダ研修旅行(中学3年)

【EGG講座】

- 必修講座 ●K-DEC開発教育講座 ●JAXA宇宙開発講座 ●弁護士による法教育講座 など
 選択講座 ●JICA横浜国際協力講座 ●米国大学機構海外留学講座 ●東大海洋アライアンス講座
 ●TBS出張スタジオ ●企業訪問など

【EGGゼミ】

- 基礎力養成演習(中学1年)
- グループ研究(中学2年)
- 卒業研究…論文作成、発表(中学3年)

卒業研究 おおまかな流れ

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 研究テーマの設定(4月～6月) | ●テーマ領域「国際」「健康福祉」「環境」「テクノロジー」「人間」 |
| 情報の収集(7月～10月) | ●中学職員アドバイザー面接 ●研究計画書作成 |
| 整理・分析(11月・12月) | ●調査研究活動交流 ●中間発表会 |
| まとめ・表現(1月～3月) | ●高校職員アドバイザー面接 ●調査研究活動交流 |
| | ●卒業論文執筆 ●卒業研究発表会(中学2年生聴講) |

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができないプログラムも掲載しています。

南高校の総合的な探究の時間

『TRY&ACT』 3・4ページ参照

次世代のグローバルリーダー

文部科学省指定スーパーグローバルハイスクールネットワーク参加校として、

横浜版スーパーグローバルハイスクール(YSGH)として



“次世代のグローバルリーダー”を育成



グローバルビレッジ研修



研修旅行(シンガポール)

総合的な探究の時間

『TRY&ACT』

で育む

グローバルリーダー
としての必要な素養と異文化理解

国立教育政策研究所・令和4年度教育課程実践検証協力校「総合的な探究の時間」

グローバル人材の育成 × SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

TRY&ACT 1年

SDGsをテーマにした課題研究

グローバルビレッジ研修(全員)

TRY&ACT 2年

グローバル研修旅行と連動した
SDGs課題研究

研修旅行(全員)

Global Leader Project 2年

SDGsを目指す
ビジネスプランの提案

日本政策金融公庫と連携

各種海外研修(希望者)

横浜市海外大学進学支援プログラム(ATOP)

国連大学・横浜市国際局・エシカル協会などの講演

課題設定力 ・ 情報収集力 ・ 分析力 ・ 表現力

南高が目指すグローバルリーダー

横浜から日本を牽引しようとする高い志を持つ生徒

国際社会の発展に寄与できるリーダーとなる生徒

グローバル社会での将来像を描く生徒

主体的に学び、自ら探究する生徒

検証会議

南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証会議 運営要綱

制定 令和5年6月20日 教高第303号（教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、南高等学校及び南高等学校附属中学校（以下「南高等学校・附属中学校」という。）における中高一貫教育に関する検証会議（以下「検証会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 高校教育課長は、南高等学校・附属中学校における中高一貫教育の検証にあたり、次に掲げる事項について検証会議の委員に意見及び助言を求める。

- (1) これまでの取組の成果及び課題に関すること
- (2) 今後の取組、方向性等の検討に関すること
- (3) その他中高一貫教育の推進にあたって検討を要すること

（委員）

第3条 検証会議の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育長が必要と認める者

（会議の招集）

第4条 検証会議は、高校教育課長が招集する。

2 前項の会議は、令和5年6月20日から令和6年3月31日までの期間において必要により開催することとする。なお、期間については、検証会議の状況等により必要に応じて延長できることとする。

（会議の運営及び庶務）

第5条 会議の運営及び庶務は、教育委員会事務局高校教育課が行う。

（その他）

第6条 この要綱のほか、その他会議の運営に関して必要な事項については、高校教育課長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

○ 検証会議 委員名簿（五十音順、敬称略）

氏名	職名等
植田 みどり	国立教育政策研究所総括研究官
坂野 慎二	玉川大学教育学部教授
高木 展郎	横浜国立大学名誉教授
ブルース・L・バートン	アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター所長
守屋 一幸	元鎌倉女子大学教育学部准教授

○ 検証会議スケジュール

年月	予定	内容
令和5年6月	第1回 検証会議	論点の整理、現状の把握、調査計画
7月	第2回 検証会議	現地調査、ヒアリング
10月	第3回 検証会議	アンケート結果（速報値）の報告 方向性の整理
12月	第4回 検証会議	報告書案
令和6年3月	第5回 検証会議	報告書案

教育委員会事務局担当者

○ 教育委員会事務局担当者

氏名	職名等
石川 隆一	教育委員会事務局学校教育企画部長
宮村 浩文	教育委員会事務局高校教育課長
小出 文則	教育委員会事務局高校教育課首席指導主事
佐藤 理史	教育委員会事務局高校教育課担当係長
漆畑 優紀	教育委員会事務局高校教育課担当係長
山本 俊太郎	教育委員会事務局高校教育課主任指導主事
駒木 健志	教育委員会事務局高校教育課指導主事

南高等学校及び南高等学校附属中学校における
中高一貫教育に関する検証
報告書

令和6年3月

横浜市教育委員会事務局高校教育課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045(671)3272

FAX 045(640)1866

全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

1 令和6年度予算案における債務負担行為の設定について

令和6年度予算案では、令和8年度からの中学校給食事業を担う事業者との契約等の締結に向けて、それぞれの契約期間に応じて債務負担行為を設定します。

令和5年第3回市会定例会において公募に当たっての概算事業費をお示しいたしましたが、直近の人件費や建築単価の高騰や、衛生管理の更なる強化に伴う単価の増額等（※）を踏まえ、本市において改めて積算を行いました。今後、債務負担行為の設定額の範囲内で優先交渉権者と協議を行った上で、A区分では委託契約を、B区分では基本協定を締結し、中期計画に定められた全員給食に向けた準備を着実に進めます。

【令和6年度予算案の内容】

事項	期間	限度額
横浜市中学校給食調理・配送等業務（A区分）委託契約	令和7年度から令和22年度まで	限度額 49,000,000千円
横浜市中学校給食調理・配送等業務（B区分）委託契約	令和7年度から令和12年度まで	限度額 21,000,000千円

【債務負担行為の設定額の考え方】

A区分：事業期間（15年間）総額 約450億円 ⇒ **約490億円**（+40億円） ※年間：約33億円
 内訳：①施設維持管理等業務 約168億円 ⇒ 約184億円（+16億円）※年間：約12.3億円
 ②調理・洗浄等業務 約209億円 ⇒ 約232億円（+23億円）※年間：約15.5億円
 ③配送・配膳業務 約72億円 ⇒ 約74億円（+2億円） ※年間：約4.9億円

B区分：事業期間（5年間）総額 約190億円 ⇒ **約210億円**（+20億円） ※年間：約42億円
 内訳：①調理・洗浄等業務 約148億円 ⇒ 約163億円（+15億円）※年間：約32.6億円
 ②配送・配膳業務 約40億円 ⇒ 約41億円（+1億円） ※年間：約8.1億円

※A区分の施設維持管理等業務に関しては、事業者が附帯事業を実施できることに鑑み、施設・設備等の設置にかかる経費の100分の10を差し引いた額を概算事業費として設定しています。

※上記は債務負担行為の設定額であり、実際の契約金額とは異なります。

※上記の債務負担行為の設定額は、各内訳の合計額を上位2桁に切り上げています。

※上記の設定額はR5.11時点で積算した事業費の上限額であり、R8年度からの運営に向けては、スライド条項の適用により、R7.11時点で改訂指標と比較し変動がある場合には、上限額を変更する必要がある可能性があります。

（※）積算単価の見直しについて

・物価高騰を踏まえた単価の設定（調理洗浄費単価：+13円/食、配送・配膳費単価：+920円/校）

昨今の給食事業者の厳しい状況を踏まえ、人件費などの物価高騰を適切に委託費に反映させるため、令和2年度から令和5年度までの神奈川県最低賃金の上昇率（9.9%）や光熱水費の上昇率（29.0%）を考慮して、積算単価を増額します。

・衛生管理の更なる強化（調理洗浄費単価：+17円/食）

異物混入等の事案を受け、検品等の体制について事業者に対して更なる強化を求めていく必要があります。現在の喫食率は、令和3年度時点から倍増（約20%→約40%）している中で、各社の委託料単価は令和3年度から増加していないことから、検品等の衛生管理体制の強化にかかる費用を考慮し、積算単価を増額します。

【積算単価の比較】

	前回積算時	見直し後
調理洗浄費/食	【A区分】265円	【A区分】295円（+30円）
	【B区分】298円	【B区分】328円（+30円）
配送・配膳費/校	45,600円	46,520円（+920円）

【参考】市有地の貸付料について

A区分では、市有地を活用して民設民営方式により工場を整備した上で調理・配送等業務委託を行うため、事業予定者と、令和6年4月から17年間にわたる事業用定期借地権設定契約を締結します。4月1日から貸し付ける場合の貸付料は、横浜市財産評価審議会からの答申を踏まえ、下記のとおりとします。

①所在地：横浜市金沢区福浦一丁目

②面積：16,205.15㎡

③貸付料（月額）：360円/㎡（事業期間総額：約11.9億円）（公募時の参考価格：237円/㎡）

※月額支払額は、17年間の総額を令和8年4月からの15年間で除して408円/㎡となります。

※社会経済情勢及びその他の理由により、貸付料は原則として3年ごとに見直すこととします。

【参考】新しい中学校給食の取組

学校給食法に基づく給食を令和8年度からすべての生徒に提供するとともに、新しい中学校給食の取組を令和8年度から全校実施することに向けて、事業予定者や学校との具体的な調整を進めてまいります。

方向性	具体的取組	主な取組内容
温かさの工夫	より温かく充実した汁物の提供	保温性食缶を用いて、より温かい状態で提供。具沢山で具材のうま味を生かすことができ、おかわりも可能。
	より温かいごはんの提供	市内工場の誘致や配送ルートへの工夫による配送時間の短縮や、全ての学校でのクラス前配膳の実現に向けた体制整備により、保温性を更に高める。保温材の改良・提供方法の検証など、引き続き検討を進める。
献立改善	汁物の内容充実	改善要望の多い副菜を減らし、汁物の具材を充実させることにより、より食べやすい献立を目指す。 ※カレーやシチュー、具だくさんスープ等
	より満足してもらうための献立改善	客観的指標に基づき改善点を把握し、献立試作等による調理方法や味付けの改善、新メニューの開発を進める。
一人ひとりへの配慮	専用施設によるアレルギー代替食の提供	主要8品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））に対応（希望する全生徒に提供） ※かに、くるみ、そば、落花生（ピーナッツ）は給食では不使用。
	おかわり用給食の提供	欠席者分や予備食（1クラス1食程度）をおかわり用に活用。不足分はご家庭からの副食持参も可能。
価格の安定 地産地消の推進	市による食材の一括調達	本市が定めた食材調達基準に基づき、公益財団法人よこはま学校食育財団による一括調達に向けた体制を調整。

2 全員給食に向けた令和6年度からの取組について

(1) 中学校給食推進校について

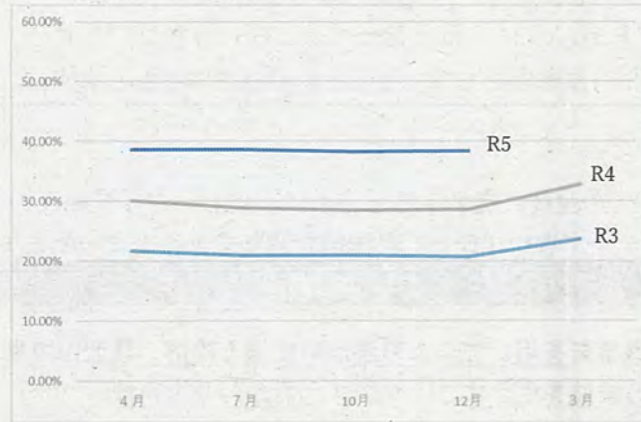
令和8年度からの全員給食を全校でスムーズにスタートできるよう、中学校給食の利用を年間を通して原則とし、食数が大幅に増えることに備えた効率的な配膳方法や、より良い給食に向けた取組のモデル実施など様々な効果・検証を行います。令和6年度は対象校を **18区34校に拡大(令和5年度11区18校)** します。

※中学校給食推進校の喫食率(令和6年2月末時点) **74.5%※対象学年のみ**

(2) 令和6・7年度の供給体制について

現行事業者の設備増強や、一部業務を再委託するなどの工夫を行うことで、供給体制を強化します。令和6年度は、現在の最大供給量33,000食から10,000食程度を増産することで、増加する**喫食率(年間平均46%)**に対応します。令和7年度は、今回の事業者公募の結果を踏まえ、更なる供給体制の強化に向けた協議を進めます。

【年間喫食率の推移比較】



令和6年2月の平均喫食率は、38.4% (令和5年2月は29.8%) でした。

令和6年4月に入学する新1年生が3年生になる令和8年度から全員給食がスタートすることを踏まえ、**段階的に喫食率を高めていく**ことを想定し、供給体制の強化に取り組めます。

(3) 中学校における環境整備について

令和8年度からの全員給食に向けて、円滑な配膳を行うための**配膳室を順次整備**していきます(令和6年度:設計50校、工事50校)。また、全員給食のスタートに向けた具体的な取組のスキーム検討や課題解決を図るため、**学校現場の意見も踏まえて検討するプロジェクトを設置**し、アレルギー対応や安全かつ効率的な配膳の仕組みの検討を進めます。

(4) 全員給食に向けたプロモーションについて

中学校給食の価値、魅力を、様々な広報・PRコンテンツにより、SNS、Web、パンフレットやイベント実施等を通して、広く周知します。また、食育をより推進していくための**新たな愛称を生徒の意見も聞きながら決定**し、広報するとともに、中学校給食の理解促進のため、小・中学校の**保護者等を対象とした試食会を積極的に実施**します。



【参考】令和5年度 保護者試食会でのアンケート結果

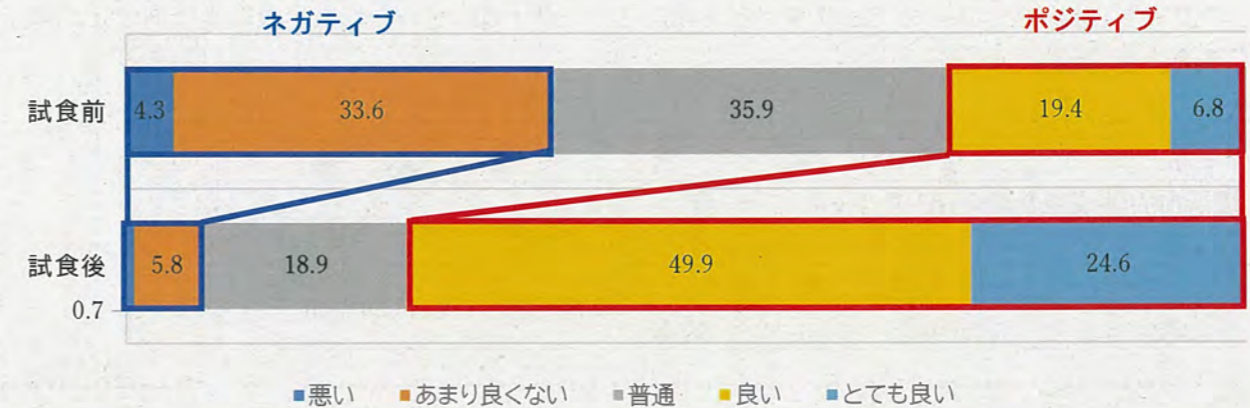
●アンケート回答数:1,644名(R4:617名) ※令和5年4月~12月実施分

・中学校給食の印象(良い・とても良いのみ)

試食前 26.2% → **試食後 74.5%** (R4 試食前 22.2% → 試食後 75.5%)

・中学校給食の印象(普通以上)

試食前 62.2% → **試食後 93.4%** (R4 試食前 63.5% → 試食後 94.0%)



【参考】令和8年度からの全員給食に向けたロードマップ(案)

取組内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
供給体制の確保	公募	工場建設 一部エリア再公募	開業準備	
配膳環境整備/ 新しい取組検討		配膳環境の整備(配膳室の設計・工事等)	学校を含めたPJでの検討 マニュアル整備	全員給食の開始
プロモーション (食育の推進)		保護者への試食会(R7年度には全小学校を予定) SNS、WEB、パンフレット等を活用した理解促進	学校への研修	
	愛称(案)の作成	愛称決定	保護者説明会	保護者説明会

【参考】今後のスケジュール

- 令和6年4月 【A区分】調理・配送等業務委託契約、事業用定期借地権設定契約の締結(予定)
- 【B区分】基本協定の締結(予定) ※再公募エリア除く。
- 令和6年度上半期 【B区分】一部エリアの再公募、優先交渉権者の決定 ⇒基本協定の締結(予定)
- 令和8年4月 【B区分】調理・配送等業務委託契約の締結(予定)
- 全員給食の開始
- ※その他、進捗状況等については、適宜、市会へ報告予定です。